

2021 年度大学評価(認証評価)申請用 点検・評価報告書

2021 年 4 月



東洋大学

目次

序章.....	2
第1章 理念・目的.....	4
第2章 内部質保証.....	11
第3章 教育研究組織.....	27
第4章 教育課程・学習成果.....	36
第5章 学生の受け入れ.....	77
第6章 教員・教員組織.....	87
第7章 学生支援.....	106
第8章 教育研究等環境.....	120
第9章 社会連携・社会貢献.....	136
第10章 大学運営・財務(1)大学運営.....	143
第10章 大学運営・財務(2)財務.....	154
終章.....	157

序章

本報告書は、東洋大学(以下、本学)が 2021 年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価(認証評価)を受審するための調書としてまとめたものである。

前回の 2014 年度に受審した大学評価においては、努力課題として 4 項目の指摘を受け、いくつかの長所の評価を受けた。努力課題に対する改善状況については、評価後すみやかに、「大学評価統括本部」が中心となり検討するとともに、該当する委員会及び組織において、改善対応を行い、2018 年 7 月に大学基準協会に「改善報告書」を提出した。その後、2019 年 5 月に「改善報告書検討結果」を受理し、「努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」と評価を受けたものの、「特定課題研究(論文)の審査基準が、修士論文の審査基準と同一であるため、改善が望まれる」ことについて、追加の指摘を受けた。このことについて、2019 年度中に該当する組織に対して、大学院研究科長会議等を通じて、フィードバックを行い、改善に取り組んだ。その結果、2020 年度入学生以降の『大学院要覧』では、改善された審査基準を示している。これらの指摘事項に対する改善のみならず、本学は以下のような教育の質向上に向けた取り組みを行っている。

本学は、2021 年に創立 134 年を迎える大学であり、関東の一都二県に 5 キャンパスを設置し、13 学部 15 研究科を有する総合大学である。

2012 年の創立 125 周年における「未来宣言」を踏まえ、「哲学すること」の教授を根本として、世界標準の教育・研究・社会貢献活動を推進することに取り組んできた。

とりわけ教育においては、「哲学教育・国際化・キャリア教育」という 3 本柱を中核に据えて、学科単位の中・長期の計画を策定し、学部・学科の教育課程編成のバックボーンとして重視してきた。大学院においては、上記の 3 本柱を踏まえながら、「知的ピラミッドの頂点を目指す」「特色ある国際化」「高度職業人の育成」といった各研究科の専門性を十分に発揮できる目標を掲げ、研究科ごとに設定した中長期計画を策定し、定例の大学院研究科長会議後に大学院改革実施タスクフォースを開催しながら、研究科同士のグッドプラクティスの共有と課題解決に向けた検討を重ねてきた。

国際化については、2014 年度より全学的な施策であるスーパーグローバル大学創成支援事業「TOYO GLOBAL DIAMONDS 構想」に基づくグローバル教育の推進により、協定校数の増加と留学制度の充実、学生に対する語学教育の強化、多様な形態による国際交流の促進など、一定の成果を挙げている。

さらに、2019 年に創立者井上円了博士の没後 100 周年を迎え、創立者の理念のさらなる継承と本学の発展に資することを念頭に置き、学校法人東洋大学中期計画として、「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」を 2019 年度末に策定し、各事業を進めている。

こうした一連の基礎作りのうえに、直近では、「建学の精神」を踏まえた全学的な教育目標「東洋大学スタンダード 2021」を策定し、2021 年度から施行される学部の新カリキュラムの施行に向けて全学的に取り組んでいる。

以上のような取り組みのなか、各学部・研究科等における教育研究活動の検証を適切に行い、全学的な改善活動を組織的に行うことを目的として、内部質保証の体制整備に着手してきた。具

体的には、2019 年度以降、全学的内部質保証推進組織の明確化、内部質保証に関する全学的方針の明示、必要な規程の改正と外部評価を実施するほか、学長自ら組織的な改善に向けた提言を行い、諸組織の長と意見交換を重ねてきた。また、全学的な委員会組織や法人組織の自己点検・評価活動についても、全学的内部質保証推進組織である「大学評価統括本部」の下に位置付け、大学全体の組織間の連携を明確にした。これにより、2019 年度は 106 の組織、2020 年度は 107 の組織が自己点検・評価活動に取り組み、大学評価統括本部長である学長からの提言を共有する機会を設け、その提言を受け、改善に活かすように努めている。

学習成果の測定とその結果の評価に基づく教育改善活動については、学部が行う新カリキュラム改訂に向けた検討プロセスにおいて、重点的に推進してきた。各学部は、全学的な教育目標である「東洋大学スタンダード 2021」を踏まえたディプロマ・ポリシーを設定し、ディプロマ・ポリシーの項目に即した学習成果の測定指標の策定に取り組んでいる。一方、大学院においても、測定指標の用い方は異なるものの、学部と同様にディプロマ・ポリシーに即した測定指標を策定し、試行的に取り組んでいる段階である。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症との闘いに象徴された 1 年であった。学生、教職員、地域を感染から守りながら、教育研究活動を止めないために、教職員一人ひとりが知恵を出し合い、考えて行動してきた。必ずしも全ての対策が最善であったとはいえないものの、教員は教員としての役割にいつそう力を注ぎ、職員は職員としての役割に誇りを持ち、学生は学生としての主体的な学びを深めるためには、何が必要であるか、大学の在り方そのものに対する本質的な問いをもたらす大きな契機となった。

2020 年度秋学期の終盤を迎えた 12 月 11 日、全国的に感染者数が増加し、由々しき状況であったが、教育の質保証に取り組む時機を逸することがないよう、全教職員を対象とした「質保証フォーラム」と題する対面とオンラインの同時双方向による全学を挙げたフォーラムを開催した。同フォーラムでは、感染対策とオンライン授業の実施に尽力してきたこれまでを振り返るとともに、教職員が共にアフターコロナの教育を考え、学生の成長をどのように支えていくべきか、質保証の在り方を議論する機会となった。

このような取り組みにより、内部質保証体制の充実とその機能の有効性の検証、3 つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを十全に機能させるための学習成果の測定と組織的な検証活動については、一定の枠組みを設けることができているが、まだ十分な検証には至っていない。また、2020 年度のコロナ禍の経験を通じて、学生の成長を約束するために、本学の教育をどのように充実させていくべきか、学生、教職員の気付きを有効に活かしていく仕組みを模索しはじめている。

本学としては、学生の学びの質を保証するための一連の取り組みが一過性とならないよう、そして一層の充実を諦めることなく追求する不断の取り組みとして、学生の声に耳を傾け、自律的に検証と改善を繰り返すことにより、学習者本位の教育システムを構築していく所存である。

そのために、今できていること、できていないことを正確に把握し、適切な大学評価を受けることができるよう、詳細を本報告書にまとめた次第である。

東洋大学大学評価統括本部長
学長 矢口 悦子

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

【評価の視点】

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

<大学の理念・目的の適切な設定>

本学は、1887年に井上円了博士により創立された、「私立哲学館」を前身としている。井上円了博士は、哲学館の仮開館式が挙行された際、「私立哲学館」の目的を述べ、教育対象者について、「晩学にして速成を求める者」「貧困にして大学に入ることが不可能な者」「原書に通ぜずして洋語を理解できない者」とまとめており、多くの人々に教育の機会を提供することを創設時から掲げていた。開館の翌年には館外員制度による通信教育を実施し、また、井上円了博士自ら日本全国に足を運んで講演活動を長きにわたって行って、民衆に教育機会を開放するという哲学館創立の精神のもと、生涯学習教育の先駆者として活動した(資料 1-1,2【ウェブ】)。

このことは、今日の東洋大学においても引き継がれており、本学の教育研究組織の編成原理のひとつに、「前身である哲学館の創設の趣旨である『余資なく、優暇なき者』のための『社会教育』を重視する『開かれた大学』を目指し、第2部を維持し、社会人受け入れの体制を整備するなど、多様な学生が学習することができる教育研究組織を編成する」ことを掲げている(資料 1-3【ウェブ】)。13学部15研究科を擁する総合大学へと発展した現在も、一部の学部において第2部・イブニングコースを設置するとともに、通信教育課程(2018年度学生募集停止)を維持してきた。また、全国講師派遣事業と題して、本学の教員が無料で出張講座を行うなど、社会に広く教育機会を提供している(大学基礎データ表1,資料 1-1,4【ウェブ】)。

哲学者であり、教育者であった井上円了博士は、哲学を「思想錬磨の術として必要なる学問」であると捉え、人は肉体を錬磨するために運動や体操をするように、精神を錬磨するために哲学を学ぶ必要があると考えた。この思想は、現在の東洋大学の「建学の精神」である、「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」の3つに象徴されている(資料 1-5【ウェブ】)。

さらに、2010年3月には、当時の学長の下で、「建学の精神」と井上円了博士の思想をさらに継承していくために、次のように「建学の理念」としてまとめ、学生、教職員に周知するとともに、大学ホームページにて公表している(基礎要件確認シート表1,資料 1-6【ウェブ】)。

～建学の理念～

建学の精神

「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」

東洋大学の教育理念

・自分の哲学を持つ

多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学(人生観・世界観)を持つ人間を育成する。

・本質に迫って深く考える

先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方で、論理的・体系的に深く考える人間を育成する。

・主体的に社会の課題に取り組む

社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築いていける人間を育成する。

東洋大学の心

・他者のために自己を磨く

自分を磨くのは、人々のためにはたらくことができるようになるためであり、そのことを自覚して学業に励むのが東洋大学の心である。

・活動の中で奮闘する

現実社会における活動の中にどこまでも前進してやまないのが、東洋大学の心である。

本学は、この「建学の理念」を踏まえ、大学、大学院、通信教育の目的を以下のとおり、「学則」「大学院学則」「通信教育部学則」に適切に定めている(資料 1-7～9)。

・東洋大学学則第2条

本学は、創立者井上円了博士の建学の精神に基づき、東西学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成することを目的とする。

・東洋大学大学院学則第1条

東洋大学大学院は東洋大学の建学の精神に則り、世界の学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

・東洋大学通信教育部学則第1条の2

通信教育課程は、本学の建学の精神及び通信教育の伝統に則り、大学教育の可能性を広げ、多様な学習の要求に対応する教育を提供し、もって有為な人材育成に貢献することを目的とする。

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定>

各学部・研究科の目的については、本学の「建学の理念」及び「学則」に定めた目的を踏まえ、学部は、「人材養成の目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」等を「教育研究上の目的」として、各学部規程に学科(学科の下に専攻を置く場合は専攻)ごとに定めている。一方、研究科は、各研究科規程に、「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を専攻の下に置く課程ごとに定めている(基礎要件確認シート表 2,資料 1-10～12)。

これらの目的について、学部は、カリキュラムの完成年度周期である 4 年ごとにカリキュラムを改訂することが定例となっており、改訂時期を考慮しながら、卒業の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針(以下、3 ポリシー)と併せて、検証を行っている。

2021年度から施行される新カリキュラムの改訂に先立ち、2019年4月に、学長の下で「2021年度カリキュラム編成に係る全学方針」を示し、教育研究上の目的の検証を改訂スケジュールに明確に位置付け、全学的な検証の機会を設けた。なお、同方針については全学カリキュラム委員会の協議を経て、学部長会議を通じて全学に周知されており、全学的かつ段階的なプロセスを経て各学部に行き渡るように説明している(資料1-13～14)。

一方、研究科においては、毎年、教育課程の検証と必要な見直しを行うこととしており、各研究科規程の改正に併せて、目的の検証を行っている。なお、学部とは異なり、単年度ごとに検証している理由のひとつは、最新の研究領域を考慮しながら教育課程の検証を行うとともに、教員の退職等に伴う人事計画と併せて、当該専攻の研究領域を適切に編成することを重視しているためである。

このように、本学は、大学の理念・目的を踏まえた学部及び研究科の目的を設定し、検証に取り組んでいる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

【評価の視点】

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

＜大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示＞

大学、大学院、通信教育の目的については、「学則」「大学院学則」「通信教育部学則」に適切に定め、大学ホームページで公表している(資料1-15【ウェブ】)。

各学部・研究科の目的については、本学の「建学の理念」及び「学則」に定めた目的を踏まえ、学部は、各学部規程に、研究科は、各研究科規程に適切に定め、大学ホームページで公表している(基礎要件確認シート表2,資料1-15【ウェブ】)。

＜大学の理念・目的、学部・研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表＞

本学の理念・目的、学部・研究科の目的等については、大学ホームページ及び学部・研究科のホームページにて公表し、教職員及び学生に周知している。また、各学部・研究科が新生に対して配付する『履修要覧』『大学院要覧』にて、大学の理念・目的、各学部・学科、各研究科・専攻の目的を掲載し、周知している(資料1-15【ウェブ】、16～17,18【ウェブ】)。

また、「建学の精神」などを解説した冊子『井上円了の教育理念』を新生及び新任教職員に配付するほか(資料1-19【ウェブ】)、「井上円了が志したものは」と題する作文コンクールを実施し、学内外からの作品を募り、受賞者を表彰するなど、本学の理念・目的を広く浸透させる取り組みを継続している(資料1-20【ウェブ】、21～22,23【ウェブ】)。さらに、自校教育として、基盤教育科目に、「井上円了と東洋大学」や「全学総合(妖怪学)」を開講するほか、一部の学部では、「井上円了と建学の精神」を開講し、必修化するなど、正課教育を通じて「建学の精神」に対する深い理解を得

られるようにしている(資料 1-24【ウェブ】)。

学生が「建学の精神」をどの程度把握しているかについて、新入生アンケート(1 年生対象)及び卒業時アンケート(4 年生対象)において全学的に把握するよう努めている(資料 1-25【ウェブ】)。直近 5 か年の経年比較結果は以下のとおりである(下表)。

◆新入生アンケート結果

(設問 4) 大学の「建学の精神」を知り、共感できましたか。(%)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
1.共感することができた	21.0	21.4	21.6	22.8	24.4
2.知ることはできた	58.4	53.8	54.5	54.6	56.8
3.知らない	20.7	24.8	23.9	22.7	18.9

◆卒業時アンケート結果

(設問 17) 大学の建学の精神を知り、その内容を理解できましたか。(%)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
1.理解できた	12.7	13.2	14.8	14.8	20.3
2.やや理解できた	51.6	54.1	54.1	54.4	47.2
3.あまり理解できなかった	25.3	23.0	22.1	22.1	17.2
4.理解できなかった	3.4	3.7	3.1	2.9	3.2
5.建学の精神を知らない	7.0	6.1	5.9	5.9	12.1

詳細な記述は第 9 章に委ねるが、本学は全国講師派遣事業と称する、教員が無料で全国各地に赴く出張講座を行っている。また、「東洋大学井上円了リーダー哲学塾」を開講し、リーダーの資質として不可欠な「自己の基軸＝哲学」を備えた人間力に富む人財の育成を目的に、「建学の精神」に沿う、教育機会を提供する事業を行っている(資料 1-4【ウェブ】、26【ウェブ】、27～29)。

研究活動としては、井上円了研究センターや国際哲学研究センターを設置するとともに、国際井上円了学会の設立と活動の展開により、本学の理念・目的を学術的なアプローチから、社会に広く周知する機会を設けている。2019 年 9 月には「国際的視野から見た円了哲学」と題した国際シンポジウムを開催し、海外大学との研究報告を行うなど、井上円了博士の功績を現代に継承していくための活動を積極的に推進している(資料 1-30【ウェブ】～32【ウェブ】)。

さらに、2019 年は、井上円了没後 100 周年にあたることから、記念講演会、公開講座、国際シンポジウム、特別展示会などの記念事業を行った。創業者・井上円了博士の思想における先進性や革新性を紐解くとともに、本学の理念・目的を社会と共に再認識する機会となった(資料 1-33【ウェブ】)。

このように、本学は、教育・研究・社会貢献活動を通じて、「建学の理念」の具現化に繋げている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

【評価の視点】

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

＜中・長期の計画その他の諸施策の設定＞

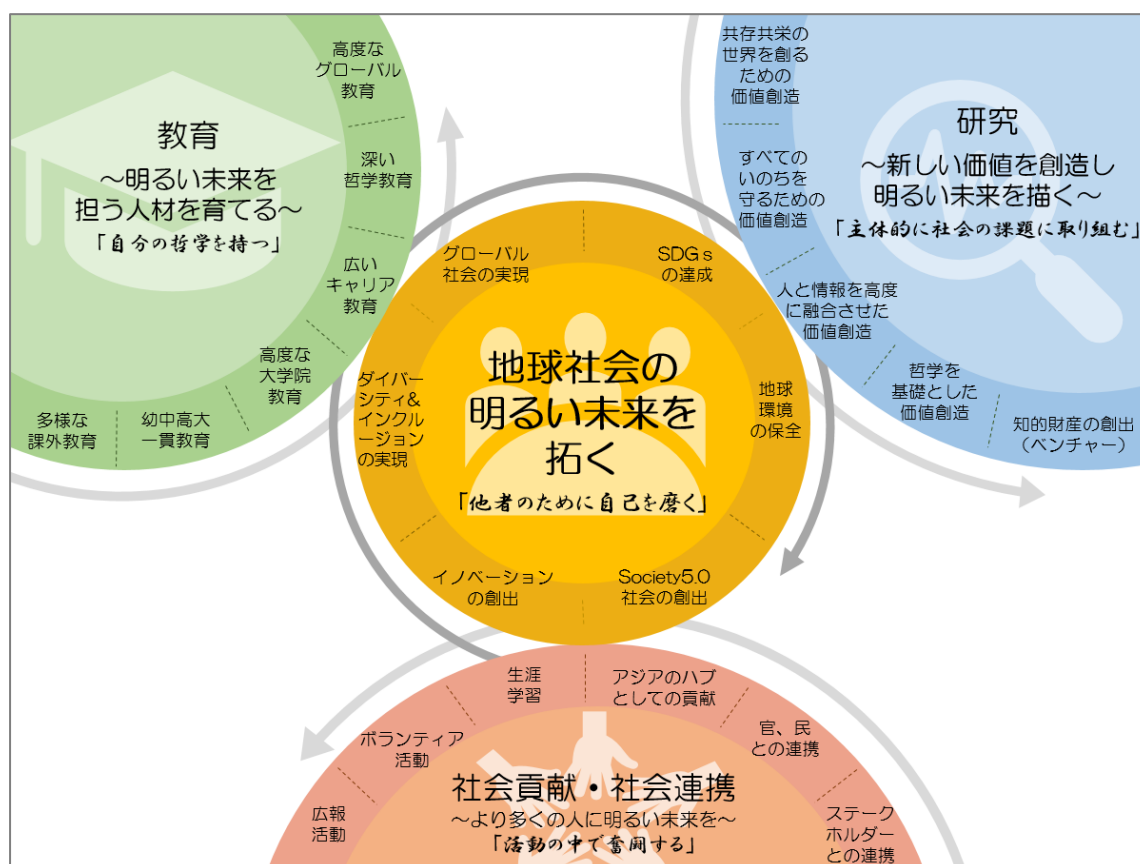
本学はこれまで、時代の要請、社会の変化に即応しながら、いくつかの中長期的な構想や計画を推進してきた。2011 年からは、学校法人東洋大学の下で総合学園計画を進め、新キャンパスの設置や移転、学部・研究科の改組等、魅力的な教育研究環境の整備に尽力している(資料 1-34)。

2014 年には、文部科学省スーパーグローバル創成支援事業である「TOYO GLOBAL DIAMONDS 構想(以下、TGD 構想)」を計画・推進し(資料 1-35,36【ウェブ】)、2016 年には、地球社会の未来を拓く、知的イノベーション拠点の確立を目指すことを目的とした、学校法人東洋大学としての将来ビジョン「Beyond 2020」を策定した(資料 1-37,38【ウェブ】)。

2020 年 3 月には、学校法人東洋大学中期計画として、「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」を策定した(資料 1-39,40【ウェブ】)。この中期計画は、「地球社会の明るい未来を拓く」ことを基本方針として掲げており、教育・研究活動、社会貢献・連携活動の高度化と質保証を図るものである。

いずれの計画等も大学の理念・目的の実現を目指すためのものであり、「建学の理念」にある「主体的に社会の課題に取り組む」「活動の中で奮闘する」「他者のために自己を磨く」ことを具現化していくためのものである(下図)。

◆学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」概要図



具体的な計画については、研究に関する中期計画として、①共存共栄の世界を創るための価値創造、②すべてのいのちを守るための価値創造、③人と情報を高度に融合させた価値創造、④哲学を基礎とした価値創造、⑤知的財産の創出（ベンチャー）、⑥制度・体制の整備に係る計画を策定している。

また、同計画は、教育に関する中期計画として、①深い哲学教育、②高度なグローバル教育（TGD 構想の推進）、③広いキャリア教育、④高度な大学院教育、⑤多様な課外教育、⑥幼中高大一貫教育、⑦制度・体制の整備、⑧教育環境整備に係る計画を策定している。

社会貢献・社会連携に関する中期計画については、①生涯学習、②ボランティア活動、③アジアのハブとしての貢献、④官、民との連携、⑤ステークホルダーとの連携、⑥広報活動に係る計画を策定している。

そのほか、新規事業計画として、学部等の改組計画、キャンパスの設置・整備を掲げるほか、ガバナンス・マネジメントに関する中期計画を策定し、法人ガバナンスのみならず、財務マネジメント、人事マネジメント、ファシリティマネジメントに係る推進・整備計画を定めている。

この学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」は、理事会の下で教学検討委員会、学長の下で学長室会議で検討され、学部長会議を通して各学部の意見を聞き、評議員会、理事会などで議論を重ねたうえで策定されている（資料 1-41）。

また、各学部・研究科が策定した中期計画を包含するように扱っており、各学部・研究科の教育研究活動の計画を踏まえ、予算編成、教育研究環境等の充実・整備を通じて、学校法人の運営において推進されるよう設計している。学部の中・長期の計画については、2017 年度から 2023 年度までを長期として設定し、2017 年度から 2019 年度までを「中期目標・中期計画」として推進してきた。現在、2020 年度から 2023 年度までの新たな中期計画が進められている（資料 1-42）。研究科の計画については、大学院改革実施タスクフォースが中心となり、同様のスパンで推進している。なお、中期計画のスパンを前期 3 年、後期 4 年としているのは、TGD 構想の最終評価対象年度に合わせるためであり、本学のグローバル教育の推進を中・長期の計画の実行とも連動させていくこととしている（資料 1-43～44）。

学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」は、2020 年 4 月に施行された改正私立学校法に基づく学校法人の中期的な事業計画に位置付けている。本計画は、毎年のローリングによる見直しを図り、計画の充実を図ることとしているが（資料 1-45）、2021 年度に受審する大学評価（認証評価）の結果等を踏まえ、必要な計画の見直しを行う予定である。

(2)長所・特色

本学は、創立者井上円了博士の「建学の理念」の具現化を図るために、教育研究組織の設置及び各学部・研究科の人材育成の目的等において、その意思を適切に反映するとともに、教育・研究・社会貢献活動のいずれにおいても、「建学の理念」が浸透されるよう取り組んでいる。

民衆に教育機会を開放するという哲学館創立の精神は、その後も継続し、1916 年には専門学校令による大学の中で初めて女子の入学を許可したほか、夜間の第 2 部・イブニングコースの設置を現在も継続している。全国の私立大学の夜間部の入学者数の約 4 分の 1 を本学の入学者が占めているなど、教育機会を広く開放し続ける点において、他の大学にない取り組みとなっている（資料 1-46）。

また、将来を見据えた計画においても、東洋大学として追求すべき目的を揺らぐことなく、継承することができている。

これらの創立者の建学の理念とその伝承は、本学にとって特筆すべきものであり、全学にわたる将来計画においても反映できていることは、教職員が「建学の理念」に誇りをもっている証左であるといえる。

なお、さらなる「建学の理念」の継承を企図するため、創立者の研究、自校教育の充実、創立者井上円了博士関連の資料整理・保存、創立 150 周年事業に向けた取り組みを組織的に行うために、「井上円了哲学センター」の設置を計画している(資料 1-47)。

(3)問題点

現時点では、特に問題があるとは考えていないが、次期の学校法人東洋大学中期計画の策定においては、将来の大学運営を担う人材を育成する観点から、計画の検討段階より、幅広い教職員の参画を得る必要がある。

(4)全体のまとめ

本学は、1887 年に井上円了博士によって創立された、「私立哲学館」を前身としている。当時創設された私立大学が、法律や経済、医学などの実用的な学問を教える学校か、特定の信仰に基づいて設置された学校であった中、「私立哲学館」は、普遍的で根本的な真理を追求する点において、他に類を見ない極めて特異な存在であった。

130 余年にわたり引き継がれる本学の教育研究等活動は、現在の世界的な潮流からいえば、国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)の目標のひとつである「質の高い教育をみんなに」に繋がるものであり、創立以降、全学を挙げて、長きにわたり「建学の精神」を貫き、取り組んできた大学ともいえる。

本学は、今後の中長期的な計画の推進においても、創立から重視されてきた揺るぎない根本的な理念・目的を継承し、時代の要請を踏まえた新たな考え方を融合させながら、活動を通じて組織的な検証を重ねていく必要がある。また、諸活動を通じて、将来を担う教職員の育成を図りながら、本学の発展に資するよう取り組まなければならない。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

【評価の視点】

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割
- ・当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

＜内部質保証のための全学的な方針および手続の設定とその明示＞

本学の内部質保証のための方針及び手続等については、前回の第2期認証評価を受審した2014年度当時から2018年度に至るまで、以下のとおりであった(資料2-1)。

「2018年度までの内部質保証に関する方針」

全学的かつ定期的な自己点検・評価活動を実施するとともに、構成員の内部質保証に対する理解を深め、自己点検・評価の結果を、改革・改善につなげることができるシステムの構築と、それを支える構成員の意識を醸成する。

上記の方針に基づき、自己点検・評価担当の副学長及び各学部・研究科の自己点検・評価に係る委員会の委員長、教務部長、学生部長らで構成される自己点検・評価活動推進委員会が、内部質保証の牽引役を担ってきた。

自己点検・評価活動の実施にあたっては、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目に準拠し、本学独自の点検・評価項目を追加設定した共通フォーマットを用いるほか、各学部等による自己点検・評価報告書の記述内容を自己点検・評価活動推進委員会内の委員同士で相互にチェックし合うピアレビューを実施するなど、自己点検・評価の客観性及び妥当性の向上に努めてきた。また、3ポリシーの策定単位である、学科・専攻ごとに自己点検・評価活動を実施してきた(資料2-2)。

しかしながら、当時は、学部・研究科ごとに置かれるべき自己点検・評価に係る委員会については、規程上明確となっておらず、学科会議やカリキュラムを検討する委員会等がそれを兼ねている場合があるなど、自己点検・評価体制は各学部・研究科の自主性に委ねられていた。

また、3ポリシーを起点としたPDCAサイクルを実現するために必要な学習成果の測定と評価等についても、測定指標に関する具体的な策定手順等を明らかにしていない状況であった。

第2期認証評価の受審後、2015年度、2017年度、2018年度と全学的な実施ガイドラインに則り、学部・研究科の自己点検・評価活動を行ってきたものの(資料2-2,3【ウェブ】)、学部・研究科以外の諸組織を含む自己点検・評価体制及び全学的な内部質保証を推進する組織が、規程及び運営上、明確になっていなかった。

学部・研究科以外の諸組織における自己点検・評価活動については、第2期認証評価の受審

前年度以降、定められた手順や規則によって実施されておらず、図書館や国際教育センター等において年次報告書等の作成に留まっており(資料 2-4,5【ウェブ】)、自己点検・評価活動の実態は各組織に委ねられている状況であった。

また、第2期認証評価の受審前から、学長を本部長とする大学評価統括本部を組織していたものの、全学的な内部質保証推進組織としての機能はなく、当時の大学評価統括本部は、認証評価の受審準備と認証評価結果に対する改善対応が主業務であったため、大学全体の幅広い観点から、内部質保証を推進する機能を備えた組織ではなかった(資料 2-6)。

これらの課題や反省等を踏まえ、2019年10月に、学長の下で内部質保証に関する全学的方針を抜本的に見直すとともに、内部質保証推進組織の権限と役割、各学部・研究科その他組織との相互の関係性の明確化を図り、内部質保証体制を実質的に機能させるための規程の整備にあたった(資料 2-7～8)。

具体的には、大学評価統括本部の下で、内部質保証に関する全学的方針を見直すとともに、2019年10月に「大学評価統括本部設置に関する規程」を、「大学評価統括本部規程」(以下、「本部規程」)へと改正し、全学的な内部質保証推進組織として機能するよう整備した(資料 2-9)。

なお、「本部規程」には、本学の内部質保証推進体制に係る客観性及び妥当性を高めるため、年1回以上、外部評価を受けることを規定している。

2019年度に策定した内部質保証に関する全学的方針は、以下のとおりである(資料 2-10【ウェブ】)。

「内部質保証を推進するための基本的な考え方」

1. 本学の建学の精神、目的及び各学部・研究科が掲げる教育目標等並びに諸活動の方針の実現に向け、教育研究をはじめとする大学の諸活動並びに組織及び運営について、自主的かつ自律的に自己点検・評価を行い、教学マネジメントのもとで、教育研究水準の向上に資する改革を推進する。
2. 全学における内部質保証の推進を担う組織(全学的内部質保証推進組織)は、大学評価統括本部とし、その下に学部及び研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を統括する全学自己点検・評価活動推進委員会(以下、全学委員会)、その他の諸委員会、各部局の自己点検・評価体制との連携を図り、全学的な観点に基づき、必要な連絡調整及び提言(フィードバック)を行い、教育研究及び諸活動の企画、運営、検証、改善・向上の一連のプロセスの一層の充実を図る。
3. 自己点検・評価活動の実施にあたっては、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるため、外部評価を行うよう努める。
4. 自己点検・評価活動をはじめとする内部質保証推進の状況について、社会的公表を行う。
5. 教育の質保証について、組織内の意識の醸成と涵養を図るとともに、学生の成長及び教育研究力の向上に資するよう、教職協働のもとで、学内の有機的な連携関係を形成する。

「内部質保証を推進するための組織の権限・役割等」

1. 全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部の下に、学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を統括する全学委員会を置き、全学委員会の下に学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を組織し、自己点検・評価活動を推進する。
2. 学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会は、教育目標、「卒業の認定及び学位授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」に基づく教育活動について自己点検・評価活動を組織的にを行い、その結果を全学委員会に報告する。
3. 全学委員会は、学部・研究科ごとの自己点検・評価の状況について相互評価（ピアレビュー）を行うとともに、大学評価統括本部に自己点検・評価結果を報告する。
4. その他の諸委員会及び各部局は、大学評価統括本部の下で、自己点検・評価活動を行い、その結果を大学評価統括本部へ報告する。
5. 大学評価統括本部は、全学的な観点に基づき、自己点検・評価活動を行った組織等に対して、提言（フィードバック）を行い、改善活動を促進する。また、学部及び研究科の自己点検・評価活動については、教学の自主的、自律的な内部質保証を推進する観点から、全学委員会から提言（フィードバック）を行うことを可能とする。

「内部質保証を推進するための手続き・運用」

1. 全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部の業務、権限、その他運営に関しては、「東洋大学大学評価統括本部規程」に定める。
2. 学部・研究科ごとの自己点検・評価活動、その活動を統括する全学委員会の業務、権限、その他運営に関しては、「東洋大学自己点検・評価活動推進に関する規程」に定める。
3. その他の諸委員会及び各部局における自己点検・評価活動については、大学評価統括本部の下に、各部局と連絡調整を図り、相互評価を行うことを目的とした部会を設け、各組織の協力のもとに進める。
4. 評価基準については、大学設置基準及び大学院設置基準並びに大学基準協会が掲げる大学基準に基づく点検・評価項目等を考慮する。
5. 内部質保証推進体制については、関係組織と連携しながら、継続的、組織的に検証・改善を行い、最適化を図る。

上記の方針等については、2019年10月に、学部長会議、大学院研究科長会議、事務局部長会議で協議のうえ策定している。また、同方針等を『自己点検・評価活動の手引き』に収録するとともに、大学ホームページに公表し、共有を図っている（資料2-10【ウェブ】、11～14）。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

【評価の視点】

- 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

＜全学内部質保証推進組織の整備及び実効性ある内部質保証の機能性の確保＞

前述の内部質保証に関する全学的方針等により、大学評価統括本部を本学の内部質保証推進組織として位置付けている。学部・研究科、その他の諸委員会、大学運営・財務等の法人事務局の自己点検・評価活動の結果は、大学評価統括本部に集約され、教学と法人が一体となった体制により、必要な改善に向けた提言等がなされる仕組みを構築している（資料 2-9,10【ウェブ】）。

◆ 学生ひとりひとりの成長を約束する内部質保証体系図



上記の体系図に示されているように、本学の自己点検・評価活動は、大学評価統括本部の下で進めることとしている（資料 2-15【ウェブ】）。

具体的には、内部質保証に関する全学的方針の「内部質保証を推進するための組織の権限・役割等」「内部質保証を推進するための手続き・運用」に定めており、大学評価統括本部が全学自己点検・評価活動推進委員会及び全学委員会、大学運営・財務部会との連絡調整を図るとともに（資料 2-16～19）、当該年度の自己点検・評価活動のスケジュール及び重点的に取り扱う項目などを『自己点検・評価活動の手引き』として提示し、それを基に、各主体が自己点検・評価活動を進めている（資料 2-20～22）。

また、上記の手引き及び各組織の自己点検・評価報告書のフォーマットは、大学評価統括本部の事務を所管する大学評価支援室において作成しており、全学的に統一されたフォーマットにより、自己点検・評価活動が実施されるようにしている。

さらに、各学部・研究科、その他の組織の自己点検・評価活動については、全学自己点検・評

価活動推進委員会及び全学委員会部会並びに大学運営・財務部会の下で集約するとともに、記載内容の客観性及び妥当性を高めるためにピアレビューを行い、必要な助言を相互に行う仕組みを整えて実施している(資料 2-20)。

2020 年度においては、2019 年度の自己点検・評価活動時にピアレビューを重点化したことで、評価の視点に対する理解が向上したこと、自己点検・評価活動のスケジュールを例年より前倒したこと、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う負担軽減の必要性などを考慮した結果、2020 年度に限りピアレビューを行わないこととした。なお、それに替わり、学長及び副学長による点検を念入りに行い、記載内容の充実を図るように促した(資料 2-21～23)。

以上の手続きを経て実施された各組織の自己点検・評価活動の結果は、大学評価統括本部に自己点検・評価報告書として集約され、大学評価統括本部は、全学的な観点で、長所及び改善ポイントを把握するとともに、必要な提言を示すこととしている。2019 年度は 106 組織、2020 年度は 107 組織に対し、大学評価統括本部長である学長から、提言を発出し、それを受けて、各組織は所要の改善に努めている(資料 2-24～25)。

<全学内部質保証推進組織のメンバー構成>

大学評価統括本部の構成員は、学長を本部長とし、教学担当常務理事(副本部長)、総務担当常務理事、財務担当常務理事、全学自己点検・評価活動推進委員会委員長、事務局長、教務部長、研究推進部長、教務部事務部長、学長室長、大学評価支援室長で構成している。このように、教学と法人が一体となり、全学的観点で内部質保証を推進する体制を構築している(資料 2-9)。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

【評価の視点】

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方>

3 ポリシーの策定について、本学では、大学設置基準に基づき、「学則」第4条の3に「各学部は、前条の目的を達成するために、学部及び学科又は専攻の卒業の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を学部規

程に定める」と規定し、「大学院学則」では、「学則」を準用し、大学院設置基準に基づき 3 ポリシーの策定について規定している(資料 1-7～8)。

これを踏まえ、各学部・研究科は、「学則」及び「大学院学則」に基づき 3 ポリシーを策定し、各学部規程及び各研究科規程にそれぞれ規定するとともに、大学ホームページに公表している(基礎要件確認シート表 7,15,資料 1-15【ウェブ】)。

本学では、原則として、教育課程の編成単位ごとに 3 ポリシーを策定することとしており、学部では各学科(学科の下に専攻を置く場合は専攻)、大学院研究科では各専攻の課程ごとに 3 ポリシーを定めている。また、学部を中心に、原則 4 年ごとに大幅なカリキュラム改訂を行っており、その改訂期に合わせて 3 ポリシーを見直す機会としている。

2016 年度に行われたカリキュラム改訂においては、3 ポリシーを策定するための全学としての基本的な考え方について、文部科学省中央教育審議会より示された答申「学士課程教育の構築に向けて」を踏まえ、適切な 3 ポリシーの策定をする旨の周知を行ったものの、本学としての 3 ポリシーの策定方針は必ずしも明確ではなかった(資料 2-26)。

このような課題があるなか、2021 年度からのカリキュラム改訂に向けて、昨今求められている 3 ポリシーの重要性に鑑み、本学における 3 ポリシーの策定に関する基本的な考え方を明確にする検討を行った。

具体的には、2018 年 3 月の学部長会議を経て、学内の教職員を集めた検討会議として、「学修成果指標検討会議」を発足し、検討を行った。

同会議の発足当初は、学習成果の測定指標の開発に必要な手順等を検討することが大きな目的であったが、3 ポリシー自体の内容を再点検し、卒業時に求める学習成果等を明確にしなければ、適切な学習成果の測定には辿りつかないとの見解に至り、本学としての各ポリシーの改訂方針をとりまとめた(資料 2-27)。

「ディプロマ・ポリシーの改訂方針」

ディプロマ・ポリシーは、大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定める基本的な方針として、学生の学修成果の目標となるよう、策定する必要があります。改訂にあたっては、以下の方針を踏まえてください。

(ア) 全学的教育目標「東洋大学スタンダード 2021」に示した東洋大学生として身につける力を踏まえながら、各学問分野の特性を十分に考慮し、学生が身につけるべき資質・能力など、「何ができるようになるか」を明らかにするよう、学修成果の測定が可能な表現にする。また、「人材養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」の見直しと一体的に進める。

(イ) 国際通用性及び高大接続の観点踏まえ、学士力答申で求めている「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」に即して幅広い能力を修得できるように示す。

(ウ) 日本学術会議が策定する「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を活用し、合致する分野や隣接する分野の参照基準の内容を適宜取り入れ、学問分野に即した能力及び学びを通じて高めることのできる一般的、汎用的な能力を表現する。

「カリキュラム・ポリシーの改訂方針」

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するかを定める基本方針として示すことが必要です。改訂にあたっては、以下の方針を踏まえてください。

(ア) ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の目標を達成するために、どのようなカリキュラム(教育課程)を編成するのか、順次性を考慮して、各学修段階でどのような能力を獲得する科目を配置するかについて示す。また、専門教育及び基盤教育において連携して教育がされることを踏まえ、カリキュラムの体系性を考慮して示す。

(イ) 学生の主体的な学びを促進することを踏まえ、どのような教育内容・方法を取り入れるのか、具体的に示す。

「アドミッション・ポリシーの改訂方針」

アドミッション・ポリシーは、大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本方針として示すことが必要です。改訂にあたっては、以下の方針を踏まえてください。

(ア) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、入学前にどのような能力を身につけた学生を求めているか、また「何をどの程度学んできてほしいのか」について、重要な教科などを示しながら、具体的に記載する。

(イ) 高等学校段階までの学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を踏まえて、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の獲得に繋がる、入学段階に求める能力を示す。

(ウ) 入試方法を記載する際は、入学後の教育との関連を十分に踏まえる。

上記の方針を踏まえ、各学科等のディプロマ・ポリシーを策定することで、3ポリシーの明確化、高水準化を図ることとした。

また、「ディプロマ・ポリシーの改訂方針」に示されている「東洋大学スタンダード 2021」は、大学の「建学の精神」をはじめ、学校法人東洋大学ビジョン「Beyond 2020」のキーコンセプト、従来の基盤教育カリキュラム「東洋大学スタンダード」の7つの目標、文部科学省中央審議会「学士課程教育の構築に向けて」に示された「学士力に関する主な内容」を包括する形で、全学的教育目標として、東洋大学生が身につけるべき力を明確に打ち出している(資料 1-13～14,37,38【ウェブ】、2-28【ウェブ】)。

「東洋大学スタンダード 2021」

東洋大学は、建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づき、学生に以下の力を身につけさせることを宣言します。

1. 「諸学の基礎は哲学にあり」の精神に基づき、生涯にわたり本質に迫って深く考え抜く力
2. 「独立自活」の精神に基づき、社会的に自立した人間として、主体的に判断し、行動できる力

3. 「知徳兼全」の精神に基づき、人間としての価値の実現を目指し、地球環境と人類社会に貢献できる人間力
4. 変わりゆく社会のなかで、自ら問いを立て諸課題を解決できる想像力とイノベーション力
5. グローバル社会において、多様な伝統と文化を尊重し、対話や議論を通じて他者と協働していく力

これらの3ポリシーの改訂方針、「東洋大学スタンダード2021」は、2018年12月の学部長会議の協議を経て、全学に周知するとともに、2021年度カリキュラム改訂に係る各学科等の作業へと取り込まれている。

また、3ポリシーの改訂方針を踏まえた、具体的な改訂の手引きとして、『ディプロマ・ポリシー改訂作業の手引き』『カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー改訂作業の手引き』『学修成果測定指標策定の手引き』を高等教育推進センターが作成し、学部・学科に提供している。さらに、高等教育推進支援室の職員が必要に応じて教授会や学部FD研修会等に出向くなど、具体化に向けた検討作業の支援をした(資料2-29～31)。

一方、大学院研究科においては、2019年11月に開催した大学院研究科長会議における大学院改革実施タスクフォースの下、学部版の3ポリシーの改訂方針や手引きに準拠して、学習成果測定の指標開発と3ポリシーの改訂について取り組んでいる(資料2-32～35)。

<大学評価統括本部と学部・研究科等とのPDCAサイクルの円滑化に向けた関係性>

前述のとおり、本学の全学的内部質保証推進組織は、大学評価統括本部であり、その責任を負う。大学評価統括本部による学部・研究科その他の組織における教育活動のPDCAサイクルを機能させる取り組みは、次のとおりである。

大学評価統括本部は、内部質保証に関する全学的方針及び「本部規程」に定められた手続きに則り、各組織の自己点検・評価活動の報告を受けるとともに、各組織に対して必要な提言をする機能を備えている(資料2-9,10【ウェブ】)。

提言については、2019年度は3月、2020年度は10月～12月にわたり書面にて示したが(資料2-24～25)、2020年度は、書面に加え、学長自らが各組織の長、担当事務職員と提言に対する意見交換を対面にて実施し、書面では共有しづらい課題等を把握し合うよう努めている。

なお、学部においては、各学部の予算要求及び中期計画の進捗状況に係るヒアリングの実施と併せて、提言に係る意見交換を実施し、中期計画と自己点検・評価活動の連動性を考慮するよう努めた。一方、大学院については、大学院改革実施タスクフォースにおいて、中期計画の進捗状況の把握と妥当性の検証を定期的に行っており、2020年度においては同会議体において、学長及び大学院担当副学長の下、研究科長に対して提言内容を説明するとともに、課題の共有を図った(資料2-36～37)。

2020年度の研究教育活動は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの運営となった。新型コロナウイルス感染症対策に係る全学的な組織として、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策委員会を発足し、教育研究活動における安全管理を最優先するよう運営している。なお、対策にかかる予算措置や体制整備に係る迅速な対応を図るため、同委員会で協議された内容は、すみやかに常務理事会へ上程することが可能となっている(資料2-38)。

さらに、同委員会では、教育研究活動のほか、教職員の勤務や出張、学生の厚生補導に係る

運営についても協議することが可能となっており、刻一刻と変化する感染情報に対応可能な仕組みとなっている。なお、同委員会は、新型コロナウイルス感染症が終息した時点で解散することとしている。

＜学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施＞

学部・研究科の自己点検・評価活動は、内部質保証に関する全学的方針に示す、「内部質保証を推進するための組織の権限・役割等」に基づき、全学自己点検・評価活動推進委員会が中心となって実施している。具体的な検証活動は、教育研究活動の実質的な単位であり、3 ポリシーの策定単位である学科・専攻において行っている(資料 2-3【ウェブ】、2-10【ウェブ】、39)。

学部・研究科の自己点検・評価活動の運営・推進を担う全学自己点検・評価活動推進委員会の構成は、内部質保証担当の副学長を委員長とし、各学部・研究科の自己点検・評価活動推進委員会の委員長、教務部長、学生部長としている。

2019 年度には、従来、課題としてきた各学部・研究科の自己点検・評価活動に係る委員会の必置化について、学長より各学部教授会、各研究科委員会に審議を依頼し、全学的な検討を行った。その結果、2019 年 10 月に、「東洋大学自己点検・評価活動推進委員会規程」を、「自己点検・評価活動推進に関する規程」として改正し、同規程第 2 条により、学部及び研究科ごとに自己点検・評価活動推進委員会を置くことが明確となった(資料 2-39)。

また、この改正により、従来の東洋大学自己点検・評価活動推進委員会を、全学自己点検・評価活動推進委員会に発展させ、各学部・研究科に置く自己点検・評価活動推進委員会との関係性を明確にした。さらに、各学部・研究科に置かれる自己点検・評価活動推進委員会の運営について明確にするため、運営に関する要項をすべての学部・研究科において制定し、委員の構成及び役割等を明らかにした(資料 2-40)。

これらの諸規程の整備により、内部質保証に関する全学的方針及び規程等に定められた手続きに基づいた自己点検・評価活動が行われることになった。

教育研究等を推進・支援する全学的な諸委員会の自己点検・評価活動については、2019 年 10 月に改正した「本部規程」に基づき、2019 年 11 月に諸委員会の自己点検・評価活動を取りまとめる全学委員会部会を発足し、自己点検・評価活動を実施している(資料 2-3【ウェブ】、41)。

この全学委員会部会は、「大学評価統括本部全学委員会部会の運営に関する要項」に基づき、大学評価統括本部長を部会長とし、全学自己点検・評価活動推進委員会、学生生活委員会、就職・キャリア支援委員会、高等教育推進委員会、図書館運営委員会、学術研究推進委員会、社会貢献センター運営委員会、国際教育センター運営委員会、ラーニングサポートセンター運営委員会、産官学連携推進本部センター、情報委員会、その他大学評価統括本部が指定した委員会等組織などの長、事務局長、学長室長を部会員として構成している。

なお、構成については、点検・評価の効率的な運営を目的として、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目に即して、諸委員会の目的・事業等を踏まえて構成組織を決めたものであり、学内の全ての委員会の長が加わっているものではない。

大学運営及び財務に関する自己点検・評価活動については、事務局を中心とする、大学運営・財務部会を2019年11月に発足させ、自己点検・評価活動を実施した(資料2-3【ウェブ】、42)。同部会の運営に係る規則として「大学評価統括本部大学運営・財務部会の運営に関する要項」を整備している。部会の構成は、事務局長を部会長とし、学長室、内部監査室、経営企画本部事務室、秘書室、総務部、人事部、経理部、管財部の事務部(室)長を部会員としている。なお、大学基準協会が定める大学基準の「大学運営・財務」の点検・評価項目に即して、部署等を特定したものであり、全部署の長が加わっているものではない。

全学委員会部会及び大学運営・財務部会の具体的な自己点検・評価活動については、部会において連絡調整を図り、共通フォーマットを用いて、自己点検・評価を行っている(資料2-16,18~19)。

また、自己点検・評価の妥当性を高めるために、自己点検・評価報告書の記述内容を構成員間で相互チェックするピアレビューを実施し、客観性の担保に努めている。なお、2020年度においては、学部・研究科と同様に、前年度のピアレビューの実績・成果を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症に伴う各対応にかかる負担等を考慮し、ピアレビューを行わないこととした(資料2-18~19,22)。

このように本学においては、漸進的ではあるものの、組織的かつ定期的な自己点検・評価活動に取り組んでおり、中期計画の実行とカリキュラム改訂に係るカリキュラム編成作業等を順次行うことで、改善・向上を実現することとしており、3 ポリシーを起点としたPDCAサイクルの実現に繋げている。また、学部・研究科の自己点検・評価活動は、原則として毎年実施しており、自己点検・評価結果に基づく改善・向上に努めている。

なお、学部・研究科共に全学的な方針の下で、カリキュラムの充実に資するよう中期計画を策定しているが(資料1-42~44)、一連のPDCAサイクルの実行に関し、中期計画の進捗状況の把握が別途行われていることから、二重の点検プロセスが生じている。自己点検・評価活動を通じた、中期計画の進捗管理、点検・評価に基づく改善計画、次年度の予算編成へと繋がる仕組みとなるよう、カリキュラムの点検と質向上に資する実行計画が一貫したものとなるよう、わかりやすい手順に変えていく必要がある。

教員個人レベルの自己点検・評価活動については、授業に関する学生からの評価として、全教員が授業評価アンケートを毎年実施するほか(資料2-43,44【ウェブ】)、教員自身及び教員組織の自己点検・評価を目的とした教員活動評価を毎年実施し、授業と教員組織のそれぞれの検証に役立てている(資料2-45~46)。また、シラバスの第三者点検を毎年全科目分実施しており、授業や教員個人の自己点検・評価活動を積極的に取り組んでいる(資料2-47~48)。

一方、学部・研究科以外の諸組織については、各組織の事業計画、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の実行において、自己点検・評価結果を考慮するなど、提言を踏まえた改善・向上に繋げるように、大学評価統括本部長に対して提言に対する見解コメントの提出を求めており、各組織が自立的に実行に移していく仕組みとなっている。

大学全体の自己点検・評価活動の実施時期については、2021 年度に受審する認証評価及び外部評価の結果を踏まえ、毎年、細部にわたる検証を行うべきか、中期計画の実行との連動性を考慮しながら、メリハリのある検証方法等を検討する必要がある。

＜外部評価の導入等による点検・評価の客観性、妥当性の確保＞

大学評価統括本部における外部評価については、「本部規程」第 5 条において、年 1 回以上外部評価を受けることを明らかにしており、大学評価統括本部の業務と本学の内部質保証体制や機能全般において、外部評価を受けることとしている(資料 2-9,49)。なお、これまで、2019 年度と 2020 年度に外部評価を受審した(資料 2-50～52)。

2020 年 3 月には、学部・研究科の自己点検・評価活動を取りまとめる全学自己点検・評価活動推進委員会においても、外部評価を受審した。具体的には、学部・研究科の自己点検・評価体制のほか、ディプロマ・ポリシーをはじめとする 3 ポリシーの高水準化、学習成果の測定指標の開発等、3 ポリシーに基づく PDCA サイクルをいかに機能させているかについて、評価を受けた(資料 2-53)。これらの外部評価結果については、大学ホームページに公表している(資料 2-54【ウェブ】)。

学部・研究科の自己点検・評価活動に関する外部評価については、「自己点検・評価活動推進に関する規程」第 12 条において、「中期計画の実施期間等を勘案し、外部有識者から意見を聴く」としており、学部・研究科の計画に委ねられている(資料 2-39)。2020 年度までに外部評価を受審した学部・研究科は少なく、理工学部機械工学科の日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定、食環境科学研究科の外部評価委員会によるカリキュラムや学習成果に関する外部評価など、実施が一部に留まっている(資料 2-54【ウェブ】)。今後も全学的に議論を重ね、具体的な手順や方法の明示、支援を行う必要がある。

そのほか、本学の国際化戦略への助言と認証を受けるため、国際大学協会(IAU)による ISAS2.0 を 2019 年 5 月から 7 月にかけて受審した。その結果、「堅実な国際化戦略の構築がなされ、具体的な目標や指標を持ち、進捗管理によって戦略的に施策の調整を行っているという証」である ISAS2.0 Learning Badge (Assessing Strategy and Monitoring Achievements)を獲得した。一方、IAU から提出された最終報告書では「2021 年のカリキュラム改編の一環として、東洋大学は学生、教職員、及び大学全体に対してカリキュラムの国際化がもつ価値を明示し、全学科でそれを達成する総合的戦略を策定すべきである。」など、16 の勧告を受けている(資料 2-55【ウェブ】)。

また、財務に関する評価として、株式会社日本格付研究所(JCR)に財務状況の信用格付を受け、「AA(ダブルエーフラット)＜安定的＞」との評価を受けており、教育研究基盤を支える財務状況についても一定の社会的信用を維持している(資料 2-56【ウェブ】)。

このように、本学では、段階的に内部質保証体制を充実させている状況である。また、客観性、妥当性を高めるための外部評価の導入についても、それぞれの委員会組織等の役割に応じて、第三者の意見をダイレクトに反映されるよう、柔軟に外部評価を実施できるように進めている。

＜外部からの指摘事項に対する適切な対応＞

「評価結果を有益に活用すること」という第2期認証評価受審の際に示した方針を踏まえ、本学は、認証評価結果を受領した後、指摘事項に対する改善を図るため、大学評価統括本部の下で速やかに関係委員会に検討課題に対する方向性を示すとともに、解決策に向けて取り組み、2018年度に「改善報告書」を大学基準協会に提出した(資料2-57【ウェブ】)。

「改善報告書検討結果」では、「努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」と評価された一方、一部の研究科における「特定課題研究(論文)の審査基準が、修士論文の審査基準と同一であるため、改善が望まれる」と、指摘を受けた(資料2-57【ウェブ】)。

このことを踏まえ、2019年5月開催の大学院研究科長会議にて速やかに情報を共有し、学長及び大学院担当副学長が中心となって、改善の必要性和計画について協議した。その後、特定課題研究を設ける対象研究科が自律的に取り組むなかで、2019年度内に改善するよう計画し、2020年度以降の研究指導及び審査をするうえで、適切な審査基準の策定と明示となるよう、改善に取り組んでいる(資料2-58)。

ISAS2.0による評価結果については、学長の下で運営される国際連携本部会議において、課題の共有と今後の国際化戦略の策定に活かしており、2020年7月には、16の勧告に関する説明会、同年11月には、各学部・研究科の長、事務局長との意見交換を実施し、具体的な改善方策を協議している(資料2-55【ウェブ】、59～61)。

一方、文部科学省による設置計画履行状況調査については、学部及び研究科の改組や新設に伴う設置計画の履行状況について報告するとともに、その報告書を大学ホームページにて公表している。なお、現在、是正意見等は付されていない(基礎要件確認シート表3、資料2-62【ウェブ】)。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

情報公開については、各学部・研究科の3ポリシー、自己点検・評価結果、認証評価結果、改善報告書、財務情報、教育研究活動を中心とした諸活動の状況を大学ホームページに適切に公表している。また、内部質保証に関する全学的方針、内部質保証に関する諸規程等を公表している(基礎要件確認シート表4～6、資料2-15【ウェブ】、57【ウェブ】)。

また、学校教育法施行規則において求められている教育情報の公表についても、大学ホームページを管理する広報課が中心となり、教育情報全般を把握する学長室、大学評価支援室、大学ポートレート所管する総務課、教務担当課などと連携を図り、適切な情報公開となっているか、点検を行っている(資料1-15【ウェブ】)。

これらの情報公開については、適宜、情報を更新しており、正確かつ適切な情報の公表に努めているものの、情報公開に関する取扱い及び更新の責任部署などを明確にした規程等はなく、公表する情報の正確性と信頼性の維持において、何らかの改善をする必要がある。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用に基づく内部質保証システムの点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

＜全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価＞

内部質保証システムの適切性については、大学評価統括本部において検証している。

2019年度は2020年3月に、2020年度は2021年3月に、当該年度の自己点検・評価活動の総括を行うことを通じて、全学的内部質保証体制や機能について検証を行っている(資料2-63～64)。総括した資料等については、大学ホームページに公表している(資料2-3【ウェブ】)。

また、2020年12月には、内部質保証の在り方を考える機会として、「質保証フォーラム」を開催した。同フォーラムでは、学長自ら、本学の内部質保証体制及び質向上に向けた取り組みに係る重要な考え方を教職員に対して説明するとともに、教職員同士が所属組織の垣根を超えて、大学評価統括本部からの提言に対する改善策について、ディスカッションを行った。全学を挙げたフォーラムの開催により、199名の教職員が参加し、今後の本学の質保証を考える有益な機会となった(資料2-65～68,69【ウェブ】)。

一方、大学評価統括本部、全学自己点検・評価活動推進委員会の2019年度の外部評価では、「中期計画の進捗状況の把握管理と自己点検・評価活動との連動」を考慮すること、「自己点検・評価を年度ごとに行っていくだけではなく、より長期的なスパンで行う仕組みも必要」といった助言を受けている。また、2020年度の外部評価では、書面評価に加え、外部評価委員との意見交換会を行い、「大学全体の中期計画と各学部・研究科の中期計画の関連性」「PDCAサイクルを循環する意義・目的の共有」「学生のニーズを的確に把握すること」「ステークホルダーへの情報公開の在り方」などの助言を受けている(資料2-50～53)。

このことを踏まえ、大学評価統括本部の下において、自己点検・評価活動のサイクルの最適化をはじめ、諸課題の改善を図ることとしている。

＜適切な点検・評価の実施とその結果に基づく改善・向上＞

2020年度の全学的な自己点検・評価活動は、いずれの組織においても、報告書に根拠資料を添えて提出することとしており、根拠資料に基づいた自己点検・評価活動がなされている(資料2-21～22)。なお、2019年度までは、学部・研究科の自己点検・評価活動が主となっていたが、根拠資料の記載を求めているものの、提出は義務化してはいない。

大学評価統括本部が受審した外部評価結果において、「中期計画の進捗状況の把握管理と自己点検・評価活動との連動」が指摘されているように、要点をおさえた効率的な自己点検・評価活動となるように改めていく必要があるが、根拠資料の提出については、自己点検・評価報告書のフォーマット等の見直しと併せて、各組織の負担面を考慮しながら柔軟に対応する必要がある(資料2-50)。

本学の内部質保証の体系をより客観的に把握し、全学で共有を図ることを目的として、「学生ひとりひとりの成長を約束する内部質保証体系図」を大学評価統括本部において作成した(資料 2-15【ウェブ】)。

この内部質保証体系図の作成を通じて、各組織間の関係性や点検・評価体制の不備がないかを確認することが可能となった。

本学の内部質保証体系図は、学部・研究科を中心とする内部質保証の体系を明らかにすることに留まらず、学生を中心に据えて、教学・法人組織のすべての自己点検・評価体制を一体的に示している。これは、学生の成長を支える組織同士が有機的に連携し、一体となって質保証に取り組むことを企図するものであり、本学の全学的な内部質保証体制の全容を表現することを通じて、各委員会・組織の役割を共有する目的を果たしている。

また、内部質保証体系図を掲載したパンフレットを学長及び内部質保証担当副学長、教学担当常務理事のメッセージを添えて、本学の専任教職員に配付するとともに、大学ホームページに公表することで、共有を図っている(資料 2-15【ウェブ】、70)。

2020 年 12 月に開催された「質保証フォーラム」では、大学評価支援室長から、学部・研究科の中長期計画の進捗把握と、自己点検・評価活動に基づいた予算計画が連動する仕組みを提案している。今後、学長の下で、それぞれの取り組みが連動しやすい仕組みについて協議を重ね、中期計画書や自己点検・評価活動、予算要求との連関性について、具体的に取り組んでいくこととしている(資料 2-67,69【ウェブ】)。

(2)長所・特色

本学は、全学的な内部質保証を推進するために、「学生ひとりひとりの成長を約束する」ことをテーマに掲げ、学部・研究科等の教育研究組織及び関連する部局の自己点検・評価に関する内部質保証の全学的方針を定め、学長を中心とする教学執行部と法人及び事務局が一体となった内部質保証体制を構築している(資料 2-10【ウェブ】、15【ウェブ】)。

また、内部質保証推進組織である大学評価統括本部は、教学組織と法人組織の要職で構成しており、本学の 100 を超える組織の自己点検・評価活動の結果を大学評価統括本部の本部長である学長自らが点検したうえで、提言内容を執筆するとともに、各組織の長と提言内容に係る意見交換を実施している(資料 2-24～25,36～37)。

外部評価については、本学では独立した外部評価の委員会を設けるのではなく、各組織の責任や役割に応じて適宜採り入れることで、外部有識者の意見がダイレクトに自組織に伝わる仕組みとしている(資料 2-9,10【ウェブ】、54【ウェブ】)。

また、各学部・研究科における外部評価については、「自己点検・評価活動推進に関する規程」第 12 条に、「自己点検・評価活動に係る客観性及び妥当性を高めるため、中期計画の実施期間等を勘案し、外部有識者から意見を聴く」と定めており(資料 2-39)、今後、外部評価の実施と活用が期待される。

学習成果の測定指標の開発については、カリキュラム改訂のロードマップに位置づけて取り組むことにより、各学部・研究科共にディプロマ・ポリシーの項目ごとに測定指標を定めるよう進めている。現在、学部においては、各データの集計や把握を円滑に行うことができるよう、高等教育推進センターが支援機能を担っており、今後、学部等のカリキュラムの検証等に活かしていくことが期待される。一方、研究科においては、学部の考え方に準拠しながら、専攻ごとに測定指標に基

づいた成果物やデータ等の収集時期の確認を進めている(資料 2-33)。

2020 年度における新型コロナウイルス感染症対策については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策委員会を発足し、教育研究活動における安全管理を最優先するために、全学で協議できるように整えている(資料 2-38)。

(3)問題点

本学の内部質保証体制は、2019 年度から段階的に充実を図っているものの、本学の全ての組織の自己点検・評価活動がなされる仕組みとはなっていない。また、各学部・学科、各研究科・専攻の中長期計画について、その進捗状況の把握と計画に対する予算申請等は、各学部・研究科のマネジメントにおいて進めているものの、自己点検・評価活動、カリキュラム改訂その他必要な教育改善措置との連動が必ずしも明確となっていない(資料 2-50,67)。

学部・研究科ごとの外部評価については、「自己点検・評価活動推進に関する規程」に明確に規定しているものの、規程の施行から間もないため、実施が一部に留まっている(資料 2-39,54【ウェブ】)。

なお、前述の提言に関する意見交換では、2021 年度以降に外部評価を実施する意向を示す学部が複数見受けられたことから、今後、各組織の外部評価が無理なく進められるよう、実施手順を明確にするなど、全学的な支援が必要である(資料 2-36,71)。

その他の組織的な課題として、学校法人の事業に関する中期的な計画である学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」については、私立学校法に基づき、今期の認証評価結果を踏まえた対応が求められるが、その対応にあたっては、本学の全学的な内部質保証推進組織である大学評価統括本部と、学校法人の中期計画を策定する経営企画本部、常務理事会、理事会などの学校法人の意思決定組織等との関係を明確にする必要がある。

また、情報公開については、適宜、情報を更新しており、正確かつ適切な情報の公表に努めているものの、情報公開に関する取扱い及び更新の責任部署などを明確にした規程等がなく、公表する情報の正確性と信頼性の維持を図るよう、管理規程の整備などの改善が必要である。

(4)全体のまとめ

前述のとおり、これまで本学は、学部・研究科を中心に自律的な自己点検・評価活動を推進してきたものの、全学的な内部質保証推進体制の整備は不十分な状況であった。

一方、2019 年度は、学部を中心とした全学的なカリキュラム改訂期(2021 年度)の準備期間として、大きなターニングポイントであるとともに、学部・学科の下で策定する中期計画と TGD 構想の中間評価に向けた施策等とを一体的に進める必要があった。

このような状況下、学長による教職員に向けた年頭の挨拶(2019 年 1 月)や学長フォーラム(2019 年 8 月)にて、上記施策の一体的な推進と、3 ポリシーを起点した PDCA サイクルの重要性について、広範に示されたことにより、全学を挙げて取り組む意識が学内において徐々に高まり、内部質保証体制の整備に着手できた(資料 2-72~73)。

また、2020 年度の新型コロナウイルス感染症が蔓延する渦中においても、改革の契機を逃すことのないよう、学長のリーダーシップの下で、全学を挙げた「質保証フォーラム」を開催したり、学長自らが各組織の長と提言に関する意見交換したりするなど、段階的に内部質保証の機能について充実を図るよう努めている(資料 2-36~37,65~68,69【ウェブ】)。

しかしながら、本学は、2019年度以降、内部質保証体制の見直しと整備をしたばかりであり、内部質保証を十全に機能させるためには、まだ改善点や充実すべき点がある。また、各組織の理念・目的の達成に向けて、カリキュラム改訂や中期計画の実行と自己点検・評価活動を連動させていながら、自己点検・評価活動を硬直化させない工夫が必要である(資料2-50,67)。

具体的には、各学部・研究科の目的、教育目標、3ポリシーを踏まえ、カリキュラム改訂のロードマップを軸にして、中長期計画の進捗管理と併せて自己点検・評価活動にメリハリを付けていく必要がある。また、その要点として、学習成果の測定結果を評価・活用するとともに、入学から卒業に至るまでの教育活動を点検したうえで、必要な改善を中期計画に織り込んでいくことが求められる。これらの一連の流れが学部・研究科に解りやすく示されていき、運営プロセスが教職員間で共有されていく工夫が必要である。

さらに、「内部質保証を推進するための基本的な考え方」に示す、「教育の質保証について、組織内の意識の醸成と涵養を図るとともに、学生の成長及び教育研究力の向上に資するよう、教職協働の下で、学内の有機的な連携関係を形成する」ことを重視し、研修活動その他の工夫により、改善意識の醸成を図るほか、従来の手順や規則の見直し、組織間の連携等の最適化を検討していく必要がある。

以上までのことに加えて、本学の内部質保証システムの機能を高めるために、外部評価を各組織に柔軟に採り入れていく必要がある。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

【評価の視点】

- 大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性
- 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜大学の理念・目的と教育研究組織の編成原理との適合性＞

本学は、「建学の精神」及び理念・目的を踏まえ、次のように教育研究組織の編成原理を定めている。なお、この編成原理については、諸活動の質保証に係る全学的方針として大学評価統括本部において原案を作成し、学部長会議、大学院研究科長会議、事務局部長会議の検討を経て、大学ホームページで公表している(資料 2-11～14,1-3【ウェブ】)。

「教育研究組織の編成原理」

1. 建学の精神を踏まえ、東西学術の理論及び応用を教授研究し、学問の継承・発展、科学技術の進展や新分野への展開、国際社会の要請等に創造的に応えていくために、学部、研究科、研究所、センター等を設置する。
2. 前身である哲学館の創設の趣旨である「余資なく、優暇なき者」のための「社会教育」を重視する「開かれた大学」を目指し、第2部を維持し、社会人受け入れの体制を整備するなど、多様な学生が学習することができる教育研究組織を編成する。
3. 社会的要請や国際的環境等に適切に配慮し、受験生の動向も顧慮しながら、社会の求める人材像に基づいた教育研究組織の検証を恒常的に行う。

＜大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性＞

本学は、教育研究組織の編成原理に則り、次の学部・研究科を構成している。

文学部、経済学部、経営学部、法学部、社会学部、理工学部、国際学部(2017年度に国際地域学部から改組)、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部、食環境科学部、国際観光学部(2017年度に国際地域学部国際観光学科から改組)、情報連携学部の13学部と、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、経営学研究科、理工学研究科、経済学研究科、国際学研究科、国際観光学研究科、生命科学研究科、社会福祉学研究科、ライフデザイン学研究科、学際・融合科学研究科、総合情報学研究科、食環境科学研究科、情報連携学研究科の15研究科を設置しており(大学基礎データ表 1,資料 1-1,3-1)、各学部・研究科の教育研究上の目的は、それぞれの学部規程、研究科規程に定めており、それに基づき、教育研究活動を展開している(基礎要件確認シート表 2)。

1949年度の文学部の設置に始まり、経済学部、経営学部、法学部、社会学部といった従来の文系5学部と理工学部に加え、1997年度には、グローバル社会及び地域の諸課題を解決する

知識及び行動実践力を身につけた、「グローバル人財」を養成する国際地域学部(2017 年度に国際学部へ改組)と、生命現象を遺伝子・分子レベルから細胞レベル、さらに個体レベルでも明らかにし、地球社会に貢献することを目的とする生命科学部を設置した。また、2005 年度には、福祉・健康・環境を中心に、人間の生活を総合的に捉え、幅広い人間価値の受容と個人や社会のニーズに的確に応えられる人材を養成することを目的とするライフデザイン学部を、2009 年度には、文系・理系の枠を超えて、社会・経済・環境・スポーツ・心理・文化・芸術などの多様な分野で情報学の新たな教育研究分野の開拓を進め、「第一級の情報の創り手・使い手」を育成する総合情報学部を、2013 年度には、食と健康分野における教育・研究を通じて食品の機能を総合的に探究し、21 世紀における食と健康を中心とした生命科学の創成、食糧問題、健康問題などを解決する「グローバル人財」の育成を目的とする食環境科学部を設置してきた。

2017 年度には、スーパーグローバル大学創成支援事業の構想である TGD 構想を牽引する学部として、次の 3 学部を設置した。前述の国際地域学部の改組を行い、国際学部を設置するとともに、国際的な視野から観光を論理的思考により捉え、円滑な観光交流を促進するために主体的かつ積極的に地域活性化への貢献や、観光関連企業・組織をマネジメントすることができる人材を養成する国際観光学部を東京都文京区の白山キャンパスに設置した。また、情報を通して連携し、素早くアイデアを形にできる連携イノベーションを起こせる中核人材を養成し、「文」「芸」「理」の融合による新学問の創出を企図するコンピュータ・サイエンス教育を基盤とする情報連携学部を東京都北区の赤羽台キャンパスに設置した。

さらに、日本及び世界の言語・文化に対する深い理解を礎としながら、異なる文化間のコミュニケーションを推進し、国際化社会の発展に貢献できる人材を養成する文学部国際文化コミュニケーション学科を 2017 年度に新設し、本学の「グローバル人財」の育成を担う基礎となる学部教育を構築した(大学基礎データ表 1,資料 1-35,3-2【ウェブ】)。

また、第1章で記述したとおり、本学は「建学の理念」を踏まえ、文学部、経済学部、経営学部、法学部、社会学部の 5 学部 8 学科において第 2 部を設置するとともに、国際学部国際地域学科地域総合専攻では、夜間を中心に授業履修が可能なイブニングコースを設置しており、いずれも東京都の白山キャンパスに設置している。これらの学部・学科は、第 1 部に比して低額な学費を設定し、第 1 部と同等の教育を提供しており、本学の前身である哲学館の創設の趣旨である「余資なく、優暇なき者」のための「社会教育」を重視する「開かれた大学」として、多様な学生が学習する教育研究組織を編成している(大学基礎データ表 1,資料 3-3【ウェブ】)。

併せて、文学部、法学部の 2 学部においては、1964 年以来 50 余年にわたり、通信教育課程を設置してきた。しかしながら、カリキュラム改訂、教育手法の改善、入試方法の見直し、授業料制度の改革等、あらゆる対策を講じてきたものの、定員未充足の課題を解決するに至らず、定員管理の観点から慎重な検討を重ねた結果、やむを得ず 2018 年 4 月以降の学生募集を停止している(大学基礎データ表 1,資料 3-4【ウェブ】,5【ウェブ】)。

大学院研究科においては、基礎となる学部の上位組織として、博士前期課程及び博士後期課程を設置している。また、主に夜間に授業を行う専攻及び教員組織編制等の状況に応じて、修士課程または博士課程のみ設置している(大学基礎データ表 1,資料 1-49,3-2【ウェブ】)。

直近では、2017 年度の情報連携学部の新設と併せて、情報連携学研究科を設置した。同研究科は、「エンジニアリング」「デザイン」「ビジネス」「シビルシステム」の高度なコンピュータ・サイエンス教育を基盤とした分野を配置し、高い技術と連携力を身につけ、社会課題を解決して新しい方向へブレークスルーしていく人材を養成している。また、同研究科は社会人の入学を強く推奨しており、企業に所属しながら、高度なイノベーションスキルを身につけ、社会課題の解決に活かすことのできる人材を育成している。

2018 年度には、国際学研究科、国際観光学研究科を設置し、国際的に魅力のある大学院教育を実現している。また、独立研究科であった福祉社会デザイン研究科を再編し、学部を基礎とする社会福祉学研究科及びライフデザイン学研究科を設置し、それぞれの研究科の専攻に、社会学研究科福祉社会システム専攻(修士課程)、社会福祉学研究科社会福祉学専攻(博士前期課程／博士後期課程)、ライフデザイン学研究科生活支援学専攻(修士課程)、健康スポーツ学専攻(修士課程)、ヒューマンライフ学専攻(博士後期課程)、人間環境デザイン専攻(博士前期課程／博士後期課程)を設置し、社会の要請を踏まえながら、教育組織の見直しを図り、学部と大学院の連携強化による専門教育の早期重点化を実現している。

その他、特徴的な大学院として、ライフサイエンスとナノテクノロジー・材料の2つの分野を発展させた独立した大学院である学際・融合科学研究科を、Public(官・公)、Private(民・市民)、Partnership(連携)を学ぶ社会人大学院として、経済学研究科公民連携専攻を設置している。経済学研究科公民連携専攻は、官民の最前線で働く社会人を対象に、東京・大手町サテライトキャンパスにて授業を開講しており、PPP(Public, Private, Partnership)を基に、少子高齢化、人口減少、インフラの老朽化、自治体財政の逼迫など課題が山積する地方自治体の未来を照らす重要な政策ツールを提供する分野を担っている。なお、同専攻は、世界で唯一の「国連 CoE 地方政府 PPP センター」として認定されており、世界標準の大学院教育を実現している(資料 3-6【ウェブ】)。

これらのことから、本学の理念・目的に即して、学問の継承・発展、科学技術の進展や新分野への展開、国際社会の要請等に創造的に応えていくため、社会を牽引する高度な人材養成を行い、かつ社会に開かれた大学教育を実現する適切な学部・研究科組織を編成しているといえる。

＜大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性＞

本学は、教育研究組織の編成原理に則り、理念・目的を踏まえ、必要な教育研究組織を設置している(資料 3-1)。

学術研究推進センターを置き、その下に、人間科学総合研究所、現代社会総合研究所、東洋学研究所、アジア文化研究所、地域活性化研究所、工業技術研究所、ライフイノベーション研究所の7つの附置研究所を置いている(資料 3-7【ウェブ】、8～10)。

また、学長直轄の研究拠点として、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、アジア PPP 研究所、井上円了研究センター、グローバル・イノベーション学研究センター、情報連携学学術実業連携機構の5つの学術研究拠点を擁している。そのほか、研究科・専攻の下に設置する研究所として、国際哲学研究センター、PPP 研究センター、生体医工学研究センター、国際共生社会研究センター、福祉社会開発研究センター、計算力学研究センター、産学協同教育センターがある。

(資料 3-7【ウェブ】、8,11～22)。そのほか、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業、科学研究費基盤研究の採択を契機とした研究プロジェクトを引き続き推進する研究所として、21世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター、経営力創成研究センター、「エコ・フィロソフィ」学際研究イニシアティブ、生命環境科学研究センターがある(資料 3-7【ウェブ】)。

その他、産官学連携研究を推進することを目的とした産官学連携推進センター、教育及び社会貢献活動を推進・支援する組織として、国際教育センター、社会貢献センター、教職センター、高等教育推進センター、IR 室、附属施設として井上円了記念博物館、附属図書館を設置している(資料 3-23【ウェブ】、24,25【ウェブ】、26,27【ウェブ】、28,29【ウェブ】、30,31【ウェブ】、32,33【ウェブ】、34,35【ウェブ】、36)。

本学の附置研究所、センター等は、学術研究推進センター内に設置する研究所と学長直轄の研究所とあるが、いずれの研究所においても、本学の教育研究組織の編成原理にある「学問の継承・発展、科学技術の進展や新分野への展開、国際社会の要請等に創造的に応えていく」ために設置している。特徴的な研究所、センター等における目的は以下のとおりである(下表)。

組織名称	目的
産官学連携推進センター	多彩な学部・研究科・研究拠点を設置している総合大学である強みを背景に、自然科学系、人文・社会科学系の分野を超えた産官学連携事業を推進している。共同研究・受託研究等の企業との連携に必要な契約関係の支援を行っており、研究開始前の企業との交渉の段階からのサポートを実施している。また、研究成果を特許等の知的財産として権利化する等の支援を行っている。
工業技術研究所	1961年に設置された工学部創設と同時に、産学協同の窓口として設置し、工業技術に関する学内研究を振興するとともに、学外との交流を通じて相互の向上発展を図ることを目的としている。
ライフイノベーション研究所	総合大学の強みを活かし、健康寿命延伸のために必要な健康増進や高齢期におけるケアプランの強化を中心に調査・研究を進め、研究成果を発信することを目的に、生命科学、食環境科学、ライフデザイン学、理工学、社会学の分野の研究者及び企業と連携した研究を推進している。
井上円了研究センター	創立者井上円了博士の建学の精神、教育理念、思想及び事績の研究並びに東洋大学史等に関する研究を推進し、それらの普及を図ることにより、学校法人東洋大学が設置した学校の教育及び研究の向上に寄与し、哲学館以来の東洋大学の特性を内外に示し、その歴史と伝統を継承し発展させて、世界及び日本の文化の向上に貢献することを目的として、様々な研究と事業を展開している。
情報連携学学術実業連携機構	組織を超えたオープンな連携により、イノベーションを加速することを目的として、従来の産学連携の考え方とは異なる新しい研究連携拠点を形成している。具体的には、「INIAD cHUB(collaboration Hub for University and Business)」と称する研究施設を拠点に、ネットワークリソースや物理的リソ

	ース、人的リソースなどあらゆるリソースを提供し、研究プラットフォームとして活用することを実現している。
国際教育センター	全学のグローバル化のための企画立案及びその事業の推進を行うことを目的として設置しており、外国語力強化プログラムに関する事業のほか、スーパーグローバル大学創成支援の推進に関連する基盤教育科目を開講するなど、本学の「グローバル人財」の育成に貢献している。また、2017年度には、文部科学省委託事業「留学生就職促進プログラム」に東日本地区で唯一の私立大学として採択されており、12の大学コンソーシアムを形成して、留学生の日本における就職を支援したり、ビジネス日本語教育を展開したりするなど、学内外の人材育成及び就職支援に尽力している。
社会貢献センター	生涯学習部門として、長きにわたり全国講師派遣事業を展開するとともに、社会貢献部門として、地域活性化活動支援事業を推進しており、過疎化や高齢化をはじめとして様々な課題を抱えている地域に若い人材が入り、住民とともに地域の課題解決や地域おこし活動を行うなど、本学の理念・目的の具現化に大きく貢献している。
教職センター	教員養成の方針策定に全学的な責任を持ち、指導体制の充実及び強化を図ることにより、本学の教員養成機関としての機能を強化し、高度な職務遂行能力を有する教員を養成することを目的とし、事業を展開している。
高等教育推進センター	従来のFD推進センターを発展的改組し、「本学の教育活動の継続的な改善、改革を組織的に推進、支援すること」を目的として、教育内容及び方法改善のための調査、研究及び支援、FD及びSDの研修会、講演会等の企画、実施及び支援などの事業を展開するために4つの部会及び学生FDチームを設け、活動を展開している。
IR室	学長を室長とし、高等教育の質の保証の観点から、学内外の諸情報の収集・調査分析を行い、教学を中心とした政策形成を支援していくことを目的に活動を展開している。
井上円了記念博物館	附属施設として、本学が所蔵する考古学、歴史学、民俗学、哲学、文学、美学、美術史、産業技術、技術史、自然科学等の資料並びに図書等を広く社会に対し公開、展示することにより、文化の発展及び教育・研究の発展のために寄与する活動を展開している。

これらのことから、本学の理念・目的及び教育研究組織の編成原理に基づき、適切な研究所、センター等を設置しているといえる。

<教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮>

本学の教育研究組織と学問の動向、社会的要請等を踏まえた配慮については、前述のとおりであるが、大学を取り巻く国際的環境等への配慮として、2019年12月に学長の下でSDGs推進連絡会を発足した。SDGs推進連絡会では、本学のSDGsの貢献に係る方針の策定、THE Impact Rankings (SDGs ランキング) へのエントリーのほか、国際連合大学主催の「SDG 大学連携プラット

フォーム」に加盟し、他大学と連携・協働するなど、主体的に SDGs 推進に取り組んでいる(資料 3-37【ウェブ】、38,39【ウェブ】)。

また、アジア太平洋地域における高等教育機関間の学生・教職員の交流促進を目的として、交換留学プログラムの運営と加盟校に所属している研究者への研究費の助成を行っている UMAP(University Mobility in Asia and the Pacific/アジア太平洋大学交流機構)の国際事務局を本学が 2020 年度まで担い、学長が国際事務総長を務めるなど、国内外の留学プログラムの促進と併せ、単位互換制度の普及等に貢献している(資料 3-40【ウェブ】)。

これらのことから、本学の教育研究組織は、学問の動向及び社会的要請、国際的環境等の配慮に努めるとともに、適切な組織を構成しているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切性に関する点検・評価、改善向上に向けた取り組み>

本学の教育研究組織の適切性の検証については、学校法人東洋大学による総合学園計画の推進、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の策定、学部・研究科の新設・改組計画のほか、学部・研究科の下で策定している中長期計画の実施報告、カリキュラム改訂を中心とした教育課程の検証、大学評価統括本部の下で行っている自己点検・評価活動により、教育研究組織の適切性の検証を行っている。

また、全学入学試験委員会の下で毎年志願者数の動向を踏まえるとともに、近年では学習成果の測定指標の検討や諸資格養成に係る資格取得者数の状況把握を通じて、各学部・研究科内において、教育組織の適切性の検証に活かしている。具体的な点検・評価活動の状況については、各章に既述した検証体制を参照いただきたい。

なお、上記の検証等を通じて、本学の発展に資する計画を立案し、以下のような改組を行っている(下表)。

(2013 年度以降の改組、学部・学科、研究科・専攻の設置)

2013 年	・食環境科学部を設置 ・文学部インド哲学科・中国哲学文学科を東洋思想文化学科に改組
2014 年	・工学研究科を理工学研究科に改組
2016 年	・総合情報学研究科を設置 ・食環境科学研究科を設置
2017 年	・情報連携学部を設置 ・情報連携学研究科を設置 ・国際地域学部を国際学部へ改組

	・国際観光学部を設置 ・文学部英語コミュニケーション学科を国際文化コミュニケーション学科に改組
2018 年	・国際学研究科を設置 ・国際観光学研究科を設置 ・社会福祉学研究科を設置 ・ライフデザイン学研究科を設置 ・社会学研究科に福祉社会システム専攻を設置
2019 年	・文学研究科英語コミュニケーション専攻を国際文化コミュニケーション専攻に改組 ・経営学研究科経営学専攻及びマーケティング専攻を経営学・マーケティング専攻に改組
2020 年	・国際学研究科にグローバル・イノベーション学専攻を設置

また、本学の理念・目的の実現のため、今後、以下のような計画を策定している(下表,資料 3-41【ウェブ】)。

(2021 年度以降の改組、学部・学科、研究科・専攻の設置＜予定＞)

2021 年	・社会学部社会文化システム学科を国際社会学科に改組 ・社会学研究科福祉社会システム専攻を社会学専攻内のコースに統合(改組)
2023 年	・社会学部第 1 部社会福祉学科及びライフデザイン学部生活支援学科並びに人間環境デザイン学科を改組し、福祉社会デザイン学部を設置 ・ライフデザイン学部健康スポーツ学科及び食環境科学部食環境科学科スポーツ・食品機能専攻を改組し、健康スポーツ科学部を設置 ・上記設置に伴う、健康スポーツ科学研究科の設置
2024 年	・生命科学部に生物資源学科及び生体医工学科を設置し、3 学科に再編 ・食環境科学部にフードデータサイエンス学科を設置し、3 学科に再編 ・上記再編に伴う、生命科学研究科及び食環境科学研究科の再編

なお、第 8 章で詳述するが、学部の満足度、設置するキャンパスの利便性や学生生活の質向上に関する検証については、新入生アンケート、在学生アンケート(1～3 年生対象)、卒業生アンケートをもとに検証しており、特にキャンパスアメニティや支援サービスに関しては、事務局部長会議を通じて各部署に共有するほか、学生に対してフィードバックを行い、大学ホームページで公表している(資料 1-25【ウェブ】、3-42【ウェブ】)。

国際教育センターでは、TGD 構想の推進の役割を果たすために積極的に海外協定校の開拓に取り組んできた。その結果、2014 年度時点で 83(26 の国と地域)の協定校から、2021 年 1 月時点で 224(37 の国と地域)まで充実・拡大するなど、本学の国際性を急速に高めることに大きく貢献している(資料 3-43)。

研究組織の適切性の検証については、学術研究推進センターの附置研究所は、外部評価委員も含めた自己点検・評価活動を行っている。附置研究所以外の研究所・センターについては、

外部資金等の活動報告に基づく検証活動が主となっている。今後、学術研究推進センターとの関係を明確にし、研究組織全体の体系性ある検証体制の構築が必要である(資料 3-10)。

なお、詳細は、第 8 章で記述するが、学術研究推進センターでは、KPI 指標を策定することを検討しており、科研費の採択状況、共同研究・受託研究・奨学寄附金等の受け入れ状況、国際論文の発表状況、国際共著率、論文の引用率、発明届出数など、各研究組織の目的等を踏まえた達成目標を定め、検証していくこととしている。

近年では、URA(University Research Administrator)の雇用、科研費アドバイザーによる調書チェック制度の導入を進めている。また、国際社会における学術研究の進展に寄与し、我が国のイノベーション力向上に貢献する研究ブランドを確立することを目的とした「重点研究推進プログラム」による学内研究ファンドの創出など、本学独自の重要な研究活動を強力に推進するよう、取り組んでいる(資料 3-44)。

詳細は第 10 章にて記述するが、学校法人における教育研究組織の検証機能として、理事会内に設置されている教学検討委員会、財政検討委員会、組織制度検討委員会の下で本学全体の教育研究状況の把握を行っている。また、理事長から諮問を受け、その検討結果を踏まえた答申を示し、教学及び法人の双方で組織の検証を行っている(資料 3-45～49)。

学部・研究科等の改組計画、キャンパス移転等については、経営企画本部の下で経営企画本部事務室が実務を担っており、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の進捗状況の把握と併せて、教育研究組織の検証を行っている(資料 3-50)。

(2)長所・特色

本学の教育研究組織は、「建学の理念」を踏まえた教育研究組織の編成原理に沿うよう編成している。これまで時代の要請を踏まえ、常に教育研究組織の検証を行い、改組や設置等による見直しを適宜図ってきた。また、第 2 部・イブニングコースの設置を継続しており、全国において他に類を見ない教育組織の構成となっている。

社会貢献センターは、教育・研究・社会貢献ともいわれる大学の使命のひとつを担っており、創立者井上円了による哲学館設立の趣旨、理念・目的を具現化する活動を行っている。具体的には、全国講師派遣をはじめとする生涯学習事業のほか、社会貢献事業として、災害復興支援、国内過疎地域・限界集落・農山村支援及び、学生による社会貢献活動を奨励するプロジェクトの創出や表彰を行うなど、一般市民への社会貢献のみならず、学生の成長に大きく貢献する機関となっており、人材養成を担う機能をもっている。また、国際社会への貢献として、バングラデシュの農村女性の経済自立支援、レイテ島台風被災地域復興支援活動を行うなど、活動を通して本学の理念を学生及び社会に広めるうえで、極めて重要な組織となっている(資料 3-27【ウェブ】、28)。

一方、赤羽台キャンパスに設置する情報連携学部・情報連携学研究科、通称 INIAD (Information Networking for Innovation and Design<イニアド>)は、コンピュータ・サイエンス教育を基礎とした、「文」「芸」「理」を融合する新しい学問領域を創出するとともに、社会人教育に注力している。大学院教育のほかに、IoT 時代の社会人のための「学び直し」プログラムを展開している。同プログラムは、「Open IoT 教育プログラム」として推進しており、文部科学省「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT-Pro)」に採択されている。INIAD が拠点校となり、東京大学、名古屋大学、名城大学と共同連携して、教育課程の編成・実施や講師の育成などの

活動を推進している(資料 3-51【ウェブ】)。

また第4章、第8章でも詳述するが、赤羽台キャンパスは、従来の教室、什器デザインとは異なり、キャンパス全体を教育研究の教材リソースとして扱っているほか、大人数教室を少なくし、アクティブラーニングがしやすい環境を整えている。また紙のない図書館として機能するメディアセンター、掲示物などのペーパーレス化を図るデジタルサイネージ、反転授業をスムーズに実施することができる「INIAD MOOCs」の運営・活用など、学習者本位の教育を行うことを可能にする先端的な教育組織である(資料 3-52【ウェブ】、53)。

(3)問題点

本学の教育研究組織は、理念・目的に沿って設置している一方、収容定員の増加や新たな校地の取得等による新キャンパス及び学部・研究科の設置、移転等が続いてきた。常に変革を伴っていることは望ましく、本学の発展に大きく寄与しているものの、キャンパスごとに環境等が異なることから、それぞれのキャンパスや学部・研究科の独自性、自主性を活かした運営となるよう、全学的な方針との適切なバランスを無理なく保っていく必要がある。今後、本学として内部質保証推進の観点から、教育研究組織の検証と併せ、制度及び運営面に係る課題を一体的に把握できるよう、自己点検・評価の仕組みを変えていくことが必要である。

また、研究所・センターにおける適切性の検証については、学術研究推進センターの下で自己点検・評価活動により検証されるものと、研究所ごとで実施するものとあり、必ずしも統括されていない実態がある。組織の目的及び合理的な運営の観点を踏まえ、適切な検証体制とするよう、改善が必要である。

(4)全体のまとめ

学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」は、「研究の高度化が教育の高度化を牽引し、研究活動と教育活動の高度化が地域貢献・地域連携活動の高度化を推進する」ことで、「地球社会の明るい未来を拓く(他者のために自己を磨く)」ことを目指しており、起点となる研究力の向上が欠かせないものとなっている。その実現のためには、個人の研究のみならず、チームとして研究力を高める取り組みを行い、異なる分野・属性の融合・連携による新しい研究イノベーションを創出し続ける体制が必要となる(資料 1-39,40【ウェブ】)。

このことを踏まえれば、本学ではこれまで教育を中心的に担う学部・研究科による自己点検・評価に比重を置いてきたが、今後は、学部・研究科の教育に係る自己点検・評価と同等に、研究所・センターをはじめとする研究組織に係る全般において、適切な自己点検・評価体制を敷いて、検証機能を高めていく必要がある。

併せて、例えば、クロスアポイントメント制度など、研究組織の目的に応じた優秀な研究者の獲得に繋がる制度の創出や外部資金等の運用に係る柔軟な研究プロジェクトマネジメントを可能にするなど、従来型の全学一律的な制度では打開できない課題について、克服していく必要がある。

第6章でも詳述するが、教員・教員組織の自己点検・評価を目的として、教員活動評価を行っているものの、教員の研究専念時間の適切な把握が不十分となっている。今後、教員のエフォートを適切に把握し、研究力向上に求められる組織・制度の拡充、人材の充実など、必要リソースの優先順位の検証が必要であると認識している。

第4章 教育課程・学習成果

(1)現状説明

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与する学位ごと)及び公表

<学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定と公表>

第2章に記述したとおり、本学は、原則として、教育課程の編成単位ごとに3ポリシーを策定することとしており、学部では各学科(学科の下に専攻を置く場合は専攻)、大学院研究科では各専攻の課程ごとに3ポリシーを定めている。

本学では、ディプロマ・ポリシーをはじめとする3ポリシーを起点としたPDCAサイクルを実現するため、「ディプロマ・ポリシーの改訂方針」などの方針に基づいて3ポリシーを策定している。また、当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即した3ポリシーを策定しており、学部及び研究科ともにそれぞれ、学部規程及び研究科規程に規定し、大学ホームページで公表している(基礎要件確認シート表7,15,資料1-15【ウェブ】)。

2021年度のカリキュラム改訂に向けて、学部では3ポリシーの検証・策定・公表を以下の手順で進めてきた(下表,資料1-13~14,2-27,28【ウェブ】,29~31,4-1【ウェブ】,2)。

2017年8月	○学長フォーラム開催 「教育の質保証に向けて～学生の学習成果をどのように測るのか～」
2018年3月～	○「学修成果指標検討会議」の発足 3ポリシー、学習成果測定指標の策定に関する基本的な考え方の検討
2018年12月	○「学修成果指標検討会議報告書」の完成 「学修成果測定指標の策定と「質保証」に向けて～学生の成長のために教育の質的転換をどう実現するか～」 ・学士課程教育における全学的教育目標「東洋大学スタンダード2021」 ・「ディプロマ・ポリシーの改訂方針」 ・「カリキュラム・ポリシーの改訂方針」 ・「アドミッション・ポリシーの改訂方針」 ・「学修成果の測定に関する基本方針」
2019年1月～	○『ディプロマ・ポリシー改訂作業の手引き』の明示 ・ディプロマ・ポリシーの高水準化
2019年4月～	○「2021年度カリキュラム編成に係る全学方針」の明示 ○『カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー改訂作業の手引き』の明示 ○『学修成果測定指標策定の手引き』の明示 ・カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの高水準化 ・ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果測定指標及び科目対応表の検討 ・教育課程その他カリキュラム改訂に関する検討・見直し

2019年12月	○各学科の改訂3ポリシー及び教育課程表の集約
2020年～	○3ポリシー及び教育課程の調整 ○ディプロマ・ポリシーと学習成果測定指標及び科目対応表の調整
2021年4月	○学部規程(3ポリシー及び教育課程)の改正・公表 ○新カリキュラム施行

上記のうち、学部・学科のディプロマ・ポリシーの策定においては、全学的教育目標である「東洋大学スタンダード2021」を踏まえて見直しを図ることを、「2021年度カリキュラム編成に係る全学方針」に示している。また、同方針は、学部長、学部の委員及び教務担当課長らが委員として参画する全学カリキュラム委員会を経て作成し、学長から学部長会議を通じて、全学部に対して示しており、適切な周知を図っている(資料1-13～14)。

また、第2章で記述したとおり、学習成果を明示したディプロマ・ポリシーが適切に策定されるよう、「東洋大学スタンダード2021」「ディプロマ・ポリシーの改訂方針」において、具体的にその要件等を明確に示している(資料2-27,28【ウェブ】,29)。

上記の方針は、2016年に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会が策定した「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」を踏まえながら、本学の「建学の精神」を各学部の教育活動に繋げていくよう導くものである。また、一連の手引きは、高等教育推進センターの下で作成し、教授会や学部内の委員会等に職員等が出向き、方針が行き届くように説明会を開催するなど、3ポリシーの見直しに際し、学部と協働して全学的に取り組んだ(資料2-29～30)。

このように、全学部がディプロマ・ポリシーの検証と改訂に取り組んでおり、従来までのディプロマ・ポリシーにおいて示されていた学習成果をより明確化し、2021年4月に新カリキュラムが施行される段階である。

一方、研究科については、2018年度の自己点検・評価結果を踏まえた学長からの提言をもとに、段階的に学習成果測定指標の策定に取り組むとともに、学部の3ポリシーの改訂方針に準拠し、ディプロマ・ポリシーの見直しを図るよう、取り組んできた(資料4-3)。

具体的には、文学研究科長の依頼に基づき、2019年10月の文学研究科専攻長会議において、高等教育推進センターから、学習成果の測定指標の開発と併せてディプロマ・ポリシーの見直しを図るよう説明を行うほか、同年11月には、社会福祉学研究科FD委員会において、同様の説明を行った。これらの活動を皮切りに、2019年11月の大学院改革実施タスクフォースにおいて、全研究科に対して、「大学院学修成果測定指標検討用シート」を配付し、測定指標の策定と併せて、ディプロマ・ポリシーの見直しを求めた(資料2-32～35,4-4)。

このような取り組みにより、2020年4月施行の研究科規程には、見直しを経たディプロマ・ポリシーを規定している(資料1-15【ウェブ】)。

現在、全研究科・専攻の学習成果の測定指標が策定されており、2021年度より順次的に運用することとしている。

なお、補足ではあるが、本学では、3ポリシーに基づくPDCAサイクルを実質的なものにするた

め、カリキュラム・ポリシーに基づき編成された正課教育の修得による成果を最重視する観点から、学内で示す方針・手順書等においては、「学習成果」ではなく、「学修成果」と記載している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

＜教育課程の編成・実施方針の設定及び公表＞

既に前項で記述したとおり、本学は、原則として、教育課程の編成単位ごとに3ポリシーを策定することとしているが、このことにより実質的に当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即した3ポリシーが策定されるようになっている。学部及び研究科ともにそれぞれ、学部規程及び研究科規程に3ポリシーを規定し、大学ホームページで公表している(基礎要件確認シート表7,15,資料1-15【ウェブ】)。

カリキュラム・ポリシーの記述内容の充実については、既に第2章に記述したとおり、「カリキュラム・ポリシーの改訂方針」を示し、記載内容の基本的な事項を明らかにしている(資料2-27,30)。

＜教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性＞

本学では、カリキュラム・ポリシーの策定にあたり、前述の改訂方針に「カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するかを定める」と記載しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの適切な連関性を図るよう、全学部に示している。併せて、研究科についても、同様にこの方針を準拠しながら、各ポリシーの見直しを図るよう努めている。

また、本章の冒頭で既述したように、学部では、2021 カリキュラム改訂に向けた一連の施策として、ディプロマ・ポリシーにおける学習成果の明確化などの3ポリシーの高水準化に取り組むとともに、測定指標の開発と連動させながら、取り組んできた。研究科においても同様に2018年度の自己点検・評価結果を踏まえた学長からの提言を起点とし、測定指標の検討と併せて、各ポリシーを見直してきた(資料2-32～35,4-3～4)。

具体的には、学部では、「学修成果の測定に関する基本方針」を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに示した学習成果と対応する授業科目の紐づけを行い、「ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応表」の作成を通じて、ディプロマ・ポリシーと教育課程の整合性を検証したうえで、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの双方の見直しを図るよう進めている(資料2-31)。

さらに、全学部において、カリキュラム・マップを作成して、『履修要覧』や大学ホームページ等に掲載し、学生に示すなど、ディプロマ・ポリシーに即した授業科目の関係性や、履修の順次性、体系性をより解りやすく伝えるようにしている(資料4-5,6【ウェブ】)。

一方、研究科においては、2019年度から学習成果の測定指標の開発に取り組み、「大学院学

修成果測定指標検討用シート」を用意し、ディプロマ・ポリシーの項目ごとの測定方法、測定結果の評価・活用方法を検討している。例えば、経済学研究科経済学専攻博士前期課程では、「年度ごとの変化を見ながら、コースワーク履修状況の把握、研究指導計画及び論文口頭試問採点基準等の妥当性を確認する」こととして、教育課程や研究指導等の見直しに役立てることを計画しており、その実行が期待されるところである(資料 2-32～34,4-7)。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点】

- 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
- 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<学部における教育課程の適切な編成>

本学はカリキュラム・ポリシーに基づく、順次性、体系性ある教育課程の編成となるよう、全学的な方針に基づき取り組んでいる。

具体的には、「2021 年度カリキュラム編成に係る全学方針」において(資料 1-13～14)、「卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らして必要十分な科目を開設しているか」「社会的需要に適合した科目であるか」などを総点検の要点を示し、各学部に求めるとともに、「三つの方針について、これまでの自己点検・評価の結果を踏まえ、また、三つの方針の整合性に注意して、見直し」を行うよう求めるなど、教育課程の編成における基本的な事項を示している。

また、ディプロマ・ポリシーとの相当性並びに学生及び社会の需要に照らした科目の精選に繋がるよう、カリキュラム・マップ、科目ナンバリングの設定、カリキュラム・ポリシーとの整合性、ディプロマ・ポリシーに掲げた各能力を獲得するための体系的で順次的な学びが可能となっているかについて、検証したうえで教育課程を編成するよう求めている。そのほか、セメスタ制の実質化に繋がるよう、従来の通年科目を単に半期で区分けする授業科目を見直すことや、成績基準を考慮した「卒業の目安」として GPA を活用すること、進級・卒業要件の検証と見直し、学部横断的なカリキュラムの創出など、教育課程の順次性・体系性を考慮した質的な検証を図るよう求めている。

こうした方針を受け、各学部・学科の下でカリキュラムの改訂作業に取り組み、2020 年 9 月には、全学カリキュラム委員会の下で、教育課程表の改訂案と併せて、同年 11 月に「2021 カリキュラム編成作業報告書」を学長に提出している(資料 4-8)。

上記の報告書では、改訂する3ポリシーの内容、2021 新カリキュラムに向けて取り組んだ課題、科目の精選への取組、次期カリキュラム改訂への課題、グローバル教育の充実に向けた取組、学習の実質化に向けた取組などを記載し、全学的な方針に基づき、どのようにカリキュラムの検証を行い、見直しを図ったのかについて明確にするとともに、その状況を全学に共有している。

例えば、理工学部機械工学科では、考える力「哲学」を基盤として、理工学部の特色を活かした新カリキュラム作成について検討し、初年度導入教育の充実のために機械工学序論と機械工学概論(仮名称)を整備し、ICT に対応できる人材を養成するため「コンピュータプログラミングⅠ・Ⅱ」を整備することや、廃止科目、開設コース数の増減など、カリキュラムの見直し状況を明らかに

している(資料 4-9)。

また、生命科学部生命科学科では、初年次教育として、生命科学の基礎となる科目を配置し、先端の生命科学を学ぶうえで基礎となる知識と基本実験手技を修得させることや、2 年次から 3 年次にかけて、生命科学の 4 分野(バイオ分子科学、動物・人間科学、植物科学、微生物科学)ごとにワーキングチームを編成して、現行カリキュラムの授業科目について精査し、学生にわかりやすくなるように科目区分や授業科目名の変更を行った。さらに、実験・実習科目については、新型コロナウイルス感染防止対策をきっかけとして、消毒用アルコールの常備、マスク、フェイスシールドや手袋の配布などの感染防止措置を導入し、ソーシャルディスタンスを確保できるよう実験室の学生数を減じるほか、実験課題内容を見直し、メディア授業等によって事前学習の時間を増やし、補講を行うなど、対面の実験時間を減らす措置を講ずる検討を行うなど、授業実施に係る新型コロナウイルス感染防止の徹底を優先しながら、教育の質保証に努めている(資料 4-10)。

2017 年度に新設された情報連携学部情報連携学科では、2 年次以降に 4 つのコースに分かれる履修コースを見直し、自身の将来目標に即して適切な履修が組み合わせられるように、2022 年度から実質的なカリキュラム再編をすることとしており、数理系科目の必修化、情報系必修科目の強化を図ったうえで、専門科目を複数の体系的な科目群から選択必修として履修できるように、準備を進めている(資料 4-11)。

一般教養教育として編成する基盤教育については、2016 年度のカリキュラム改訂時に策定された基盤教育の共通目標である「東洋大学スタンダード」に基づき編成していたが、2021 年度の新カリキュラム改訂では、「東洋大学スタンダード 2021」に即して、枠組・区分を再編成することとし、各キャンパスの学部構成等を考慮して必要な授業科目を配置することとしている(下表, 資料 2-28【ウェブ】, 4-12)。

◆2021 年度カリキュラムの基盤教育の枠組み

基盤教育 区 分	基盤教育 区分概要
哲学・思想	理論哲学や実践哲学、倫理観を確立するとともに、自ら考え、判断し、行動する能力、総合的視野に立ち、他分野の人々と協働できる能力を身につける。そのために古今東西の賢人たちが残した哲学・思想に耳を傾け、それらについて深く考えることで思考を錬磨し、自らのものの見方・考え方の基盤を築くとともに、多角的なものの見方・考え方を受容する力の獲得を目指す。
学問の基礎	変化の激しい現代社会を生きるための教養とは、幅広い知識の修得のみならず、グローバルな視野を持ち、歴史的かつ多元的な視点で物事を深く考え、自然やものの成り立ち、科学と社会との関係を正しく理解したうえで適切な判断ができる能力を意味する。人文・社会・自然科学の諸分野における先人の知恵に学び、それらを横断する学際的な探求活動を通じて、教養を身につける。
キャリア・市民形成	人生 100 年時代を迎え、さまざまに多様化が進む現代社会で「よく生きる」ためには、社会的・職業的な課題の理解力、判断力、行動力が必要である。これらの養成のために、法律、会計、IT、情報、環境など、社会や組織を理解するた

	めの基本を学ぶとともに、他者と協働し、自ら行動するためのコミュニケーション力、調整力、キャリア開発力を身に着ける。
国際人の形成	地球でともに生きる市民のひとりであることを自覚し、多様な伝統や文化を越えて、個を尊重しながら共生、協働していくための素養を身につける。そのために複数の言語を使う力を伸ばすとともに、柔軟で論理的な思考力、異なる価値観を認めあうための受容力と発信力を高め、自らの考えを的確に伝えられる、そして相手の考えを多角的、多元的に理解できるコミュニケーション能力の伸長を目指す。
総合・学際	グローバル化と技術革新の進展がもたらす現代社会の課題について、複数の学問視点や複合・学際領域など多様な視点から、さまざまなひとや組織と協働して、柔軟で斬新な解を見いだす力を身につける。そのために、分野を超えて最新の技術動向や研究成果を学ぶ授業を展開し、対話をとおして、その知識や技能を応用して発展的・創造的に思考・発想する力を養成する。
健康・スポーツ科学	多様化するグローバル社会に対して、知徳体のバランスの取れた健康的な人材を育成することを目指し、スポーツの価値の中核である「楽しさ」「喜び」を享受し、スポーツの持つ価値を最大化させる「人」「社会」「世界」を様々に結びつける人間力となるコミュニケーション能力、リーダーシップ、協調性、課題発見・解決能力等を身につける。

また、全学総合科目として、キャンパス間の同時双方向授業を実施しており、総合大学の利便性を活かした授業を行っている。

国際教育センターは、全学的なグローバル教育の推進を実現するために、カリキュラム・ポリシーとして、「スーパーグローバル大学創成支援採択事業における TGD (Toyo Global Diamonds) 構想及び TGL (Toyo Global Leader) プログラムを推進すべく、海外留学、海外インターンなどの実践的教育を全学レベルで支援するとともに、語学能力伸長のために全学生を対象とした履修科目の拡充に努めるものである。実施にあたっては、基盤教育の趣旨に照らし、白山 7 学部だけでなく全学部の学生が履修可能となるよう配慮する」と定めている。

このカリキュラム・ポリシーに基づき、基盤教育区分の「国際人の形成」に、海外留学のための知識やスキルを身につける「留学のすすめ」をはじめ、「異文化理解概論」「海外研修Ⅰ・Ⅱ」「海外実習Ⅰ・Ⅱ」、LEAP 科目(学術英語習得プログラム)など、「グローバル人財」の育成に資する必要な授業科目を全学的組織として開設している(資料 3-26,4-13,14【ウェブ】,15 pp.15-16)。

これらの基盤教育については、これまで、基盤教育の教育課程編成において、キャンパスごとの設置学部の状況により格差が生じていた。しかしながら、2020 年度の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、オンラインによるオンデマンド型授業や同時双方向型授業の実施が推進されたことに伴い、今後、デジタルを活用することによって、場所や時間の制約を出来る限り解消し、1・2 部間、学部間、キャンパス間の連携による教育課程の編成が容易になることが期待される。

単位制度の趣旨を踏まえた適切な単位数の設定とその実質化に係る措置については、「学則」第 41 条に基づき、「授業科目の単位数は、1 単位につき 45 時間の学修を要すること」を標準とし、

講義、演習、実験・実習等の授業の方法に即して、必要な学習時間を定めている。各学部はこれに基づき、各授業科目の単位数を定め、教育課程を編成している(基礎要件確認シート表 10)。

シラバスにおいては、授業外の学習時間を適切に担保するため、教務部長の下で作成する全学共通の「シラバス作成のためのガイドライン」により、各回の内容に併せて、事前・事後学習の内容とそのために要する時間の目安を明示するよう依頼しており、適切な学習時間の担保に努めている(資料 2-47)。

このように、学部においては、一般教養教育と専門教育の適切な配置と、教育課程の順次性、体系性を考慮するとともに、各授業科目の適切な単位数の設定をしている。

<大学院における教育課程の適切な編成>

研究科の教育課程については、「大学院学則」第 5 条の 2 に「研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する」「教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と規定している。各研究科・専攻は、上記の学則条文に従って、最新の研究領域を設置すること、教員人事計画、改組計画等を考慮して、必要に応じて、都度、カリキュラム・ポリシー、教育課程の見直しを図ることとしている(資料 1-8)。

また、大学院改革実施タスクフォースでは、2017 年度から 2019 年度までの 3 年間の中期計画の実行において、各研究科のグッドプラクティスの水平展開を図るように取り組んでおり、TGD 構想の推進、学生募集力の向上、学部・大学院の連携、大学院教育の向上、社会人対応・地域社会貢献・産官学連携、学生生活支援の向上などの項目ごとの改革プランを研究科単位で策定している(資料 1-43)。

研究科の中期計画は、計画の特徴を表すキーワードとして、「知的ピラミッドの頂点を目指す」「高度職業人の育成」「特色ある国際化」「社会人のリクルート」「留学生のリクルート」を掲げ、それぞれの 1 文字を取って、「知」「職」「国」「社」「留」のキーワードを選択し、改革を進めている。

改革構想として、例えば、経営学研究科では、「職」「社」「留」を掲げ、ビジネス・会計ファイナンス専攻において、中小企業診断士登録養成コースの在校生と卒業生の融合研究をもたらす「インキュベーションコモンズ」の設置や、税理士育成コースの設立などを計画した。その結果、「中小企業経営革新支援コモンズ」の開設とともに、中小企業庁の認定経営革新等支援機関としての認定申請を行い、中小企業支援を通じた地域社会貢献、修了生の独立支援、インターンシップ等の産官学連携の教育・研究拠点を持つこととなった。併せて、法学研究科と連携して専門家養成コースにおいて、税理士試験の 1 科目免除が可能となるプログラムを整備するなど、教育内容の充実を図っている。なお、中小企業診断士登録養成コースについては、2019 年度に文部科学省職業実践力育成プログラム(BP)に認定されている(資料 1-43,4-16,17【ウェブ】)。

2020 年 4 月からは、新たな中期計画として、2024 年 3 月までの 4 年間の中期計画を策定している。前期の中期計画のキーワードを継承しながら、大学院担当教員の確保と質の向上を図る観

点から、国際共著論文の増加に繋がる施策、大学院特任教員の充実した配置、クロスアポイントメント制度の検討などを掲げ、各研究科において、改革構想を策定している(資料 1-44)。

そのほか、改組を伴う改革として、社会学研究科福祉社会システム専攻修士課程では、改組計画等に伴い、2021 年 4 月に募集停止を行って、同研究科社会学専攻博士前期課程のコースの 1 つに「社会実践学コース」として設置する予定であり、これに伴って、カリキュラム・ポリシーの見直しとともに、必要な教育課程の見直しを図っている(資料 4-18～19)。

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮については、例えば、経済学研究科経済学専攻博士前期課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎科目のほかに、「政策・経済史領域」「グローバル・エコノミー領域」「産業デザイン領域」などの領域ごとの講義科目を配置するとともに、研究指導を併せて科目として配置することで、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育課程の体系性に配慮した編成をしている。なお、同専攻博士後期課程においても、研究指導を科目として配置し、課程制大学院としての教育課程の編成に配慮している(資料 4-20)。

国際観光学研究科国際観光学専攻博士前期課程においても同様に、基礎科目として「研究スタートアップ科目」「観光産業分野」「観光政策分野」などの分野ごとの専門科目を講義科目として配置したうえで、「国際観光応用学演習」「国際観光学研究指導」を配置して、フィールドワーク、実態調査などを行うなど、コースワークとリサーチワークの適切な配置に努めている(資料 4-21)。

また、学部と同様に、全研究科の教育課程において、科目ナンバリングを設定し、科目番号の 100 番台から 400 番台を学部 1 年次から 4 年次レベル、500 番台を大学院入門レベル、600 番台を博士前期課程(修士)レベル、700 番台を博士後期課程(博士)レベルと定義し、大学ホームページや『履修要覧』等で課程ごとに示している。科目ナンバリングの設定により、「学問分野」「学修段階・難易度」を示すことによって、学部教育との関連性の明示に配慮するとともに、教育課程の順次性・体系性の検証に役立てている(資料 1-16～17,4-6【ウェブ】)。

授業科目の単位数の設定については、大学院設置基準第 15 条に基づき、学部が定める単位数の計算方法を準用により開設科目の単位数を設定し、各研究科・専攻の教育課程を各研究科規程に定めている。

このように、研究科においても、適切な教育課程を編成している。

<教育課程の国際化>

本学では、学部・研究科ともに、TGD 構想を推進する観点から、外国語で行う授業科目の編成を進めている。

具体的には、各学部・研究科において、とりわけ英語で行う授業科目の開講を計画し、段階的に増加させている。2013 年度の開講実績は、学部 96 科目、大学院 127 科目であり、全開講科目数の 2.2%程度であったが、2019 年度の開講実績は、学部が 1,036 科目、大学院が 406 科目となり、全開講科目数の 10.6%に上昇している(資料 4-15 pp.21-26)。

また、本学のグローバル教育を積極的に海外に発信する観点から、シラバスの英語化にも取り組んでいる。2013 年度の実績は、学部が 575 科目、大学院が 353 科目と、全開講科目数の 7.8%であったが、2019 年度には、学部が 4,586 科目、大学院が 1,316 科目となり、全開講科目数の 36.2%まで上昇している(資料 4-15 pp.21-26)。シラバスの英語化については、これまで各教員

による執筆、もしくは翻訳支援による作成を行うことにより、漸進的に増加させてきた。一方、執筆に係る教員の負担、翻訳支援に係わるコスト面の課題、単純な英語訳ではない大学教育に用いるのにふさわしいアカデミックな英語としての翻訳内容の適切性の検証など、持続可能性ある運営環境の整備に課題があった。

この状況下、2019年度に、日英言語切替機能を装備した Syllabus Database System を構築し、WEB 上に公開した(資料 4-22【ウェブ】)。このシステムはキーワード検索のほか科目ナンバリングや学部・学科等の組織カテゴリ(カリキュラム単位等)での検索が可能となっており、当初の TGD 構想に従って、2020年度開講分のシラバスのすべてを英語化することが実現できている(資料 4-15 pp.21-26)。

さらに、英語で行う授業科目のみの履修で卒業・修了することができる英語トラックのコース開設についても取り組んでいる。学部では、国際学部グローバル・イノベーション学科、情報連携学部情報連携学科において開設しており、全学としては 4 コース開設している。研究科では、2020年度現在、文学研究科国際文化コミュニケーション専攻、国際学研究科グローバル・イノベーション学専攻及び国際地域学専攻、学際・融合科学研究科バイオ・ナノサイエンス融合専攻など、15 コースを開設している(資料 4-15 pp.21-26)。

海外研修プログラム等の国際交流については、学部・研究科単位で企画するほか、国際教育センターが主催する海外研修プログラムを正課内で単位認定する仕組みを構築するなど、教育課程の国際化に向けて取り組んでいる。

具体的には、経済学部では、「海外経済研修(欧州)」として、協定校であるマールブルク大学、ストラスブール大学を中心とした研修プログラムを設けている。経営学部会計ファイナンス学科では、オックスフォード大学と連携し、3 週間のビジネス英語研修を行っている。法学部では、「パイロイト大学語学研修」「ロンドン大学夏季英語音声学セミナー」「トロムソ大学短期平和学研修」を実施しており、「パイロイト大学語学研修」では、学術協定校であるパイロイト大学にて、ドイツ語と法学を学ぶ研修プログラムを実施し、語学の修得のみならず専門科目の修得と関連させるプログラムを展開している(資料 4-23)。

学際・融合科学研究科では、ダブルディグリープログラムを開設しており、ナント大学、ソルボンヌ大学との協定により、本学在学中に協定校へ正規留学(1 年程度)、及び双方の大学へ学位論文を提出し、それぞれの大学の条件を満たすことで、博士号学位を双方の大学から取得できるプログラムとなっている。2019 年度には、本学初のダブルディグリープログラムに挑戦する大学院生が 1 名出ており、国際的な若手研究者の輩出が期待される(資料 4-24～25)。

国際教育センターでは、海外留学への動機付けとなる体験型の研修プログラムをはじめ、交換留学や長期インターンシップなど、幅広い海外学習プログラムを設けている(資料 3-25【ウェブ】、4-26～27)。例えば、開発途上国での課題に対する解決策を現地学生と協働で提案する、「海外研修 Diversity Voyage」では、春季・夏季休暇期間を活用して、「多文化共生×食×グローバル・シチズンシップ」などのテーマを設け、10 日前後の海外体験及び共同学習の機会としている(資料 4-28【ウェブ】)。

交換留学、協定校留学についても充実させており、協定校数を 2021 年 1 月時点で 224(37 の国と地域)の大学等まで拡大させている(資料 3-43)。また、第 3 章で既述したとおり、UMAP の加

盟により、アジアの協定校数・留学先を充実させており、TGD 構想のテーマである「アジアのハブ大学を目指して」に沿う海外学習拠点の形成に努めている(資料 3-40【ウェブ】)。

さらに、国際教育センターでは、海外渡航前・後で学生自身がどう変わったかを知る異文化適応診断テスト「IDI(The Intercultural Development Inventory)」を実施し、学生にその受検を義務化することで、異文化の適応性について、学生自ら留学の経験を客観的に捉えることができる指標として活かしている。

本学では、英語で行う授業科目の履修や海外留学、海外研修プログラムの参加など、国際交流及び国際教育の全学横断型のプログラム認定制度として、TGL(Toyo Global Leader)プログラムを設けており、語学基準や留学経験、学内の国際イベントへの参加などを含めた7つの認定要件をもとに、達成レベルに応じて「GOLD」「SILVER」「BRONZE」のランクごとに Toyo Global Leader として認定している。

このプログラム制度は、学生の国際交流・国際教育への関心、意欲を高めるとともに、「グローバル人財」の育成に係る全学的指標として活用している。これまで 2015 年度から 2020 年度までに、TGL「BRONZE」は目標値 2,500 名を上回り 2,646 名、「SILVER」も 2021 年度中には目標値である 1,000 名を超えることが見込まれ、本学の充実しつつある国際教育の現状が窺える。

一方、2019 年度に最上位の「GOLD」に認定された学生は 51 名であり、目標値の 230 名に対し大きく満たないのが現状である。今後は、TGL「SILVER」及び「BRONZE」認定者らをベースに、ワンランクアップを目指せるような動機付けを図り、外国語における論文執筆、外国語で行う授業科目の履修など、いっそうの国際教育の充実が求められる(資料 4-15 pp.21-26,29)。

そのほかの国際的な教育の実現に関して、柔軟性ある学年暦の編成の観点から、一部の学部において、クォーター授業を実施している。これは、授業の期間を従来の 15 週で完結するセメスタによる授業設計に加え、8 週にわたる期間で完結できるようにしたものであり、その規則を「学則」第 39 条の 3 に定めている(基礎要件確認シート表 10,資料 1-7)。これにより、授業科目の単位数を変更することなく、週 2 回の授業実施により、これまでより短い期間で学習を終えることができたり、より集中した期間で学ぶことができたりするなど、学習期間の柔軟性を高めている(資料 4-30【ウェブ】)。一方、実態としては、総合情報学部、国際学部、社会学部などの一部の科目において実施した実績があるが、セメスタで終える授業との併用により、授業時間割編成や履修上の課題も見受けられ、かえって支障が生じないよう無理のない運用が必要となっている。

このように、本学では、教育課程の国際化に注力している。引き続き、外国語で行う授業や語学水準の向上など、TGD 構想に掲げた一定の数値目標をクリアするのみならず、国際的に通用性ある教育課程を編成するとともに、学生の流動性ある学びが創出されるよう、教育課程その他学習に係る制度設計の柔軟化に取り組む必要がある。

<教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり>

本学の全学的な内部質保証推進組織である大学評価統括本部の下、学部・研究科の自己点検・評価活動を通じて、教育課程編成の現状、特長・長所、問題点・課題、将来に向けた発展方策について把握している(資料 2-9,10【ウェブ】、15【ウェブ】)。

具体的には、大学基準協会が定める大学基準のうち基準 4 をもとに、共通化したフォーマット

及び手引きを作成し、大学評価統括本部及び全学自己点検・評価活動推進委員会の協議を経て、自己点検・評価活動を原則、毎年実施している(資料 2-3【ウェブ】、20～22)。

自己点検・評価の結果は、各学部・研究科の自己点検・評価活動推進委員会の承認を経て、大学評価統括本部に報告される仕組みとなっており、大学評価統括本部長である学長をはじめとする同本部の構成員は、各学部・研究科の教育課程編成の検証の把握に努めている。さらに、報告書の内容を教学執行部でもある学長及び副学長を中心に分担しながら全学部・研究科分の自己点検・評価報告書をチェックしており、明確な記述となっていない点や適切な説明がなされていない内容があれば、「学長・副学長点検チェック結果」として、いったん学部・研究科にフィードバックし、自己点検・評価活動の精度を上げるように工夫している(資料 2-23)。また、第 2 章でも記述したとおり、内部質保証に関する全学的方針に基づき、大学評価統括本部は、各学部・研究科に対して、教育の質向上に向けていっそうの改善に努めるよう提言を行うこととしており、3 ポリシーに基づく PDCA サイクルの円滑な循環を促している(資料 2-9,10【ウェブ】、15【ウェブ】、24～25)。

また、学部においては、全学カリキュラム委員会が各学部及び国際教育センターとのカリキュラム編成に係る連絡調整並びに基盤教育の運営に係る検討を行っている。同委員会の下には、複数の小委員会等を設けており、科目ナンバリング、カリキュラム・マップの運用及び単位の実質化等に向けた検討を行うなど、学部等の事情を考慮した柔軟な制度設計が整えられるよう努めている。なお、全学カリキュラム委員会の委員長は「全学カリキュラム委員会規程」に基づき、副学長が務めることとなっており、学長等の教学執行部、大学評価統括本部の意向を踏まえながら、各学部との連携を図るように取り組んでいる(資料 4-31～33)。

研究科については、前述のとおり、大学院改革実施タスクフォースが研究科間の連携機能を果たしている。

2020 年度現在、教育担当副学長が前述の全学カリキュラム委員会の委員長を務めており、大学院改革実施タスクフォースの議長も、同じく教育担当(大学院担当)副学長が務めている。さらに、上記の副学長が大学評価統括本部の構成員である教務部長を兼務することで、全学カリキュラム委員会委員長及び大学院改革実施タスクフォースの議長と教務部長を兼ねている実態となっており、大学評価統括本部との実質的な連携が図られるようにしている。

＜学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施＞
《学部》

本学では、創立 125 周年以降、教育の 3 つの柱のひとつとして、「キャリア教育」を推進してきた。各学部の教育課程においては、基盤教育の科目群に「キャリア・市民形成」を置き、文系学部を中心とする白山キャンパスに設置する学部では、「キャリアデベロップメント論 A/B」「企業のしくみ」「社会貢献活動入門」「社会人基礎力入門講義」「社会人基礎力実践講義」「インターンシップ入門」「ボランティア活動入門」等の授業科目を配置し、理工学部、総合情報学部の学生が学ぶ川越キャンパスでは、「キャリアデベロップメント I/II」「技術作文」「起業とマーケティング」「実践職業論」等を、生命科学部、食環境科学部の学生が学ぶ板倉キャンパスでは、「キャリアデザイン I/II」「産官学連携概論」等を、ライフデザイン学部の学生が学ぶ朝霞キャンパスでは、「生活と環

境」「公務員論」「障害学と生活のデザイン」等を、情報連携学部が学ぶ赤羽台キャンパスでは、「キャリアデベロップメント論 A/B」等、各学部の専門分野を考慮したキャリア教育科目を基盤教育において編成している(資料 1-16)。

さらに、基盤教育科目に加えて、学部の専門領域に即したキャリア教育科目を専門科目に置く学部もある。例えば、法学部企業法学科では、「キャリアプランニング」を1年次必修科目として開講しているほか、2年次以降には「ビジネス情報処理入門」「インターンシップ」「キャリアデザイン」などを開講している。とりわけ、「キャリアプランニング」では、「キャリア理論の基礎」「日本の労働市場、雇用社会の仕組みを知る」ことなどを学習到達目標に据えており、同学科のカリキュラム・ポリシーに示す「リーガルマインドを身につけた学生が、国際化社会において期待される役割を果たせる」ことができるよう、「導入教育による法学の基礎の徹底」「社会の実態に即した法適用」を説明できる能力の涵養の観点に即して、専門科目のなかでキャリア教育を実施している(資料 1-16-4)。

また、国際観光学部国際観光学科では、キャリアデザイン科目を設置し、1年次よりキャリア形成に繋がる意識付けを図っているほか、観光プロフェッショナルコースでは、即戦力人材の育成を目指し、3年間(2年次開始の場合は2年間)という長期にわたって一つの企業で研修することを通じて、より深く職業専門性と必要な能力習得を図るインターンシップを行っている。具体的には、1限から3限の時間に観光系企業に赴き、4限から6限までを大学で学ぶことで、専門科目の修得と実社会における実践教育を連携させたカリキュラムが編成されている(資料 1-16-8)。

そのほか、本学では、2008年度に開設した文学部教育学科初等教育専攻が、全国的に先駆けて大学と職業現場を行き来する往還型教育実習カリキュラムを実施している。教育委員会等との連携のもと、1年次から独自教育実習を行い、段階的に教育現場に赴き、大学での学習と両立、連関させながら、教育職員として必要な資質を身につけるようにし、4年次の教育実習の段階では、高いレベルで教育実習に臨むことができるように、教員が指導している(資料 4-34【ウェブ】、35)。

他方、大学と企業団体組織との連携教育として、一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会と協定を結び、経済同友会に加盟する企業と連携し、4週間程度の長期インターンシップを実施している。同インターンシップは、基盤教育科目における総合科目の正課授業として実施しており、全学部の2年生のエントリーが可能になっている。また、専任教員による事前事後指導のほか、企業の人事担当社員を招いた成果報告会を学内で開催して、他の学生に聴講させるなど、学内外の学びを融合させ、学生の活動を通じたキャリア教育を実施している(資料 4-36,37【ウェブ】)。

2019年4月には、全学カリキュラム委員会のもとで、「キャリア教育ガイドライン」を策定した。

同ガイドラインは、2021年度カリキュラム改訂を前に、「キャリア教育の充実に対する社会的需要が高まるなか、本学においても学生の際立った成長のために、特に正課においてキャリア教育をより拡充、高水準化し、大学院進学や留学を経て就業する場合を含む多様なキャリアパスによって実効性のあるもの、卒業生を送り出す社会に対して訴求力のあるものとしていくこと」を方針として打ち出したものであり、「正課の教育課程としてのインターンシップに必要な要素」「東洋大学スタンダード 2021」と「キャリアリテラシー・キャリアコンピテンシー」の相関を示すなど、各学部・学

科の体系性あるキャリア教育の構築に向けた指針を示している(資料 4-38～39)。

2021 年度から施行されている新カリキュラムにおいては、上記方針のもと、白山キャンパスにおける基盤教育の「キャリア・市民形成」の科目群の見直しを行い、キャリア教育の基幹科目として 1 年次に「キャリアデザイン入門」、2 年次に「キャリアデザイン実践」、3 年次以降に「キャリアデベロップメント」を配置するほか、ジェネリックスキルを養成する科目として、「コミュニケーション&マナー入門/実践」「ファシリテーション概論」を新設・再編するなど、体系的かつ順次的なプログラムへ拡充を図っている(資料 4-40)。

社会学部社会文化システム学科は、2021 年度から国際社会学科に改組し、国際社会で活躍するグローバル・シティズンの育成を目指した教育を実現する。具体的には、ディプロマ・ポリシーに示す、「国際社会と地域社会双方の差異に起因する諸問題を考究し、その解決に向けた新たな価値や方法を創出する能力」等を身につけるため、初年次に国内外の現地フィールド実習として、「国際社会体験演習」を必修化するほか、2 年次から 3 年次にかけて、インドネシア、ラオスなどに赴く「国際社会プロジェクト演習」を置くなど、現場体験を土台とする実践的なグローバル・シティズンシップ教育を実現しようとしている。また、カリキュラム・マップにおいて、専門科目の講義系科目を「地域の多様性を知る・調べる」「人びとの多様性と調和を考える」「現代社会の見方を学ぶ」の 3 つのカリキュラム群に分けることで、学生が自らの学習プラン、キャリア形成を念頭に、体系的・主体的に履修計画を立てることができるように配慮している(資料 4-41【ウェブ】、42～43)。

このような教育課程の編成は、本学が考える「グローバル人財」育成に沿うものであり、前述の「キャリア教育ガイドライン」に示す、「座学による知識の獲得と実践による技能・行動特性の発達とを相乗的に図る」、体系性あるキャリア教育を実現するものである。

《研究科》

研究科では、各研究科の中期計画における「高度職業人の育成」を目指す研究科を中心に特徴的なキャリア教育を推進している(資料 1-44)。

例えば、食環境科学研究科では、研究機関、大学、企業との連携を図り、「食品・栄養及び本学の特徴であるスポーツを通じた健康寿命の延伸、食の安全・安心に係る分野でグローバルに活躍できる高度専門職業人」の育成を目指し、「食のグローバルイノベーション人材創出プログラム」を進め、大学院修了生の社会へのキャリアパス確立を目指している。

具体的には、研究科長、専攻長からなる大学院教員、海外に展開する食品関係企業の経営者、企業の研究開発部門のマネージャー、地域創生に寄与している企業、ベンチャー企業等の経営者、グローバル教育コーディネーターからなるグローバルイノベーション人材創出プログラム運営委員会を組織し、「食のグローバルイノベーション人材創出塾」を実施することによって、高度専門職業人基礎力を高めている。また、学生の研究成果等に対して、前述の外部有識者から直接的に評価を受けられる仕組みとして、外部評価委員会を形成し、学生の成果を通じた評価を客観的に受け研究指導に活かすとともに、当プログラムの内容、研究指導や授業科目等の間接的な評価として活用している(資料 1-44、4-44～45、46【ウェブ】)。

情報連携学研究科では、情報連携学部、情報連携学学術実業連携機構と連携し、共同研究や連携事業のほか、大学院レベルの社会人リカレント教育を多様な内容・方法、かつ多業種に提供し、最先端の情報技術と応用分野との連携の可能性やその効果を、企業や社会人に向けて発信するように取り組んでいる。具体的には、文部科学省の委託事業である「成長分野を支える情

報技術人材の育成拠点の形成(enPiT-Pro)」に採択され、2020年度までの合計で100名を超える受講生を集めているほか、大手企業への独自リカレント教育を実施し、データサイエンティスト育成に係る社会人教育を実施している。同研究科は、2017年度の開設以降、企業等に在勤している社会人の学生のみ在籍していることから、最先端のIoTに関する知識やスキルを活かし、教員、学生、企業等が連携しながら、企業の独自課題を解決していく教育研究活動を進めている。そのため、基本的な職業観を理解するための狭義の範囲のキャリア教育ではなく、IoT、AIを活用した様々な高度な教育研究連携プロジェクトの拠点として、職業的な自立性を涵養するように取り組んでいる(資料3-51【ウェブ】、4-47)。

なお、2021年4月からは、情報連携学部からの進学者に対応するため、企業人との連携リカレント教育である「Open IoT 教育プログラム」の修了により、同専攻の単位として認定する仕組みの準備を進めている。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

<授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

《本学で重視している考え方》

序章で述べたとおり、本学では「哲学教育・国際化・キャリア教育」を3つの柱として掲げ、教育改革を進めている。これは、本学の「建学の精神」である「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」を教育課程編成及び実施において重視したものとして導き出されたものである。また、その証左として、学校法人の中期計画、各学部・研究科が策定する中長期計画にも哲学教育、国際化、キャリア教育の体系化に向けた目標を設定しているほか、各学部・研究科の自己点検・評価活動においても、独自基準を設け、「哲学教育・国際化・キャリア教育」の状況を検証するように取り組んでいる(資料1-39,40【ウェブ】、2-3【ウェブ】)。

特に、哲学教育の重要性については、第1章で述べた「建学の理念」に示されている教育理念のなかで、教育方針として体系的に説明している。

教育理念を含めた「建学の理念」については、本学の教育における重要方針として、各学部・研究科の『履修要覧』『大学院要覧』において学生に示すとともに(資料1-16～17)、本質に迫って深く考え抜く、哲学的な考え方を身につける教育を実施することとして、これまでのカリキュラム改訂に係る全学方針において示している(資料1-13,2-26)。

2021年度の新カリキュラム改訂方針である「2021年度カリキュラムの編成に係る基本方針」においては、体系的な教育課程の編成及び実施に係る基本的な方針として、知(学力)と徳(人間力)を十全に兼ね備える意味を持つ、「知徳兼全」の精神を踏まえ、知識の修得のみならず、人間力を備えることを重視することを示している。

併せて、「建学の理念」の浸透を重視し、全学的教育目標である「東洋大学スタンダード 2021」の内容を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定するよう各学部を示しており、「独立自活」の精神の下、「社会的に自立した人間として主体的に判断し、行動できる力」を身につけるよう、自学自修の姿勢を身につける教育課程の編成に努めている。

これらの考え方をもとに、各学部・研究科は教育目標、3 ポリシーを策定しており、全学レベル、各学部・研究科レベル、教員・授業レベルにおいて、学生の学習を活性化するためにあらゆる措置を講じている。以下、取り組みの現状を説明する。

＜単位の実質化を図るための措置＞

本学では、学生の適切な学習時間を設定するため、「学則」第42条第3項に、「各学部は、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程に定める。」とし、履修単位数の上限について、「学部規程に関するガイドライン」に、以下のとおり示している(資料1-7,4-48)。

- ア: 学科又は専攻、学年又は学期により履修上限単位数が異なる場合は、学部の判断により、別表の扱いとすることができる。
- イ: 「履修上限単位数」の設定に際しては、大学設置基準第27条2に基づき「学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修する」ことに配慮するとともに、学則第41条に規定されている単位の計算方法に鑑み、学生が予習及び復習に必要とする時間数をふまえて、最大でも1学期24単位以下で設定する。
- ウ: 学則第39条の3第3項に定める期間に行われる授業の履修に際し、その期間内の履修上限単位数を設定することについて、単位制度の趣旨に鑑みて適切と判断する場合には、併せて規定する。

上記の「学部規程に関するガイドライン」に基づき、各学部では、1学期あたり24単位以下となるように、履修単位数の上限を設定している(基礎要件確認シート表9)。また、全学カリキュラム委員会では、2017年9月に「キャップ制の適正な運用について」が示され、CAP制の適用範囲、実質的な学習時間に基づく履修上限単位数の設定など、学習時間の確保に関する留意点を示し、全学的な方針のもとで適切な履修制度の運用について取り組んでいる(資料4-49)。

卒業要件に含まれない科目(教職科目や自由科目)については、一部の学部において履修上限の例外としている(資料1-16)。2019年度の履修データでは、50単位を超えて履修している学生は、およそ3%(主に教職科目の履修)に留まっているものの、一方でこの上限を著しく超えて履修している学生が若干名いる。全学の履修状況については、大学評価統括本部や全学カリキュラム委員会の下で情報共有しており、単位制度の趣旨に鑑み、履修指導体制の充実、過密履修の緩和策の立案など、引き続き適切な措置を講じなければならないと認識している(資料4-50)。

また、ライフデザイン学部では、学部規程に「資格取得を目的とした、授業の期間の日程以外の期日に実施する学外実習科目については、1年間で4単位を上限として履修することができる」と規定するとともに、「生活支援学科生活支援学専攻介護福祉士コース所属学生は、卒業の認定及び学位授与に関する方針に照らし、1年次の秋学期以降、各学期で単位数の上限に4単位を追加することができる」と規定している(基礎要件確認シート表9, 資料4-51)。

これは、当該学部のカリキュラムの特徴である資格取得をするための科目履修、学外実習時期に鑑みて設定したものである。また介護福祉士コースの上限緩和については、1年次から4年次

にわたり行われる介護福祉実習に参加するため、学生は履修条件等を満たすよう履修計画を立てるとともに、初年次から行われる教員の綿密な履修指導により認められるものである。

具体的には、介護福祉士コース希望者は、新入生ガイダンスにおけるカリキュラム説明を受講した後、介護福祉士履修相談会に参加、さらに教員による面接、専任教員による判定会議を経て、コース所属が決定される。また学科による指導においても、当該コースの所属学生に対しては、計画的な履修や時間割作成に係る留意事項を『履修要覧』に示している(資料 4-51)。さらに各学年の4月上旬、9月下旬には、履修指導及び実習の計画指導を実施しており、履修単位数を増幅させないよう努めている。このことについて、同学科では、学生の履修単位数及び成績の状況について、経年的に把握するよう努めている。2017年度入学生の当該コース所属学生16名の過去4年間の履修実績を把握する限り、1年次は平均49.7単位、2年次は平均54.0単位、3年次は平均41.6単位、4年次は平均27.6単位の状況となっている。2年次の超過が見受けられるものの、著しく大幅な超過をしている学生が居たり、履修放棄を安易に認めるような指導がなされたりしている状況ではないと認識している(資料 4-52)。

また、各学部・研究科のシラバスの内容においても、適切な学習時間の確保の観点から、事前事後学習に必要な時間を予め明示するよう、「シラバス作成のためのガイドライン」で全教員に対して求めるほか、各回の授業における課題などについても極力示すように促している(資料 2-47)。

シラバスの充実については、次の項目にて記述する。

＜シラバス内容の充実と検証＞

本学では、順次的かつ体系的に編成された教育課程のもと、各授業の意義や目標を学生が十分理解して学べるようにすること、授業だけでなく事前の準備学習と事後の復習・発展学習を含む学習全体の質と量を拡充すること、ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力等を確実に身につけられるようにすることを重視し、組織的にシラバスを整備し、その実効性を確保するよう努めている。

具体的には、学長から毎年12月頃にシラバス作成に係る依頼文書と併せて、「シラバス作成のためのガイドライン」を示している。同文書には、シラバスの記載項目のほか、セルフチェック及び第三者チェックを必須として依頼している。また、各チェックに必要なチェック用ルーブリック(点検チェックリスト)を作成し、各教員に対して配信している。各教員は、記載すべき内容のセルフチェックをしながらシラバスの作成、登録を行い、学部・学科単位で専任教員が第三者チェックを全科目分実施している。学部長は、そのチェック結果をもとに、各教員に修正依頼を行い、担当教務課と連携を図りながら、修正結果報告を受けて、シラバス点検結果報告書を学長に提出している(資料 2-47～48,4-53)。

また、同ガイドラインには、「各学科の教育課程との整合性」を図る観点から、学習到達目標の設定の際に、カリキュラム・マップ及び科目ナンバリングに示している教育課程の体系性及び順次性の観点を踏まえるよう求めている。さらに、シラバスに明示しなければならない項目として、「学修到達目標」「講義スケジュール」「指導方法」「事前・事後学修」「成績評価の方法・基準」等の記述を必須化するだけでなく、記載において重視すべき観点を示している。例えば、事前・事後学習の箇所には、「単位制度の趣旨に則り、事前・事後学修の具体的な方法や内容、目安となる時間数を明示」することや、「合計時間だけでなく、時間の使い方を示すことが望ましい」「授業時間

外の学修を多く要する講義、演習は、各回の授業について、事前の準備や事後の振り返り、発展学修を促すことが望ましい」と示し、適切な学習時間の確保に努めている。

2021年度のシラバス作成にあたっては、新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、メディア授業に係る記載に努めている。「新型コロナウイルス感染防止に伴う非対面授業の記載事項」として、授業手法(対面・非対面の別、非対面の場合どのような授業手法を用いるのか)やオンライン学習ツールの記載を求めるほか、課題配信学習(オンデマンド型授業)の場合であっても、質疑応答や意見交換の機会の確保、提出された課題に対する毎回の指導を行うように指示している。また、対面授業の場合でも、登校が困難な学生に対する配慮として、同時配信について具体的に記載するよう求めている(資料4-54)。

このように、全学レベル、学部・研究科レベル、教員・授業レベルにおいて、シラバスの充実に取り組んでいる。

<学生の主体的参加を促すための全学的な方針等>

本学では、前述のとおり、本質に迫って深く考える「哲学教育」を重視している。全学レベルでは、2019年4月に学長及び教務部長から示された「2021年度カリキュラム編成に係る全学方針」に学部教育を対象とした重要な方針を示している(資料1-13~14)。

例えば、初年次教育に必要な科目の設定と充実を求め、「初年次教育には、大学生活への適応支援、アカデミックスキルの指導(読解、論文・レポート作成、思考法、調査法、タイムマネジメント等)、ライフキャリアへの導入等があり、教育課程に組み込んで実施するものもあれば、正課外の実践活動として提供する」こと、例えば、「フレッシュャーズ・セミナー、基礎ゼミ等の導入」を図るなど、入学段階の学生の主体性を促す取り組みを求めている。

また、「汎用的能力(ジェネリック・スキル)の修得、並びに自主性及び主体性の涵養のために、ゼミを活用するとともに、インターンシップ、ボランティア等の単位化(科目化)を実施」すること、「社会の変革に対応して生きていくための生涯学び続ける力を涵養することが求められていることを踏まえ、何を学ぶかだけでなくどのように学ぶかという観点から体験型・参加型授業やPBL授業等を導入するなど、主体的な学びを促す授業方法を取り入れたカリキュラムの編成にも意を用いるべき」と、教育課程の編成上の重要な事項を示している。さらに、「学部横断的な要素を含むイノベーティブなカリキュラムの創出」を求め、Society5.0に向けた高等教育の特色化に鑑み、学部横断的な共同研究からもたらされる成果の教育への実践を促すなど、新しい教育への試みを促している。

2020年7月には、コロナ禍の経験を踏まえ、2021年度の学部及び研究科の教育課程の実施に向けた学長方針として、「2021年度東洋大学教学基本方針」が示された。同方針には、「新しいカリキュラムの開始とICT活用等によるハイブリッドな教育の高度化」「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」と教育・研究の推進のための組織制度の検証」「新たなグローバル教育への挑戦」「SDGsを柱とした教育・研究・社会貢献活動の展開」の4点の方針が示された(資料4-55)。

特に、「新しいカリキュラムの開始とICT活用等によるハイブリッドな教育の高度化」では、2021

年度から施行される新カリキュラムと、ポストコロナを見通した ICT 活用教育の実践について、重点化するように示されている。また、メディア授業による非対面の授業手法により、従来とは異なる手法でどのようにコミュニケーション能力等の育成を補完していくべきか、各学部・研究科等に対して授業運営に係る基本的な事項を示している。

＜学生の主体的参加を促す工夫＞

学生の主体的参加を促す具体的な取り組みとして、学部・研究科ともに特色ある教育の実施に向けて取り組んでいる。以下、特徴的な取り組みを紹介する。

文学部では、「東洋伝統文化(TDB)プロジェクト」と題して、日本の伝統文化を直接学び、日本の魅力を理解し、英語(英語を母語とする者は日本語)で発信する教育プロジェクトを展開している。舞台鑑賞(声明、能楽、落語)を含む日本文化体験を軸に、体験した日本文化を日本語もしくは英語、さらには留学生の母語でまとめて、それらを発信できるように指導している。舞台鑑賞以外においても、伝統文化の社会的な背景について、正課授業である「伝統文化講座」のなかで講義し、自文化理解・発信力の修得となるよう、留学生との共同学習を通じて、体験と座学を織り交ぜた総合的な学びを展開している(資料 4-56)。

経済学部経済学科では、「初年次ゼミにおけるアクティブ・ラーニングの組織的導入」と題して、初年次ゼミ「ゼミナール IA」において、PBL 教育を実施している。具体的には、企業が提供する「タクナル」と呼ぶ PBL 手法を全コースにおいて取り組み、学生の主体性を引き出す導入教育を実施している(資料 4-57～58)。

経営学部では、「経営トップの講演とケース分析による学部教育プログラムの確立」と題して、正課授業である経営学特別講義のなかで「経営イノベーション」を発展させ、グローバル展開する我が国を代表する企業経営者による約 10 回の講演と、学部専任教員による約 5 回の講義を学生に提供している。このプログラムを通じて、学生が実務的な課題に対し、経営理論を通じて理解、考察するなど、実践力の修得に繋げている。なお、2019 年度の実績では、伊藤忠商事前会長、セブンイレブンジャパン会長、トヨタ財団会長、KDDI 前会長、DeNA 会長のほか、官界・財界出身の本学総長、理事長など、グローバル企業のトップを招聘した授業を実施し、意見交換を行うなど、学生の成長に大きな影響を与えるものとなっている(資料 4-59～60)。

社会学部メディアコミュニケーション学科では、「新聞活用プロジェクト」と題して、全国初の読売新聞社と朝日新聞社の連携協力の教育として、1 年生、2 年生を対象に、紙面閲読、現役記者による論文指導、講演会実施、インターンシップの実施等の企画を一体的に行っている。学生は主体的に情報を取捨選択し、多角的な視点で物事を分析する力を養うなど、学生のメディアコミュニケーション学に対する学びの意欲を高める取り組みとなっている(資料 4-61【ウェブ】、62)。

経済学研究科公民連携専攻では、「国連 CoE 機関としての“PPP-SDGs 基準”の制作」と題して、国連 CoE 地方政府 PPP センターとして、SDGs を達成するための地方政府がとるべき基準(PPP-SDGs 基準)の制作を通じた研究を、学生とともに取り組んでいる。具体的には、国連の監修のもと、専攻教員が海外の CoE 機関の研究員の協力を得て、その制作過程や成果から大学院生が学べる機会を広く提供するものである。学生は、国連 PPP 推進局及び海外の他の CoE 機関から、最先端の PPP 手法や事例を学ぶとともに、教員と学生による海外現地視察調査を行うことで先進事例を学び、日本並びに他国への応用手法の研究に取り組んでいる(資料 3-6【ウェブ】、4-63【ウェブ】、64)。

国際学研究科では、「イタリア中部地震からの復興に向けた学際的アプローチ」をテーマに、理工学研究科(建築学専攻)、国際観光学研究科との合同研究企画として、イタリア・カメリーノ大学の協力のもとで、「イタリア中部地震」の事例における、復興や地域開発の視点から、ワークショップ、フィールドワークを展開している。具体的には、学生と教員により、インフラ環境の復興や文化財の保護などについて、日本の熊本地震の事例研究と併せながら、災害に強い地域づくりの国際的な研究活動に取り組んでいる(資料 4-65【ウェブ】,66)。また、この取り組みは、国際学部、理工学部、国際観光学部の学部連携教育としても展開しており、「学部を横断した連携による国内外のフィールド研修プログラム」として、学部学生への参画を促し、「まちづくり」をテーマに、埼玉県の人口減少地域の活性化などの大きな課題に対し、マクロな視点の分析だけではなく、ミクロな現場の情報をくまなく集め、提案を具体化するなど、学生が共助し成長するよう工夫されて実施している。さらに、この取り組みは、研究科間、学部間の横断的な連携による学生の主体性を高めるものとして評価され、2019 年度東洋大学優秀教育活動賞を受賞している(資料 4-67【ウェブ】)。

国際教育センターでは、語学学習の成果及び「グローバル人材」として求められる表現能力の発表の場として、「英語スピーチ・プレゼンテーションコンテスト」「日本語プレゼンテーションコンテスト」を毎年開催しており、学部の予選を通過したチームまたは個人が全学イベントの場で高度な言語能力を活かし、課題テーマに即した将来の在り方等をスピーチ又はプレゼンテーションし、学びを通じた成果を発信している。「日本語プレゼンテーションコンテスト」では、留学生が日本の将来を考えるテーマを発表したり、メディアや ICT を活用した社会課題の解決方法の提案をしたりするなど、本学の学びを通じた成果を学生・教職員ともに実感し合う貴重な場となっている(資料 4-27,68【ウェブ】,69)。

これらの取り組みは、学部・研究科それぞれの中・長期計画の推進と併せて、教育・研究力を高めるものとして進めているが、組織的な新しい教育手法の開発には、予算面の充実が欠かせなくなっている。

このことに鑑み、学長が教育プロジェクトを採択する「教育活動改革支援予算」を設け、学内教育ファンドとして支援している。2020 年度「教育活動改革支援予算」では、学長の方針のもとに、「2021 カリキュラム改訂に向けた組織的な取り組み」「学部の専門性を活かした、単位認定となる海外研修プログラム」「研究活動、産学官連携を基点とした学部・研究科横断的な教育プログラム」「グローバル人材育成教育につながる国際共同研究プロジェクト」「実務家を招聘した教育プログラム」「企業と連携した PBL 教育プログラム」など、複数の申請枠を設定し、学長自ら当該学部長・研究科長にヒアリングを行って、計画の妥当性や教育効果を評価して採否を決定するとともに、必要な支援を行うことで、各組織の教育力の活性化に繋げている(資料 4-70～71)。

2021 年度からは、従来の支援事業を発展させ、「教育力強化特別予算」として方針を新たにし、ポストコロナに向けた教育方法の充実を期待する、「学生の成長を促す新しい教育方法の開発」などの新たな枠組みを設けている(資料 4-72～73)。

このように、学部・研究科において、正課授業の履修を通じて、学生の主体的な学習の参加を促す工夫を講じるとともに、教育改革活動と予算支援を連動させて取り組んでいる。

一方、予算の観点から経年的に評価すると、計画に参画する教職員の負担などの課題、企画内容の充実において外部業者への委託に依存しがちな面があるなどから、採択に繋がらないケ

ースが生じたり、各学部・研究科の学長施策予算に申請するプロジェクト数が減少したりする状況があり、予算額の減少が見受けられる。

また、国際化の推進の観点から、学部を中心として海外研修プログラムを充実させているものの、最低催行人数に満たずにやむなく中止するプログラムが生じているほか、2020年度の新型コロナウイルス感染症の影響により、プログラム実施の中止が余儀なくされるケースが相次いでいる。今後、予算の枠組みのみならず、計画策定期間、検証時期、推進しやすい体制、変化に対応しやすい柔軟な制度設計等、見直しを図る必要がある(資料 4-74)。

＜適切な履修指導、授業形態に配慮した学生数、教育環境＞

本学では、入学時に全ての学部において、新入生オリエンテーション等を行い、履修計画に必要な指導を実施している。また、『履修要覧』にカリキュラム・マップ及び授業科目ごとの科目ナンバリングを示し、教育課程の体系性や順次性についてわかりやすく説明するよう工夫し、履修登録ガイダンスなどで活用している(資料 1-16)。

2020年度の履修指導においては、コロナ禍により、ガイダンスの動画配信またはテレビ会議システム等を用いた同時双方向型による指導となったが、履修登録漏れなどによる学習上の支障をきたさずに運営できている。

また、学部によっては、学年進級時のガイダンスを設けている。例えば、理工学部建築学科では、建築士試験に必要な履修科目、卒業研究着手条件に必要な単位数のほか、「設計製図」に係る教員の指導・評価方法に係る説明、就職活動と研究の両立に係る説明などを行っている(資料 4-75)。

生命科学部、食環境科学部ではクラス担任制度を設けている。例えば、生命科学部応用生物科学科では、各教員が学年ごとに8～9名の学生を担当し、学習面、生活面、進路面の指導を行うなど、入学から卒業に至るまで適切な指導体制を設けている(資料 4-76)。

その他、学生と教員のコミュニケーションを密接にする場としては、全専任教員がオフィス・アワーを設定している。オフィス・アワーについては、シラバス教員プロフィールに掲載するとともに、各研究室前に掲示をするなど、適切に学生に周知している(資料 4-77【ウェブ】)。

成績不振学生に対しては、全学部で単位僅少者面談を学年または学期ごとに実施しており、次年度の履修計画や学習意欲の状態を確認するよう努めるほか、ラーニングサポートセンターの学習支援アドバイザーに相談をするように勧めている(資料 4-78～79)。なお、2020年度の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、オンラインによる学習相談に切り替えて実施したほか、これまでの各種講習会を対面で実施していたものから、動画配信型に変えて提供することにより、いつでも、どこでも学習を支えていく環境を整えている。このように成績不振学生の対応のみならず、意欲のある学生がさらに学習を深めていくことができる体制を整えている。

理工学部及び総合情報学部の学生が学ぶ川越キャンパスの基礎科目学習支援室では、高校までの基礎数学、物理の学習に課題がある学生に対して、元高校教員のアドバイザーが個別指導を行うなど、専任教員と連携を図りながら、学びの躓きを早期に解消するように取り組んでいる。

一方、精神的な課題を抱えている学生は、一般的に学習上の課題も少なからず抱えており、個人面談等には参加し難い傾向がある。本学の退学者の状況は著しいものではないが(大学基礎データ表6)、入学ギャップの解消、入学段階の躓きの早期発見、解消が必ずしも十分とは言えず、

わずかではあるが入学後 1 年以内の退学者も存在する。これらの対応については、学部教員や教務担当課等の職員だけでは、対応する内容の質・量ともに十分ではない。今後、保護者・保証人・学費支弁者との連携、入学時から卒業に至るまでの学習に係るデータの一貫した把握など、多面的な視点で学習指導・学生支援機能を高めていく必要がある。

また、2017 年度以降、GPA2.0 を卒業の目安として学生に示すようにしており、国際学部、国際観光学部、情報連携学部を除き、『履修要覧』及びガイダンス等で説明している(資料 1-16)。実態としては、グレードポイントの平均を確認すると、卒業する約 99% の学生は成績の合格最低ライン(C=GPA2.0)を超えていることが明らかとなっている。今後、成績不振学生に向けた個別指導に繋げるために、一定の指標として活用するなど、目標値ではなく最低水準の目安として用いることが望まれる(資料 4-80～83)。

授業における履修学生数については、例年、教務部長から出される「教育課程実施及び授業運営等に係る全学方針」に基づき、授業形態に応じた適切な授業環境を保つように努めている(資料 4-84～85)。具体的には、演習科目及び語学科目(会話を主とするものを除く)は 50 名、語学科目(会話を主とするもの)は、30 名をクラスサイズの目安として示しており、開講コース数の策定の目安に用いている。また、講義科目については、全開講コース数の履修者の平均を 200 名程度となるように努めてきたが、時間割編成の都合等により、一部ではあるものの、400～500 名程度の履修者数となっているコースも生じており、コース数策定の基準のみならず、学生の履修状況の検証を多面的に行って、さらなる時間割編成の工夫により、過密状況を解消するなど、配慮が必要である。

2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、春学期を全面的に非対面で実施し、秋学期以降段階的に対面授業の割合を増やすよう講じた(資料 4-86【ウェブ】)。具体的には、春学期は、「非対面授業(メディア授業)の実施ガイドライン」を授業開始前に全教員に配信し、同時双方向性の担保やフィードバックの重要性、学生のプライバシーの保護など、メディア授業の実施に必要な留意事項を含めて、周知を図った。さらに、「新型コロナウイルス感染防止対策にかかる 2020 年度春学期の授業運用ガイドライン」を策定し、大人数の授業科目の曜日・時限の再検討、学外実習等の実施内容の見直し、コース数の見直し、検温や消毒、トレーサビリティの確保など、授業運営における感染防止対策に係る具体的な事項をまとめ、全学に周知し、各学部・研究科において遵守するように努めた(資料 4-87～88)。

さらに、2020 年 9 月には、学生、教員向けのオンラインポータルサイトとして、「オンライン授業情報まとめサイト“TOYO Online Class Portal”」「学生生活情報まとめサイト“TOYO Campus Info”」を開設し、学生、教員向けに情報提供の円滑化に努めた(資料 4-89【ウェブ】、90【ウェブ】)。

同年度秋学期は、「秋学期授業の運営の考え方」のもと、段階的に対面授業を増やし、3 密を避ける観点から、履修する学生の分散登校を行った。とりわけ学生数が多い白山キャンパスにおいては、1 曜日あたり 2 学部程度の学部ローテーションを設け、授業単位では 15 週の授業のうち、3 週に一度は登校できるよう、学生単位では、3 日ごとに登校できるよう、オンキャンパスの学びを止めないように対応した。また、基礎疾患をもつ学生を考慮し、対面授業の内容を同時配信シス

テムにより自宅等から聴講できるように整備した。これにより、時々刻々と変化する感染状況においても大きな支障がなく授業が実施できている(資料 4-91)。

これらのガイドラインの策定と学生の安全確保を念頭に置いた授業運営に係る判断については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策委員会において協議のうえ、最終的には学長が判断することとしており、事態の変化に即応できるよう同委員会をほぼ毎週開催することとしている。また、同委員会では、学内の感染者の状況の把握を行うとともに、授業及び研究等に係る行動指針として策定している「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東洋大学行動指針」を常に最新にしながら、学生、教職員に注意喚起を行っている(資料 2-38,4-86【ウェブ】)。

2020 年 7 月には、ICT を活用した授業の質向上に関し、学長の諮問会議である「遠隔授業の高度化と質保証に係る将来構想検討会議」を発足した。同会議では、対面・非対面の二者択一に留まらない高度なメディア授業の実践と対面授業の進化を図るよう検討を重ね、報告書をまとめている。具体的には、2020 年度のコロナ禍において実施されたオンデマンド型授業の充実・改良を重ねることにより、「大人数授業におけるメディア授業」の実施について、教育効果を損なわずに運営するなどの構想がまとめられており、今後、全学カリキュラム委員会及び学部・学科等のカリキュラム運営において、十分な検討と具体的展開が期待される(資料 4-92)。

教育環境については、第 8 章にて詳述するが、近年は ICT の活用が欠かせないものとなっている。本学では、教育支援システムとして、ToyoNet-ACE が活用されているが、同システムは全専任教員・非常勤講師が教材提供及びオンデマンド型授業に用いるとともに、学生への個別指導や小テスト、出席管理などを実現している(資料 4-93【ウェブ】)。また、2019 年度までにオンライン会議システム「Webex Meetings」を全学導入していたため、2020 年 4 月の新型コロナウイルス感染症蔓延による緊急事態宣言時においても、同時双方向型授業等を遅滞なく実現できた。さらに、2019 年度から 2020 年度にかけて、学内ネットワーク環境の強化を実現し、デジタルを活用する教育環境整備に注力している。

このように、本学では、学生の履修指導及び授業形態等に応じた教育環境を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じている。

＜研究指導計画の明示、適切な研究指導の実施＞

研究科の研究指導計画については、予め計画の概要を『大学院要覧』に明記している(資料 1-17)。具体的には、カリキュラム・ポリシーに、「研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員及び本専攻所属教員により組織的に評価する」ことを各研究科において示している。また、「研究指導概要」に各セメスタの指導内容、論文報告会(論文発表会)等の指導概要を示すとともに、特定課題研究論文を認めている研究科・専攻では、その概要を予め示している(基礎要件確認シート表 13)。

研究指導については、それぞれ研究科ごとに概要を定め、学位ごとに具体的な研究指導計画を立てるようにしている。例えば、文学研究科の博士前期課程では、以下のような指導方法及びスケジュール等を基本とし、学生に明示している(資料 1-17-1)。

[1 セメスタ]

- ・研究テーマを特定し、履修計画について指導を受ける。
- ・研究計画を立案し、資料収集・調査など研究に必要な研究方法論を修得する。
- ・本人の問題意識、研究テーマに係る研究分野の先行研究レビューのための指導を受ける。

[2 セメスタ]

- ・研究計画の達成状況に応じて、研究計画の再検討や見直しを行う。
- ・研究テーマに関連した先行研究や研究方法についてプレゼンテーションと討論を経験し、研究深化のためのプレゼンテーション能力とディスカッション能力を養う。
- ・修士論文の骨子および構成について検討する。

[3 セメスタ]

- ・確定した研究テーマに基づいて調査・分析などを行い、研究方法の妥当性を検証しつつ、研究成果のとりまとめを行う。また、各専攻主催の研究発表会などで構想の中間報告を行う。

[4 セメスタ]

- ・研究成果を修士論文にまとめ、論文構成、分析結果、論文の表現等について総合的な指導を受ける。
- ・研究精度を高めて、修士論文を完成する。

また、博士後期課程在学者に対しては、題目届及び研究計画概要を毎年度必ず提出するとともに、研究指導計画概要に基づいた研究報告書の提出を義務付けている。

研究指導の体制については、主指導教授に加え副指導教授を置いており、大学院生の専門領域の指導に加え、周辺領域の指導を可能とする体制を設けるとともに、副指導教授が第三者的な視点で関わることによって、より適切な研究指導となるようにしている。

さらに、理工学研究科、生命科学研究科、学際・融合科学研究科、食環境科学研究科では、「研究指導委託制度」により、国立研究開発法人等の学外の研究機関において、研究指導を受けることが可能となっている(資料 1-17-3 p.57 など)。

<各学部・研究科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり>

第2章及び本章の「教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり」でも既述したとおり、本学の全学内部質保証推進組織である大学評価統括本部が、各学部・研究科の教育課程の適切性に係る自己点検・評価活動を集約し、各学部・研究科に対して提言を示し、改善を促すように努めている(資料 2-9,10【ウェブ】、15【ウェブ】)。

2020年3月に示した提言では、学部に対して、「学修成果測定指標の開発と測定、把握」「成績評価の客観性・妥当性の検証」「キャップ制の上限を超えた履修学生の把握、管理」「外部評価実施に係る計画の立案」「学部内の委員会運営体制の共有」などの項目を共通提言としたうえで、各学科固有の課題に対する提言を示している。また、研究科に対しても同様に提言している(資料 2-24)。

2020年度自己点検・評価活動に基づく提言では、学部に対して、「カリキュラムの順次性・体系的性の検証と改善」「学修成果の測定指標、学外からの客観的な評価」「アクティブラーニング、メディア授業の効果的な実践」「多面的な評価を用いた入試方式の検討」「初年次教育、キャリア教育

の改革」「学部・学科内の FD 企画」といった項目を共通提言とし、さらに各学科固有の課題への提言を示している。一方、研究科に対しては、「学修成果の把握・検証と研究指導の充実」「学生の受け入れ」「教員組織」「学外との連携」「アクティブラーニング、メディア授業の効果的な実践」について共通の提言をするとともに、各専攻固有の課題に対しても提言を示している(資料 2-25)。

特に、2020 年度においては、大学評価統括本部長である学長が、各学部長とのヒアリングを行い、提言内容に係る詳細な説明を行うとともに、学部側の見解や全学的な観点で必要だと考えられる施策などについて、意見交換を行っている。これにより、各組織が行う自己点検・評価活動に基づく全学的な課題を学長自ら把握するとともに、提言内容の妥当性、発展方策に繋げる計画の見込みなどについて、学部長や同席した教職員から聴き取ることで、全学的な内部質保証推進体制及び機能に係る客観的な検証にも繋げている。なお、研究科に対しては、第 2 章で既述したとおり、大学院改革実施タスクフォースにおいて、各研究科長に対して提言内容を説明し、意見交換を行っている(資料 2-36～37)。

また、高等教育推進委員会では、同委員会の委員長である高等教育推進センター長が、大学評価統括本部長から提言を受けた後、速やかに同委員会を開催し、大学評価統括本部長から示された提言内容を委員に共有するなど、円滑な運営に努め、各学部・研究科の FD を推進する役割を担っている委員に対して、改善に向けて共通理解を得られるように説明している(資料 4-94)。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

- 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
- 学位授与を適切に行うための措置

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

《学部》

本学では、本章の「学部における教育課程の適切な編成」に記述したように、「学則」第 41 条に 1 単位の学習時間を定めるとともに、同第 39 条の 4 に、「本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示する」「本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う」と定め、適切な成績評価を行うものとしている(資料 1-7)。

また、「学則」第 40 条に、「授業科目を履修する場合、その授業科目の授業に出席し、かつ、試験に合格した者には、その授業科目の単位を与える」と規定したうえで、同第 50 条に「試験の成績は、S(100 点から 90 点まで)、A(89 点から 80 点まで)、B(79 点から 70 点まで)、C(69 点から 60 点まで)、D(59 点から 40 点まで)及び E(39 点以下)で表示し、S、A、B 及び C を合格とし、D 及び E を不合格とする」と定め、同第 46 条に定める試験等による方法により、成績を評価し、単位を与えることとしている(資料 1-7)。

併せて、本学では 2013 年度から GPA 制度を導入し、成績グレードに応じたポイントを学生に示し、その平均を GPA として示すことによって、学習全体の達成状況を客観的に捉えるように工

夫している。また、2017 年度には、国際通用性の観点から、グレードポイントの改定を行っている。具体的には、海外大学のグレードポイントとの比較調査の結果、主に北米の大学では、合格基準を最低限満たしている成績にグレードポイントを 2.0、合格基準を一部満たしていない成績にグレードポイント 1.0 を付与していることを踏まえ、当時、合格最低基準の C 評価を 1.0 としていた本学と比較すると、本学の学生の GPA が低く算出されることが判明したため、改定することとした(資料 4-80～82)。

留学を含む他大学の学習の単位認定については、「学則」第 43 条に規定し、大学以外の教育施設等における学習の単位認定については、同第 43 条の 2 に、入学前の既修得単位の認定については、同第 43 条の 3 に規定している。単位認定については、編入学及び転入学を除き、60 単位を超えないものとしている。これらの規則に基づき、各学部は単位を認定している(資料 1-7)。

卒業要件については、大学設置基準に基づき、4 年以上在学し、124 単位以上を修得するよう、「学則」及び各学部規程に定めている。なお、各学部規程において、基盤教育、専門科目(必修科目、選択必修科目の別)を踏まえた必要単位数を定めている(基礎要件確認シート表 12)。

《研究科》

研究科についても学部同様に、「大学院学則」に基づき、成績評価を行うとともに、他大学院の学習や既修得単位の認定を行っている。成績評価基準については、同第 11 条に、「S(100 点から 90 点まで)、A(89 点から 80 点まで)、B(79 点から 70 点まで)、C(69 点から 60 点まで)及び D(59 点以下)とし、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする」と定めている。なお、GPA 制度は採用していない(資料 1-8)。

修了要件については、「大学院学則」第 12 条に、博士前期課程及び修士課程について、「博士前期課程又は修士課程の修了要件は本大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする」と定め、同第 13 条に博士後期課程の修了要件として、「博士後期課程の修了の要件は、本大学院に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に 1 年以上(博士前期課程若しくは修士課程又は専門職学位課程に 1 年以上 2 年未満在学し当該課程を修了した者については、当該課程における在学期間を含めて 3 年以上)在学すれば足りるものとする」と規定し、各研究科の修了に必要な単位等は、各研究科規程に定めている(基礎要件確認シート表 12)。

<成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置>

大学設置基準第 25 条の 2 に基づき、学部及び研究科のシラバスには、成績評価基準を適切に示すよう配慮しており、例年 12 月頃に学長から示されるシラバス作成の依頼文書及び「シラバス作成のためのガイドライン」に、その遵守について示している。また、適切に記載されているかに

について、第三者点検を行ったうえで、成績評価基準及び方法を予め学生に示すようにしている(資料 2-47～48,4-53～54)。

成績評価の状況を客観的に把握する方法として、学部全体や学年ごと、場合によっては科目群ごとなどの成績評価状況を調査し、適切な成績評価がなされているかについて、自己点検・評価活動を通じて確認している。具体的には、学部または学科単位で、成績評価状況を確認するため、教務担当課から成績データの提供を受けたり、高等教育推進センターに検証用データをリクエストしたりすることによって、成績状況の把握に努めている。2020 年 10 月には、「学修成果測定指標集計・表示システム」の成績検証機能を用いることによって、過年度分や経年的な成績の状況について検証できるように整えている(資料 3-31【ウェブ】,32,4-95～99)。

2017 年度に開催した学長フォーラム「教育の質保証に向けて～学生の学習成果をどのように測るのか～」では、GPA に係る本学の成績評価の状況について、高等教育推進センター長から説明している。その報告では、2016 年度の学科ごとの平均グレードポイントの差が、平均値が最も高かった学科と最も低かった学科との間が 1.3 ポイント開いており、本学の成績評価基準における B 評価から S 評価までに相当する開きがあることが明らかとなっている。平均グレードポイントの差が必ずしも学生の習熟レベルの差を決定的に示すものではないが、大学全体としての成績評価状況を俯瞰する機会となった(資料 4-1【ウェブ】,100)。

成績評価の厳正化を図るうえで、単に評価基準を厳しくしたり、難易度を下げたりする必要はないが、引き続き高等教育推進センターによる検証データの提供やシラバスの点検を通じた評価方法の検証に取り組むことにより、成績評価に客観性及び妥当性の確保に努めていく必要がある。

<学位授与を適切に行うための措置>

大学院研究科の学位授与に係る取扱いは、「学位規程」に定めており、学位の種類、学位授与の要件及び学位論文の審査等について規定している(資料 4-101)。

学位論文審査については、研究科ごとに修士課程及び博士前期課程、博士後期課程のそれぞれの学位論文審査基準を策定し、『大学院要覧』に明示し、大学ホームページで公表している。また、修士課程及び博士前期課程における特定課題研究論文・研究に対しては、学位論文審査基準とは異なる審査基準を『大学院要覧』に明示し、同じく大学ホームページで公表している(基礎要件確認シート表 13,資料 1-17)。

論文審査体制については、「学位規程」第 9 条において、以下のとおり定めている。

第 9 条 研究科委員会は、学位請求論文を受理したときは、第 3 条第 1 項及び第 4 条については、学位請求論文の審査及び最終試験、第 3 条第 2 項については学位請求論文の審査及び学力の確認のために、当該研究科の専任教員及び客員教授のうちから審査員を選任する。

2 前項の審査員は、第 3 条第 1 項については、指導教授のほか、当該論文に関連ある博士後期課程授業科目担当教員 2 名以上、第 4 条については指導教授のほか、当該論文に関連ある博士前期課程又は修士課程授業科目担当教員 1 名以上、第 3 条第 2 項については当該論文に関連ある博士後期課程授業科目担当教員のうちから 3 名以上を選任し、1 名を主任審査員とし他を副審査員とする。ただし、主任審査員及び副審査員 1 名以上は、研究指導担当教員でな

なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、論文の審査等のため必要があるときは、研究科委員会の議を経て、当該研究科以外の本学教員、他の大学院、研究所等の教員等を審査員に加えることができる。

また、学位に関する最終試験は、「学位規程」第10条に、「学位に関する最終試験は、当該審査員が学位請求論文を中心として、これに関連ある授業科目については、口述試問によって行う」と定めるとともに、学力の確認について、同規程第11条に、「学位に関する学力の確認は、当該審査員が学位請求論文を中心として、広く関連ある授業科目及び外国語について試問を行う」と定め、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置を講じている。

なお、修了要件については、各研究科規程に修了に必要な単位等を定めている。例えば、法学研究科私法学専攻博士前期課程では、「修了要件となる科目で30単位以上修得すること」「主指導教授の『研究指導』を、毎セメスタ必ず履修すること」を必要な要件として定めている(基礎要件確認シート表12)。

学位授与に係る責任体制及び手続きの明示については、「学位規程」第12条に、「修士の学位請求論文の審査及び最終試験は、当該論文の受理後3カ月以内に、また、博士学位請求論文の審査及び最終試験又は学力の確認の試問は、当該論文の受理後1年以内に終了する」と審査期間を定めるとともに、同規程第13条に、「審査員は、学位請求論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、速やかに審査の結果及び評価に関する審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない」と定め、手続きを明確にしている。

また、論文審査の判定について、「学位規程」第14条に、「研究科委員会は、前条の報告(論文審査の結果の報告)に基づき、可否について議決をする」とし、議決に際し、「当該研究科の構成員の3分の2以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない」と定め、厳格性を確保する措置を講じている。加えて、同規程第15条に基づき、当該研究科長は、論文とともに論文審査報告書及び最終試験又は学力の確認の結果をすみやかに大学院研究科長会議及び学長に報告するとしている。

博士論文審査の要旨及び学位論文の公表については、「学位規程」第18条及び第19条に基づき、公表するよう定めており、本学の学術情報リポジトリの利用により、適切に公表している(資料4-102【ウェブ】)。

上記のとおり、厳格な審査体制を講じているものの、不正による論文執筆の事実が判明された場合には、「学位規程」第21条に基づき、学位授与の取消を行うとしている。

一方、学部の学位授与については、「学則」に学位の種類が規定されており、また学部規程に定める修業年限及び卒業要件等を踏まえ、「教授会規程」第9条に基づき判定し、学長が決定している(資料1-16,4-103)。

<成績評価及び学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり>

第2章及び本章の「各学部・研究科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり」でも記述したとおり、本学の全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部のもとで、各学部・研究科等の自己点検・評価活動を全学的な立場で統括し、また提言を行うことによって、3 ポリシーを起点とした PDCA サイクルを円滑に循環させるようにしている(資料 2-9,10【ウェブ】、15【ウェブ】)。

しかし、成績評価及び学位授与に関する全学的なルールを定めるにあたり、大学評価統括本部が、直接的に関与することはない。大学評価統括本部は、「学則」及び「大学院学則」並びに「教授会規程」及び「大学院研究科委員会規程」に基づき、各学部・研究科の成績評価や学位授与を適切に行っているかどうかについて、各組織の自己点検・評価活動を通じて確認したり、必要に応じて提言したりする役割であり、成績評価等のルール設定そのものについては、諸規程に基づいた教学マネジメントによって、教授会や研究科委員会、全学的な委員会組織等の検討により、適切なルールが定められるべきものである。よって、成績評価、学位授与の適切性の検証を超えるものではないと認識している(資料 1-16～17,4-103～104)。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

- 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
- 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
- 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

<学習成果を測定するための指標の全学的な検討>

本学では、3 ポリシーを起点とした PDCA サイクルを実現するために、学習成果の測定指標の開発に取り組んでいる。具体的には 2017 年 8 月に開催された学長フォーラムを起点として、全学的な検討を重ねてきた(資料 4-1【ウェブ】)。

同フォーラムでは、「教育の質保証に向けて～学生の学習成果をどのように測るのか～」と題して、学長による内部質保証システムの確立に向けた講演を行い、分野別達成度測定のための指標開発の課題を説明するほか(資料 4-2)、外部講師として、関西国際大学学長(当時)を招聘し、「組織的教育と重層的・多元的な学修成果～多様な学生をいかに成長に誘うか～」と題した学習成果の測定方法に係る講演を行った後、その後、3 学科の事例発表を行うなど、測定指標の開発の必要性について共有を図った。

その後、2018 年 3 月の学部長会議にて、学長の諮問会議として、「学修成果指標検討会議」の設置が了承され、高等教育推進委員会、全学カリキュラム委員会の委員を含めた学内教職員による検討会議を発足した。同会議は延べ 15 回にわたる検討を重ね、2018 年 12 月には、「学修成果の測定に関する基本方針」、全学的な教育目標「東洋大学スタンダード 2021」などを提案する同会議報告書『学修成果測定指標の策定と質保証に向けて』をとりまとめた(資料 2-27)。

2018 年 12 月には、学部長会議の協議を経て、同会議の報告書を全学に周知し、学部・学科等の 2021 年度カリキュラム改訂に係る作業へと進めるため、2019 年 4 月に学長から各学部長に対して、「2021 年度カリキュラム編成に係る全学方針」を、学部長会議を通じて示している。同方針には、「学修成果を的確に把握する仕組みを確立し、成績評価の厳格化と GPA や資格等の活

用による学修の質保証を目指すこと」を示し、3 ポリシーの高水準化と学習成果測定指標の開発について、次期カリキュラム改訂スケジュールに織り込んでいる(資料 1-13～14)。

このように、本学では、段階的に検討を重ねながら、全学的なカリキュラム改訂の機会を活かして、学習成果の測定指標の開発に取り組んでいる。

第2章の「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方」で記述したとおり、本学では、「ディプロマ・ポリシーの改訂方針」により、学生の学習成果を明確にディプロマ・ポリシーに記述するよう求めている。『ディプロマ・ポリシー改訂作業の手引き』では、「学生が身につけるべき資質・能力については、4～6 程度にまとめ、知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験、創造的思考力等の能力が網羅されるよう努め」るよう示し、ディプロマ・ポリシーの記述にあたっては、学習成果をできる限り明確に示すようにしている(資料 2-29)。

＜学習成果を測定するための指標、指標に基づいた適切な評価方法の開発＞

《学部》

前項で述べたように、本学ではカリキュラム改訂を機に、全学的な検討を経て、学習成果の測定指標の開発に着手してきたが、開発にあたり、次のような基本方針を『学修成果測定指標策定の手引き』に示している(資料 2-31)。

「学修成果の測定に関する基本方針」

ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の目標の達成状況を測定することを基本とし、授業科目の成績評価(グレード・ポイント)及び全学的に実施している学生の資質、能力等を測定している指標や学科独自の測定指標を用いることで、総合的、多面的に評価するものとする。

(ア)授業科目のグレード・ポイントを用いる

カリキュラムを構成する授業科目と学修成果の関連性を検証するため、学修成果測定指標には各授業科目のグレード・ポイントを用いることを基本とする。測定に際しては、各学科のディプロマ・ポリシーに求める能力要素と授業科目との関係性を示す対応表を各学科において作成し、それに基づいてグレード・ポイントを集計する。

(イ)グレード・ポイント以外の全学で測定している指標を用いる

TOEIC 等の英語のプレイスメントテスト、学生アンケート、PROG テストなどを活用し、グレード・ポイント以外の測定指標を学科の判断において加える。

(ウ)学問分野に即した独自の測定指標を用いる

全学で実施している測定指標以外に、より学問分野に即した学科独自の測定指標を用いる。卒業研究(論文)等のルーブリック評価の結果や、学科独自で開発する卒業認定試験、進級テストのほか、学修成果の獲得に関連する外部試験のスコア、その他資格の合格、留学実績やインターンシップ実績、TGLポイントなど、学科の判断において様々な測定指標を組み合わせ、学問分野の特性を活かした多面的な測定指標を用いる。

(エ)学科や学生個人が学修成果の測定結果を総合的に把握できるようにする

(ア)～(ウ)による測定結果は、グラフ等を活用して総合的に示す。

学部では、上記の方針に基づき、2018 年度から 2019 年度にわたって測定指標を策定している(資料 4-105～106)。以下において、代表的な例を紹介する(下表)。

学部・学科	測定指標 *DP・・・ディプロマ・ポリシー
文学部 教育学科 人間発達専攻	•DP の各項目×対応する授業科目のグレードポイント •DP の項目×学生アンケート「幅広い教養」「外国語によるコミュニケーション能力」「専門的な知識・技能・態度」の回答値 •DP の項目×卒業論文ルーブリック評価の値
法学部 法律学科	•DP の各項目×対応する授業科目のグレードポイント •DP の項目×学生アンケート「市民としての社会的責任」「専門的な知識・技能・態度」の回答値 •DP の項目×PROG テスト「対人基礎力」 •DP の項目×TOEIC (590 点以上)の比率、TOEIC 平均 •DP の項目×法学基礎演習ルーブリック •DP の項目×法学検定 スタンダード〈中級・基礎〉コース、ビジネス実務法務検定 2・3 級、知的財産管理技能検定 2 級の合格率等
国際学部 グローバル・イノベーション学科	•DP の各項目×対応する授業科目のグレードポイント •DP の項目×学生アンケート「外国語によるコミュニケーション能力」「専門的な知識・技能・態度」の回答値 •DP の項目×PROG テスト「構想力」「対課題基礎力」「対人基礎力」 •DP の項目×TOEIC (590 点以上)の割合、TOEIC 平均 •DP の項目×TOEFL スコア遷移 •DP の項目×海外長期留学実施率、学科イベント参加率 •DP の項目×TGL ポイント「Silver」以上の比率
理工学部 都市環境デザイン学科	•DP の各項目×対応する授業科目のグレードポイント •DP の項目×学生アンケート「市民としての社会的責任」「外国語によるコミュニケーション能力」「専門的な知識・技能・態度」の回答値 •DP の項目×PROG テスト「対人基礎力」 •DP の項目×TOEIC (590 点以上)の比率、TOEIC 平均 •DP の項目×資格取得、学会発表、産学官連携プロジェクト・研究などの実績
総合情報学部 総合情報学科	•DP の各項目×対応する授業科目のグレードポイント •DP の項目×学生アンケート「市民としての社会的責任」「外国語によるコミュニケーション能力」「専門的な知識・技能・態度」の回答値 •DP の項目×TOEIC (590 点以上)の比率、TOEIC 平均 •DP の項目×卒業研究・卒業制作における観点別評価、在学中、卒業時での諸資格取得者数、卒業後、諸資格取得者数(追跡調査)

食環境科学部 食環境科学科 フードサイエンス専攻	•DP の各項目×対応する授業科目のグレードポイント •DP の項目×PROG テスト「情報収集力」「情報分析力」ほか •DP の項目×TOEIC 平均 •DP の項目×TG ポイント取得平均 •DP の項目×学会発表件数、学会発表受賞件数、バイオ技術者認定試験(中級・上級)の合格者数、危険物取扱者(甲種)の合格者数、国内/国際論文(筆頭著者・共著)件数、フードスペシャリストの合格者数
経営学部 第2部経営学科	•DP の各項目×対応する授業科目のグレードポイント •DP の項目×PROG テスト「情報収集力」「情報分析力」ほか •DP の項目×TGL 取得者数(Bronze, Silver, Gold) •DP の項目×簿記検定2・3級 合格者数 •DP の項目×中小企業診断士 科目合格者数

上記のように、学科のディプロマ・ポリシーの項目ごとに対応する授業科目のグレードポイントの平均をさらに単位数で按分した値を把握するほか、全学的に実施している学生アンケート、アセスメントテスト、TGL ポイント、そのほか学科独自指標を定め、ディプロマ・ポリシーの達成状況を把握することとしている。なお、学生アンケートは、新入生アンケート、在学生アンケート、卒業時アンケートの学生の能力獲得に関する達成度の設問を適宜用いることとしている。

例えば法学部法律学科では、「基本六法を中心とした法学および政治学に関する基礎的知識を体系的に修得している」というディプロマ・ポリシーの項目に対し、法学基礎演習や専門演習におけるルーブリック評価、法学検定、ビジネス実務法務検定、知的財産管理技能検定の合格率を測定指標としている。また、「グローバル社会において生ずる様々な問題に対応するために、英語その他の外国語能力を用いた、コミュニケーション能力を身につけている」というディプロマ・ポリシーの項目に対しては、学生アンケート(外国語によるコミュニケーション能力)や TOEIC (590点以上)の比率、TOEIC の平均を指標として測定することとしている。なお、法学基礎演習ルーブリック、法学検定等の独自指標については、2021 年度以降に集約予定である。

食環境科学部食環境科学科フードサイエンス専攻では、「生命科学に関する基礎知識を体系的に習得している」というディプロマ・ポリシーの項目に対し、PROG テストの結果、バイオ技術者認定試験(中級・上級)及び危険物取扱者(甲種)の合格実績を、また、「食の安全に関する専門知識を修得している」というディプロマ・ポリシーの項目に対しては、国内外における学会発表や論文誌での研究発表の実績、フードスペシャリストの合格数を測定指標とし、測定することとしている。

このように、各学部・学科において、ディプロマ・ポリシーの各項目に即した測定指標を設定している。

学習成果の測定指標は、2021 年度カリキュラムが適用される入学生から本格運用することを目指し、2020 年度時点では、カリキュラムの検証を目的とした試行的運用として扱ってきた。また、前述の「学修成果指標検討会議」の報告書では、将来的には学生に対して、ディプロマ・ポリシーの達成状況を把握するよう、測定結果を通知することとしていた(資料 2-27)。

しかし、測定指標そのものの妥当性の検証を十分に行ったうえで学生に示す必要があることか

ら、学生へ表示する学習成果測定指標については、2020年4月以降の検討とするよう、『学修成果測定指標策定の手引き』の提供と併せて、2019年4月に学長から文書にて各学部に対して示している(資料 2-31,4-107)。その後、高等教育推進センターでは、各学部・学科が学習成果の測定結果を適宜閲覧できるように、「学修成果測定指標集計・表示システム」のリリースに合わせて、2020年7月に学習成果測定指標の見直しと提出を求めている(資料 4-98～99)。

学生への明示については、前述のとおり、全学的な議論を経て進めていくこととして扱っていたが、コロナ禍の授業対応の影響もあり、積極的な検討が進められずにいた。そして、2021年1月8日の学部長会議にて、高等教育推進センター長より、「現段階の学修成果測定指標は試行的な側面をもっており、学生に表示する検証が不十分であることから、2021年度入学生に一律で示すことは見送る」旨の説明がなされている(資料 4-108)。

今後、学びの振り返りの機会創出とともに、学生自身の学習達成状況の把握方法について、十分な検討が必要である。また、2021年度入学生以降の各種の学習データを集約することができるよう、データ集約等の円滑な運用が求められる。さらに、学部・学科内での学習成果測定結果の把握と検証機会を定期的に設けるよう、自己点検・評価活動を通じて企画し、学科内の組織的なFD活動に繋げていく必要がある。

《研究科》

研究科の学習成果の測定指標については、学部における考え方や検討状況を踏まえながら、2019年11月に開催した大学院改革実施タスクフォースの下で、学部版の3ポリシーの改訂方針や手引きに準拠することとして、測定指標の開発と3ポリシーの改訂について取り組んでいる(資料 2-32～33)。

なお、学部と異なる点として、研究科はGPA制度を設けていないことから、授業科目のグレードポイントを集計することは採用していない。また、高度職業人及び研究者の養成の観点から、学部とは異なり、学位取得に求める水準、研究の先進性などを評価することを十分に考慮しなければならないことから、必ずしも数値で把握することが相応しいとは限らない。以上のことから、様々な研究活動の成果を把握することを念頭に置き、定性的な評価を十分に含めて検討することとしている。

具体的には、大学院改革実施タスクフォースの下で、「大学院学修成果測定指標検討用シート」を作成し、各研究科及び専攻において、開発に取り組むこととした(資料 2-34)。同検討用シートは、測定指標の活用方法についても、明文化するように作られており、研究指導計画・方法の見直しに活かすことなどが示されている。以下に、代表的な例を紹介する(下表)。

研究科・専攻	測定指標
文学研究科 インド哲学仏教学研究専攻 博士前期課程	・DP 項目×履修科目(インド哲学研究・インド仏教学研究・東アジア仏教学研究)の成績 ・DP 項目×研究指導(インド哲学研究指導・仏教学研究指導)の成績 ・DP 項目×学位論文審査報告書における評価・審査結果 ・DP 項目×学位論文審査報告書における評価・審査結果 ・DP 項目×院生研究発表会での発表内容と発表態度の評価

法学研究科 公法学専攻 博士前期課程	・DP 項目×履修科目の成績・中間報告会での修士論文計画要旨 ・DP 項目×大学院紀要や学会誌への投稿、学会等での発表その他成果物のアウトプット ・DP 項目×学位論文審査報告書における評価・審査結果
社会学研究科 社会心理学専攻 博士後期課程	・DP 項目×総合研究における発表内容と質疑応答(博士後期課程 1, 2 年の成績)、学会後の振り返り(研究指導) ・DP 項目×総合研究における発表内容と質疑応答、(博士後期課程 1, 2, 3 年の成績)、学会後の振り返り(研究指導)研究倫理申請書の内容、投稿論文での審査結果
理工学研究科 建築学専攻 修士課程	・DP 項目×履修科目の成績 ・DP 項目×学会への投稿や発表、設計競技等への応募、専門分野の社会的貢献、その他成果物のアウトプット・研究計画の妥当性 ・DP 項目×学位論文審査報告書における建築分野の妥当性
情報連携学研究科 情報連携学専攻 博士前期課程	・DP 項目×必修科目(情報連携学研究法Ⅰ～Ⅳ)の成績 ・DP 項目×選択科目の成績、中間報告会の評価、修士学位論文、口述試験の審査・評価結果 ・DP 項目×研究指導の評価

このように研究科では、専攻及び課程ごとに測定指標を策定しており、2021 年度以降に測定を行う。また、測定指標の妥当性の検証を経ながら、より客観的な測定指標を見出し、授業科目及び研究指導の改善等に活かすこととしている(資料 4-7)。

＜学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり＞

これまで述べてきたように、本学の全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部は、各学部・研究科の自己点検・評価活動を通じて、3 ポリシーを起点とした PDCA サイクルの状況を把握することとし、必要な提言をして、改善サイクルの円滑化に努めている(資料 2-9,10【ウェブ】、15【ウェブ】)。

本章の「各学部・研究科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり」で述べたとおり、学習成果測定指標の開発に係る提言は、過去 2 度にわたって学長から示されており、引き続き、測定指標の活用状況について、全学的な観点から把握するように努めていく(資料 2-24～25)。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

＜教育課程に係る点検・評価、改善・向上＞

第2章に記述したとおり、本学は、学部を中心に、4年ごとに大幅なカリキュラム改訂を行っており、その改訂期に合わせて3ポリシー及び教育課程を見直す機会としている。

また、学部・研究科の自己点検・評価活動を原則、毎年実施しており、教育課程及び教育内容、教育方法の適切性の検証を定期的に行っている。これらの検証は、各学部・研究科内の教育課程の見直し等に活かすことができる各種の情報を収集しながら取り組んでいる。

例えば、国際学部グローバル・イノベーション学科では、日本語を履修する留学生の見直しを図るため、学生アンケートを活用している。当学科は2017年度の学科開設時点において、多くの渡日前入試で入学する留学生が日本企業への就職を念頭に入学することを想定していたため、これに適う高度な日本語の修得をカリキュラムに反映させていた。しかし、日本企業に拘らず、広くグローバルな組織における活躍を展望する学生が少なからず存在していること、そうした学生が日本語学習に多くの学習時間を費やさざるを得なくなり、優秀な留学生の学習意欲全体の低下に繋がるケースも出てきていた。こうした状況に鑑み、当該学科が在学生向けに実施したアンケート結果を把握したところ、基礎的な日本語言語能力の修得を望む留学生の声や、一部にN1やN2など高度なレベルを目指す希望があったことから、基礎的科目を4科目残すほか、同学部国際地域学科にて選択科目として開講する予定の中級以上の6科目を横断的に履修することができるよう、教育課程の見直しを図っている(資料4-109)。

また、生命学部生命科学科では、科目の精選の観点から、10名以下の履修が続いている科目を調査し、カリキュラム編成上の必要性を勘案しながら、次年度の時間割編成において、コース数や曜日・時限の配置を検討している(資料4-10)。

経営学部経営学科では、科目ごとの履修者数や成績評価の分布を確認しており、一部の学生の履修がGBC(Global Business Communication)分野に偏っていることを踏まえ、専門科目4分野の履修が十分でない状況を解消するために、同分野の科目配置の見直しを図っている(資料4-110)。

このように、各学部では、履修及び成績の状況やアンケート等を活用しながら、根拠に基づいた教育課程の見直しを図っている。また見直しに際しては、一部の根拠のみに依るのではなく、3ポリシーの高水準化、カリキュラム・マップの作成を通じた体系性を考慮しながら行うとともに、時代の要請や「哲学教育・国際化・キャリア教育」の3つの柱などの全学方針を踏まえ、専門分野に即した魅力的なカリキュラムとなるよう、定期的な検証と改善に取り組んでいる(資料1-13～14)。

一方、研究科については、学部とは異なり、教員の退職等に伴う人事計画と併せ、当該専攻の研究領域を設けること、また最新の研究領域を考慮しながら教育課程の検証を行うため、都度、必要性に鑑みて、教育課程の見直しを行うこととしている。

適切性の検証について、例えば、経済学研究科公民連携専攻では、専攻担当教員会議で検討したうえ、必要に応じて研究科委員会に審議・報告を行っている。また社会学研究科では、定例の研究科委員会において検証を行っている。なかでも、同研究科福祉社会システム専攻を社会学専攻内へコース化する過程において、複数回にわたりワーキング・グループによる会合を開き、教育方針・方法、教育課程の在り方等について、検討している(資料4-19,111～112)。

また、大学院改革実施タスクフォースの下で策定される各研究科の中期計画の実施にあたり、

学生の内部進学率、志願者数の推移、Scopus 論文発表数、大学ランキングなどを参考にしている。さらに、研究倫理の向上の必要性に鑑み、研究倫理教育の正規科目化の検討を行うなど、社会情勢などを踏まえながら、適切な教育研究の推進に努めている。そのほか、研究科ごとに学生アンケートを実施しているが、履修者が僅少であることから、学生の特定制ができてしまうことを避けるため、個別授業に対するアンケートではなく、大学院教育全般に係る授業評価アンケートを実施し、定期的に把握するように努めている(資料 1-44 pp.1,5,33,35-38 など)。

学習成果の測定指標結果の評価と活用については、学部・研究科ともに現時点では十分ではない。現在は、学習成果測定指標の開発に取り組んだばかりであり、3 ポリシーの検証、教育課程の検証、必要な教育課程の見直しに至るプロセスは確立していく必要がある。

策定された学習成果測定指標をセメスタごとに把握し、卒業年度まで集積していくことで、これまで定性的な把握に留まっていたものを出来る限り数量的に把握し、多面的な検証が可能になってくると認識している。また、学生の学習行動の変化には何が影響を与えたのか、良い影響のみならず課題となるケースも含めて、測定指標そのものの改善をもたらしていかなければならない。

さらに、今後、測定指標に基づいた学習成果の把握に係る適切性の検証を重ね、アセスメントポリシーの明確化を図る必要があると認識している。

<教育内容・方法に係る点検・評価、改善・向上>

教育内容及び方法の改善については、本学では全学的な授業評価アンケートを活用することとしている。同アンケートは、専任教員が 2 科目以上、非常勤講師が 1 科目以上実施することを必須化しており、「先生の説明は、あなたにとってわかりやすかったですか」「使用した教科書、参考書、配布資料などの教材は役に立ちましたか」などの授業のわかりやすさに加え、「シラバスに則した内容の授業が行われていたと思いますか」「授業の開始時間、終了時間は守られていたと思いますか」などの授業運営に係る設問や、「あなたは講義中に熱心に受講したと思いますか」「受講の結果、新しい知識を得ることができましたか」「受講の結果、新しいものの見方や考え方を得ることができましたか」などの学生の学習意欲や成果の状況を把握するようにしている。さらに、「授業の難易度はあなたにとって適切でしたか」「総合的に見て、授業の難易度と進度は適切でしたか」といった学習到達目標の難易度や授業のペースなどについて、総合的に把握できるようにしている(資料 2-43,44【ウェブ】)。

また、学科独自設問を設けるほか、学生からコメントがされるようにしており、教員は、授業評価アンケート結果を踏まえ、履修学生に対してフィードバックを行い、教員自身の授業設計の振り返りに活かしている。

本学の学習成果の測定結果の活用については、学部では授業科目のグレードポイントをすべての学科の測定指標において必須とし、さらに学科の学びの特徴を踏まえた複数の指標を用いることにより、多面的な測定方法となるよう工夫している。授業科目のグレードポイントの活用を必須としている理由は、ディプロマ・ポリシーと関連性のある授業の学習到達目標を設定するよう意識付けすること、また、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果に即して対応する授業科目の成績状況を把握することによって、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの達成状況及び教育課程の編成・実施の適切性を検証できるように企図したためである(資料 2-31,4-105～106)。

前述のとおり、現時点では、測定指標を開発したばかりであり、学部・学科内の検証活動は十

分とはいえない。今後、自己点検・評価活動による測定結果の評価、検証を通じて、学習到達目標の修整や履修科目の前後関係を考慮した授業設計の見直し、教育課程の検証、その他必要な組織的なFD活動に繋げていく必要があると認識している。

2017年度以降、優れた授業を企画及び実施し、学生に大きな教育的成果を与えた専任教員を顕彰する「優秀教育活動賞」を設けている。この取り組みは、学部授業を対象としており、教育的な成果、学生の興味や関心を高める工夫、自己学習を促す工夫、教育目標達成に対する影響などを評価し、これまで2019年度まで3度の表彰を行い、55名の教員が受賞している。本学の優秀教育活動の受賞者や成果について、表彰式等を通じて学内で周知するほか、活動の内容を大学ホームページで公表している(資料4-113~114,115【ウェブ】)。なお、受賞者は本学のFD活動に協力するよう依頼しており、これまで「高等教育推進センターニュースレター」への投稿など、学内のFD活動に参画し、教育内容及び方法に係る質の向上に繋げている(資料4-116【ウェブ】)。

「遠隔授業の高度化と質保証に係る将来構想検討会議」では、コロナ禍で経験した気づきを踏まえ、メディア授業の高度化を図り、本学の教育の質を向上させることについて、2020年7月から12月まで延べ8回に亘るオンライン会議システム等を活用しながら、検討を行った。同会議では、メディア授業に関する複数の調査を実施している(資料4-92)。

教員向けに実施した、「効果的な授業を行うためのICT活用に関するアンケート」においては、8割弱の教員が春学期に実施した非対面授業について肯定的に自己評価していた(肯定的な回答=「大変よかった」「よかった」「わりとよかった」の合計)。また、毎回課題を出していた教員が8割程度居り、その理由として、教員が学生の反応を把握したい、特に学生の理解度を確認したい傾向が見受けられた。なお、自由記述からは、オンデマンド型授業、同時双方向型授業、それぞれを組み合わせた授業のメリット・デメリットが把握できている。さらに、回答者の約4割の教員が、新型コロナウイルス収束後は対面みの授業を希望しており、対面とメディア授業の組み合わせを含めると、8割以上に上り、対面の重要性をより認識しているコメントが多く見受けられている。

一方、2020年度春学期の授業評価アンケートの回答では、全面的にメディア授業であったが、9割の学生が欠席回数2回未満という回答を示しており、昨年度春学期と比較して出席率が向上した傾向が窺えた。また、「この授業は、あなたにとってよかったですか。」という設問において、「わりによかった」「よかった」という回答が約7割であったほか、オンデマンド型授業、同時双方向型授業、または複数手法の組み合わせについて、大学全体としてはオンデマンド型授業が多かったと回答する学生が最も多い結果となっている。

さらに、2019年度と2020年度の春学期授業の授業形態別GPAを比較すると、授業科目別にGPAを算出した値について、非対面授業が行われた2020年度春学期は、対面授業が行われた2019年度春学期と比較して平均値が0.22高く、有意水準が5%で有意であった。2019年度春学期と2020年度春学期の到達目標が同一であるという前提に立てば、2019年度春学期(対面授業)よりも2020年度春学期(非対面授業)の方が、授業科目の到達目標を高い水準で達成していたと考えられる。

また、同様の分析を授業形態別に講義、演習、実験・実技・実習、語学(会話以外)、語学(会話主体)の5つに分類して行った。その結果、実験・実技・実習について、2020年度春学期は2019年度春学期と比較して、平均値が0.04低く、これは有意水準が5%有意であった。一方で、他の講義、演習、語学(会話以外)、語学(会話主体)については、いずれも2020年度春学期は2019年度春学期と比較して、平均値が高く、これは有意水準が5%有意であった。

このように、2020年度春学期の全面的な非対面授業の経験を通じ、授業の在り方について改めて見直す機会となっている。また、メディア授業の教育効果の検証を行っているものの、2020年度は急速な移行が余儀なくされたため、これまでにない極端なケースであることを踏まえ、メディア授業の適切性の検証について、引き続きの検討が必要である。

今後、オンデマンド型授業、同時双方向型授業、またはそれぞれを組み合わせた授業、さらに対面と非対面を組み合わせた授業、反転授業など、多様な授業方法の開発と実践が期待されるとともに、学内のICT環境の充実及び教員のICT活用スキルの向上を図っていく必要があると認識している。

なお、「遠隔授業の高度化と質保証に係る将来構想検討会議」の報告書には、本学の教育環境の充実を図るためには、次の課題解決が必要であるとまとめており、今後、大学評価統括本部のほか、学長をはじめとする教学執行部、各学部・研究科の下で取り組んでいくべき全学的な課題と認識している。

「遠隔授業の高度化と質保証に係る将来構想検討会議報告書」より抜粋

- ・ 学生に対するフィードバックの機会、学生同士の学習が十分かつ円滑にできるよう、インターネット環境を含め、ICTを十分に活用できる環境が必要である。また、教育方法・手法の研究の充実、サポート体制及びICTインフラを最適にするために、教育力の充実・強化に向けた投資と組織的な運営体制の見直しが必要である。
- ・ 教育方法の設計は、対面か非対面かの二項対立ではなく、授業科目ごとに教育効果を踏まえて選択する必要がある。また、学部・学科等の組織内において、教員間でその方法・手法が共有される必要があり、コロナ収束後においては、単に対面授業に戻すことを全学レベルで強いるのではなく、教育効果の観点から最適な方法・手法を柔軟に選択できるようにしていく必要がある。
- ・ 学生に課している事前・事後の課題等を学科等の組織ごとに把握し、適正化する仕組みが必要である。また、全学で一律に課題配信の時期やフィードバックの機会について指示するのではなく、学部・学科、そして教員個人が教育効果を考慮して、学生の理解度を適切に把握しながら行う仕組みが必要である。
- ・ 教室、教室外における教員と学生、または学生同士の学び合いの環境(対話、コミュニケーション)をより充実させるために、対面とオンラインを活用し、柔軟に運営していく仕組みと意識改革が必要である。
- ・ 学修プロセスをより見える化し、学生がどのように学んでいるのかを組織全体で把握して、必要なフォローが適時できるようにする必要がある。

(2)長所・特色

本学では、前回の第2期認証評価受審時からディプロマ・ポリシーの学習成果の明確化について課題があったが、2014年度以降、3ポリシーを充実するためのワークショップを全学で開催するなど、カリキュラム・マップの作成を通じた検証を行ってきた(資料4-117【ウェブ】)。

その後、2019年度以降、カリキュラム改訂のロードマップの中に、3ポリシーの高水準化と学習成果の測定指標の開発を組み入れた活動が全学的になされている。具体的には、全学的教育目標である「東洋大学スタンダード2021」を踏まえ、学生が「何ができるようになったか」を把握することができるよう、ディプロマ・ポリシー内の学習成果の明確化を求め、それと同時に、測定指標の開発に試み、全学方針に基づき、カリキュラム改訂に取り組むことで、3ポリシーと教育課程の改善と測定指標の開発が連動して取り組むことができている(資料1-13～14, 2-27,28【ウェブ】,29～31)。

こうした一連の取り組みにおいて、全学的な組織的連携を図っており、各学部・研究科、全学カリキュラム委員会、高等教育推進センター、教務担当課や高等教育推進支援室の連携、協働により、教育課程の検証と見直しに係る手法の開発や手引きの明示、改訂スケジュール管理及び改訂結果のとりまとめなど、工程管理を全学的に行うことができている。

授業設計の基本となるシラバスの質向上については、「シラバス作成のためのガイドライン」などの手引きの充実を図り、単に方針を示すのみではなく、セルフチェックや第三者点検、その他改善に必要な具体的手順に導くよう工夫しており、その実行状況を学長が把握するなど、適切な検証機能となっている(資料2-47～48)。

また、全学的な内部質保証推進組織である大学評価統括本部が自己点検・評価活動の全学的な統括をしながら、提言を行うとともに、各学部・研究科の委員が参画する諸委員会等において、具体的な手順をまとめたり、課題を共有したりしながら、教育課程、教育内容・方法の高度化を図るよう、全学レベル、学部・研究科レベル、教員・授業レベルにおいて、重層的な取り組みとなっている(資料2-15【ウェブ】)。

このような全学的な流れがあるなかで各学部・研究科の自己点検・評価活動が進められていることは、内部質保証に関する全学的方針の「内部質保証を推進するための基本的な考え方」に示す、「教育研究及び諸活動の企画、運営、検証、改善・向上の一連のプロセスの一層の充実を図る」ことの現れでもあり、不断の検証がなされるための一定の手順が確立されつつあるといえる。

さらに、2020年度のコロナ禍においても、授業を継続し、学びを止めないよう感染防止対策を講じながら取り組むとともに、コロナ禍の経験や気づきを有効に活用して、早期から授業方法の質向上に係る検討を進めているなど、教育課程及び教育内容、方法のいっそうの発展が期待できる体制となっている(資料4-86【ウェブ】,87～88,89【ウェブ】,90【ウェブ】,91～92)。

(3)問題点

これまで述べてきたとおり、本学の内部質保証体制の充実と併せて、3ポリシーを起点としたPDCAサイクルを円滑に循環していくための一定の手順は確立されつつあると捉えている。

しかしながら、学習成果測定指標の活用は、未だ試行の段階であり、測定指標の妥当性の検証、測定結果の活用、学生の学びの振り返り機会の創出などにおいて十分とはいえない。今後、重点化しなければならない第一の課題である。

また、各学部・研究科の教育課程及び教育内容・方法の適切性の検証について、自組織内の

点検・評価が中心となっており、教育課程の編成及び運営に係る外部評価の導入が不十分である。

成績評価の客観性及び妥当性を高める取り組みについては、GPA 等の検証データの提供及び学科内の検証活動など、段階的に整えてはいるが、教育方法のなかでもとりわけ学生の評価方法を、多様かつ柔軟にしていくことが重要であり、履修を通じて「何ができるようになったか」を適切に評価していくことが必要である。具体的には、従来型の試験やレポートだけではない、学習行動そのものを評価する形成的な評価を適宜採り入れ、学習意欲の向上をもたらす評価と新しい教育方法の実践、学生の自己省察を一体的に行うことにより、学びの深化がもたらされるものであると認識している。

さらに、本学の教育をよりいっそう魅力的にしていくためには、学部・学科、研究科・専攻の組織レベルの検証において、個々の授業科目の内容・方法に係るデータ等を共有し合う仕組みを作らなければならない。授業評価アンケートのみならず、各教員の授業科目の成績状況などは学科・専攻内の教員間であまり共有されておらず、あくまで個人レベルの課題把握に留まっているケースが多い。学科や専攻の教育課程全体を教育プログラムとして扱い、その質保証に繋げていくための活動が必要であり、教員同士が教育運営上の課題を共有し合い、切磋琢磨する文化を形成していくことが必要である。

FD 活動についても、カリキュラム改訂に向けた作業に留まらず、学生の成長に繋げるために個々の授業の質をどう高めるかを検討しなければならない。例えば、シラバスの学習到達目標はディプロマ・ポリシーを踏まえて、どのようなレベルでどれくらいの達成度に設定すればいいのかなど、学科・専攻内の教員間で協議し合ったり、学習上の課題を抱える学生に対して、組織的に何を施すべきかといったことを、学部や研究科内で活発に常時議論されたりする仕組みが望ましい。

2020 年度に大学評価統括本部長が示した学部の共通提言のひとつに、「学部・学科内の FD 企画について」と題した提言があるが、そのなかには、「FD の実施計画を立案するうえでは、カリキュラムや学生指導に係る自己点検・評価を通じて計画されることが重要です。必ずしも FD 研修会として外部講師を呼ぶことがすべてではありません。普段から取り組まれている授業計画の立案や、学習成果測定指標の検討、測定結果の評価、カリキュラム検討などが FD 活動の基本になります。各学部・学科の教育の充実に資する検討内容や改善事項は何か、幅広く検討してください。」と示されている。一部では共通テキストの作成や成績評価基準の教員間の申し合せなどが実施されていることが、FD・SD 活動報告書等から窺えるものの、それをより活性化していくための仕組みづくりと教員への支援体制の充実が必要である(資料 2-25,4-118【ウェブ】)。

(4) 全体のまとめ

本学は、「建学の理念」及び各学部・研究科が掲げる人材養成の目的、教育目標を踏まえ、3 ポリシーを策定し、教育課程を編成するとともに、自己点検・評価活動による定期的な検証とカリキュラム改訂を軸とする機会を活かし、組織的な改善を図っている(資料 2-15【ウェブ】)。

また、全学カリキュラム委員会をはじめとする関連する諸委員会において、全学的方針やガイドラインを策定し、その方針の達成に向けた検討や連絡調整を横断的に行って、段階的に質保証の仕組みを整えている。前回の第2期認証評価受審以降、カリキュラム・マップの作成、科目ナンバリングの設定、シラバスの充実と第三者点検の制度化、授業評価アンケートのオンライン化、ク

オーター授業の導入、GPA の卒業の目安化とグレードポイントの改正、ToyoNet-ACE 等の LMS 機能拡充など、授業運営に係るあらゆる取り組み、手法を充実させてきた。またそれに併せて、スーパーグローバル大学創成支援事業の構想である TGD 構想の推進による教育課程の国際化を通じて、シラバスの英語化、外国語で行う授業科目の増加など、短期間にいくつもの課題に挑戦している。また直近では、3 ポリシーの高水準化と学習成果測定指標の開発に取り組み、本学の教育がより魅力的なものとなるよう、教職員が一体となって取り組んできた。

これら一連の取り組みにより、3 ポリシー、教育課程、教育内容・方法、学習成果の適切性の検証について整備し、部分的に課題はあるものの、概ね適切な教育が実現できていると認識している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、2020 年度春学期は、やむを得ず全面的に非対面授業を余儀なくされたものの、これにも屈さずに、2020 年 4 月の緊急事態宣言下、同月下旬にはすべての学部・研究科の授業を開始することができたのは、普段からの教職員間の連携による賜物であり、本学の組織力を示すものである(資料 4-86【ウェブ】)。

◆2020 年度のコロナ禍における取り組みのあらまし

2020 年 2 月～	・新型コロナウイルス感染症対策・情報収集に注力
2020 年 3 月	・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組み(ガイダンス、各種行事、感染発生時対応、春学期の授業運用等)に関する各種ガイドラインの策定・周知
2020 年 4 月 3 日	・春学期授業開始日の延期とメディア授業の実施決定 ・「非対面授業(メディア授業)の実施ガイドライン」の策定・周知
2020 年 4 月 13 日	・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策委員会設置
2020 年 4 月 17 日	・春学期全日程のオンライン授業の実施決定
2020 年 4 月 27 日	・春学期オンライン授業の開始 ・在学生への特別修学支援金(一律 5 万円、総額約 15 億円)の給付決定(学生の通信環境等の保障対応を含む)
2020 年 5 月	・各種ガイドライン(学生の海外派遣・受入、教職員の海外活動、研究活動、現地実習等)の策定・周知 ・秋学期及び次年度の対面授業再開に向けた検討開始
2020 年 6 月	・コロナ対策特別奨学金「RIBBON」の支給決定(9 月給付済) ・「遠隔授業の高度化と質保証に係る将来構想検討会議」の発足
2020 年 7 月	・秋学期の段階的な対面授業の実施を公表 ・2021 年度の「東洋大学教学基本方針」「予算編成方針」「教育課程実施及び授業運営等に係る全学方針」の策定・周知
2020 年 9 月 18 日	・秋学期ハイブリッド型授業の開始
2020 年 12 月	・2021 年度教育課程及び授業運営等の実施細目の決定 ・「質保証フォーラム～学生ひとりひとりの成長を約束するために～」開催 ・「遠隔授業の高度化と質保証に係る将来構想検討会議」報告書の完成

一方で、コロナ禍の経験や気づきを有効に活用して、本学の教育力向上に繋げなければならない。2020年12月には、前述の「遠隔授業の高度化と質保証に係る将来構想検討会議」の検討報告書が学長に提出された(資料4-92)。その後、学長は報告書の内容を踏まえ、積極的なデジタル活用によるいっそうの教育の質向上に繋げる計画として、2021年1月に「東洋大学教育DX推進基本計画」を策定している。同計画の基本方針には、「学生ひとり一人の成長を約束するため、デジタルを十分に活用した学修者本位の教育の実現を目指し、大学全体の教育の高度化と質保証を十全にすること」を掲げ、以下の5つの基本計画を策定している(資料4-119)。

- 計画1:入学から卒業まで一貫した教育情報のデータ統合とAI解析結果の最適活用
- 計画2:オンキャンパスとオフキャンパスの学習スタイルの高度化と多様化
- 計画3:建学の精神の具現化を目的としたリカレント教育の世界展開(国内地域含む)
- 計画4:学生の成長を中心に据えた体系性あるFD・SDプログラムの構築と学内業務の断捨離
- 計画5:デジタル活用推進本部(仮称)による推進体制と外部人材を採り入れた評価体制

上記の計画については、2021年1月現在、教学及び法人ともに具体化に向けて協議を重ねている段階ではあるが、デジタルを活用しながら、「学生の学修行動及び学修理解度の把握」を行い、学生自身の自己省察を促すとともに、多様な学習データを活かして、個別最適化の教育を実現するものである。

また、ICTの活用をカリキュラムレベル、科目レベルで適宜採り入れ、従来は時間や場所などの制約により、学習の機会が叶えられなかった教育環境を、柔軟に変えていく構想が含まれている。例えば、本学5キャンパスそれぞれで開講している多様な学問分野の基盤教育について、ICTを活用することにより、全キャンパスで履修できる環境を提供したり、これまで白山キャンパスにおける第2部・イブニングコースの授業が夜間の6～7時限の開講であったものを、第1部の授業と共同で実施することで、固定化され過ぎていた学習形態を柔軟にしたりするなど、様々な工夫がもたらされるように企画している。

また、FDの推進体制についても、ICT活用スキルを高められるように、サポートデスクの機能拡充、セキュリティ対策、情報倫理、著作権に関するFD・SDのプログラム開発など、授業をより良くしていくための環境整備計画も盛り込まれている。

今後、当計画をより具体化し、実効性ある取り組みにしていけるため、学長をはじめとする教学ガバナンスの下で適切なマネジメントを行い、組織間の有機的な連携がもたらすことが必要であると認識している。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<適切な学生の受け入れ方針の設定および公表>

第2章及び第4章で既述したとおり、本学は、原則として、教育課程の編成単位ごとに、当該学部・学科、研究科・専攻等に授与する学位に即した3ポリシーを策定し、学部及び研究科ともにそれぞれ、学部規程及び研究科規程に規定し、大学ホームページで公表している(基礎要件確認シート表15)。

アドミッション・ポリシーについては、学校教育法施行規則第165条の2の規定及び文部科学省高等教育局から例年通知される「大学入学者選抜実施要項」に則り、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて、設定するように努めている。

具体的には、2019年4月に示された「2021年度カリキュラム編成に係る全学方針」に基づき、2021年度の新カリキュラム改訂に向けて、3ポリシーの高水準化を図るように取り組んでいる(資料1-13~14)。また、3ポリシー間の連関性ある記述となるよう、全学的なガイドラインとして、「アドミッション・ポリシーの改訂方針」を定め、具体的な記載方法を『カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー改訂作業の手引き』に例示することで、適切なポリシーの設定となるようにしている(資料2-30)。

本学では、「アドミッション・ポリシーの改訂方針」及び『カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー改訂作業の手引き』を示す以前においても、文部科学省から示される「大学入学者選抜実施要項」や、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会から出された「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン(2016年3月31日)」を参考にし、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかについて、学長フォーラムを通じて周知し、各学部・研究科において明示するように努めてきた(資料4-1【ウェブ】)。とりわけ学部においては、今回の2021カリキュラム改訂スケジュールに位置付けて取り組むことによって、より適切なポリシーが策定できたと認識している(資料1-13~14)。

例えば、生命科学部生命科学科では、「学科が求める人材像」と「入学までに取り組むべき事項」を書き分け、「学科が求める人材像」には、「科学全般、特に生命科学に興味・関心をもつ学生」「自らの考えをまとめ、他者にわかりやすく説明することができる学生」「生物・健康・環境などに関する問題に関心を持ち、解決に向けた活動、研究を通して社会に貢献したいと考えている学生」などの5項目を挙げ、「入学までに取り組むべき事項」には、「高等学校で履修した科目(特に生物および化学)について教科書レベルの知識を十分に修得」「論説文などの論理的な文章を

十分理解できるとともに、自らの考えを論理的に表現できる」「現代社会が直面する諸問題について関心を持ち、かつその背景も含めた基礎的知識」などの入学時まで身に付けるべき能力や姿勢を明示している(基礎要件確認シート表 15)。

また、情報連携学部情報連携学科では、2018 年度入試における数学の学力担保に鑑み、「入学後の学修に必要な、基礎学力としての数学の学力と論理的思考力を有している人材を求める」と、アドミッション・ポリシーに追記し、以降の入学試験において数学を課している(基礎要件確認シート表 15)。

一方、研究科は、学部の 3 ポリシーの改訂方針に準拠し、研究科の専攻ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、学部と同様に研究科規程に定め、公表しており、2020 年 4 月から施行された大学院設置基準における 3 ポリシーの公表の義務化に遺漏なく対応している(基礎要件確認シート表 15)。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

本学では、「グローバル人財」の育成の観点から、様々な資質能力を備えた学生を受け入れるよう、一般入学試験として、センター利用入試・一般入試・実技入試のほか、総合型選抜として、AO 型推薦入試・自己推薦入試、学校推薦型選抜入試(公募制)、学校推薦入試・「独立自活」支援推薦入試を設けている。また、指定校推薦入試・附属高等学校推薦入試・協定校推薦入試、運動部優秀選手推薦入試・外国人留学生日本語学校指定校推薦入試のほか、海外帰国生入試・国際バカロレア AO 入試、編入学・転入学入試、社会人編入学・転入学入試、社会人特別選抜入試・外国にルーツを持つ生徒対象入試など、多様な入学者選抜の方法を用いている(資料 5-1～2)。

一般入試では、4 教科型の合計点で判定する方式、3 教科型、3 教科ベスト 2 型、2 教科型と多様な方式を用いており、志願者の特性や長所を活かすように工夫している(資料 5-1～2)。また、ライフデザイン学部人間環境デザイン学科では、実技のみの入試も採用している。平面構成、立体構成とその解説を課す入学試験を実施することで、アドミッション・ポリシーに掲げる「自分のデザイン能力を磨こうとする意欲のある学生」「問題の本質を探り、柔軟な解決方法を発想しようとする熱意をもった学生」を受け入れられるよう、工夫している(基礎要件確認シート表 15)。

さらに、英語教科の試験において、実用英語技能検定、IELTS などの英語外部試験スコア利用入試を導入したり、2021 年度入試から実施された大学入学共通テストに対応する大学入学共通テスト利用入試を導入したりするほか、志願者の受験機会の多様化に配慮している。

そのほか、全国19か所に地方受験会場を設け、同一日内の受験が設定されている他学部・他学科の併願を可能にするなど、受験機会の多様化と格差是正に努めている(資料5-1~3)。

一方、総合型選抜である推薦入試では、AO型推薦入試として、勉学に対して明確な目的意識を持ち、アドミッション・ポリシーに合致する学生を募集している。特徴的な例でいえば、国際学部、国際観光学部では、「ジャンル・セレクト」入試、「ジャンル・セレクト型」入試を採用しており、志願者は複数設定されたジャンルのうち一つを選択して、自身の入学意欲や資質等を示し、評価、判定している。

具体的には、「ジャンル・セレクト型」入試の「キャリア・プレゼンテーション型」では、「自身の夢を目指し、国際学部グローバル・イノベーション学科のカリキュラムでどのように勉強してそれを実現するのか」のプレゼンテーションを行い、それを評価する入試を実施している。また、「Web体験授業型」では、本学が学生募集活動の一環として入試情報サイト上に配信している「Web体験授業」の動画を視聴し、それに対する課題レポートとプレゼンテーションを行って、質疑応答し、それを評価する入学試験を実施している。この「Web体験授業型」入試の場合、オンラインで行うことが可能であるため、新型コロナウイルス感染症対策として、自宅からの受験を可能にするほか、入学試験のために、遠方から本学への移動や宿泊を伴わずに受験できるため、志願者にとって経済的な配慮にも繋げている(資料5-2-2 pp.21-24)。

情報連携学部情報連携学科では、「コンピュータ・サイエンス型」入試と「INIAD MOOCs 型(イニアドムークス)」入試を採用している。「コンピュータ・サイエンス型」入試では、所定の出願資格に加え、「自作ソフトウェアを、GitHub 上で公開していること」を求めたうえで、そのソフトウェアに関する資料を作成して提出し、試験当日にプレゼンテーションを行う入試を実施している。また、「INIAD MOOCs 型」入試では、情報連携学部が実際の講義で用いているオンライン教材の一部を公開して予め視聴し、プログラミングの課題を試験当日に課して、面接を行うなど、同学科のアドミッション・ポリシーに掲げる「情報通信技術が社会を変えていくこと、ネット社会で生活することに共感し、そのことに自身に関わることに興味と意欲を持つ」学生を受け入れるようにしている(資料5-2-2 pp.33-36)。

また、第2部・イブニングコースにおいては、前身である哲学館の創設の趣旨である「余資なく、優暇なき者」のための「社会教育」を重視しており、働きながら学びたい人を応援する入学試験として「独立自活」支援推薦入試を導入している。同入試は、第2部・イブニングコースを第一志望とし、日中は白山キャンパス内の大学事務局等で働きながら、夜間に学ぶことを前提とした入試であり、学習意欲が高い学生が経済的な理由で勉学を諦めることのないよう、また本学の理念・目的に沿った特徴ある学生募集として2014年度入試から実施している。なお、2018年3月に第1期生が卒業したが、7名の入学者のうち、3名が学科主席で卒業しており、学習と社会人生活の両立がなされた実績がある(資料5-2-2 pp.94-100,5-4【ウェブ】、5)。

研究科においては、一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、学内推薦入学試験を設け、8月、11月、1月、2月、3月に実施している。また、出願資格事前審査を行い、本学大学院の受験資格の有無を確認し、事前審査を通過した者に対して出願を認めている(資料1-49,5-6)。

入試方式における特徴的なものとして、国際学研究科国際地域学専攻博士前期課程、博士後期課程及び国際観光学研究科国際観光学専攻博士前期課程において実施している「JICA ボランティア入試」があり、短期派遣を除く、JICA 海外協力隊(青年海外協力隊・シニア海外協力隊・日系社会青年海外協力隊・日系社会シニア海外協力隊)の募集選考に、合格している学生を受け入れている。この入試に合格した学生は、JICA ボランティアの派遣と同時に本学大学院に入学し、派遣中は、オンラインによる指導を受け、帰国後に本学内で学習し、国際地域貢献の経験と研究力の修得を兼ね備える研究科の教育目的を果たしている(資料 5-6-1 pp.43-45,5-7【ウェブ】)。

経済学研究科公民連携専攻では、「地方創生/カレッジ連携」入試を採用しており、国が行う地方再生人材プランに基づく地方創生カレッジ事業にかかる連携入試制度として、企業または官公庁等に通算1年以上在職している学生を受け入れている(資料 5-6-1 pp.41,5-8【ウェブ】)。

＜受験生に対する適切な情報提供＞

本学では、2013年3月以降、東洋大学入試情報サイト「TOYO Web Style」と称して、紙の大学案内、入試要項を廃止するとともに、出願及び入学手続きもオンラインで行うこととしており、いつでも、どこでも入学試験等の情報にたどり着くことができるようにしている(資料 5-9【ウェブ】)。

また、2015年度からは、「Web 体験授業」と呼ぶ本学オリジナルの講義動画を配信し、学科の学びの魅力を体験できるように紹介するとともに、全国の受験生に対する大学の学びの動機付けに繋いでいる。「Web 体験授業」は2020年8月時点で641本の配信と世界10か国以上から、累計31万の再生回数を有している(資料 5-10【ウェブ】、11)。

2017年度からは、「TOYOWeb サポート」の運用を開始し、Web 会議システムを用いたオンライン型の入試相談を受けるようにしている。2020年7月から8月にかけてのコロナ禍における相談件数は、275回となっており、情報格差の是正と感染防止対策に配慮している(資料 5-12【ウェブ】)。

2018年度には、「高校マイページ」を開設し、高等学校の教員向けの情報提供を行い、約1,500校に指定校推薦入試関連、各種イベント情報、高校別入試結果など、入試における高大連携接続を実現している。さらに、2019年度には、出願のみならず受験票の印刷もオンライン化し、各自で出力するようしたり、納付金のクレジット支払いを行えるようにしたりするなど、様々なオンライン整備を行った(資料 5-13【ウェブ】、14【ウェブ】)。

2020年度には、これまでキャンパス内で行われていたオープンキャンパス、授業体験ができる「学びLIVE」「受験バックアップ講座」を全てオンライン化し、Web上で、いつでも、どこでも最新の情報が入手できるようにしている。なお、「OpenCampusWebStyle」「学びLIVEWebStyle」のアクセス実績は、2020年8月末の段階で、延べ75,157の訪問数があり、世界10か国以上からのアクセスがある(資料 5-11,15【ウェブ】、16～18)。

そのほか、24時間365日問い合わせ可能な「ToyoChatBot」、研究室で行われている最新の研究について紹介する「Laboratory TOYO WebStyle」など、幅広い情報を提供するほか(資料 5-19【ウェブ】)、受験生が知りたい情報や手続きはすべてオンライン化し、入学後のカリキュラムや学費、取得できる資格や奨学金制度、本学の施設等について、スマートフォン、タブレット等で閲覧、視聴、手続きが可能となっている(資料 5-9【ウェブ】)。

これらの全面的なオンライン化対応は、受験生に対する情報格差の是正と効率的な入試広報

戦略として予め進めてきたものであるが、新型コロナウイルス感染症対策の一環としても功を奏したものとなっている。

一方、研究科においては、大学院研究科長会議を通じて、各研究科に入学試験に係る広報及び実施体制について確認している。入学試験に係る広報については、大学院担当教員及び大学院教務担当課が中心となり、キャンパスごとに、大学院進学相談会を実施している。また、各研究科は、入試方式や募集人員、選考方法を設定し、入学試験要項を作成し、大学ホームページで公表している(資料 5-6,20【ウェブ】)。

なお、2020 年度においては、「Web 進学相談会」と題して、オンラインによる進学相談会を実施し、新型コロナウイルス感染症対策を講じている(資料 5-21)。

＜入試実施に係る適切な体制整備＞

本学は、アドミッション・ポリシーに基づいた適切な学生募集及び入学者選抜となるよう、学部においては、全学の入学試験委員会において、確認している。

全学の入学試験委員会は、学長を委員長とし、副学長、常務理事、事務局長、学部長、教務部長、学生部長、各学部選出の教員各 1 名、入試対策検討小委員長らで構成されており、例年 2 回の委員会を開催し、入試実施に係る適切な体制を整備している(資料 5-22)。

具体的には、4 月に直近の入学試験結果の振り返りを行うとともに、学生募集活動の計画、学生数策定に係る方針を確認し、全学的な観点で学生募集方法と入学試験方式等の適切性の検証を行っている。また、9 月に行われる入学試験委員会では、学生募集活動の中間報告、入学試験志願者の動向、入学試験実施体制、入学者選抜の公正確保等について確認し、当該年度の入試実施に向けた最終調整を図っている(資料 5-23～24)。

入学試験の実施にあたり、一般入学試験、推薦入学試験ともに、全学的な入学試験実施本部体制を設けている。入学試験実施本部の本部長は学長であり、実施日ごとの責任者を副学長と学部長が担当する。また、入試部が入学試験実施管理本部として機能し、志願者の管理、試験会場の手配と整備、合格者発表などを担っており、明確な責任体制のもとで入学試験が実施されている(資料 5-25)。

また、全学の入学試験委員会では、多面的・総合的な評価の観点から、「学力の 3 要素」をどのように測るかについて、本学の方向性を検討している。さらに、全学の入学試験委員会の下に、入試対策検討小委員会を設置し、各学部の入学試験に関する問題の出題及び採点並びにそれに伴って生ずる具体的諸問題を検討・調整するとともに、出題訂正の状況を確認し、出題準備に係るスケジュールや校正の回数等の適切性を検証している(資料 5-26～27)。

一方、研究科の入試実施については、大学院研究科長会議を通じて入試実施体制を確認するとともに、各研究科の下で、アドミッション・ポリシーに基づいた入学試験方式を採用し、一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、学内推薦入試を実施している(資料 5-28)。

2020 年度に実施された入学試験では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した。具体的には、全学の入学試験委員会において、「試験監督者との距離を保つため、最前列はすべて空ける」「問題配付時等の監督者と受験生の接触を避けるため、長机の中間列に座席を設定しない」「収容人数確保の観点から各キャンパスで利用していなかった小規模教室等を利用する」といっ

た方針を定め、入学試験監督者のマスク着用、教室の出入りに消毒用アルコールを置き、消毒に関する周知を受験生に行うとともに、教室内の換気を行うため、試験時間中のドアを開放するなど、受験生及び試験監督者等の感染防止、安全に配慮した(資料 5-29)。また、推薦入試においても、緊急事態宣言が発令された場合や、感染状況の蔓延が深刻化した場合に備え、対面式の面接試験を Web 面接に切り替えたり、採点方法などの代替手段を予め決めたりしておくなど、入学試験の実施に支障が生じないように準備して臨んでいる。

<公正な入試実施及び受験生に対する合理的配慮等>

入学試験の実施に際しては、公正かつ適切な入学試験環境となるように努めており、全学の入学試験委員会において、文部科学省から通知される「大学入学者選抜要項」に基づき、「入学者選抜の公正確保」について周知、確認している(資料 5-30)。

合否判定は、各学部で判定教授会を開催し、教授会の審議を経て決定している。恣意的に合格者を不合格にすることや、性別や国籍その他属性等を理由にして判定に影響を与えることがないように、判定に係る資料は、試験の評価点等の判定に必要な情報のみ記載しており、公正な判定手順に配慮している。

また、入学試験の実施において、病気、負傷、障がい等のために、入学試験の受験に際して配慮を希望する受験生に対しては、試験時間や試験環境に関する合理的な配慮に努めており、入試要項にその内容を示している。配慮に係る申請がなされた場合は、入試部が障がいの状況等を確認し、試験環境等(試験時間、点字対応、机の位置、車椅子の入室等)の配慮措置を講じている(資料 5-2-1 p.82 など,5-31【ウェブ】)。

研究科については、各研究科委員会において、合否判定を行い、入学者を決定している。また、入学試験要項において、「受験上の配慮の希望について」を示し、学部の入学試験と同様に配慮するよう努めている(資料 5-6-1 p.14 など)。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

【評価の視点】

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<適切な入学定員及び収容定員の設定並びに在籍学生数の管理>

《学部》

学部における入学定員に対する入学人数比率の過去5年間の平均は、通信教育課程を除き、大学全体で 1.05 と概ね適切な範囲の受け入れ学生数となっている。学科ごとの同数値については、最小が文学部第1部教育学科初等教育専攻の 0.95、最大が文学部第2部東洋思想文化学科及び日本文学文化学科の 1.11 の範囲となっている。また、収容定員充足率についても、通信教育課程を除き、大学全体で 1.04、学科ごとの同数値についても、最小が食環境科学部食環境科学科フードサイエンス専攻の 0.94、最大が文学部第2部日本文学文化学科の 1.16 と概ね適切な定員管理となっている(大学基礎データ表 2、基礎要件確認シート表 16)。

なお、通信教育課程については、2018 年 4 月から募集を停止しており、入学定員に対する入学人数比率の過去5年間の平均は、通信教育課程全体で 0.03 と僅少になっている。また、収容

定員充足率についても、通信教育課程全体で、0.19 と低い数値となっている。本学としては、募集停止している状況に鑑み、在籍する学生が居なくなるまで、教育課程を維持することとしている（大学基礎データ表 2, 基礎要件確認シート表 16, 資料 3-4【ウェブ】, 5【ウェブ】）。

編入学定員に対する編入学生数比率については、社会学部第 2 部社会福祉学科において、3 年次編入学定員を 10 名設けていたが、2018 年 4 月から「学則」変更を行い、編入学定員を廃止している。その他の学部・学科においては、編入学の定員を設けず、若干名の募集としており、適正な範囲で入学させている（大学基礎データ表 2）。

学部の在籍学生数の管理については、全学の入学試験委員会において、学科ごとの受け入れ学生数について毎年確認を行い、入学試験を開始する前には、学部長会議にて、志願者の動向等を踏まえた学生受け入れに関する留意点を示すとともに、細分化された入試日程ごとの受け入れ予定数を確認している（資料 5-32）。

《研究科》

研究科については、定員を充足している専攻があるが、一部において未充足が生じている。

修士課程及び博士前期課程では、入学定員に対する入学者数比率の過去 5 年間の平均が、研究科全体で 0.68 と未充足であり、法学研究科博士前期課程が 0.38、2018 年に開設したライフデザイン学研究科博士前期課程が 0.47 と低い。情報連携学研究科博士前期課程は、2017 年度の開設から 4 年が経過しているが、過去 4 年間の同比率は、0.15 と低い。また、収容定員充足率は、研究科全体で 0.68 と未充足となっており、社会学研究科博士前期課程が 0.49、法学研究科博士前期課程が 0.43 と低く、情報連携学研究科博士前期課程が 0.18 と極めて低い状況となっている（大学基礎データ表 2, 基礎要件確認シート表 16）。

一方、博士後期課程では、入学定員に対する入学者数比率の過去 5 年間の平均が、研究科全体で 0.36 と未充足であり、文学研究科博士後期課程が 0.30、法学研究科博士後期課程が 0.20、経営学研究科博士後期課程が 0.14、理工学研究科博士後期課程が 0.13、情報連携学研究科博士後期課程が開設から 4 年が経過した時点で 0.13 と低い。また、収容定員充足率は、研究科全体で 0.57 と未充足となっており、法学研究科博士後期課程が 0.17、経営学研究科博士後期課程が 0.26、理工学研究科博士後期課程が 0.22、情報連携学研究科博士後期課程が 0.13 と低い状態となっている（大学基礎データ表 2, 基礎要件確認シート表 16）。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく定期的な点検・評価、改善・向上>

学部については、既に述べたように、全学の入学試験委員会において、入試結果及び志願者の動向、ベンチマーク大学等との比較など、多面的な検証に取り組んでいる（資料 5-23～24）。

また、学部・研究科における自己点検・評価活動において、学科・専攻ごとに学生の受け入れに関する点検・評価を行うとともに（資料 2-3【ウェブ】）、高等教育推進センターが検証用データの

提供を行い、根拠に基づく点検・評価活動に繋げている。具体的には、推薦入試合格者の成績追跡調査を行い、例えば指定校推薦入試の方法や募集人員等の検証に活用したり、一般入試における入試種別ごとの GPA や退学率などを検証したりするなど、学生の受け入れの適切性の検証に努めている(資料 4-95～97)。

そのほか、入試部と高等教育推進センターが連携し、英語外部試験利用入試による合格者の入学後の成績検証結果を入試部に提供するなど全学的な観点で入試方式等の検証を行っている(資料 5-33)。

研究科における未充足については、重要課題と認識しており、大学院改革実施タスクフォースにおいて、各研究科の中長期計画に基づき、改善に取り組むこととしている。

同タスクフォースがまとめている「大学院中長期計画書(2020年4月～2024年3月)」には、大学院改革実施案件として、「大学院改組関係」「SGU 対応」「学生募集に関すること」「学部・大学院の連携」「大学院教育全体」「社会人対応、地域社会貢献、産官学連携関係」「その他学生生活関係」の項目を挙げ、各研究科において改革に資する計画を策定している(資料 1-44)。

同タスクフォースでは、とりわけ学生確保について極めて重要な課題として扱っており、「博士前期課程の大学院生の定員充足」に関し、「本学学部生を対象とした学内推薦者増加策、留学生は英語による履修コースの充実、社会人は長期履修制度と遠隔指導コースの導入等を重視する」とし、「博士後期課程の大学院生の定員充足と質の向上」に関しては、「研究力向上に欠かさない優秀な博士課程学生の獲得に必要な方策(具体策は各研究科個別の提案に従う)を強化するために財政支援を行う」ことを示している(資料 1-44 p.33)。また、学部生による大学院科目の先行履修制度の活性化を図るよう、同制度の対象を学部4年生から学部3年生まで拡大しており、2019年度春学期の実績では、41名が制度を利用している(資料 1-16-2 p.142 など、1-44 p.4)。

研究科個別の取り組みについては、文学研究科では、「国際化の推進及び大学院進学を志しやすい状況の整備」として、専攻単位で学部生を対象とした説明会の実施、ホームページにおける専攻別情報の発信内容の充実に取り組んでいる。

社会学研究科では、外国人留学生及び社会人院生の人員増加として、外国語のホームページの充実、海外から渡航を伴わずにオンラインで受験ができる入学試験の実施に試みるほか、留学生に対するチューター制度などを講じている。

法学研究科では、社会人学生、外国人留学生の獲得を目指し、専門職養成コースの充実を図るよう計画している。具体的には、経営学研究科との連携による税理士養成コースの科目開講に取り組むほか、学会発表、論文投稿に係る奨励金制度、公務員コースの整備を図るよう取り組んでいる。

経営学研究科では、「魅力的な英語トラックと非漢字圏アジアからの留学生の増加策」「中小企業診断士及び税理士など、高度専門人材育成施設の拡充」を目指すよう取り組んでいる。

理工学研究科では、大学院生の就職支援として学外インターンシップの拡充を理工学部と連携して取り組むほか、企業や特許取得を前提としたワークショップ型の授業科目「ベンチャー・サイエンス特論」の開講など、キャリアパス形成に繋がる施策を講じている。

ライフデザイン学研究科は、2018年4月に開設した研究科であるが、それまで、福祉社会デザイン研究科を改組し、ライフデザイン学研究科生活支援学専攻(修士課程)、健康スポーツ学専攻(修士課程)、ヒューマンライフ学専攻(博士後期課程)、人間環境デザイン専攻(博士前期課

程・博士後期課程)を設置し、他の専攻を社会学研究科福祉社会システム専攻(修士課程)、社会福祉学研究科社会福祉学専攻(博士前期課程・博士後期課程)へと改組した。主に基礎となる学部から大学院への内部進学者の増加を図り、継続的に収容定員に対する在籍学生比率の改善に努めることとしているが、まだ学生獲得に資する十分な成果に繋がっていない。

情報連携学研究科については、2017 年度に情報連携学部と同時に開設しているが、学部が完成年度を迎えることにより、内部進学者の促進を図ることとしている。また、情報連携学部及び情報連携学学術実業連携機構と連携し、文部科学省の委託事業である「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT-Pro)」のほか、大手企業との大学院レベルの独自リカレント教育を実施しており、企業や社会人に向けて同研究科の魅力を発信している(資料 3-51【ウェブ】)。

このように大学院では、大学院改革実施タスクフォースが中心となり、各研究科の中期計画の推進により、学生の受け入れの改善に取り組んでいるものの、一部において、定員充足に至っていない状況が続いており、今後の一層の改善が必要であると認識している。

(2)長所・特色

本学は、学部において、2017 年度から 2020 年度の志願者数が 10 万人を超え、全国でもトップクラスの志願状況を継続している。学生募集活動において、全国に先駆けて紙媒体のパンフレットを廃止し、オンラインによる情報提供を積極的に行い、全国の情報格差の是正に取り組んでいる。また、無料で「Web 体験授業」を開放するなど、大学教育の魅力を活動的に発信し、高等学校の生徒の進学指導にも広く活用されるようにしている(資料 5-9【ウェブ】、34～35)。

直近では、2020 年の新型コロナウイルス感染症が蔓延した際にも、予てより、全面的にオンライン化していたことにより、全国の受験生に対して格差なく情報提供ができており、オープンキャンパスから、出願、受験、合格発表、入学手続き等の対応が支障なくできている(資料 5-9【ウェブ】、34)。

また、第 2 部・イブニングコースで取り組んでいる「独立自活」支援推薦入試制度は、本学を象徴する特徴的な入試制度であり、国による修学支援制度が開始された 2020 年度の入学試験でも、安定した志願者数となっている(資料 5-4【ウェブ】、34)。

(3)問題点

学部における学生の受け入れについて、学生募集状況及び定員充足状況からみれば、概ね適切な状況であり、本学の教育の魅力が受験生に対して伝わっていると考えられるが(大学基礎データ表 2,基礎要件確認シート表 16,資料 5-34)、適切な定員管理を行う観点から、入試日程の細分化と入学直前の 3 月後半までの合格発表と入学手続きを行う状況が続いている。これは都市圏における私立大学において顕著にみられるものであるが、定員管理の厳格化に伴い、入試日程・方式を細かく分け、合格者発表と手続き者数の状況を見ながら、次日程の合格者数を判断しなければならないという事情があり、やむを得ない手段となっている。このため、とりわけ地方の学生にとっては、入学までの準備期間が必ずしも十分ではない状況のなか、本学キャンパス近隣の都県に移動し、入学してくる場合もある。この点については、入学前教育やオリエンテーションなどのオンライン化による柔軟な学習準備環境の整備などが考えられるが、今後の課題として認

識している。

一方、研究科については、定員未充足が顕著であり、新設の研究科においても未充足がある(大学基礎データ表 2,基礎要件確認シート表 16)。既に大学院改革実施タスクフォースにより、研究科同士の連携を図り、グッドプラクティスの共有と計画の履行を進めているものの、定員未充足の解決には至っていない。また、同タスクフォースでは、一時、博士後期課程の学費無償化について検討し、大学院生にとっての大きなインセンティブをもたらす計画を検討したものの、実行には至っていない。

(4) 全体のまとめ

学部においては、2021 年 4 月からの新カリキュラムに向けて、アドミッション・ポリシーの明確化を図るとともに(資料 2-30)、自己点検・評価活動を通じて、定員の充足状況、入試方式の検証に取り組むなど、学生の受け入れに係る検証機能を果たしている(資料 2-3【ウェブ】)。また、志願者数も例年増加傾向にあり、オンラインによる積極的な情報発信が、本学の学びの魅力を伝えるうえで、重要な役割を果たしている。入試方式の見直しにおいても、学力の 3 要素を図るべく、多様な入試方式を採用し始め、学生の学習意欲や能動的な姿勢、論理的思考力などを測るように取り組んでいる(資料 5-1~3,9【ウェブ】,34)。

引き続き、積極的な情報発信を行うとともに、学問分野に応じた入学準備段階の教育の充実を図るほか、多様な入試方式の検討が必要である。

研究科における学生の受け入れについては、定員未充足の課題を早期に解決していかなければならない。大学院生の獲得は本学の研究力向上において欠かせないものであり、教員との共同研究など、研究成果等にも繋がる大きな役割を担っていることから、引き続き、大学院改革実施タスクフォースを中心に、改革を進めていく必要がある(大学基礎データ表 2,基礎要件確認シート表 16,資料 1-44)。

一方、2020 年 12 月に開催した「質保証フォーラム」では、2020 年度に実施されたオンラインによる授業実施により、一部の研究科の教員から、社会人学生の出席状況が良好であると、口頭で報告されている。今後、十分な検証を重ねていく必要があるものの、デジタルを積極的に活用することにより、大学院教育の学びを活性化する可能性があることから、募集活動と一体となった教育情報発信の強化、教育環境の充実が必要であると認識している。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

【評価の視点】

○大学として求める教員像の設定

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

<大学として求める教員像及び全学的な方針の設定>

本学は、大学として求める教員像に関して、以下の「学校法人東洋大学行動規範」を2008年4月に策定し、大学ホームページに公表のうえ、教職員に周知している(資料6-1【ウェブ】)。

「学校法人東洋大学行動規範」

学校法人の役員及び教職員は、教育機関に課せられた公共性と社会的使命を認識し、職務・役割の遂行に際して誠実で高い倫理観の下、教育研究の目標を実現するために、次の行動を実践します。

[有為な人材の育成]

私たちは、理念や目標の実現に向け教育研究を行い、高い教養と専門的能力を培い、社会から求められる人材の育成に取り組みます。そのために学習環境を整備し、教育課程の改善と授業の改善を行い、常に教育と研究の質の向上を図ります。

[高い倫理観を持った研究活動]

私たちは、学術研究活動において高い倫理観を保持し、研究成果を社会に提供します。また、研究活動におけるあらゆる不正行為が起こらない環境を整備するとともに、適正な研究の実施、研究費の使用を行います。

[健全な職場環境の構築]

私たちは、理念・目標を実現するために一致協力し、安全で健康的な職場環境を整備するとともに、お互いの人格・人権を尊重し、いかなる差別・ハラスメントも行いません。

[法令等の遵守]

私たちは、法令や社会規範を遵守し公序良俗に反する行為を厳に慎み、本学の諸規程を誠実に守り、業務上知り得た情報は適切に管理し、保持に努め、良識に従って行動します。

[公正かつ妥当な入学者選抜]

私たちは、多様な受験の機会を提供し、公正かつ妥当な入学者選抜を行うとともに、関係するあらゆる情報の管理等に細心の注意を払い入学者選抜を実施します。

[社会貢献]

私たちは、常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた学校づくりを行い、社会貢献を教育機関の重要な役割の一つと考え、教育研究の成果を積極的に社会に還元します。

[積極的な情報公開]

私たちは、学生生徒・卒業生・保護者ばかりでなく、社会全体に対し、教育研究活動状況や財

政状況等を適切に開示し、学校法人及び学校に対する理解と信頼を確保します。

〔環境への配慮〕

私たちは、現在の地球環境の悪化の状況を認識し、常に環境の保全や資源の保護に心がけた活動を推進します。

〔資産等の適正な管理〕

私たちは、資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的にのみ使用します。また、取引先の選定を行うに当たっては、合理的かつ公正に行い、さらに自己の立場を利用した取引は行いません。

上記の「学校法人東洋大学行動規範」は、本学の教職員としての行動倫理に係る重要な指針として位置付けている。また、教員の採用及び教員組織の編制に係る方針として、以下の教員組織の編制方針を策定し、大学ホームページで公表している(資料 6-2【ウェブ】)。

「教員組織の編制方針」

1. 東洋大学、各学部・学科、各研究科・専攻の設置目的に即し、そのカリキュラム構成や将来構想に配慮するとともに、教育・研究水準のさらなる向上を図るために、教育と研究とのバランスを重視した教員組織を編制する。
2. 身分・年齢構成、男女比、国際性等を考慮し、バランスのとれた教員組織を構成する。
3. 東洋大学、各学部・学科、各研究科・専攻の目的及び教育目標を十分に理解し、高度な教育とともに国際的な視野に立った優れた研究を行うことができる人材を採用する。
4. 学部・研究科等の教育実態に応じて、契約制外国語講師、助教、年俸契約雇用教員、特任教員等の多様な雇用形態を用意するほか、適宜、実務家教員の任用に取り組む。
5. 専任教員の採用にあたっては、公募等により適任者を広く求めるとともに、書類選考の他、模擬授業またはプレゼンテーション、および面接を実施し、教育に熱意を有し、教育の資質・能力に優れているものを採用する。
6. 教員の資質向上のために、組織的かつ多面的なファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を推進し、学内・学外を問わない FD 活動を通じて、教育効果を高める授業方法の改善、教育能力の向上等を図る。また、本学の課題に即したスタッフ・ディベロップメント(SD)も実施する。

教員組織の編制方針は、2013 年 7 月に策定されたものを 2019 年 10 月に本学の内部質保証体制の充実を図るため、諸活動の質保証に係る全学的方針のひとつとして、本学の現状及び時代の要請等に鑑みて見直しを図り、内容を改めている。なお、本方針は学部長会議、大学院研究科長会議及び事務局部長会議を経て策定し、全学に周知している(資料 2-11～14)。

さらに、本学は、教員採用に係る全学的な方針として、次の「教員採用の基本方針」を設定し、採用に係る要件を明示している(資料 6-3)。

「教員採用の基本方針」

1. 東洋大学の建学の理念の実現を目指し、誠実に職務に精励できる者であること。
2. 東洋大学の教育・研究水準のさらなる向上を図るとともに、教育と研究のバランス感覚を重視した人事措置とすること。
3. 東洋大学、各学部・学科等の設置目的に即し、その科目構成等を配慮した合理的人事措置とすること。
4. 各学部とも身分・年齢構成を充分考慮しバランスのとれた教員組織を構成すること。
5. 募集・採用にあたっては、原則として公募により、適任者を広く求めるようにすること。ただし、本学にとってその人材が極めて必要と判断される場合には、所要の手続きを経て、当該人物を採用することができる。
6. 採用にあたっては教育に熱意を有し、教育の能力・資質に優れている者とする。
7. 東洋大学、各学部・学科等の目的及び教育目標を十分に理解し、高度な教育とともに国際的な視野に立った優れた研究を行うことができる人材を採用すること。
8. 外国語による授業の実施や、留学生の学習指導、海外への引率指導ができるなど、本学の国際化の推進に資する者を採用するよう努力すること。
9. 教員審査にあたっては、的確な教員確保を図るため、健康状態その他諸般の事項について、総合的に審査をすること。
10. 教員審査にあたっては、書類選考の他、模擬授業またはプレゼンテーション、及び面接を原則とすること。
11. 模擬授業またはプレゼンテーションは、当該学部教授会メンバーのみならず他学部教員への参加も呼びかけ、公開形式とするよう努力すること。
12. 学部・学科による面接の際、当該学部長は必ず立ち会うこと。
13. 理事長面接の際、当該学部長は同席することができる。
14. 採用手続について遺漏のないよう処理すること。

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針>

本学では、全学的な教員組織の編制に係る方針及び教員採用の基本的な方針を踏まえるとともに、各学部・研究科では、それぞれの専門分野等を考慮した教員組織の編制に係る方針を策定している(資料6-4)。

また、方針の構成要素として、「専門分野、教員配置に関する考え方」「教育課程や学部運営における教員の役割分担に関する考え方」「教員構成に関する考え方」「教員の資質向上に関する考え方」を全学共通の枠組みとして設け、各学部の方針を策定している。

学部の方針について、例えば、生命科学部の教員組織の編制方針では、以下のように定めている。

i) 専門分野、教員配置に関する考え方

東洋大学生命科学部規程に掲げられた生命科学科及び応用生物科学科の「教育研究上の目的」、「卒業の認定及び学位授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」に基づき、充実した教育・研究活動を効果的・効率的に

行うために、生命科学、応用生物科学に関連する学問に対する幅広い知見と各専門分野における深い学識を備えた教員を確保する。さらに、学生の社会人基礎力の育成やキャリア支援のできる教員、産官学連携や外部研究機関との共同研究を推進できる教員を配置する。
ii) 教育課程や学部運営における教員の役割分担に関する考え方 教員間の連携を確保して組織的な教育・研究を行うために、専門知識、学科・学部の運営の経験と実績に応じて適切に教員の役割を分担する。東洋大学生命科学部規程の別表 3(1)にある生命科学部基盤教育科目のうち専門領域と密接に関連している科目及び東洋大学生命科学部規程の別表 3(2)-1にある生命科学部生命科学科専門教育科目の主要な科目は、すべて専任教員が分担する。
iii) 教員構成に関する考え方 教員数は大学設置基準に準拠する。教育研究・大学運営における適切な教員の役割分担を可能にするために、国内外に人材を求める。さらに、同じ理由により、年齢・性別構成が偏ることがないように配慮する。
iv) 教員の資質向上に関する考え方 教職員との協働能力、学生と積極的に関わる能力、学生に対する研究指導能力に重点をおいて教員の資質向上を図る。さらに、FD 活動などを通してこれらの能力・資質を向上させる。

このように、学部では、各専門分野及び学部の運営に際して必要な方針を定めている。

一方、研究科については、学部の方針にある枠組みを踏まえながら、研究科の考え方として、「教員数および教員の構成」「研究科における教員の役割分担」「主要授業科目の担当」「教員の募集・採用・昇格」「教育内容の改善のための組織的な研修等」の枠組みを共通して設定し、各研究科において定めている(資料 6-4)。

例えば、情報連携学研究科では、以下の方針を定めている。

(1) 教員数および教員の構成 研究科の専門分野であるコンピュータ・アーキテクチャ、コンピュータ・ネットワーク、デジタル・デザイン、ユーザ・エクスペリエンス・デザイン、ビジネス・インキュベーション、データ・サイエンス、インフラ・サービス、クオリティ・オブ・ライフの 8 分野と情報基盤技術分野に、フルタイム教員とハーフタイム教員(特別教員)をそれぞれ適切に配置する。
(2) 研究科における教員の役割分担 体系的な教育研究及び適正な研究科運営を行うために教員間の協働を重視し、その役割を効果的に果たすために諸委員会を組織し、それらの活動を研究科長と専攻長が統括する。
(3) 主要授業科目の担当 基礎となる学部である情報連携学部の専門分野のフルタイム教員、ハーフタイム教員は、原則、情報連携学研究科の博士前期課程の教育研究に参画する。 博士後期課程については、上記のうち、原則として、これまで大学院での教育実績のある教員が担当する。
(4) 教員の募集・採用・昇格

研究科の教育研究の必要性をふまえ、「東洋大学大学院教員資格審査規程」及び「情報連携学研究科大学院教員資格審査に伴う研究業績の審査基準」に則り、代議員会及び研究科委員会にて検討、審査を行う。

(5) 教育内容の改善のための組織的な研修等

研究科の教育研究の必要性をふまえ、代議員会及び研究科委員会にて検討、実施する。

なお、本学の専任教員の採用については、学部での採用が基本となっており、研究科の教員編制は、学部との連携により、採用教員の研究分野や授業担当の資格等について、適切な採用計画を立案し、審査している。

このように本学では、全学の方針や諸規程を踏まえ、各学部・研究科の教員組織の編制方針を明文化している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

- 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
- 教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

本学では、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、各学部・研究科に必要な専任教員数を配置している。学部では、大学設置基準第13条に定める、「学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数」「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」の必要教員数の合計を650名としているが、2020年5月1日現在で758名配置し、必要教授数については339名必要なところ429名を配置しており、大学全体の専任教員数を適切に配置している。また、各学科等における必要教員数についても、専任教員数を満たしている(大学基礎データ表1,基礎要件確認シート表17)。

一方、大学設置基準第13条別表第2「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」については、各キャンパスの収容定員を勘案し、配置教員数の設定をしている。

白山キャンパスの同別表第2に係る必要教員数の配分については、大学設置基準の大綱化に伴う、2000年度の教学改革の一環として行われた教養課程の解体の結果、各学部に分属する形となった。これにより、教養科目の担当教員の配置について、専任教員1名あたりの学生収容定員の均衡を図る必要があったため、2007年度に、「白山文系5学部における別表第2教員枠の配置に関する合意書」を作成し、教養教育、語学教育を担当する教員枠の考え方としてとりまとめている(資料6-5)。

この同意書に基づき、白山キャンパスの「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」に係る教員配置を行ってきたが、その後の学部の新設・移転等や、設置学部・学科の構成、収容定員の変更、さらに国際教育センターの設置に伴う教員配置など、合意書締結時と状況が異なってい

ることから、別表第2に係る必要教員数の配分の見直しが必要であると認識している。

また、学部・学科における「専任教員一人あたりの在籍学生数」については、大学基礎データ表1に示すように、同分野の学科間でも偏りが生じている。今後、均衡化が図られるよう、改善が必要であると認識している(大学基礎データ表1)。

研究科においては、大学院設置基準第9条に定める、「研究指導教員数」及び「研究補助教員数」に基づき、各専攻に必要な専任教員を配置している。各専攻における研究指導教員の教授数については、必要な教員数を満たしており、教育研究活動の推進に資する教員組織を整備している(大学基礎データ表1,基礎要件確認シート表17)。

＜適切な教員組織編制のための措置＞

教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性について、本学では、全学的な方針があるものの、各学部・研究科固有の方針が明確にされていない状態が続いていた。このことは、前回の第2期認証評価においても、経営学部以外は明文化されていなかったことから、自ら課題として明らかにしていた(資料6-6【ウェブ】)。

2018年度の自己点検・評価活動の結果を踏まえ、当時の学長から、前年の自己点検・評価活動の提言として、「教員組織の編制方針の明文化について」を示し、どのような内容を記載すべきかといった方針の骨子を示し、各学部に対して策定を求めた。

また、研究科においては、2018年度以降、順次的に方針の策定に取り組んできたものの、全ての研究科で策定するには至らず、2019年9月に、学部と同様、2018年度の自己点検・評価活動に対する提言として、同方針の策定の必要性を学長から明示した(資料6-7～8)。

その後、2019年度の自己点検・評価活動の結果を踏まえ、教員組織の編制方針が策定されていない組織に対して、2020年3月に「自己点検・評価結果に係る提言(フィードバックコメント)」について」を大学評価統括本部長である学長から各学部・研究科に対して提示し、教員組織の編制方針の明文化を図るよう、再度の提言を行った(資料2-24)。

これにより、2020年度には、すべての学部・研究科の教員組織の編制方針が明文化された。2020年度の自己点検・評価活動では、「教員・教員組織」に係る検証の際に、学部・研究科の教員配置、教員構成等に関し、同方針との整合性を点検・評価している。しかし、本学では各学部・研究科の教員組織の編制方針の明文化を行ったばかりであり、方針と組織の整合性に係る検証が十分になされているとはいえない。また、教員組織の編制に資する方針となっているか、方針そのものの検証も必要であるとともに、教育課程を編成する学科や専攻単位の方針の必要性も認識している。

各学位課程の目的に即した教員配置について、本学では、「教員資格審査基準」を定め、同基準第1条において、教員の職位に応じて必要な教育研究業績等を明確にしている。また、大学院所属の教員に対しては、「大学院教員資格審査規程」第3条において、課程ごとの教員資格に対する教員資格基準を定め、各学位課程の資格を明らかにしている。各学部・研究科等は、「教員資格審査委員会規程」に基づき、「教員資格審査基準」「大学院教員資格審査規程」を根本とした各学部・研究科等における教員資格審査に係る内規を定め、所属教員の採用及び昇格を行い、学位課程にふさわしい教員を配置している(資料6-9～13)。

教員組織の国際性については、TGD 構想の推進により、近年、外国人及び外国の大学で学位を取得した専任教員等(外国籍の教員、外国の大学で学位を取得した日本人教員、外国で1年以上または3年以上の教育研究歴のある日本人教員)が増加しており、2013年度時点では、180名(26.4%)だった同教員数が、2020年度時点で344名(44.3%)となっている(資料4-15 pp.21-26)。

また、本学の「教員採用の基本方針」に基づき、「外国語による授業の実施や、留学生の学習指導、海外への引率指導ができるなど、本学の国際化の推進に資する者を採用するよう努力すること」に沿う人材を採用することで、英語を中心とする外国語を用いた教育研究活動に取り組むことが出来るよう、各学部等の教員採用において国際性ある教員の採用に配慮している。

男女比については、女性教員の増加について、TGD 構想の目標として「教職員に占める女性の比率」を設定しており、2020年5月時点で、大学院所属教員、助手等を含めた(大学設置基準第11条における授業を担当しない教員含む)専任教員777名のうち、男性555名、女性222名であり、女性比率は28.6%となっている。TGD 構想開始前の2013年度時点では、同比率が22.6%であり、年々増えつつあるが、学部によってその比率にバラつきがあり、ことさら理系学部が少ない状況である。今後、女性教員の採用の充実、大学院教育における女性研究者育成をより意識した教育研究の展開及びロールモデルの提供等が必要であると認識している(資料4-15 pp.21-26)。

年齢構成については、学士課程において、下表のとおりとなっており、40代、50代が中心となっている(下表,大学基礎データ表5)。

(表:大学基礎データ表5に基づく専任教員年齢構成の状況)

70歳以上	60代	50代	40代	30代	20代	合計
1名	167名	248名	242名	94名	6名	758名
0.1%	22.0%	32.7%	31.9%	12.4%	0.8%	100.0%

また、教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置については、学士課程では、下表のように、2020年度時点で開設している専門教育科目における専任教員担当比率が69.7%となっており、概ね適正な配置である(下表,大学基礎データ表4)。

(表:2020年度に開設している専門教育科目における授業担当状況)

	必修	選択必修	選択	総計
専任担当	915.1科目	1,990科目	3383.2科目	6288.3科目
非常勤担当	141.9科目	1,188科目	1401.8科目	2731.7科目
合計	1,057科目	3,178科目	4,785科目	9,020科目
専任担当率	86.6%	62.6%	70.7%	69.7%

※上記の科目数は教育課程表上の開設科目数を指す。

なお、教務部において、開講コース数調査を毎年実施しており、専門教育科目や基盤教育科目等の開講する全ての授業科目の状況をまとめている。また、専任教員担当比率を同調査に含め、その結果を学部長会議及び常務理事会に定期的に報告している(資料 6-14)。

研究科担当教員の資格の明確化については、前述のとおり、「大学院教員資格審査規程」第3条において、以下のとおり、課程ごとの教員資格に対する教員資格基準を定め、大学院の講義科目担当、研究指導担当の適切な配置となるようにしている(下表,資料 6-10)。

(大学院教員資格審査規程 第3条関係)

	教員資格	教員資格基準
I	博士後期課程 研究指導教員 (研究指導科目担当)	1 教授で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 2 教授で、前記Ⅰ—1に準ずる研究業績を有し、学位論文審査に対して十分な識見を有する者 3 准教授で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
II	博士後期課程 研究指導補助教員 (講義科目担当)	1 教授で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 2 教授で、前記Ⅱ—1に準ずる研究業績を有する者 3 准教授で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 4 講師で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
III	博士前期課程 (修士課程) 研究指導教員 (研究指導科目担当)	1 教授で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 2 教授で、前記Ⅲ—1に準ずる研究業績を有する者 3 准教授で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 4 准教授で、前記Ⅲ—3に準ずる専門分野に関する相当の研究業績を有する者
IV	博士前期課程 (修士課程) 研究指導補助教員 (講義科目担当)	1 教授で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 2 教授で、前記Ⅳ—1に準ずる研究業績を有する者 3 准教授で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 4 准教授で、前記Ⅳ—3に準ずる専門分野に関する相当の研究業績を有する者 5 講師で、博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 6 講師で、前記Ⅳ—5に準ずる専門分野に関する相当の研究業績を有する者 7 助教で、博士の学位を有する者又は研究上の業績がそれに準ずると認められる者で、大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者

各研究科では、上記の大学院教員資格基準に基づき、大学院教員資格審査に伴う研究業績の審査基準等を設け、各研究科の教員資格審査委員会において審査し、大学院教育にふさわしい教員を配置している(資料 6-13)。また、教員の配置において、本学では専任教員の採用は学部での採用が基本となっていることから、学部及び研究科の両面の維持・運営を考慮した採用

及び配置が重要となっている。

授業担当コマ数については、毎年、学長及び教務部長から示される「教育課程編成及び授業運営等に係る全学方針」に、以下のように、授業担当について明示しており、各学部のもとで担当コマ数の調整がなされるように配慮している(資料 4-84)。

「教育課程編成及び授業運営等に係る全学方針」より抜粋

専任教員については、学部授業を週 5 コマ以上担当し、授業実施のために週 3 日以上出校することを原則とします。その他の任期制教員については、要項等に定められたコマ数の担当及び日数の出校を原則とします。ただし、以下の場合には、学部の判断により、担当コマ数又は出校日数を減じることができるものとします。

- ① 大学院を週 2 コマ以上担当する場合は、学部授業を 4 コマに削減できる。
- ② 学部長及び副学長は、学部授業を週 3 コマにまで削減できる。
- ③ 教育課程及び授業時間割の編成上の理由により、セメスタ又はクォーターの担当科目数に偏りがある場合には、年間週 5 コマ分の学部授業を担当することを前提に、残りのセメスタ及びクォーターの、週の出校日数を削減できるものとします。

なお、いずれの場合も、当該教員が直接指導する授業が 1 年通算して 3 コマ以上を満たすよう、ご留意願います。

＜教養教育の運営体制＞

本学の教養教育は、大学設置基準の大綱化に伴う、2000 年度の教学改革の一環として行われた教養課程の解体以降、学部に分属した教養教育の教員が中心となり運営してきた。特に白山キャンパスにおいては、一般教養的科目として、「自然科学」「人文科学」「社会科学」「スポーツ健康科学」「情報系科目」「総合科目」「留学支援科目」等の科目群を編成し、それぞれの領域における開講主体を担う学部や委員会を中心に、カリキュラムの内容及び授業時間割編成等の運営を担ってきた。例えば、自然科学分野であれば自然科学委員会、スポーツ健康科学分野であれば、スポーツ健康科学委員会が担っている。

一方、白山キャンパス以外のキャンパスに設置する学部においても、教養的科目群として、同等の分野・領域を網羅していくように教育課程は編成しているものの、担当教員数の配置状況から、白山キャンパスの開設科目より少ない状況であり、現在もその状況は続いている。

そうした中、全学共通の教育に関する教育課程の編成及び授業運営に関する事項を担う組織として、2007 年 4 月に全学カリキュラム委員会を設置した(資料 4-31)。同委員会では、本学の教養科目の編成の在り方について、2012 年度の新カリキュラム改訂を目標に検討を進めた。その結果、2012 年度以降から、一般教養的科目という名称を改め、基盤教育として編成し、科目群の名称等についても、「哲学・思想」「自然・環境・生命」「日本と世界の文化・歴史」「現代・社会」「スポーツと健康」「総合」「社会人基礎科目」等に改め、それぞれの科目群の教育目標の明確化を図るようにした。

その後、2016 年度の新カリキュラム改訂では、基盤教育による全学的人財養成の目標として、「東洋大学スタンダード」を設定し、科目群の名称も改めている。また、『履修要覧』等に基盤教育

の履修を通じて身につける能力、資質等を示している(資料 6-15)。また、2016 年度からは、スーパーグローバル大学創成支援の推進に関連する基盤教育科目を担う国際教育センターが、開講主体の組織として基盤教育の運営体制に加わり、2019 年度から全学カリキュラム委員会にも同センター長が参画している(資料 4-31)。

2021 年度の新カリキュラム改訂では、全学カリキュラム委員会の下に、カリキュラムの編成・運営に係る課題を検討する「カリキュラム運営小委員会」、基盤教育科目の編成について検討する「基盤教育小委員会」、キャリア教育の編成について検討する「キャリア教育連絡会」、語学科目等の運営について検討する「国際化教育小委員会」の 4 つの小委員会を設け、様々な視点からカリキュラム改訂に向けて議論を重ねた(資料 4-32)。例えば、基盤教育科目の編成の在り方を検討する基盤教育小委員会では、学部から選出された委員及び開講主体を担う委員会の委員が参画して、キャンパス間の連携の下で学内横断的な検討をしてきた。そして、「東洋大学スタンダード 2021」を全学的な教育目標として位置付け、基盤教育科目と専門教育科目との融合、連携を意識し、基盤教育の科目群名称を、「哲学・思想」「学問の基礎」「国際人の形成」「キャリア・市民形成」「健康・スポーツ科学」「総合・学際」と再編するとともに、新たな科目を配置している(資料 2-28【ウェブ】)。

このように、教養教育の編成に係る検討組織の運営については、変遷してきたものの、開講科目の運営そのものについては、概ね従来から変わりはなく、語学担当教員を含め、分属した教員の教員枠を継承しながら、学部属する教員が中心となり運営している。特に白山キャンパスにおいては、「白山文系 5 学部における別表第 2 教員枠の配置に関する合意書」を踏まえ、教員枠の継承を行いながら、基盤教育を担う教員を配置してきた(資料 6-5)。一方、白山キャンパスの設置学部・学科の構成、収容定員等が合意書作成当時の状況と異なっていること、同教員枠で採用した教員であっても、学部及び学科の教育課程の運営の都合上、基盤教育科目と専門教育科目の両方を担っている実態があることなど、必ずしも ST 比の均衡化と連動した教育課程の編成や運営が十分とはいえない。教員枠の配分及びキャンパス間の基盤教育運営体制の格差是正について、見直しが必要であると認識している。

なお、基盤教育科目については、下表のように、専任教員の担当率は全体として 55.2%となっており、専門教育科目の同比率と比較してやや低い。また、主に必修の枠に含まれる場合が多い語学科目については、開講するコース数の多さの影響から、非常勤講師が担当する科目の割合が高くなっているものの、概ね適切であると認識している(下表)。

(表:2020 年度に開設している基盤教育科目における授業担当状況)

	必修	選択必修	選択	総計
専任担当	263.9 科目	979.4 科目	6,416 科目	7659.3 科目
非常勤担当	380.1 科目	1434.6 科目	4,413 科目	6227.7 科目
合計	644 科目	2,414 科目	10,829 科目	13,887 科目
専任担当率	41.0%	40.6%	59.2%	55.2%

※上記の科目数は教育課程表上の開設科目数を指す。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

【評価の視点】

- 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
- 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

＜教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備＞

本学の教員の採用、昇任に係る資格審査基準として、「教員資格審査基準」を定め、人格、識見が本学教員として適当であると認められる者と規定したうえで、同第1条にて下表のとおり、職位ごとに求める教歴及び研究業績を定めている(下表,資料6-9)。

(表:教員資格審査基準第1条)

資格名	教歴	研究業績	教歴及び研究業績の起算点
		論文	
教授	6年以上	10以上	准教授の資格取得時
准教授	3年以上	5以上	講師の資格取得時
講師	2年以上	3以上	修士の学位取得時
助教		1以上	修士の学位取得時

また、「教員資格審査基準」では、教歴及び論文等の研究業績の換算基準についても規定しており、各学部では、その基準に則り、当該学部の分野や特性に応じた教歴及び研究業績換算に係る審査基準を設け、「教員資格審査委員会規程」に基づき、各学部等において教員資格審査を行っている(資料6-11～13)。

非常勤講師の資格については、同基準第9条に基づき、専任教員の講師に準じるものとし、「基礎演習や実習科目等、科目の内容に鑑み、学長とあらかじめ協議のうえ、学部で別の基準を定めることができる」としている。

研究科の担当教員資格については、前述のとおり、「大学院教員資格審査規程」に基づき、研究科ごとに資格審査基準を定め、大学院担当教員にふさわしい教員を研究科において審査、配置している(資料6-10)。

一方、本学では、多様な資質、能力を備えた高度な人材を配置するため、「任期制教員に関する規程」を定め、複数の任期制教員に関する制度を設けている(資料6-16)。

＜規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施＞

本学では、前述のとおり、「教員資格審査基準」、任期制教員についてはこれに加えて、「任期制教員に関する規程」等に基づいた教員の募集、採用を行っている(資料6-9～13,16)。また、専任教員の採用について、原則として以下のような手続きを経ている。

1. 教員枠の申請及び回答

本学では、大学設置基準第13条に定める教員数(教員定数)を「教員枠」として管理している。当該学部が必要とする教員、教員数に関して、学部長が学長に教員枠の適用に関する申請を行い、教員採用に係る手続きの申し入れを行う。

学長は、学部の意を受け、カリキュラム・ポリシーや分野変更の背景等を踏まえて申請内容を確認し、理事長に対して、教員採用に係る教員枠申請を行う。

理事長は、学長に対して教員採用に係る教員枠申請の手続きの許可をし、申請内容に応じた採用条件等を示す。学長は当該学部長にその結果を報告する。

2. 募集・採用活動

当該学部の資格審査委員会のもとで、示された採用条件及び教員資格審査基準に基づく、教員採用に係る公募内容を取りまとめ、公募を開始する。

3. 審査結果報告・候補者申請

公募により、当該学部の資格審査委員会の審査及び教授会の承認を経て、候補者の選出がなされた場合、当該学部の学部長は学長に対し、候補者に係る審査結果報告を行う。学長は、その報告の内容、採用条件との適合性を確認し、理事長に対して、候補者申請を行う。

4. 理事長面接及び採用内定通知

候補者の採用に係る役員等による面接を行う。面接の結果を受けて、内定者に対する採用内定通知を行う。

5. 稟議決裁及び採用決定通知

理事長による採用稟議の決裁を受け、採用決定の通知を行う。

一方、昇任については、学部・研究科等の教員資格審査委員会に対し、教員本人からの申請に基づき、昇任に係る資格審査を行い、教歴及び研究業績の審査及び教授会等の承認を経て、理事長による稟議決裁を受けて行われている。

④ ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

【評価の視点】

- ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<組織的なFD活動>

本学の「学則」第3条の3及び「大学院学則」第1条の3には、「本学(本大学院)は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する」「本学(本大学院)は、大学の運営の高度化を図ることを目的として、教職員が大学の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修を実施する」ことを規定し、学部・研究科等の組織的なFD活動を行うこととしている(資料1-7~8)。

FD活動の状況については、高等教育推進センターが「FD・SD活動報告書」を年度単位でまと

め、大学ホームページにて公表している(資料 4-118【ウェブ】、基礎要件確認シート表 18)。

全学レベルでは、2017 年度に FD 推進センターから改組した高等教育推進センターが中心となって、各学部・研究科等の FD 活動を支援している。具体的には、共通的な授業評価アンケートの実施、学部学生の成績データの検証、新任教員 FD 研修会、TA・SA 研修会、特別研修会の企画、学外研修の紹介、学部・研究科等からのリクエストに応じた外部講師の紹介などが中心となっている。

高等教育推進センターの運営は、各学部・研究科から選出された委員らで構成された高等教育推進委員会が運営主体であり、委員会の下に教育方法改善部会、FD・SD 研修部会、高等教育研究部会、教育開発・改革部会が置かれ、各部会の活動計画に即した FD 活動を推進し、全学に展開するものとしている(資料 3-31【ウェブ】、32,6-17)。

2017 年度以降重点化してきた取り組みは、学部生の GPA、授業評価アンケート、TOEIC スコア等の分析調査によるデータ提供と、成績の客観性及び妥当性の検証の機会創出である。具体的には、科目群ごとの GPA 分布、入試種別ごとの GPA、海外留学経験者の GPA、GPA とストレート卒業率、GPA と 2020 年度まで全学で実施した外部アセスメントである PROG テストとの相関など、各学部等のリクエストに応じるよう調査分析項目をメニュー化しており、高等教育推進支援室のスタッフが分析資料を作成後、教授会や学部 FD 研修会に出向いて説明するなど、成績状況の検証、入試方式の見直し等に役立てている(資料 4-95～97)。

各種成績等のデータの検証については、学部が行う自己点検・評価活動のエビデンスとしても活用することを推奨しており、『自己点検・評価活動の手引き』にデータ提供リクエストを受けることができるように説明している(資料 2-21)。

2020 年度には、各学部・学科による学習成果の測定指標の開発と併せて、成績分析機能を備えた「学修成果測定指標集計・表示システム」を開発し、いつでも必要なときに検証データを表示することができるように整備している(資料 4-98～99)。

また、高等教育推進センター高等教育研究部会の活動として、「高等教育推進センターニューズレター」と称するメールマガジンを隔週で発行しており、全学の教職員が閲覧できるようにしている。同ニューズレターには、学部・研究科の教育力の向上に繋がる事例の紹介、部会員による研究レポート、コラムのほか、国内外の高等教育の動向のニュースを一体的に示すことで、教職員の情報収集ソースとしての機能を果たすとともに、学内のグッドプラクティスの共有に活かしている。なお、2018 年 9 月の創刊以来、2020 年 2 月時点で 50 号を超えているが、試行的にメールマガジンの開封状況をアナリティクスによる調査をしたところ、配信から 2 日程度で約 70%程度の教職員に読まれていることが明らかとなっている(資料 4-116【ウェブ】)。

2020 年度には、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策委員会と高等教育推進センターの共同企画 FD として、専門的な知識を有する学内の研究者を講師に招き、「新型コロナウイルスの特徴・現状そして展望」「数値の正しい理解とコロナ対策」と題した研修会を実施した(資料 6-18～19)。さらに、2020 年度秋学期授業開始前の全学 FD・SD 研修会として、「秋学期の非対面授業における留意点」と題して、法学部教員によるメディア授業実施時のプライバシーの保護、個人情報管理における留意点について具体的に解説する研修会を実施した。いずれの研修会もオ

ンラインによる開催とし、多くの教職員の参加が得られている。特に、「秋学期の非対面授業における留意点」については、専任教職員の4分の3を超える教職員に視聴され、授業や学生支援の業務等に活かしている(資料6-20～21)。

各学部・研究科等の2019年度のFD活動状況について、特徴的な取り組みを紹介する(資料4-118【ウェブ】)。

経済学部では、授業評価アンケートを中心にしてFD会合、FD研修会、FD視察等の様々な組織的な取り組みを行っており、「大規模講義の運営について」「データを使った分析を用いる講義」「経済学に興味が無い学生をどう引きつけるか?」といった授業手法の共有のほか、「英語の現状と今後の課題点」「専門ゼミの採用方法について」「FDで議論すべき教養のテーマ」「2021カリの基礎ゼミ運営について」など、担当科目別の課題を共有し、発展方策を見出していく活動を展開している。

また、情報連携学部では、「学部の特性と入学者とのミスマッチの解消」をテーマに組織的に取り組んでいる。具体的には、「INIAD MOOCs」を用いた入学試験前のオンライン学習を課し、そのうえでオンラインによる入学試験を行うなど、新しい入試を試み、入学前から学部の目的を十分に理解した学生の受け入れに繋げている。2019年度からは、推薦入試で広くこの手法を採用したり、一般入試においても一部採り入れたりするなど、アドミッション・ポリシーへの十分な理解を得られる工夫を講じている。また、「コース横断連携実習の運営」として、共通テーマをもとにした実社会に生きるプロジェクトチーム学習を実施し、学生のプレゼンテーションを教員間で評価し合いながら、学習成果を確認し合うとともに、各教員がそれぞれの指導上の相談をし合ったり、事務局も交えて各チームのプロジェクトに必要な施設・設備の利用や機器、仕組みの検討などを行ったりするなど、学部全体で教育内容・環境の向上に努めている。

文学研究科では、「Scopus 活用セミナー・人文社会学分野の投稿先選定と論文のインパクト」と題した研修会を開催し、人文社会学系の研究教育においていかなる利用価値を有するのかについて、知見を深める機会を設けるほか、「大学院における学修成果測定」に係る意見交換会を開催した。

法学研究科では、教員による授業相互聴講、研究科長・専攻長による学生ヒアリングを実施している。ヒアリングでは、「データベースの充実や大学院予算での古本の購入など学生からの要望」「カリキュラムに関する学生の率直な意見」などを受け、研究科内の共有に努めている。

理工学研究科では、海外PBL・インターンシップの推進に取り組んでいることから、他大学のPBL教育に係る先行事例を学ぶ機会として、首都大学東京(現:東京都立大学)システムデザイン研究科教授を招き、「企業とのコラボレーションによるPBL教育」「国際連携プロジェクトの人材育成」の事例や手法に関する研修会を実施した。また、同研究科各専攻では、「学部のディプロマ・ポリシーと大学院のアドミッション・ポリシーの整合性」「カリキュラム・ポリシー」「就職実績や社会的ニーズ等を鑑みてのディプロマ・ポリシー」の検証結果を共有している。また、「教育・研究等改善アンケート」を実施し、研究指導に対する学生の満足度調査を行って、課題を共有するとともに、総合的な満足度で「不満がある」と回答があったところには、専攻内でその原因を調査し、早急に改善するよう努めている。

そのほか、本学では、「大学院学生研究発表奨励金規程」に基づき、大学院生の研究活動を奨励し、国内外の研究発表を促しており、2019年度は370件、27,300千円の実績がある(資料

6-22～24)。さらに高等教育推進センターが大学院生を対象にした学外 FD 研修を周知しており、大学院生向けのプレ FD 活動に資する制度等を設けている(資料 6-25)。

また、高等教育推進センターが中心となり、教育の質の向上に資する授業の工夫、ポストコロナにおける授業運営、学生支援の拠り所になる動画配信コンテンツとして、「FD・SD チャンネル」を 2021 年 3 月に開設した。同チャンネルが提供する動画は、教員の協力のもとで、授業手法の工夫や改善ポイントを 10 分程度の動画により紹介するもので、専任教員、非常勤講師を問わず、教員全体の授業の活性化と質の担保に役立つ情報が得られるように工夫している。また、同チャンネルでは、授業手法以外にも、障がい学生に対する合理的配慮に係るレクチャー、ICT スキルに係るレクチャーなどを収録し、教員の教育活動の充実に資する体系性あるコンテンツを用意している(資料 6-26,27【ウェブ】)。

そのほか、全ての新任の専任教員を対象とした FD 研修会を 9 月にオンラインで開催し、本学の「建学の理念」に対する理解向上のほか、秋学期のオンライン授業に向けた実践についてノウハウを共有するディスカッションの機会を設けるなど、新任教員に対する組織的な FD 活動を実施している(資料 6-28～29)。

学習成果の測定結果の活用に関しては、第 4 章にて記述したとおり、2021 年度から施行される新カリキュラムのもとで本格的な運用を開始することとしており、まだ測定結果に基づいた FD 活動は十分になされていない。今後、学生の様々な成果を集約するとともに、学生の学びの振り返りと併せて、教育課程の編成及び運営に係る課題をもとに FD 活動に繋げていく必要があると認識している。

このように、本学では、全学及び学部・研究科等で組織的な FD 活動に取り組んでいる。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

本学では、教員の教育研究、社会貢献、学内業務等の諸活動に係る自己点検・評価を目的として、教員活動評価制度を導入している。

教員活動評価は、2013 年度から学長、副学長、学部長らを中心としたワーキングの検討を経て、数回のトライアルを重ね、2016 年度から正式運用を開始している。また、ワーキングから教員活動評価運営委員会を発足させ、評価指標及び年間計画の検討を行い、教員及び教員組織の検証活動を推進している(資料 2-45～46)。

評価指標及び評価対象者等については、教員活動評価実施要項に以下のように定めている(資料 6-30)。

「教員活動評価実施要項」より一部抜粋

〔評価領域及び評価基準〕

・評価領域の設定

＊評価領域は、「教育」「研究」「学内業務」「学外活動」「学科指標」の 5 つに分類する。

・領域毎の総点の上限設定

＊各領域の総点は、「教育」「研究」「学内業務」は 60 点、「学外活動」は 30 点、「学科指標」は

20 点を上限とする。

・領域毎の「重み付け」

＊評価対象者は、「教育」「研究」「学内業務」のうち、「重み付け」を行う領域を自ら 2 つ選択する。選択した領域については、点数を 1.5 倍する。

・評価項目等

＊各領域における評価項目等については、別紙「評価項目一覧」のとおりとする。

〔対象者〕

・東洋大学において、専任教員（教授、准教授、講師、助教）として、対象年度及び実施年度に在職している者とする。

＊契約制外国語講師、契約制日本語講師、特別任用教員は除く。

＊対象年度または実施年度において、以下に該当する者は実施対象外とする。

－年度途中の着任者

－休職者、育児休業取得者、国内・海外特別研究員等、規程に基づき校務を免除されている者

〔集計結果配信後の役割〕

・教員…結果をもとに自己点検・評価を行う。

・学科長…各教員の実態を把握することの一助として結果を活用し、学科の活性化・発展のための自己点検・評価を行う。学科の活性化に向けた施策等を検討・策定し、学部長に報告する。

・学部長…各学科の実態を把握することの一助として結果を活用し、学部の活性化・発展のための自己点検・評価を行う。学部の活性化に向けた施策等を検討・策定し、学長に報告する。

・国際教育センター長…国際教育センターの実態を把握することの一助として結果を活用し、国際教育センターの活性化・発展のための自己点検・評価を行う。国際教育センターの活性化に向けた施策等を検討・策定し、学長に報告する。

・学長…各学部等の実態を把握することの一助として結果を活用し、大学全体の活性化・発展のための自己点検・評価を行う。併せて学部長等からの報告も勘案し、大学全体の施策に活かす。

上記の要項に基づき、ToyoNet-ACE を用いた Web 評価フォームを配信し、前年度の活動について自己点検・評価を行うようにしている。2019 年度の評価実績としては、全専任教員の 94.0% の実施率となっている。また、教員活動評価運営委員会において、評価結果の概略を報告するとともに、各学部のもとで、教員活動評価結果の活用を進めるように促している。なお、本制度が教員及び教員組織の自己点検・評価を目的としていることから、学部間の比較や個人間の比較のために用いたり、業績評価として処遇に活かしたりすることを目的としていない。そのため、インセンティブを与えたりするような積極的な活用実績には至っていない。学部組織内における活用方針、教員自身の活用目的等を自律的に形成していく必要があり、活用方法を全学的に一律の方法で求めていくことは、課題があると認識している（資料 6-31）。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

<教員組織の適切性の検証、改善・向上>

本学の教員組織の検証については、各学部・研究科において、毎年実施する自己点検・評価活動を中心に行うこととしている。全学自己点検・評価活動推進委員会において、大学基準協会の定める大学基準に即した、教員及び教員組織に係る点検・評価項目に準拠し、大学評価支援室が提供する共通フォーマットを用いて、点検・評価を行っている(資料 2-3【ウェブ】)。

自己点検・評価結果は、全学自己点検・評価活動推進委員会で集約された後、大学評価統括本部に提出される。大学評価統括本部は、自己点検・評価結果を踏まえ、提言を示すこととしており、2019 年度においては、教員組織の編制方針の策定など、具体的な提言を示している(資料 2-15【ウェブ】、24)。

教員数の把握・点検については、大学基礎データ表 1 を基礎として、学部及び研究科の教員数を把握し、学長室及び大学評価支援室のもとで全学的な確認を行って、大学評価統括本部に報告している(大学基礎データ表 1)。

また、2018 年度に実施した自己点検・評価活動では、学部・研究科内の委員会運営の実態把握が十分ではなかったため、学長から提言を示し、2019 年度の自己点検・評価活動を通じて、学部内、研究科内の内部質保証体制及び運営体制について、根拠資料として提出するよう依頼した。これにより、各学部内、研究科内の委員会、会議体の設置状況と目的、構成員、実施頻度、要項等の整備状況について明らかとなっている(資料 2-24,6-32)。学部・研究科内の委員会等であるため、その結果をもとにした直接的な改善施策は講じていないが、教員組織の編制方針内に定める「教員の役割分担に関する考え方」等の策定に活かされている。また、今後、学部・研究科内に設置される委員会等の実務効率化に繋げていくために、活用することが必要であると認識している。

そのほかの組織的な検証活動として、教員活動評価を定期的の実施しているが、前述のとおり、今後、評価結果の検証と活用が必要であると認識している。

(2)長所・特色

本学は、グローバル教育の展開・充実に資するようカリキュラムの質向上を図り、それに伴って教員組織の充実を図ってきた。その成果は教育課程の編成状況に現れており、3 ポリシーの高水準化、教育課程の充実、教育手法の高度化などの FD 活動を通じて、教員及び教員組織が連動して成長してきたと認識している。また、教員組織の国際化により、外国語で行う授業科目の充実にほか、協定校数の増加、海外実習等の活動の引率についても専任教員が中心となり進められるようになってきている。

さらに、教学組織の自律的な振り返りの機会として、毎年実施している自己点検・評価活動に加えて、教員活動評価を定期的に行い、教員自身の教育研究、学外活動、学内業務等に係る諸活動の検証を行っている。

教員の採用及び昇任等に係る手続きについても、全学的な方針及び諸規程に基づき、適切に手続きが行われるようにしている。また、任期制教員は全学によらず、学部・研究科の教育目的等に即して個別に設けることを可能にしており、多様な教員採用の制度を備えている。

(3)問題点

本学では、教員活動評価を実施し、定期的に教員及び教員組織の自己点検・評価活動を自律的に実施しているものの、その結果の活用が十分とはいえない。また、教員自身がどれくらい教育活動、研究活動、学内業務等に従事しているのかに関し、教員のエフォートを把握することが十分にできていないため、教員自身の本来の業務専念として必要な教育活動、研究時間の適正な確保がされているかについては検証が不十分である。今後、教員活動評価の指標について見直しを図るなど、検証方法の充実が必要である。

また、第4章で触れた、「東洋大学教育DX推進基本計画」に示す、「計画4:学生の成長を中心に据えた体系性あるFD・SDプログラムの構築と学内業務の断捨離」を行う一環として、教員・教員組織の活動状況を踏まえた学内業務の合理化とFD活動の充実によって、より良い教育をもたらすための工夫を組織的に図らなければならないと認識している(資料4-119)。

さらに、教員数の最適な配置に向けて、教育環境の充実を図る観点から、大学基礎データ表1に示すように、「専任教員一人あたりの在籍学生数」の学部・学科間の偏りについて、学問分野等の性格を踏まえながら、是正していかなければならない。

(4)全体のまとめ

本学は、学部・学科等の改組や任期制教員等の制度の活用により、年々教員数の拡充がされている。2018年度に82名、2019年度に46名、2020年度に71名の専任教員を採用しているが、3年程度で約4分の1の教員が新たに本学教員として教育研究活動に従事していることになる。

このことは、本学の教育研究力の活性化をもたらすうえで、ある程度の流動性をもった教員組織が形成されているといえるが、教員の研究活動の成果が十分に教育に反映され、学生の成長に繋がる教育を展開していくためには、人材の流動性のみならず、教員組織及び教員個人の教育力の向上を生み出すための仕組みが必要である。

高等教育推進センターでは、各学部・研究科のFD活動の支援の一環として、成績結果等の検証データの提供や学習成果測定指標開発に係る支援を行い、教育手法等の共有に努めているものの、未だ十分とはいえない(資料3-31【ウェブ】、32、4-98～99、118【ウェブ】、6-17～21、26、27【ウェブ】、28～29)。

教員採用及び教員組織の充実を図っていくためには、規程に基づいた適切な手続きを行うのみならず、教員組織運営のマネジメントに係るFDの実施に取り組み、学部や研究科、そして人事

部等と協働しながら、より良い教員組織がもたらされる運営体制、FD 及び SD 推進の在り方について、議論を深めていく必要がある。例えば、一部の大学で導入されつつあるクロスアポイントメント制度の導入など、高度な理論と実践を兼ね備えた実務者を採り入れる多様な採用形態の実施に試み、実社会と連携した教員組織の形成についても模索する必要がある。一方、人事制度の改変のみが必ずしも安定した教員組織の維持に繋がるとはいえないことから、本学の教員組織の検証をより多角的に行い、慎重な検討を進めていく必要がある。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点】

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

＜学生支援に関する大学の方針＞

本学は、学生支援に関する方針について、諸活動の質保証に係る全学的方針として、以下のとおり策定し、大学ホームページにて公表している(資料 7-1【ウェブ】)。なお、本方針は、学部長会議、大学院研究科長会議及び事務局部長会議を経て策定し、全学に周知している(資料 2-11～14)。

「学生支援に関する方針」

1. 学生が学習を進めていく上で支障がないよう、また意欲のある学生がさらに学習を進めていくことができるよう、学習施設・環境等を整備するとともに、各キャンパスの学習支援体制を整備し、学生ニーズに応じた取り組みを進め、授業における質の転換を推進しつつ学生の成長及び学生満足度の向上と、卒業率の上昇、退学率・原級率の低下等を図る。
2. 障がいのある学生の学習機会を保障する配慮を組織的に講じ、学習環境のバリアフリー化を推進する。
3. 学生が経済的に安心して学ぶことができる環境を整えるために、大学独自の奨学金制度を用意し、表彰・報奨、経済的就学困難者や家計急変者、自然災害被災者への経済的支援、留学に関する支援、民間団体等による奨学金や教育ローンなど、多様な経済支援を行う。
4. 学生の心身の健康保持・増進を図るために、ウェルネスセンターに必要な人員を適切に配置し、学生相談や学生生活サポートのための制度を整備するとともに、学生相談に係る啓発活動等を行う。
5. 学生が文化活動及び体育活動等に参加し、また社会貢献活動に参加することによって得た経験と実践能力を今後の学習活動に生かすことを奨励する。
6. 基本的人権の尊重と両性等の本質的平等の精神に則り、教職員に対しハラスメント防止のための研修及び啓発活動を行い、快適な学習環境及び教育・研究環境を実現・確保する。ハラスメント行為が万一、発生した場合には、調査・苦情処理等を組織的にを行い、再発防止に万全を期する。
7. 社会における新卒者等の雇用情勢や新たな採用形態の動きに対応するため、入学から卒業までの全学的かつ体系的な指導を行うとともに、学生の社会的自立が図れるよう就業力を高めるための取り組みを実施する。
8. 本学が目指す国際化に対応したグローバル人材を養成するとともに、国内・海外のインターンシップの充実、拡大や、大学院生や留学生の就職・支援を推進する。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- 学生支援体制の適切な整備
- 学生の修学に関する適切な支援の実施
- 学生の生活に関する適切な支援の実施
- 学生の進路に関する適切な支援の実施
- 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

＜学生支援体制の適切な整備＞

本学では、学生支援に関する方針に沿う組織的な運営を行うため、次のような体制を整備している。

学生の学習支援に係わる組織として、ラーニングサポートセンターまたは学習支援室を学びの特性に応じてキャンパスごとに設置し、学部と連携を図りながら補習教育等の対応をしている(資料 4-78～79,7-2【ウェブ】,3)。また、教職課程の質的水準の向上、教員養成のための指導体制の充実及び強化のため、教職センターの下で、教職支援室を運営している(資料 3-29【ウェブ】,30,7-4【ウェブ】,5～7)。

障がいのある学生に対する修学支援等については、障がい学生支援委員会の下で、学生相談室、保健管理室・医務室、バリアフリー推進室との連携を図り、取り組んできた(資料 7-8～9,10【ウェブ】)。

2018 年 10 月には、障がいのある学生支援に係る学内連携と専門性の強化を目的として、ウェルネスセンターを設置し、従来の組織を横断的に連携させながら、学生及び教職員の心身の健康保持・増進を図ることを目的として、心身両面のサポートの充実に取り組んでいる(資料 7-11【ウェブ】,12～13)。

学生の経済的な修学支援については、学生生活委員会が中心となり、同委員会の事務を担う学生部との連携により、本学の奨学金制度及び国による修学支援制度等を含めた各種の奨学金の支給に係る対応を行い、多様な経済的支援の役割を担っている(資料 7-14,15【ウェブ】)。

学生の文化活動及び体育活動等については、学生課外活動育成会及び学生スポーツ協議会の下で、学生団体等の支援及び活動の推進を図るように運営している(資料 7-16,17【ウェブ】,18)。

学生の社会貢献活動、ボランティア活動等については、社会貢献センターの下で、ボランティア支援室を運営している。なお、社会貢献センターには、生涯学習部門と社会貢献部門を置いており、主に学生の社会貢献活動の推進支援については、社会貢献部門やその役割を担っている(資料 3-27【ウェブ】,28,7-19【ウェブ】)。

また、適切な学習環境、教育・研究環境を整備する観点から、ハラスメントに係る防止対策を講じており、その役割を担う組織として、2018 年 10 月にハラスメント相談室を人事部が所管のもとで開設している(資料 7-20～21)。

就職支援及びキャリア支援に係わる組織として、就職・キャリア支援委員会があり、事務局であ

る就職・キャリア支援部と連携を図り、学生の就職支援等に尽力している(資料 7-22,23【ウェブ】)。

さらに、留学支援に係わる組織として、国際教育センター及び国際部が海外留学・インターンシップの充実に取り組むとともに、就職・キャリア支援委員会と連携を図り、留学生の就職支援に取り組んでいる(資料 3-25【ウェブ】、26,7-24【ウェブ】)。

このように、本学では学生支援環境に係る組織を設け、概ね適切な体制を整えている。具体的な支援体制・内容については、次の項目にて記述する。

<学習支援の適切な実施>

学生の能力に応じた補習・補充教育を行うとともに、学生の自主的、自律的な学習を促進するため、本学では、ラーニングサポートセンター及び学習支援室が全学的な学習支援の役割を果たしている。また、学部及び研究科内の教務委員会や学生生活委員会等の教員と教務担当課との連携の下で、成績不振学生の面談を行うとともに、履修計画、研究計画の立案に係る支援を行っている(資料 7-2【ウェブ】、3)。

学部では、全学部において成績不振学生を対象とした単位僅少者面談等を設けており、学部内で予め定めた手順等に基づき、学部長や指導教員等が個人面談を実施し、学生の学習計画を確認するとともに、学生の状況に応じた指導を行っている(資料 1-16-1 p.47 など)。

また、全学部で学期ごとに保証人に成績表を通知しており、学生の学習状況を把握する機会を設けている(資料 7-25)。これに加えて、理工学部及び総合情報学部においては、成績不振学生とその保証人を対象とした「川越キャンパス学修相談会」を年2回(9月・3月)開催しており、学科教員と保証人、学生の三者が直接面談を行う機会を設けている(資料 7-26)。

研究科については、主に「研究指導」で学生の学習状況を確認し、適宜指導を行っている。

さらに、学生の父母会である甫水会の活動を通じて、毎年6・7月に大学関係者及び保護者が集う「父母懇談会」を全キャンパスで実施するほか、全国各地で甫水会支部総会懇談会を開催し、大学代表者をはじめ、教務・学生生活・就職キャリア関係の事務責任者等が、当該学生の成績表を基に、保護者と個別面談を実施している。なお、2020年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため「WEB父母懇談会」に切り替え、従来、対面で行っていた説明を動画等で配信した(資料 7-27)。

休学・退学等の学籍異動希望者に対しては、学生より「進路再考」「経済的困窮」等の学籍異動事由を記載させた「異動許可願」を提出させるとともに、教員または職員による個人面談等で休学・退学等の動機を含め、進路等に係る学生の状況を確認している。また、学生の状況に応じて、学生支援担当課や学生サポート室等と連携を図り、適切な支援を行っている(資料 7-28)。

なお、学部の通学課程における退学率及び留年率の状況は、2017年度から2019年度までの過去3年間では、留年率が3.1%、退学率が1.8～1.9%で推移している。一方、研究科では、修士課程及び博士前期課程における留年率が、2017年度に6.2%であったものの、2019年度には、5.0%と減少している。同課程の退学率は、2.2%～2.3%に推移している。博士後期課程における留年率は、2017年度に26.3%であった数値が、2019年度には23.3%と減少しているものの在籍学生数が増えているため、実留年者数は増えている状態となっている。同課程の退学率に

については、2017年度から2019年度において、11.0%から5.8%へと減少しており、実退学者数としては10名前後で推移している(大学基礎データ表6)。特に学部学生の留年率及び退学率については、休学者数と併せて、学籍異動結果について半期に一度、教務部が学部長会議にて報告し、全学的に共有している(資料7-29)。

ラーニングサポートセンター及び学習支援室は、キャンパスの学びの特性に応じた体制を整えている。

文系学部を中心に構成している白山キャンパスのラーニングサポートセンターでは、学習相談の中で特に多い、レポートの書き方や基礎的な英語の学習相談に対応するため、論理的思考力を活用して他者が納得しやすい文章の書き方を習得する「ロジカルライティング講座」や、英語の苦手意識を克服するための基礎英語講座「英語ベーシックチャレンジ」等を開講している。また、Word、Excel等の基本的なICTスキルを習得する「PC講習会」を開催し、「レポート作成に役立つWord講習」「はじめてのExcel講習」、Excel関数を使いこなすまでを目指す「ステップアップExcel講習」、プレゼンテーション資料などの魅せるレイアウト作成スキルを身につける、「ステップアップPowerPoint講習」など、幅広い講座を展開している。さらに、学習支援アドバイザーとして大学院生TA(ティーチング・アシスタント)を配置しており、学問分野に応じた相談ができるようにしている。なお、2020年度時点の学習支援アドバイザーは、日本人大学院生のみならず、外国人大学院生も配置しており、学部の留学生の学習相談にも対応できるように整えている(資料4-78～79,7-2【ウェブ】、3,30～31)。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、学生の相談対応が直接できなかったことから、オンラインによる学習相談体制に切り替え、各種講座についても動画配信型に変更した。このことにより、直接、ラーニングサポートセンターへ学習相談に来ることのできない学生に対応するとともに、各種講座を白山キャンパス以外の所属学生の利用が可能になり、幅広い支援ができています。

ライフデザイン学部を設置している朝霞キャンパスのラーニングサポートセンターは、主に英語学習に係る相談と補習教育を担っており、指導経験豊富なアドバイザーが、英語学習相談・留学相談・資格試験対策・英語苦手項目の克服対策、日本語のレポート・論文作成指導を実施している。また、学生の積極的な活用を促す目的として、毎週、ニューズレターを配信している(資料4-79,7-2【ウェブ】、32)。

理工学部、総合情報学部を設置している川越キャンパスでは、数学、物理の学習指導を行う「基礎科目学習支援室」と英語の学習指導を行う「英語学習支援室」「グローバルコミュニケーションスペース」を設けている。特に、数学や物理等の基礎科目については、正課授業において一定の成績に満たなかった学生を対象に、「基礎科目学習支援室」に向かうよう指導しており、学生休暇期間も微分積分学、数学補習講座等を受講させる補習教育を充実させている(資料4-78～79,7-2【ウェブ】)。

生命科学部、食環境科学部を設置している板倉キャンパスでは、ラーニングサポートセンターを設置している。同センターでは、化学及び英語に特化した補習教育の場を提供しており、「TOEIC L&R」「バイオ技術者認定試験」等の資格取得支援を行っている。特に英語では、正課授業において一定の成績に満たなかった学生を対象に補習教育を行い、正課授業と課外授業

の連携を図っている。また、2018 年度から、「化学基礎学習プログラム」「英語基礎学習プログラム」を開講しており、2019 年度においては、延べ 251 名の受講者となっている(資料 4-79,7-2【ウェブ】)。

情報連携学部を設置している赤羽台キャンパスでは、補充教育のオンライン教育システムとして、「INIAD MOOCs」を導入しており、いつでも、どこでも、何度でも事前事後の学習を可能とする環境を整えている。また、「プログラミングの基礎的な技能を身につける」という 1 年次の到達目標を達成するため、新入生ガイダンス期間に、「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「情報」の試験を実施し、一定の成績に満たなかった学生に対しては、専任教員、または元高等学校の教員が担当する補習講座の受講をさせている。2019 年度には、「数学ⅠA 夏季集中講座」などの 6 コースの補習講座を開講し、延べ 246 名の学生が受講している(資料 3-53,4-79)。

また、経済学部、経営学部では成績優秀者を表彰することで、よりいっそうの学習意欲を引き出すことや、文学部では学科ごとの共同研究室に大学院生の TA を配置し、学習相談をいつでも応じるようにするなど、学部独自の体制や施策を講じている(資料 7-33)。

国際教育センターでは、ECZ(English Community Zone)を白山キャンパスに設置し、学生同士で英語によるコミュニケーションが活発に行われるようにしている。また、英語初心者向けの「Beginner Time」を平日に設けて、いつでも参加できるようにしたり、「Language Exchange Time」として、英語のみならず、中国語、スペイン語を織り交ぜた、留学生と日本人学生同士の交流の機会を設けたりするなど、キャンパス内の国際交流拠点として幅広い活動をしている。また、2020 年度においては、キャンパス内の入構が制限されたり、登校する曜日が限られたりしたことから、「English Community Zoom」と題するオンラインによる交流を行い、学生自らが率先して交流の場を提供している。

なお、ECZ の活動については、大学ホームページ及び SNS であるインスタグラムを活用して、学生が発信するなど、学生自らによる「グローバル人材」育成の成果を社会に発信する活動もたらされている(資料 7-34【ウェブ】、35～36)。

入学前の補習教育として、推薦入試合格者を対象としたオンライン学習による「入学前教育」を実施し、「情報倫理」や「すっきりわかる英文法」などの講座を受講できるようにしている。さらに、受講後には、受講者アンケート及び入試種別ごとの受講率などを調査し、学部長会議を通じて、各学部に受講状況を報告している(資料 7-37～40)。

このように、本学では、学部やキャンパスの特性に応じた学習支援環境を整備するとともに、学生の能力に応じた補習教育を施している。2019 年度のラーニングサポートセンター及び学習支援室の利用状況は、全キャンパスで延べ 14,117 名となっており、多くの学生が利用している(資料 4-79)。

今後、学生の成績データ、学習成果測定指標に基づく測定結果との連動性ある学習支援機能に係る検証を行い、教員による面談指導後やラーニングサポートセンター利用後の成績の変化を把握したり、学生の成長にどのような施策や活動が効果的であったのかを多面的に検証・分析したりして、優れた取り組みをいっそう充実させていく必要があると認識している。

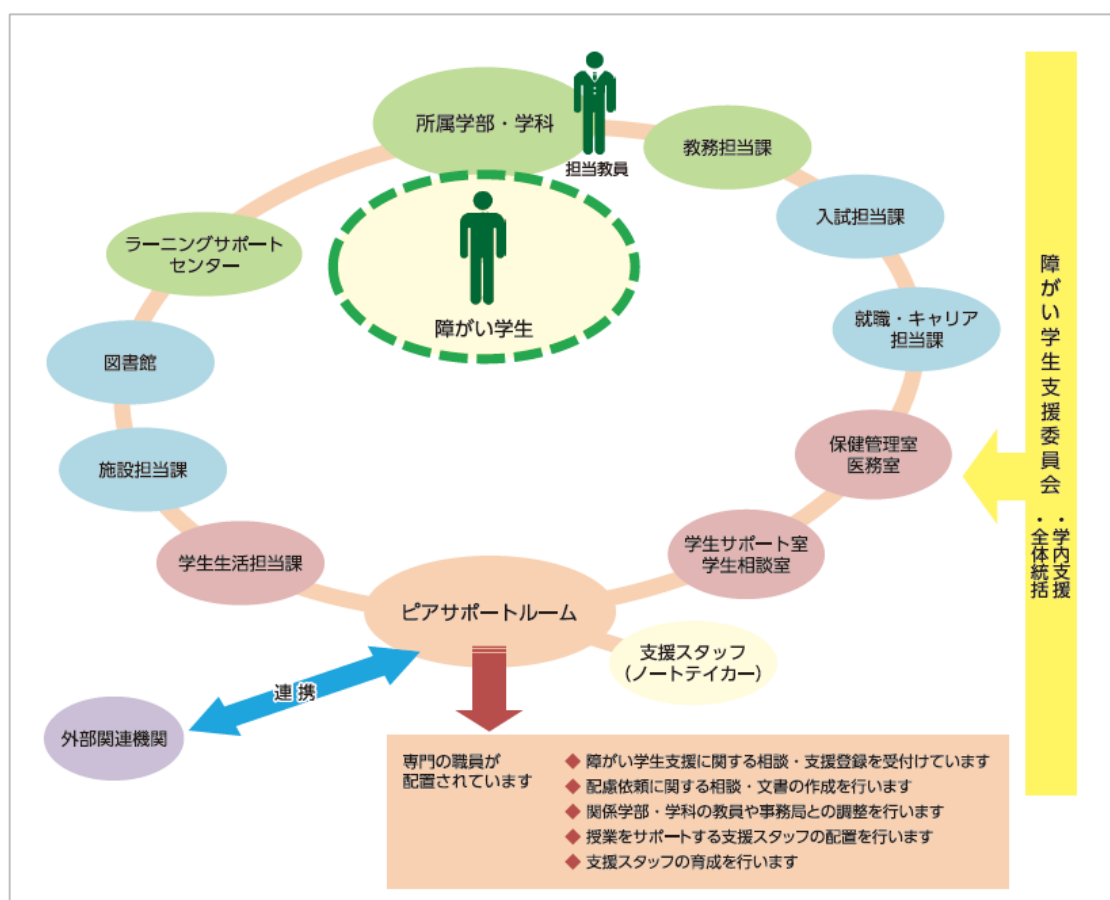
＜障がいのある学生の適切な支援＞

障がいのある学生の支援の充実を図るため、本学では、「障がい学生支援の基本方針」を2017年4月に制定するとともに、「障がい学生支援のガイドライン」を2018年4月に策定している。全学の組織的な支援体制を整えるため、障がい学生支援委員会が中心となり、ガイドラインに基づいた支援を実施している(下図,資料7-8～9,10【ウェブ】,41【ウェブ】,42～43)。

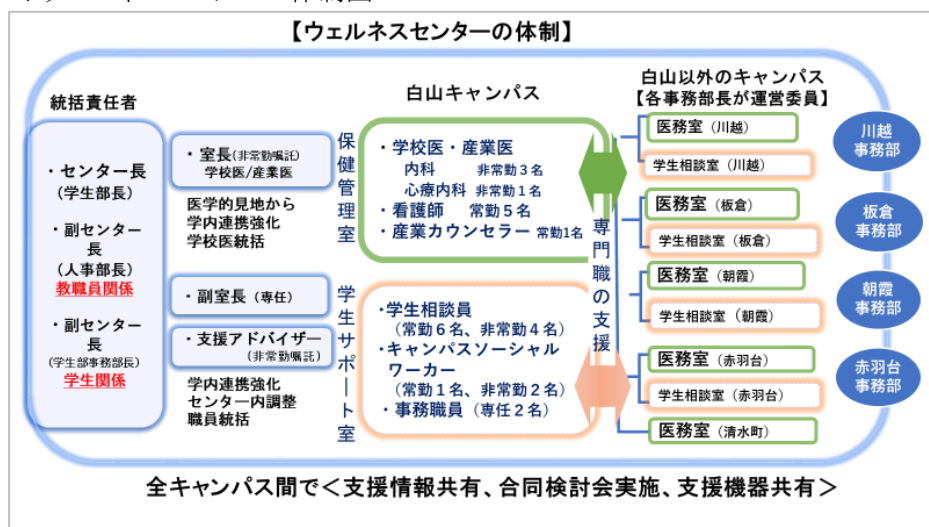
障がい学生支援委員会は、学生部長を委員長とし、教務部長、学長が推薦する障がいに係る専門的知識を有する本学の専任教職員、各学部から選出された教員、ウェルネスセンタースーパーバイザー、就職・キャリア支援部長、図書館事務部長で構成され、全学の学習支援、生活支援関連部署等の横断的な組織として形成している。また、バリアフリー推進室が支援スタッフの配置を行うとともに、学生一人ひとりの要望に応じた対応を行っている。

学生及び教職員の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮に関し、いっそうの充実を図り、身体的、精神的、社会的に健康で安心な状態(ウェルネス)を実現するため、2018年10月に従来の組織を発展的に統合した、ウェルネスセンターを設置した(資料7-11【ウェブ】,12～13)。同センターの下では、バリアフリー推進室をピアサポートルームへ、学生相談室を学生サポート室へ、医務室を保健管理室に改め、連携体制を強化するとともに、障がい学生支援のための専門職スタッフとして、社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者であるキャンパスソーシャルワーカーを配置し、相談機能等の充実を図っている(下図,資料7-44～45)。

◆東洋大学における障がい学生支援の体制図



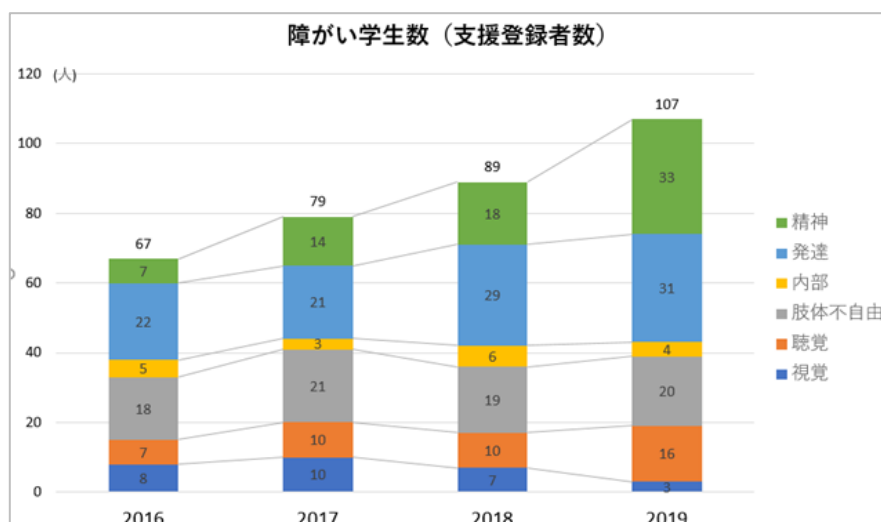
◆ウェルネスセンターの体制図



障がい学生支援を中心とした情報の収集と支援に関する体制の整備等については、ウェルネスセンターの下、障がい学生支援委員会が担っている。同委員会は、障がい学生の教育及び学生生活等の支援を通じて、修学環境の向上を目指すために、学生情報の共有や支援内容の検討、教職員に対する障がいへの理解啓発を図る研修の開催など、障がい学生支援全般に対する責任を担っている(資料 7-8)。

学生及び教職員に対する障がい学生支援に関する情報提供と理解啓発については、パンフレット『障がい学生支援 2020』や『学生生活ハンドブック』の配付、高等教育推進センターと連携による「FD・SD チャンネル」内の動画コンテンツにて障がい学生に対する合理的配慮等の解説を実施している。その結果、2019 年度の支援登録者数は、全学で 107 名となっており、年々増加している(下図)。この増加については、支援体制の充実整備によって、これまで相談や支援に辿りつくことができなかった潜在的な学生を把握できたものと認識しており、引き続き、個別支援の充実を図る必要があるものと考えている(資料 6-27【ウェブ】、7-9,46)。

◆障がい支援登録者数



その他、学生やその家族が24時間電話で相談できる外部専門機関のサービス「学生ほっとライン健康・メンタルサポート24」を導入しており、2019年度の利用件数は861件となっている。2020年度からは、本サービスに「こころのサポートシステム」を追加し、電話だけでなく面談やメールでの相談も可能になる仕組みを導入し、相談窓口の拡充を図っている。2020年度は、新型コロナウイルス感染症の対策の一環として、電話やオンライン、キャンパスによってはメールで学生からの相談を受け付け、オンライン授業に関する学生の不安やストレスを軽減できるよう学生相談を継続して実施している(資料7-43,47)。

＜適切な経済的な支援の実施＞

本学では、「学生が経済的に安心して学ぶことができる環境を整えるために、大学独自の奨学金制度を用意し、表彰・報奨、経済的就学困難者や家計急変者、自然災害被災者への経済的支援、留学に関する支援、民間団体等による奨学金や教育ローンなど、多様な経済支援を行う」という学生支援に関する方針に基づき、幅広い経済的修学支援を実施しており、学生に対しては『学生生活ハンドブック』及び大学ホームページで周知している(資料7-1【ウェブ】、15【ウェブ】、46)。

具体的には、修学の奨励と経済援助を行うことにより、有為な人材育成に資することを目的として「奨学規程」を定め、本学独自の奨学金制度として、東洋大学第1種奨学金(学業成績優秀者奨学金)、第2種奨学金(経済的修学困難者奨学金)、第3種奨学金(家計急変者奨学金)を設けている(資料7-48～49)。

大学院においては、「大学院奨学生規程」に基づき、東洋大学第1種奨学金(学業成績優秀者奨学金)、第2種奨学金(家計急変・経済支援奨学金)を設けている。また、自然災害により被災した在学生並びに入学生に対する支援措置も行っている。

上記奨学金のほか、本学で働きながら学ぶ独立自活支援奨学金制度や、優秀な学生アスリートを支援するスポーツ奨励奨学金制度など、多様な奨学金制度を設けている。これらの奨学金は、ほとんどが給付型であり返還の義務はない。さらに、国際化のいっそうの推進を図る目的として、海外の優秀学生を獲得するために設置する奨学金制度、トップグローバル奨学金等がある(資料7-50～56)。

一方、2020年4月に国による高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)が導入されたことに伴い、奨学金を中心とした本学の経済的修学支援体制について大幅な見直しが必要となった。

具体的には、新制度の根拠となる法律(大学等における修学の支援に関する法律)が2019年5月10日に制定・公布されたことと同時に、2020年4月1日の施行が定められたため、2019年度内に本学独自の奨学金と新制度との併給について見直しを行っている(資料7-57)。

さらに2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮した学生に対し、新型コロナウイルス感染症対策特別奨学金「RIBBON」を創設し、学費支援を目的とした奨学金の給付を行った。また、インターネットを活用した非対面式授業の開始に伴い、そのための学習環境整備と維持を目的として、通学課程の全在学生(学部・大学院)に対し、「特別修学支援金」(一律5万円給付)の支援も実施している(資料7-58～60,61【ウェブ】)。

このように、本学では、独自の奨学金制度を設けている。一方、修学支援範囲については、新制度との適切なバランスを取ること、それに伴う受給対象者の層の適正化を図るために奨学金の受給条件の見直しを図ること、奨学金の名称を学生にとってわかりやすくすることなどの課題をもとに、所管する学生生活委員会の下で、奨学金関連制度のさらなる見直しを進めている。

＜進路に関する適切な支援の実施＞

序章及び第4章でも既述したとおり、本学では教育の3つの柱のひとつとして、「キャリア教育」の充実を掲げており、正課内外のキャリア教育を通じて学生の成長に繋げている。

正課教育において、学部では、各学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて、基盤教育科目及び専門教育科目のそれぞれにキャリア教育科目を配置している。基盤教育については、「キャリア・市民形成」の科目群を編成し、講義科目である「キャリアデザイン入門」「キャリアデザイン実践」「キャリアデベロップメント」などの科目を配置している。2019年4月に全学カリキュラム委員会の下で策定された、「キャリア教育ガイドライン」に基づき、「座学による知識の獲得と実践による技能・行動特性の発達とを相乗的に図る」ことに繋がる体系性あるキャリア教育を実現するよう努めている(資料4-38～40)。

研究科については、各研究科の中期計画における「高度職業人の育成」を目指す研究科を中心にキャリア教育を推進するとともに、大学院生のキャリアパス形成の支援に取り組んでいる(資料1-44)。

進路支援については、全学的な学生の就職支援及びキャリア支援の推進を担う組織として、就職・キャリア支援委員会を置き、就職・キャリア支援の全学的な方針の策定や進路状況の調査、統計、求人開拓、その他の就職・キャリア支援に係わる活動について、事務局である就職・キャリア支援部、各キャンパス事務部の担当部署と連携を図り、進路支援を実施している(資料7-22,23【ウェブ】)。

具体的には、白山、朝霞、川越、板倉、赤羽台の各キャンパスに設置された就職・キャリア担当部署、就職・キャリア支援室を中心に整備を行い、学生の社会的及び職業的自立に向けた4年間のキャリアデザイン(1年:自分を知る、2年:なりたい自分を探す、3年:なりたい自分をつくる、4年:希望の進路へ向けた実践)に基づき、雇用情勢や新たな採用形態の動きをみながら、就職・キャリア支援委員会における報告並びに意見交換を経て、各キャンパスにおける学びの特性を踏まえた体系的な就職・キャリア形成支援プログラムを実施している(資料7-62【ウェブ】、63～64)。

1年次においては、社会人として活躍できる汎用的な能力について「知識活用力」「行動実践力」の二側面から測るアセスメントテスト(PROGテスト)を実施し、テスト結果をフィードバックすることで、学生自らが自身の強み・弱みを客観的に知り、働くことへの意識を高め、今後の学業への取り組みや学外活動の目標設定のための支援を行っている。

2年次においては、1年次の振り返りを踏まえ、社会との繋がりから学習内容を捉える視点の涵養、実学的な学びによる職業意識の醸成に向けたインターンシップへの誘導を行うほか、業界研究、企業研究、業務研究を行い、進路選択の視野を広げることができるよう支援している。さらに、職業的自立心の向上に意欲がある学生を対象に、アセスメントテストを応用した、自身の成長をいっそう引き出すための勉強会を1～3年次を対象に複数回実施している。

3年次においては、1年次において実施した、「知識活用力」「行動実践力」を測るアセスメント

テストを再度受検し、1 年次からの成長と変化の度合いを認識し、本格化する就職活動に備えた自己分析ができるように支援している。また、民間企業志望者、公務員志望者の双方に選考試験対策を含めた模擬面接、模擬グループディスカッション等の実践的な支援を行っている。そのほか、各業界を代表する企業を招き、学生の業界理解、企業理解、業務理解の一助となる場を創出し、志望動機を明確にするための支援を行っている。

4 年次においては企業、自治体の選考活動へスムーズに進むことができるように、企業、自治体とのマッチングの場を創出し、学生の希望進路へ向けた学内での説明会等で最新情報を確認できるような機会を提供するとともに、選考が進んでいる学生に対しては個々の状況にあわせた専門の相談員による個別相談とフォローアップを行っている(資料 7-65～74)。

大学院生に対しては、原則として学部 3～4 年次の支援と同様の支援を行っているが、大学院独自のプログラムとして、「大学院前期 1 年対象就職活動ガイダンス」「大学院生就活支援セミナー」等を春学期と秋学期に実施し、大学院生の研究と就職活動の両立を支援している(資料 7-75～76)。

本学では、「グローバル人財」の育成を行う観点から、文部科学省の委託事業である「留学生就職促進プログラム」(2017 年 6 月～2022 年 3 月採択)を首都圏私立大学で唯一受託しており、国際教育センターと連携を図りながら留学生就職支援に取り組んでいる(資料 7-77【ウェブ】)。

また、学生のみならず、保護者に対する就職状況の理解を深めるための取り組みを行っている。年 3 回、保護者向けに『自立への道』をインターネット配信し、本学学生の就職状況を発信するとともに、大学が実施する就職懇談会で個別面談、講演会等による就職に関する情報を提供するなど、保護者と大学による学生の自立に向けた、二人三脚の就職・キャリア支援を行っている(資料 7-78【ウェブ】,79)。

2020 年の新型コロナウイルス感染症の対策の一環として、「バーチャル学内企業説明会」「オンライン業界理解セミナー」等を行い、全国の大学の中でもいち早く、動画による支援を行うなど、率先して ICT を活用した支援体制を整えている。今後、コロナ禍で得た知見をもとに、アフターコロナにおける新しい支援に取り組み、学生の利便性を向上させていく必要がある(資料 7-80～82)。

<正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施>

現在、本学には 800 を超える課外活動団体があり、それぞれ積極的な活動を行っている(資料 7-83【ウェブ】)。学生生活委員会の下で課外活動団体の運営支援を担う、学生支援担当課では、サークルガイダンスを実施し、活動の質の向上や援助金申請等運営事務の適正化などの指導に加え、学生の主体性・自主性を引き出す支援を実施している。

学生には、『サークルガイドブック』や『学生生活ハンドブック』でサークル及び課外活動に関する周知を行っている(資料 7-46,84)。

さらに、本学の学生による自主的なスポーツ活動及び学術文化活動の向上発展を図り、課外活動を通じた学生生活の充実を目的として、課外活動育成会運営委員会を置き、多様な課外活動支援策を創出している。例えば、学生が発案し自主的に活動する「夢企画プロジェクト」の展開では、申請は年間 5 件と決して多くはないが、2019 年度はウィンターイルミネーション企画や第九演奏会企画など大規模な学生企画を実現した(資料 7-16,17【ウェブ】,85【ウェブ】)。

運動部の活動支援及び学生スポーツ活動を教育的に奨励及び推進するため、学生スポーツ協議会を置き、全学的な観点により、学生スポーツに関わる教育奨励、運動部の振興に関わる支援、調整を図っている(資料 7-18,86【ウェブ】)。また、本学は、一般社団法人大学スポーツ協会(UNIVAS)に 2019 年に加盟しており、今後、アスリート学生に関する教育支援、就職・キャリア支援の充実を図るように取り組んでいく予定である(資料 1-39,40【ウェブ】)。

＜その他の学生支援の適切な実施＞

本学では、前項に述べた課外活動育成会の活動のほか、文化活動及び体育活動等において顕著な業績を挙げ、本学の発展に貢献した学生に対し、その功績を讃えるための「学長賞」を設けている。全国的またはそれに匹敵する世界的規模の大会等で優勝または最優秀賞等の栄誉を得た学生に、「学長賞」を授与している。文化活動としては、国連ユースボランティアやワシントンセンターインターンシップの参加など、学生の国際的な活躍が授与の対象となっている。2019 年度は、27 名の学生を表彰した(資料 7-87【ウェブ】)。

学生の厚生施設として、鴨川、富士見高原、河口湖の 3 つのセミナーハウスを運営している。2017 年度より施設内での事故防止のために禁酒を徹底した影響もあり、夏季休暇期間中等の一部の期間を除き、各セミナーハウスの利用者数は、大きく減少していた。このことを踏まえ、積極的なサービスの質向上を図るため、2019 年度からセミナーハウスの運営委託方法を管理運営一括委託方式に変更し、利用者収入を委託業者に帰属することで、利用者サービスの質の向上、積極的な利用促進策の検討、教育施設としての環境面の整備など運営体制を改善した。その効果もあり、河口湖セミナーハウスでは、学生対象のイングリッシュキャンプ等のプログラムを実施する等、3 つのセミナーハウスの利用者数合計は、前年度比 1,000 名以上増加している(資料 7-88【ウェブ】,89～90)。

学生寮については、「フィロソフィア西台」(本学専用の学生寮、定員約 120 名)及び国際会館(交換留学生・外国人留学生、定員約 120 名)を所有しており、国際会館では日本人学生がレジデントアシスタントとして寮の運営サポートを行っている(資料 7-91【ウェブ】)。

ハラスメントに係る相談体制及び指導については、「ハラスメント防止等に関する規程」「ハラスメント防止ガイドラン」に基づき、ハラスメント防止対策委員会を設置している。2018 年 8 月には、ハラスメント防止対策委員会委員長である学長から、「ハラスメント根絶宣言」を学内外に対して発信するとともに、「ハラスメントの防止等に関する規程」を一部改正し、独立した組織として 2018 年 10 月にハラスメント相談室を設置した。ハラスメント相談室には、専門相談員を置き、学生及び教職員からの相談を受けるようにしている。また、ハラスメント相談員の一覧を学生の目に触れる掲示板等に掲出するほか、学外の相談窓口としてハラスメント・ホットラインやダイレクト・メッセンジャーの利用を可能にしている。そして毎年度、ハラスメント防止のためのリーフレットを作成し、全学生、教職員に配布し、防止に対する意識涵養を広く呼び掛けている(資料 7-20～21,92【ウェブ】,93)。

新型コロナウイルス感染症対策については、学生には、厚生労働省が提供する接触確認スマートフォンアプリ COCOA のダウンロードを促すとともに、キャンパス入構時にサーモグラフィーに

よる検温とキャンパス内の行動記録を残すための二次元コードの読み取りをするなど、徹底した感染防止対策を講じている。また、「学生生活情報まとめサイト“TOYO Campus Info”」を整備し、情報把握のしやすさに配慮している。なお、同ポータルサイト内にあるキャンパス入構時の紹介動画は、本学学生と職員の共同制作によるものである(資料 4-90【ウェブ】)。

学内に感染者が発生した場合には、感染者に対して、保健管理室から入構等に関わる指示を行うとともに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策委員会に報告し、キャンパス封鎖などの対策を講じるように判断している(資料 4-86【ウェブ】)。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

<学生支援の適切性の検証、改善・向上>

ラーニングサポートセンター運営委員会、学生生活委員会、障がい学生委員会、就職・キャリア支援委員会等による自己点検・評価活動を定期的に行うことで、学生支援の適切性の検証を行っている(資料 2-3【ウェブ】)。

2019 年度、2020 年度においては、大学評価統括本部の下に置く、全学委員会部会に各種委員会の委員長を置き、学内の有機的な連携により、学生支援の自己点検・評価体制を整えている。また、大学評価統括本部長である学長は、自己点検・評価結果を踏まえ、今後の改善に向けた提言をそれぞれの委員会の長に示すことで、自律的に改善・向上に資する取り組みをもたらすようにしている(資料 2-15【ウェブ】)。なお、2020 年度の提言については、第 2 章でも記述したとおり、諸委員会の委員長と所管部署の事務職員との意見交換を行っており、今後の改善に向けた具体的な課題を共有している(資料 2-25,36)。

本学では、新入生アンケート、在学学生アンケート、卒業時アンケートを実施している。これらのアンケートの設問では、学生の学習やサークル活動、アルバイト等の生活時間の把握、ガイダンスや履修指導、ラーニングサポートセンター等の有用性のほか、学習支援に関するニーズ、大学の各種サービスに対する満足度を調査している(資料 1-25【ウェブ】)。

新入生アンケートは、4 月下旬から 5 月にかけて新入生に対して Web アンケートを実施しており、例年 60%程度の回答率となっている。また、在学学生アンケートは、1～3 年生を対象として、例年 11 月から 12 月にかけて実施しており、例年 30～40%の回答率となっている。

アンケートの結果は、学部長会議で全学的な傾向を共有するとともに、各学部部にデータを提供している(資料 7-94)。また、学生支援や施設設備に対する要望や満足度を把握し、必要な改善を図ることを目的として、事務局部長会議にて報告している。とりわけ在学学生アンケートについては、各キャンパスの事務部署から、学生に対して、フィードバックコメントを戻し、大学ホームページに公表している(資料 3-42【ウェブ】)。

なお、これらのアンケートは、学生支援に係わる検証のひとつとして機能しており、本学教職員が学生の声に耳を傾ける機会にもなっている。これまでの改善事例の特徴的なものとして、学生

食堂の改善、図書館資料の充実、キャンパス内の自動販売機の設置、白山キャンパス内における過密緩和のための休憩時間帯の拡張、学内の Wi-Fi 環境の強化などが挙げられる。

(2) 長所・特色

本学は、学生支援に関する方針に基づき、各種の委員会を置くとともに、事務局組織との有機的な連携により、支援体制の充実を図っている。

修学支援については、各キャンパスに設置する学部の学びに応じたサポート体制を敷くとともに、学習アドバイザー等による個別指導体制を充実させたり、留学生の学びをサポートしたりするなど、幅広い支援が行き届いている。また、学生同士のピアサポートを適宜採り入れており、TA による指導や ECZ の学生スタッフによる国際交流拠点の形成など、学生の活動を通じた支援にも繋がっている。

さらに、障がい学生支援については、全学的な組織運営となるよう、ウェルネスセンターの設置と併せて、キャンパスソーシャルワーカー等の専門相談員を置くなど、障がいの種類や学生の要望をより詳細に把握し、適切な支援を施すことができる体制を整えている。また、ハラスメント相談、学生相談体制についても、24 時間、どこでも、いつでも相談できるようにしており、昼間のみならず夜間に学ぶ学生が多く在籍する本学において、学生の様々なキャンパスライフに応じられるよう、柔軟に対応している。

就職支援等については、学年に応じた適切な進路指導を行うとともに、適宜アセスメントを採り入れ、学生の資質や適性を測ったり、正課内外の教育を通じたキャリア教育・支援を充実させたりするよう工夫している。

これらの学生支援のほとんどは、オンラインによる相談体制を早期から実現しており、新型コロナウイルス感染症が蔓延する最中であっても、学生の学びや生活を止めないよう対策を講じている。

経済的支援についても、本学の前身である哲学館の創設の趣旨である「余資なく、優暇なき者」のための「社会教育」を重視する観点から、様々な奨学金制度を整えるとともに、コロナ禍における支援策として、新型コロナウイルス感染症対策特別奨学金「RIBBON」を創設し、生計維持者失職に対する緊急支援を目的とした奨学金の給付を行っている。また、オンライン授業の開始に伴う学習環境整備と維持を目的として、通学課程の全在学生に対し、「特別修学支援金」(一律 5 万円)を給付するなど、緊急的な経済支援策を速やかに講じている。

なお、「RIBBON」の原資は、卒業生組織である校友会、保護者の組織である甫水会、本学教職員からの寄付によるものであり、本学の学生を支える思いを持つ、様々な関係者による建学以来の伝統を引き継ぐ志の表れである。

(3) 問題点

学生支援の充実を図ると同時に、学生支援に係わる諸委員会の連携をより強化する必要がある。具体的には、障がい学生支援の体制でも触れたとおり、障がい学生支援の専門部署のみが支援するのではなく、教務、入試、図書館、学生支援、就職支援に係わる部署との連携がなされなければ、継続的な学生支援を適切に行うことができないと認識している。

今回の障がい学生支援の体制の充実を良いモデルケースとして扱い、本学の学生支援の在り方を考え直していく必要がある。具体的には、例えば学生支援に係わる組織や部署の最適化を

図り、学生サポートに係る情報を一元化し、各支援を行う教職員が学生の状況を良く把握する必要がある。

また、学生に対する情報発信について、主に学務システムである ToyoNet-G を用いることとして扱ってきたが、2020 年度のコロナ禍における学生の状況確認、個別連絡、個別支援においては、様々な ICT ツールを駆使しながら対応することとなった。この工夫をより活かし、学生に対するスマートな情報提供及び情報収集の在り方を考え、情報発信・収集手段の高度化、柔軟化をもたらす必要があると認識している。

(4) 全体のまとめ

2020 年度は、コロナ禍において、学生にとって本来の学生生活が叶わず、自宅学習、帰省先に帰宅したままの学生生活を余儀なくされた。新入生にとっては、従来と全く異なる学生生活となり、学生同士の交流の機会を未だ十分に作れずにいる。

2020 年度の秋学期以降、段階的に対面による授業を開始し、漸進的にキャンパスの入構を許可してきたものの、学生同士の交流や切磋琢磨する機会が少なく、オンキャンパスによる学習、学生生活の醍醐味が味わえずにいる。このことは、2020 年度の在学生アンケートからも、学生同士の交流の場を期待する多くの声が寄せられている。

本学は、全国の大学の中でも有数の在籍学生数の多い大学であり、また、第 2 部・イブニングコースも設置し、様々な生活実態がある。特に東京都に設置する白山キャンパスには、2 万人を超える学生が学んでおり、いわゆる 3 密状態となり得る様々な環境要因がある。

こうした状況のなか、本学が学生の成長を止めさせないためには何が必要であるか、それを考え、成し遂げるためには、学生の声によりいっそう耳を傾けなければならない。

新型コロナウイルス感染症が終息する見込みが立たないものの、次年度以降の学生生活をどれほど充実させ、取り戻すことができるか、従来の支援の域を超えた新しい学生生活サポートの在り方を素早く考え、細やかな PDCA サイクルを実践していくことのできる組織運営が必要である。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

【評価の視点】

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

<教育研究等環境に関する方針の明示>

本学は、教育研究等環境に関する方針について、諸活動の質保証に係る全学的方針として、以下のとおり策定し、大学ホームページにて公表している(資料 8-1【ウェブ】)。なお、本方針は、学部長会議及び大学院研究科長会議、事務局部長会議を経て策定し、全学に周知している(資料 2-11～14)。

「教育研究等環境に関する方針」

1. 学校法人東洋大学が策定する事業計画及びキャンパス構想に基づき、各学部・研究科が、それぞれのキャンパスにおいて4年間ないし6年間等の一貫教育を行うとともに、地域との関わりも考慮し、特徴ある教育・研究を展開していくための施設・設備を整備する。
2. 学生の自学・自修を可能とする施設環境の整備及びキャンパスアメニティの充実を実現するとともに、安全・防災を考慮した環境を整備する。
3. 附属図書館は、「東洋大学附属図書館の理念」「東洋大学附属図書館収書・選書方針」に基づき管理運営を行い、本学の教育・研究に必要な図書及びその他の資料を収集するとともに、学習環境充実のための学術情報基盤の整備につとめ、本学の学生をはじめとする多様な利用者のニーズに応え、広く学術の発展に寄与する。
4. 総合大学としてのメリットを活かした学術研究活動を展開するため、多彩な研究領域において先端的で高度な研究活動を展開する体制を構築するとともに、外部資金獲得の支援や学内助成制度を充実させる。
5. 学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学及び研究に従事するすべての研究者において、研究倫理の保持並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

【評価の視点】

- 施設、設備等の整備及び管理
- 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<施設、設備等の整備及び管理>

本学は、各学部・研究科がそれぞれのキャンパスで4年間ないし6年間等の一貫教育を行うた

めの施設・設備を整備するとともに、運動部の活動や課外活動のための施設・設備も整備している(資料 8-2【ウェブ】)。本学が現有する校地及び校舎面積は、大学設置基準による必要面積を十分に充たしている(大学基礎データ表 1,基礎要件確認シート表 19)。

白山キャンパスは、法人本部機能を持つ本学の中心的なキャンパスであり、第2部・イブニングコースを有し、最も多くの学生が学ぶキャンパスである。校舎の老朽化に伴う白山キャンパス 1 号館から 5 号館の再開発計画が 2003 年 3 月に完了し、その後、文学部、経済学部、経営学部、法学部及び社会学部の 4 年間一貫教育体制整備のための 6 号館(2005 年 2 月竣工)、文学部教育学科初等教育専攻の設置に伴う 7 号館(2009 年 2 月竣工)、また、それまで白山第 2 キャンパスで教育研究活動を実施していた国際地域学部及び大学院を白山キャンパスへ移転するための 8 号館、9 号館(2012 年 11 月竣工)、さらに国際学部及び国際観光学部の設置に伴う 10 号館(2017 年 2 月竣工)など、教育研究環境の整備・充実を絶え間なく行っている。

川越キャンパスは、2003 年 3 月までに 1 号館、2 号館、図書館が完成し、その後、学生ホール食堂棟(2008 年 11 月竣工)、7 号館(2010 年 3 月竣工)、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターβ棟(2013 年 3 月竣工)、体育館(2018 年 3 月竣工)など、老朽化した校舎の建て替えを順次行い、教育研究等の環境の整備・充実を行っている。

板倉キャンパスは、1997 年 4 月に開設して以来、3 号館(2001 年 2 月竣工)、4 号館(2004 年 3 月竣工)、生命科学部の学科増設に伴う 5 号館(2010 年 2 月竣工)など、教育研究等の環境の整備・充実を行っている。

現在、朝霞キャンパスで教育研究活動を行っているライフデザイン学部及びライフデザイン学研究科は、東京都北区に所在する赤羽台キャンパスに校舎を増築し、2021 年 4 月に移転するが、引き続き体育会、サークルの一部は朝霞キャンパスで活動することとなる。2014 年 3 月には体育館を新設し、その後学生食堂のリニューアル工事や学生ホールの整備、ラーニングサポートセンター、ECZ、教職支援室及び学生相談室設置のための改修工事を行うなど、教育研究環境の整備・充実を行っている。

赤羽台キャンパスは、2017 年 4 月に開設した情報連携学部及び情報連携学研究科の学生が学ぶキャンパスである。キャンパスのコンセプトは、IoT 化された未来型キャンパスであり、施設設備も全てこのコンセプトに基づき計画されている。

特に、赤羽台キャンパスは、センサー、照明、空調、ロッカー、エレベーターなど様々な設備や機器がクラウドに直結されており、API を通じて操作でき、建物全体を IoT 教材として利用している。また、IoT 制御により開閉するインテリジェントロッカーを設置し、学生用の教材としても活用しているほか、「紙をなくす」という方針により、教室内の黒板や白板を設置しておらず、また紙を貼る掲示板も設置していない。そのため、デジタルサイネージを各所に配置し、簡単に情報発信できる仕組みを構築している。授業及び講演会等で活用している INIAD ホールに、3 台の高機能 4K プロジェクターと両画面構成機器を導入し、既存の IoT デバイスと連携させることで新しい映像提供の仕組みを構築している(資料 3-53)。

そのほか、経済学研究科に設置されている公民連携専攻は、社会人の受け入れを積極的に行っており、平日夜間の教育の場として、東京駅に近い新大手町ビルにサテライトキャンパスを開設している(資料 8-3【ウェブ】)。

また、各運動部の活動拠点となるグラウンドについては、川越キャンパスに陸上競技場、野球場及びラグビー場、板倉キャンパスに陸上競技場及びサッカー場、朝霞キャンパスにサッカー場

及びアメリカンフットボール場、白山キャンパスに相撲土俵等が配置され、人工芝を敷設するなど充実した施設整備が行われている。また、各キャンパスには、体育館(アリーナ、道場等)、テニスコート、アーチェリー場等も整備されており、さらに、2011 年 4 月には総合スポーツセンターを東京都板橋区に開設し、運動場、体育館及びプール等の施設を配置した(資料 8-4【ウェブ】)。

これらの施設に隣接して、運動部の合宿所(寄宿舎)も整備し、2021 年 12 月には川越キャンパスに新たな合宿所が完成する予定である。

ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器の整備については、情報委員会及び情報システム部の下で、2017 年度に「情報環境整備 10 年の指針」を策定し、年度ごとの情報環境整備を計画化してきた。2020 年 3 月にまとめられた学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」にも位置付け、学生の自主的な学習の促進に向けて、情報インフラ構築を進めていくこととしている(資料 1-39,40【ウェブ】、8-5～6)。

具体的には、ネットワーク環境について、2018 年度より開始したネットワーク整備 5 か年計画を基に、年次的に改善に取り組み、2019 年度にはセキュリティ強化、Wi-Fi 利用環境の充実及び通信速度の増速に取り組んでいる(資料 8-7)。

授業における ICT 活用に向けては、アクティブラーニング、PBL 等、ICT を活用した授業の質的転換に沿うよう、教室環境を整備するとともに、可動式の机、椅子、電子黒板、貸出ノートパソコン等を整備した教室改修に取り組んでいる。

学内施設設備の快適性、安全対策については、空調設備等、施設設備を適切に稼働させ、教育研究活動や学生生活において支障のないよう快適性の維持に努めている。また、受動喫煙防止のための特定屋外喫煙場所の設置やトイレの洋式便座化(ウォッシュレット付)を行うとともに、冷水器や自動販売機を各所に配置している。さらに、学内での安全対策の観点から、各所に防犯カメラを設置している。また、朝と夕方の通学時間帯においては、相当数の学生が登下校し、歩道上での事故、トラブルが生じる危惧があるために、キャンパスから駅までの各所に通学誘導員を配置し、学生の安全確保に努めている。

このように、学生の教育研究等の環境確保やアメニティスペースの充実を重点におき、これまで各キャンパスでの校舎の増築、改修を行ってきた結果、2020 年 3 月卒業生の卒業時アンケートでは、大学全体で 38.9%の学生から「施設・設備」が「他の人に誇りを持って薦められる良い点」として回答を得ている。また、2019 年 4 月入学生の新生アンケートでは、大学全体で 27.2%の学生が「施設・設備が魅力的だった」との回答を得ている(資料 8-8～9)。

これらのアンケート結果から、特に白山キャンパスにおいては、施設・設備の整備による効果が出ているものといえるが、大学全体の平均に比して必ずしも十分とはいえないキャンパスもあり、引き続きアンケート結果について注視していく必要がある。

建物等の耐震化対策については、全キャンパスにおいて新耐震基準(1981 年施行)以前に設計された建物を対象に耐震診断を実施している。耐震化が必要であると判断された建物は既に補強工事が実施されている。また、非構造部材である天井も、耐震化が必要となる箇所は改修済みであり、ブロック塀についても調査を実施し、耐震化が必要となる箇所は、2020 年 3 月までに改

修している。

防災・危機管理の体制は、「学校法人東洋大学防災計画に関する規程」に基づき、総合防災対策委員会を年 1 回開催している。地震、火災等、有事が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、全キャンパスに自衛消防隊を編成することとしている。また、全学生及び教職員へ大規模地震に対応した携帯用の防災マニュアルである「大震災対応マニュアル」(日本語・英語版)を配付するとともに、学生数の 40%以上が 3 日間、避難生活ができる防災備蓄品を保管している。特に白山キャンパスでは、避難場所として広場を確保することが難しく、建物内に留まる必要があるため、2018 年度に瞬時に建物の安全性を判断できるシステムを 1 号館、2 号館及び 6 号館に導入した(資料 8-10～13)。

学内のバリアフリー化については、各キャンパスとも「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、推進している。

具体的には、全ての建物に車椅子でアプローチできるよう配慮し、動線上、支障となるドアについては自動化している。直近では、2018 年度に白山キャンパス図書館、2019 年度に 5 号館地下 1 階通路のドアを自動化した。また、多目的トイレ、点字シール及び点字ブロックを設置するとともに、教室には車椅子対応用机を設置している。なお、2021 年 4 月にライフデザイン学部が移転する赤羽台キャンパス新校舎では、学部・学科の教育目標を踏まえ、各階に多目的トイレの設置や通常必要とされる以上の廊下・階段幅の確保等、より高度なバリアフリー化を実現している。これらの取り組みにより、バリアフリーに関する基準を満たし、東京都から認定を受けている。

2020 年度の新型コロナウイルス感染症対策として、教育研究活動のガイドラインとして、「新型コロナウイルス感染防止対策にかかる学生の研究活動ガイドライン」「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東洋大学行動指針」を策定、周知し、学生及び教職員の教育研究活動の実施と感染防止対策を講じている(資料 8-14～15)。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

情報倫理の確立については、本学では総務担当常務理事が情報統括責任者を務め、その下に情報セキュリティ対策本部を組織し、セキュリティ対策及び学内構成員に対するセキュリティ意識の啓発に努めている(資料 8-16)。

具体的には、「学校法人東洋大学情報セキュリティポリシー」を策定し、「学校法人東洋大学情報環境利用規程」「学生における情報環境利用細則」「教職員における情報環境利用細則」を制定し、大学ホームページに公表するとともに、教職員が業務上活用するグループウェアに情報提供を図っている。2019 年度には教員に対する取り組みとして、一部の学部教授会でセキュリティ講習会を企画、開催した(資料 8-16～17,18【ウェブ】,19)。

なお、2020 年度は、秋学期授業開始前の全学 FD・SD 研修会として、「秋学期の非対面授業における留意点」と題して、法学部教員によるメディア授業実施時のプライバシーの保護、個人情報管理における留意点について、具体的に解説する研修会を実施した。専任教職員の 4 分の 3 を超える教職員に視聴され、授業や学生支援の業務等に活かしている(資料 6-20～21)。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

【評価の視点】

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

附属図書館は、白山・川越・朝霞・板倉キャンパスの各図書館と板倉キャンパスに設置する保存書庫で構成されており、各館は「附属図書館の理念」に基づき運営している(資料 2-4 pp.74-75,8-20~21,22【ウェブ】)。赤羽台キャンパスでは、設置されている情報連携学部のコンセプトに従い、冊子体の図書を置く図書館ではなく、学部の教育研究施設として、メディアセンターを設置している(資料 8-23)。また、2021 年 4 月より、ライフデザイン学部の赤羽台キャンパスへの移転に伴い、図書館の新設、図書資料等の移送計画が進められている(資料 8-24)。なお、学生及び教職員は、すべての図書館を利用することができる。

体系的な蔵書構築を図るため、資料収集にあたっては、「附属図書館の理念」「附属図書館収書及び選書方針」に基づき選書している。学問分野ごとに専門性の高い資料は、各学部から選出される図書館運営委員会の委員に選書を依頼するとともに、大学及び図書館として教養を深化させる要求に応えるべく、様々な特色ある蔵書を構築するよう、蔵書収集及び選書に係る体制を整備している(資料 2-4 pp.74-75)。

教育に関わる資料収集に加え、研究に関する資料、データベースについては、研究科の教員等へ選書を依頼して収集し、広く学術の発展に寄与している。また、学生からのリクエストによる資料購入を行うほか、貸出や整理・保存等については、諸規程に準じて運用している。また、総合大学としてのメリットを活かし、教育及び研究活動を一層支援するため、全 4 館と板倉保存書庫の図書資料の予約・配送サービスを行っており、土日を除く翌開館日には、各キャンパスの利用者へ速やかに提供できるようにしている(資料 8-22【ウェブ】)。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館の入館ができない時期が続いたことから、論文の作成準備にかかる学生や大学院生を優先して、無料で図書館資料の配送を行うサービスを実施した(資料 8-22【ウェブ】、25)。

電子媒体資料については、各学部等からの新規導入希望を受けて、データベースや電子ジャーナルの契約数を毎年増加させているほか、2015 年度に学外からのアクセス環境を整備したことで利用者の利便性が向上している。2019 年度は年間契約 117 タイトルまで増加している(資料 2-4 pp.46-48)。また、電子ブックも積極的に導入を続け、28,228 タイトルまで増加した(資料 8-26)。これにより、学内蔵書検索システムである OPAC で検索可能な電子ブックは、本文閲覧までワンストップで提供できている(資料 8-22【ウェブ】)。

また、2020 年度からは、電子資料や所蔵資料の一括検索を可能とする「ディスカバリーサービス」を導入したことにより、効率的に検索することが可能となり、電子資料の利用促進にも繋がっている。さらに同年度の図書館業務システムのリプレイスに伴い、貴重書の情報を検索可能にして画像とともに公開する計画を進めている。これらの運用開始後は電子資料の利用活性化、貴重書の閲覧・貸出希望の増加が予想され、学内の利用者サービス向上に加え、社会への一層の貢

献が期待できる(資料 8-22【ウェブ】)。

このようにして、各キャンパスにある学部・研究科の学問分野や蔵書構成等の特徴を活かし、図書館機能を一体的に高めるよう努めている。また、附属図書館としての諸活動及び収書等に係るデータブックとして、附属図書館業務運営年次報告書を毎年発行している(資料 2-4)。

<学外図書館、情報機関との連携>

OPAC を用いた蔵書検索では、学内の他キャンパス図書館からの取寄せ等のサービスが利用できるだけでなく、本学の所蔵資料と CiNii (NII 学術情報ナビゲータ) を同時に検索でき、ファセットブラウジングといった絞込み機能などを追加して利便性の向上を図っている。学外との連携については、国立情報学研究所 (NII) の目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に参加しており、全国の大学図書館の所蔵検索及び貸借・文献複写等の相互協力を展開している。これらは OPAC を通じて学外からでも申し込むことができる。

また、2020 年度に図書館システムリプレースを行い、日本語・英語・中国語・韓国語の 4 ヶ国語対応、受取館の選択機能追加、メールサービスの拡充など利用環境を充実させている。

他大学の図書館とのネットワークについては、白山図書館で加盟している「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」「大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE)」「オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR)」「佛教図書館協会」を始め、川越図書館では「埼玉県大学・短期大学図書館協議会 (SALA)」、朝霞図書館では「埼玉県図書館協会」、板倉図書館では「群馬県大学図書館協議会」に加盟し、協定加盟館との相互利用や資料貸借など積極的な協力を努めている。特に 2015 年度から 2016 年度においては、約 520 館の私立大学図書館が加盟する「私立大学図書館協会」の会長校として、また 2017 年度から 2018 年度は監事校として活動し、同協会の運営に尽力した(資料 2-4, 8-22【ウェブ】, 27【ウェブ】)。

<学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備>

白山図書館の学生収容定員は、近年の学部改組や募集定員の増加のため、収容定員に対する閲覧席数の割合が下表のとおり、7.9%となっている。これにより、学期末試験期間は館内が混雑することもあるが、白山以外の各館は十分な閲覧席数を確保している(下表)。

書架スペースについては、日々増加する資料を書架に配架(収納)しているが、館によっては書架が不足している。特に白山図書館では、収容能力を超える分について毎年、板倉保存書庫へ移送している。板倉保存書庫の棚数は 18,204 棚で、1 棚に 25 冊を配架すると、収容能力は約 45 万冊だが、2019 年度までに約 30 万冊の図書資料を移送しており、将来的な書庫計画について検討する必要がある。なお、学部のキャンパス移転計画に伴い、朝霞キャンパスに保存書庫を新設する計画である。

(表:各図書館の閲覧席数の状況<2020年3月末現在>)

	閲覧席数	学生収容定員	収容定員に対する割合
白山図書館	1,594	20,060	7.9%
川越図書館	537	4,560	11.8%
朝霞図書館	364	2,311	15.8%
板倉図書館	284	1,862	15.3%
計	2,779	28,793	9.7%

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

本学の図書館では、閲覧業務(利用者対応等窓口業務)を外部委託し、司書の資格を有したスタッフが常駐してレファレンスその他利用者サービスを行っている。

業務委託化により、専任職員は資料管理業務や図書館システムの運用を含む図書館運営に加え、他大学図書館との連携や学習支援に関する企画・運営等の業務を行い、所蔵資料展示や各種講演等のイベントを通して学生の積極的な学習を促している。

専任職員の出張や研修については、他大学や研究機関、企業等が実施する図書館関係の研修会や講演会、見学会等への参加を積極的に推進している(資料 2-4 p.21)。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

【評価の視点】

○研究活動を促進させるための条件の整備

<研究活動を促進させるための条件の整備>

本学の研究に対する基本的な考え方は、教育研究等環境に関する方針に示しているとおり、「総合大学としてのメリットを活かした学術研究活動を展開するため、多彩な研究領域において先端的で高度な研究活動を展開する体制を構築するとともに、外部資金獲得の支援や学内助成制度を充実させる」「学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学及び研究に従事するすべての研究者において、研究倫理の保持並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう体制の整備を行う」としている。

研究費については、各学部分野や特性に応じ、以下の基準により算出した金額を教員経費として配分し、各学部において、個人研究費、海外・国内特別研究費、学部等研究成果刊行、プロジェクト研究等に配分し、執行している(下表)。

(表:研究費の算出基準)

学部等	算出基準
文学部、経済学部、経営学部、法学部、社会学部	身分にかかわらず、 専任教員数(教授・准教授・講師)×550,000 円×0.95
国際学部、国際観光学部、ライフデザイン学部、情報連携学部、文系の研究科、国際教育センター、IR 室	身分にかかわらず、 専任教員数(教授・准教授・講師)×560,000 円×0.95
理工学部、総合情報学部、生命科学部、食環境科学部、理系の研究科	専任教員数(教授数×730,000 円、准教授数×675,000 円、 講師数×620,000 円、非実験系の教員数×560,000 円) ×0.95
文系学部の助教	人数×350,000 円
理系学部の助教	人数×400,000 円
契約制外国語講師、助教(実習担当)、実習指導助手	人数×280,000 円

(表:2019 年度の各学部の教員経費の執行率)

(単位:円)

学部等	予算額	執行額	執行率
文学部	51,282,000	48,155,660	93.9%
経済学部	33,682,000	30,028,698	89.2%
経営学部	35,278,000	31,422,587	89.1%
法学部	31,009,000	28,211,530	91.0%
社会学部	44,116,000	40,894,052	92.7%
国際学部	23,290,000	19,405,153	83.3%
国際観光学部	16,300,000	15,262,155	93.6%
理工学部	60,821,000	57,714,565	94.9%
総合情報学部	18,531,000	16,927,953	91.3%
生命科学部	20,675,000	19,871,825	96.1%
食環境科学部	20,182,000	19,503,765	96.6%
ライフデザイン学部	37,042,000	31,641,837	85.4%
情報連携学部	23,985,000	21,205,948	88.4%

本学では、学部学生の教育指導の充実及び向上並びに本学大学院学生の教育研究奨励の推進のため、「教育補助員採用内規」を定め、教育補助員の雇用を可能にしている(資料 8-28)。

同内規では、TA は、原則として本学大学院生としているが、適任者が居ない場合には、本学大学院修了者または単位修得退学者より採用することとしている。

一方、TA として採用する大学院生が僅少であること、また、授業内の教育補助員を充実させなければならないことから、学部学生を SA(ステューデント・アシスタント)として採用し、TA に準じる

補助支援業務を担っている。

また、TA 及び SA による適切な教育補助業務を行うため、高等教育推進センターでは、「TA/SA Handbook」を配付し、業務の内容や留意事項、学生応対における心構えやハラスメント防止に関する事項、契約に関することなどを周知するとともに、年に1度、主に初めてTA及びSAになる者に対し、ティーチング・アシスタント FD 研修会を開催し、本学専任教員からの指導を受けることを義務付けている。なお、分野に応じて補助内容が大きく異なることから、共通事項以外の内容については、高等教育推進センター「FD・SD 研修部会」が監修及び連絡調整を図り、各キャンパスの専任教員の協力を受けながら、研修会を実施している。なお、2020年度の同研修会では、動画配信型の研修会と課題となる小テストを実施したが、参加者の238名の正答率は95%と比較的高く、業務上の留意事項の理解度が保たれている(資料8-29～33)。

2019年度のTA及びSAの予算執行状況は、以下のとおりとなっており、学部ごとに充実の度合いに精粗があり、教育補助員の適切な配置に課題が見受けられる(下表)。

(表:2019年度のTA・SA予算の執行率)

(単位:円)

学部等	予算額	執行額	執行率
文学部	29,225,000	27,988,480	95.8%
経済学部	11,364,000	9,626,469	84.7%
経営学部	2,132,000	1,587,909	74.5%
法学部	1,100,000	809,325	73.6%
社会学部	3,105,000	1,998,376	64.4%
国際学部	3,410,000	1,982,440	58.1%
国際観光学部	955,000	732,940	76.7%
理工学部	23,879,000	22,626,469	94.8%
総合情報学部	6,685,000	6,277,165	93.9%
生命科学部	9,789,000	7,823,650	79.9%
食環境科学部	7,849,000	6,269,698	79.9%
ライフデザイン学部	7,715,000	6,563,773	85.1%
情報連携学部	2,329,000	205,845	8.8%
学際・融合科学研究科	378,000	72,800	19.3%
生命科学研究科	114,000	90,600	79.5%
大学院チューター	2,889,000	1,961,492	67.9%
国際教育センター	1,092,000	965,902	88.5%
ラーニングサポートセンター	5,320,000	5,167,400	97.1%
全学総合	2,486,000	1,506,768	60.6%
スポーツ健康科学	769,000	529,404	68.8%
高等教育推進支援室	524,000	407,520	77.8%
通信教育部	3,047,000	2,880,670	94.5%
計	126,156,000	108,075,095	85.7%

FD の推進に関する予算については、各学部・研究科から高等教育推進センターの事務を所管する高等教育推進支援室に申請された計画及び予算の申請をとりまとめ、教員経費や TA・SA に係る予算とは別に、それぞれ配分している(資料 8-34)。

本学専任教員に対して研究室を設けるほか、専任教員の学術研究の推進及び教育の充実を図るため、「就業規則」第 11 条に基づき、「国内特別研究員規程」「海外特別研究員規程」を定めている(資料 8-35～37)。

5 年以上継続勤務した専任教員は、上記の規程に基づいた所定の手続きを経て、研究に専念することが可能となっている。なお、2019 年度は国内が 21 名、海外が 7 名となっているが、学部により特別研究の実績に差がみられ、理工学部は、前身の工学部時代の 2000 年以降実績がなく、本制度を利用できていない状況がある(資料 8-38)。

そのほか、本学の海外協定校との研究交流を目的とし、「協定校交換研究員派遣要領」に基づき、90 日から 1 年以内の派遣制度があり、派遣に係る経費等については、国際交流基金により支出される(資料 8-39)。

上記の研究支援制度のほかに、創立者井上円了を記念し、「建学の精神」を顕揚して、学術研究の振興に寄与することを目的とする、「井上円了記念研究助成」制度を設け、共同研究または個人研究を募り、助成している(資料 8-40,41【ウェブ】)。

また、学校法人東洋大学が掲げるビジョン「Beyond 2020」の理念を研究から具現化するため、さらに本学が 2016 年 6 月に策定した「TOYO SPORTS VISION」における学術的なアプローチの推進の一環として、「オリンピック・パラリンピック研究助成」制度を創設した(資料 8-42【ウェブ】、43【ウェブ】)。

研究助成期間は、2017 年度から 2020 年度までの最大 4 年間とし、約 4 億円規模の予算で研究費を支援する計画としており、以下のような枠組みで助成している。

①特別研究A「Beyond 2020 東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト研究」

本学におけるオリンピック・パラリンピック推進に係る研究のうち、研究成果が我が国におけるオリンピック・パラリンピック推進および 2020 年以降にレガシーとして残るもので、本学における研究活動のみならず、我が国における 2020 東京オリンピック・パラリンピック事業においても、そのプレゼンス向上に資する研究を対象とする。(2017 年度のみ公募/1 プロジェクトあたり年間約 3000 万円を助成)

②特別研究B「オリンピック・パラリンピック推進特別研究」

本学におけるオリンピック・パラリンピック推進に係る研究のうち、独創的・先駆的な研究を対象とする。(2017～2020 年度に公募/1 プロジェクトあたり年間約 500 万円を助成)

さらに、2018 年度には、地球レベルの課題解決に貢献し、東洋大学のブランドとなり得る研究活動を構築していくことで、本学が高水準の研究分野を有する大学として国際的にも認知されることを目的に、「重点研究推進プログラム」を創設した。同プログラムでは、IoT、AI、ビッグデータなど情報通信技術分野における革新的研究、医療・健康福祉分野での先進国をリードする研究、

SDGs の達成に貢献する研究など重点課題を設定し、学内研究者による研究拠点、研究グループを公募している。なお、2018 年度から 2019 年度は 15 件の応募の中から 2 件、2020 年度は 11 件の応募から 3 件採択し、本学のブランド研究の創出となるよう助成している(資料 8-44【ウェブ】、45,46【ウェブ】、47)。

同研究プログラムは、プログラムの採択を足掛かりとして、研究拠点や研究グループが大型の研究外部資金を自立的に獲得することを要件としている。2021 年度の研究プログラムの公募にあたり、ポストコロナを意識した研究を組み入れるなど、先端性ある研究プロジェクトの創出となるよう、適宜、見直しを図っている(資料 8-48)。

なお、採択にかかる審査については、「重点研究戦略会議規程」に基づき、学長、副学長、教学担当常務理事、学術研究推進センター長、同副センター長らで構成する重点研究戦略会議にて行われている(資料 8-49)。

「2021 年度重点研究推進プログラムの募集対象とする研究プロジェクト」

1. グローバルな協調を取り戻すための研究
2. IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、データエコノミー、Fintech など情報通信技術革新を含むデジタルトランスフォーメーション(DX)に関わる研究
3. 福祉改革の促進、健康寿命延伸の観点からの医療・健康福祉、食環境、生命科学分野等の先進国をリードする研究
4. 産業のイノベーション力の創造的開発と、それを強化する社会システムの革新研究
5. SDGs の達成に貢献する研究、または同課題達成に向けたテーマ性を有する研究
6. ポストコロナにおける各種教育の高度化に資する研究
7. 東洋大学の 150 周年を視野に入れて、大学としての個性化とブランド力を高めるための研究
8. 上記 1～7 の課題に対処するための哲学・倫理・文化等の人文学研究

また、2019 年度から、研究力強化や研究資金の獲得に向けた環境整備の一環として、URA 制度を導入した。URA の配置により、外部研究資金の探索、研究計画調書の作成支援等、研究に関する相談を研究者から受け付けるとともに、外部研究資金の申請や研究プロジェクト参画の提案を行っている。これまで、公的研究費による大型の政府研究開発プロジェクトへの申請や参画は、本学では数少なかったが、URA からの提案・支援により、外部研究資金に関わる申請が行われている(資料 8-50)。

なお、東洋大学ビジョン「Beyond 2020」の研究力の向上に向けた取り組みとして、2017 年度文部科学省私立大学研究ブランディング事業に「多階層的研究によるアスリートサポートから高齢者ヘルスサポート技術への展開」が採択を受けている(資料 8-51【ウェブ】)。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

【評価の視点】

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

<研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み>

「学校法人東洋大学行動規範」に基づき、学術研究の信頼性と公正性を確保するため、すべての研究者が遵守すべき事項を「研究倫理規程」として定めている(資料 6-1【ウェブ】、8-52)。同規程には、本学の研究者の責務として、「国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等及び学校法人東洋大学及び本学が定める関係規程等を遵守しなければならない」と規定し、生命倫理及び調査研究活動に関わる学問上の倫理、ハラスメントの禁止など社会的規範、その他法令等及び本学関係規程を遵守するよう、様々な制度や機会を講じている。

具体的には、文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従い、「研究倫理規程」を定め、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を研究担当副学長とし、学部長、研究科長、研究所長、研究センター長等の部局長を研究倫理教育責任者に定めることで、研究倫理教育についての責任を明らかにし、全ての研究者に研究倫理教育の受講を義務付けている。なお、同規程では、研究者の定義を「本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは研究者に準ずる」と規定している。

研究倫理教育については、一般社団法人公正研究推進協会(APRIN)の「APRIN e-learning」の受講により対応している。受講プログラムについては、「責任ある研究行為(ダイジェスト)」(所要時間約 1 時間)とし、プログラムの受講後に、5 問程度のテストに回答し、80%以上正解した場合に、修了証が発行され、修了の事実が研究機関に報告される仕組みを採用している。なお、未受講者には、研究倫理教育責任者が受講を督促することで、全研究者の受講を達成している(資料 8-53)。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が定めている、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership等の研究不正が発生した疑いがある場合には、「研究倫理委員会規程」に基づき、調査委員会の設置等の手続きを行うこととしている。なお、不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合において、調査の結果、不正を認定した場合は、諸規程に基づいた然るべき措置を図り、速やかに調査結果を公表することとしている(資料 8-54)。

また、論文の盗用を防ぐために、論文類似性チェックツール「Turnitin(ターンイットイン)」を2018年度より全学で導入している(資料 8-55)。

公的研究費の適正な使用については、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に従い、「公的研究費運営及び管理規程」を定めている。同規程に基づき、最高管理責任者を学長、実質的な責任者を研究担当副学長とし、学部長、研究科長、研究所長、研究センター長等の部局長をコンプライアンス推進責任者に定め、コンプライアンス教育についての責任を明らかにし、公的研究費を執行している(資料 8-56)。

また、全ての研究者に研究費運営に係るコンプライアンス研修会の受講を義務付けており、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に詳しい公認会計士を講師として招聘し、各キャンパスにおいて開催している。研修終了時には、研修内容の理解度把握のアンケートを提出してもらい、同時に不正使用を行わない、また関与しない旨の誓約書を提出してもらっている。研修会未受講者に対しては、研修会収録動画を視聴してもらうことで、全研究者の受講を達成している。2020年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、ビデオ会議システムによる研修会としている(資料 8-57～58)。

その他、動物実験、遺伝子組換え実験、人を対象とする医学系研究については、「動物実験等

の実施に関する規程」「遺伝子組換え実験等安全管理規程」「人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」で定められた、それぞれの委員会での、実験等の審査を行い、適正な研究の実施に努めている(資料 8-59～61,62【ウェブ】)。

なお、動物実験については、2020 年度に、動物実験の基本指針への適合性及び実験動物飼養保管基準の遵守状況について、公益社団法人日本実験動物学会による外部検証を受審している(資料 8-63)。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

<教育研究等環境の適切性の検証、改善・向上>

教育研究等環境の適切性の検証については、大学評価統括本部の下に置く、全学委員会部会に参画する各種委員会の長が、それぞれの委員会運営において、自己点検・評価活動を行うことで検証している。また、本学の校地、校舎、施設・設備については、大学運営・財務部会に参画している管財部にて検証することとし、情報機器、情報ネットワーク等については、情報委員会委員長の下で、事務局である情報システム部が行っている(資料 2-3【ウェブ】)。

研究に係る検証については、学術研究推進センターを運営する学術研究推進委員会が中心的役割を果たし、産官学連携推進センター、社会貢献センター等の必要な組織と連携しながら取り組んでいる。「学術研究推進センター規程」第2条第6号には、センターの活動に、「研究機関の設置、点検・評価、改廃の検討及び活性化」を規定し、「附置研究所規程」で定める研究所、「学則」第8条第1項に基づき設置される研究機関、補助金等の外部資金により設置される活動期間が限定された研究機関の自己点検・評価を行うこととしている。附置研究所については、自己点検・評価結果を学術研究推進センター長・副センター長が審査し、研究所活動に係る意見をまとめて、各研究所に通知している。その後、各研究所から通知内容に関する回答書に基づき、研究所長会議において、研究所活動の活性化に係る協議を行っている(資料 3-8～9)。

一方、附置研究所以外の研究機関については、自己点検・評価結果に学術研究推進センターが、現在のところ関わっていない。今後、学術研究推進センターの関わり方を規程等により明確にする必要がある。

学術研究推進センターでは、産官学連携推進センターと連携し、「研究・産官学連携活動案内」を作成し、本学の研究活動を紹介するとともに、科学研究費の採択状況、共同研究・受託研究・奨学寄付金等の競争的資金の受入れ状況、国際論文の発表状況、国際共著率、国際論文の被引用状況、発明届け出数、特許出願数、知的財産実施許諾等収入額の推移をまとめ、本学の研究の実効性を確認している(資料 3-8)。

なお、研究活動・産官学連携活動に係る積極的な広報が不十分であったとの認識から、学術研究推進センター長である研究担当副学長、広報担当副学長、研究推進部、広報部による、研

究広報のための連絡会議を2020年8月より複数回実施している。この会議により、2020年10月からの本学の研究・産官学連携ウェブサイトの改善が決定し、その作業に着手している(資料 3-7【ウェブ】)。

本学の研究力向上に係る課題の解決、将来に向けた発展方策の策定のために、2020年度は、学術研究推進委員会を毎月開催している。同委員会の構成について、研究担当副学長を中心に、センター長の意見を聴いて学長が指名した研究者が務めるものとしているが、現時点では広く全学から参画するようになっておらず、人員の不足が指摘されていた。このことを受け、2020年9月から3名の委員を追加するなど、組織の強化を図っており、同委員会では、本学の研究面の課題を分析するよう努めている。

本学の研究推進について、学術研究推進センターを運営する学術研究推進委員会では、以下のような課題を挙げている。

1. 研究者を結びつける仕組みがなく、個人単位に留まっている研究が多い。
2. 研究者が行う事務手続き作業が多く、研究時間が削られている。
3. 研究を活発に行い、外部資金を獲得している研究者を評価する仕組みがない(研究を活発に行っている者も、そうでない者も授業負担や大学措置の研究費等に差がない)。
4. 国際的なジャーナルに論文を多数発表し、世界大学ランキングのランクアップに貢献する研究者へのインセンティブがない。
5. 外部資金の探索から申請書の作成を支援する専門人材がおらず、研究者個人の努力に委ねられている。
6. 外部資金で教授、准教授、専任講師らが雇用できるような柔軟な人事制度がない。
7. 所有している知的財産が企業との共同研究や実用化まで発展しない。

また、本学における実験機器等の保守・更新について、これまで特に理科系学部・研究科を中心に、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等外部資金で購入した機器のほか、教学予算以外の施設設備充実予算により購入した機器等により、教育研究活動を遂行し成果を得ている。

しかし、現状は実験機器等の減価償却期間を過ぎているものもあり、その後も長らく機器を使用し続けている事例も多々見られる状況にある。特に実験・実習科目については、機器の状況次第では教育研究活動に支障を生じさせることから、これまで私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等の補助金で購入した案件については、一定の条件のもとで保守費の予算を確保すべく、教学予算の範疇で予算要求をしてきた。ただし、補助金での購入案件以外の機器も多数あり、こうした機器の保守並びに更新に係る経費は、金額も決して小さいものではないことから、財政面における中期的な見通しも含めた計画性ある保守・更新プランを策定し、予算要求ができるような体制を構築していく必要がある。

(2) 長所・特色

本学の教育研究環境は、各キャンパスの学問分野や研究内容に応じて充実させており、図書館の機能についても適切に分化されている。近年では、電子ジャーナル、データベース、電子ブ

ックのタイトル数やジャンルを増加させ、検索機能を充実させて本文閲覧を学外からでも可能にするなど、文献資料の提供に係るデジタル化を推進しており、学習環境を多様に、柔軟にしている(資料 2-4,8-22【ウェブ】)。

また、キャンパス内の環境の快適性に十分配慮しており、比較的狭隘な白山キャンパスにおいても、食堂の充実などキャンパスアメニティに工夫を講じており、学生アンケートの評価も高い。セミナーハウス、学生寮、国際会館の利用促進や居住環境の充実を図っており、学生の利便性を高めている(資料 1-25【ウェブ】)。

研究力向上のため、「Beyond 2020 東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト研究」「重点研究推進プログラム」などの学内の研究助成制度を設け、本学のブランドとなる研究を創出させるよう努めると同時に、URAの雇用など、研究に係る諸制度の充実と併せて、外部資金の獲得に繋げるようにしている。

(3)問題点

附属図書館は、各キャンパスの教育研究分野を考慮した収書を適切に行っているものの、書架環境の限界もあり、閲覧に供されない資料をやむなく除籍せざる得ない状況が続いている。板倉キャンパスの保存書庫、朝霞キャンパスに建設予定の新保存書庫が計画されているものの、130 余年を誇る本学の伝統ある図書館の貴重な蔵書等の管理について、何らかの対策を講じる必要がある。

このことについて、附属図書館運営委員会においても長らく協議されてきており、2020 年度の自己点検・評価結果に基づく大学評価統括本部長である学長からの提言として、「図書館の蔵書管理」について触れている。特に白山キャンパスの文文学部にとって、研究に資する入手困難な資料を所蔵することが重要であり、大学図書館としての意義や価値を踏まえ、適切に管理しなければならない。古い資料と新たな資料の収書を含めた所蔵資料全体の蔵書構成方針を策定し、新刊図書等は出来る限りデジタル化された資料を購入するなど、工夫をする必要がある(資料 2-25)。

本学の研究推進について、学術研究推進センターを運営する学術研究推進委員会では、「研究者を結びつける仕組みがなく、個人単位に留まっている研究が多い」「研究を活発に行い、外部資金を獲得している研究者を評価する仕組みがない」「国際的なジャーナルに論文を多数発表し、世界大学ランキングのランクアップに貢献する研究者へのインセンティブがない」「外部資金の探索から申請書の作成を支援する専門人材がおらず、研究者個人の努力に委ねられている」「外部資金で教授、准教授、専任講師らが雇用できるような柔軟な人事制度がない」「所有している知的財産が企業との共同研究や実用化まで発展しない」などの課題分析をしている。そうした課題改善の突破口としても、「重点研究推進プログラム」「国際論文投稿助成制度」「知的財産実用化促進プログラム」を創設しているが(資料 8-44【ウェブ】、45,46【ウェブ】、47～49,64【ウェブ】、65【ウェブ】)、研究者の研究時間の確保等、解決すべき課題も多く、教育と研究、学内業務等のバランスの最適化を図る必要があると認識している。

実験機器等の更新について、保守・更新プランの策定が必要であり、中・長期的な計画を立て、教育研究活動の維持に支障をきたさないように、事務局間で連携して準備にかからなければならないと認識している。

(4) 全体のまとめ

教育研究環境については、教員及び学生からの意見を採り入れながら、特定のニーズのみならず、学部のカリキュラム・ポリシーやキャンパスごとの学問分野の特徴を踏まえ、什器や教室内の機器、さらにICT環境の充実を図る必要がある。また、実験・実習に用いる機器、教材に係る更新についても、中長期的な計画を立てて、優先順位等を考慮しながら、維持していかなければならない。

本学の研究推進については、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の重点施策として扱っており、「研究の高度化が教育の高度化を牽引」するものとして、新しい価値創造をもたらす研究推進策を示している(資料1-39,40【ウェブ】)。

今後、URA 制度を拡充し、専門のスタッフを複数配置するなど人的な支援の充実が必要である。具体的には、学内外の研究活動の調査・分析・評価(科学技術イノベーション政策動向の情報収集・分析、国の最新ファンディング動向の情報収集・分析、学術研究動向のモニタリング、科学研究費補助金採択状況に関する分析、大学ランキングに関する分析)、研究戦略の立案・提言、研究活動の推進・支援(研究環境の改善、競争的大型外部資金の申請、国内外の研究機関との連携、産学官連携の推進等の支援)等の研究力強化を図る必要がある。

また、研究に専念できる時間の確保(校務、事務等)、研究を活発に行っている(外部資金を多く獲得している)者等へのインセンティブ(研究費の増額、授業担当上の一次的配慮)などを立案し、実施、点検・評価を行っていく必要がある。

なお、点検・評価における成果指標及び達成目標については、KPI(重要業績評価指標)を用い、例えば、「研究・産官学連携活動案内」でまとめている、科学研究費の採択状況、共同研究・受託研究・奨学寄付金等の競争的資金の受入れ状況、国際論文の発表状況、国際共著率、国際論文の被引用状況、発明届け出数、特許出願数、知的財産実施許諾等収入額の数値を扱い、定量的に、振れ幅の少ない指標を選ぶことによって、研究力強化施策の進捗状況の客観的な把握に努めていく必要がある。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

【評価の視点】

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

＜社会連携・社会貢献に関する方針の明示＞

本学は、社会連携及び社会貢献に関する方針について、諸活動の質保証に係る全学的方針として、以下のとおり策定し、大学ホームページにて公表している(資料 9-1【ウェブ】)。なお、本方針は、学部長会議、大学院研究科長会議及び事務局部長会議を経て策定し、全学に周知している(資料 2-11～14)。

「産官学等の連携の方針」

1. 各学部・研究科の特性に応じて、委託研究・共同研究・技術協力・技術移転などによる企業との連携や政策形成における行政機関との連携を推進する。そのための教育・研究の一層の向上に取り組むとともに、本学における多様な知を広く学内外に発信することに努める。さらに、国内にとどまらず、国際産官学連携に向けた基盤を構築する。

「地域社会・国際社会への貢献方針」

1. 大学の社会的責任(USR)の一環として、地域社会との連携を深め、「生涯学習」機会の提供を軸とする各種文化貢献、産官学連携による地域振興、地域住民との協力による環境保全など各分野における社会貢献を、組織的に展開する。
2. 国際社会に貢献できるグローバル人材の育成に向けて、外国語能力の強化、海外留学・研修等の充実による学びのフィールドの拡大、各学部独自のカリキュラムによる国際的な視野の醸成や、各種伝統文化講座の拡充を図る。
3. 「学校法人東洋大学環境憲章」を踏まえ、学内における省エネルギー・省資源、グリーン購入、資源の循環利用を推進し、地球社会、地域社会の一員として地球・地域環境の改善・保全の寄与に向けて取り組み、地球環境及び地域環境との共生を目指す。
4. SDGsほか国連等国際機関の活動指針等を踏まえ、国際社会における地域振興や国際的な共同研究活動を推進し、その研究成果を広く世界に発信することに努める。

また、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」には、社会貢献・社会連携に関する中期計画を策定しており、研究活動と教育活動の高度化が社会貢献・社会連携活動の高度化に繋がることを前提に、教職員や学生の活動を通じた社会貢献・社会連携の推進事業を計画している(資料 1-39,40【ウェブ】)。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

【評価の視点】

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流、国際交流事業への参加

＜学外組織との適切な連携体制＞

産官学等の連携の方針に基づき、委託研究・共同研究・技術協力・技術移転などによる企業との連携や政策形成における行政機関との連携について、産官学連携推進センターが中心となって推進している。産官学連携による研究については、「産官学連携活動における利益相反マネジメント規程」を制定し、主に教員、学生が研究活動を行う際に適切な関係を保つように、利益相反マネジメントに係る体制等を整えている(資料 3-23【ウェブ】、24,9-2,3【ウェブ】)。

また、川越キャンパスにある産学協同教育センターでは、地域の中小企業の人材育成を目的に、大学と企業が協同した実践的ものづくり教育支援を行い、学生の教育にも活かしている(資料 9-4【ウェブ】)。

そのほか、各キャンパスの地域との連携を図っており、東京都文京区に置く白山キャンパスでは、2008 年に「学校法人東洋大学と文京区との相互協力に関する協定」を締結し、また、2011 年には、総合スポーツセンターのある東京都板橋区、赤羽台キャンパスのある東京都北区と連携協力に関する包括協定を締結している。そのほか、埼玉県朝霞市、埼玉県川越市、埼玉県鶴ヶ島市、群馬県板倉町、東京都荒川区、群馬県東吾妻町、群馬県館林市、和歌山県紀の川市との連携に関する包括協定を締結し、地域社会の発展や教育研究の発展に資する取り組みを進めることとしている(資料 9-5【ウェブ】)。

2018 年には、独立行政法人都市再生機構(以下、「UR 都市機構」と)の地域活性化に向けた連携協定を締結し、「UR 都市機構」の所有する団地を含む地域の活性化、住民福祉の向上、人材育成、学術の発展に寄与することとして、地域連携プラットフォームを形成することとしている(資料 9-6【ウェブ】)。

同年には、本学が、国内初の「ユニファイドスクールパートナーシップ協定」をスペシャルオリンピックス日本及びスペシャルオリンピックス日本・東京と締結し、スポーツを通じて、知的障害のある人もない人もお互いの理解を深め合うことや、社会的インクルージョンを促進し、共生社会の実現を目指す活動を展開している(資料 9-7【ウェブ】)。

＜社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進＞

社会連携・社会貢献の中心的役割を担っているのが、社会貢献センターである。

社会貢献センターは、東洋大学の前身である哲学館の創設直後より本学が担ってきた生涯教育に関する諸事業を積極的に推進するとともに、社会貢献活動に関する支援策の策定、情報収集、発信及び提供することを通じて、社会に開かれた大学として社会貢献の発展に寄与することを目的として設立している(資料 3-27【ウェブ】、28)。

この目的を達成するために、社会貢献センターには、生涯学習部門と社会貢献部門を置き、生涯学習部門では、全国講師派遣事業、公開講座、資格取得講座を主に展開しており、社会貢献部門では、地域活性化活動支援事業、災害復興支援事業、学生による社会貢献活動を中心に展開している(資料 3-27【ウェブ】、28)。

全国講師派遣事業は、本学の専任教員及び退職した教員が、大学における知を社会に還元するために、560以上のテーマを提供し、全国に生涯学習の一環として無料で講義を届けている。また、近年では、研修支援プログラムとして、企業等の研修支援に役立つ専門性の高い講座の提供も行っている。そのほか、都内をはじめとする小中高等学校、特別支援学校を対象として、オリンピックをはじめスポーツや異文化理解に関する講義を行い、地域連携事業としてのオリンピック教育を推進している。この「オリンピック・パラリンピック学習支援講座」は、30以上のテーマを提供し、無料で実施している(資料1-4【ウェブ】、9-8～11)。

派遣件数については、生涯学習支援、研修支援講座の実施件数は、北海道から沖縄まで、年間100件程度、オリンピック・パラリンピック学習支援講座は、10件程度派遣している。講師派遣の受講者は、2019年度において、生涯学習、研修支援プログラムが4,961名、オリンピック・パラリンピック学習支援が1,704名となっている(資料9-12 p.47,9-13【ウェブ】)。なお、本事業をスタートした1999年から2019年までの講義回数は、21年間で2,294回の実績となっている(資料9-12 pp.11-12)。

公開講座は、春期、秋期の2期に分け、多様なテーマを設け、生涯学習の支援を行っている。講座は、有料のエクステンション講座、無料のオープン講座、地域連携を伴う連携講座、文化伝統を伝える文化公演を実施している。公開講座の申し込み者数は各期合計で、2019年度春講座約1,500名、秋講座約1,260名となっている(資料9-12 pp.17-21,9-14【ウェブ】、15～16)。

地域活性化活動支援事業では、過疎化や高齢化をはじめとして様々な課題を抱えている地域に若い人材が入り、住民とともに地域課題解決や地域おこし活動を実施している。なお、2019年度は19企画が採択となり、法学部のゼミが行う「地域と自治体行政とゼミの連携による地域復興・活性化」、国際観光学部がゼミが行う「福島県南会津町地域活性化支援活動」、社会学部のゼミが行う「独居等高齢者のゆるやかなネットワークづくり」など、正課教育のゼミ・演習と教育的な連携を図ったものとなっており、学生の成長にも大きく貢献している(資料9-12 pp.92-128,9-17【ウェブ】、18)。

学生の自主性、社会性及び他者のために奮闘する精神を育み、市民社会の一員としての自覚を促すことを目的として、学生によるボランティア活動を積極的に支援するボランティア支援室を2017年4月、社会貢献センター内に設置した。

ボランティア支援室の活動は、学生へのボランティアに関する情報発信、ボランティア・コーディネーターによる相談窓口の設置、ボランティア活動促進のための講座、授業時におけるボランティアガイダンス等の実施、ボランティア活動支援、災害支援対応、他機関・地域・他大学等との連携、その他学内他部署との連携・協働と、多岐にわたっている。また、人数が制限されるボランティア活動については、対象を学部生のみとしているが、それ以外の活動については、学部生、大学院生、通信教育課程の学生、留学生の区別なく、すべての学生を対象とし、活動を展開している(資料7-19【ウェブ】、9-19)。

ボランティア支援室では、2020年度のコロナ禍における学生を支えるため、「Hands to Hands」と称する食事等の物資支援企画を実施した。本学の卒業生、保護者、教職員、地域の方々など多くの支援を頂き、2回にわたり支援が行われ、延べ464名の本学学生に支援がなされている(資

料 9-20【ウェブ】、21）。

その他の組織の活動として、川越キャンパスの理工学部が中心となっている産学協同教育センターでは、ものづくりの現場と教育研究の現場を繋ぐ取り組みを推進している。企業が研究開発を行う場合の大学とのマッチングや、研究開発補助金等を申請する場合の申請サポートを行い、事業化・商品化に向けての走り出し支援、研究開発支援を行っている。また、地域の中小企業の人材育成を目的として、各種講座を実施している（資料 9-4【ウェブ】）。

情報連携学部では、2018 年の「UR 都市機構」との連携協定を経て、「UR 都市機構」との技術協定を締結し、オープンな IoT・AI 等技術の連携によるモデル住戸の研究に協力している。第 3 章でも触れた、情報連携学学術実業連携機構は、組織を超えたオープンな連携により、イノベーションを加速することを目的として、従来の産学連携の考え方とは異なる新しい研究連携拠点を形成している。同機構の「INIAD cHUB」では、ネットワークリソース、物理設備的リソース、人的リソースなどあらゆるリソースをすべて活用し、企業、自治体、大学とのあらゆる連携コラボレーションを創出できるようにしており、企業と大学の共同研究、企業への教育、企業インターンシップなどを推進している（資料 9-22【ウェブ】、23）。

第 3 章、第 7 章で述べた、「留学生就職促進プログラム」では、島根大学及び金沢星稜大学と連携して、国内の留学生就職率の向上に取り組んでいる（資料 7-77【ウェブ】）。

そのほか、本学の教育研究の社会還元の一環として、「今こそ身につけたい“教養”大人のための WEB マガジン『Link@TOYO』」を配信し、多くの教員が研究成果を発信している。具体的には広報課が中心となり、教員の研究分野にクローズアップし、身近な生活に係る知識を提供することで、本学の教育研究の成果を社会に還元している（資料 9-24【ウェブ】）。

< 地域交流、国際交流事業への参加 >

前項で述べた地域交流活動以外の交流活動として、ライフデザイン学部では、埼玉県朝霞市において、「こそだてひろば」「こそだてサプリ」と呼ばれる子育て支援事業を、地域の親子に対する子育て支援プログラムとして展開している（資料 9-25【ウェブ】、26）。

また、2018 年 10 月には、「TOYO SPORTS VISION」の推進の一環として、東京 2020 公認プログラム Next Athlete Forum 2018「親子で学ぶ 1 日教室」を開催した。この企画では多くの企業と連携を図り、オリンピック、パラリンピックアスリートと本学研究者等が連携して、東京都板橋区に在住する親子を中心に、未来のアスリート育成、スポーツを取り巻く環境づくりのイベントを実施した。延べ 1,000 名を超える来場があり、地域交流を通じた、「TOYO SPORTS VISION」の理解、浸透を図る機会となった（資料 9-27【ウェブ】、28～29）。

国際交流事業については、本学が 2016 年 1 月から 2020 年 12 月までの 5 年間、UMAP の国際事務局を担っており、アジア太平洋地域における高等教育機関間の学生・教職員の交流促進に貢献している（資料 3-40【ウェブ】）。

研究活動を通じた国際貢献も多数ある。例えば、グローバル・イノベーション学研究センターは、

国際社会の多様なシステムのイノベーション理論と方法の研究、グローバル・イノベーション活動を担う人材育成方法の研究を推進している。2019 年 11 月に、各国のグローバリゼーションとイノベーションの進展度を総合的かつ客観的に評価する指標として「グローバル・イノベーション学研究センターインデックス(Toyo GIC Index)」を独自に開発し、同指標を用いて主要 60 カ国を国別にランキング化した「グローバル・イノベーション・ランキング 2019」を発表している(資料 3-14,9-30【ウェブ】)。

PPP 研究センターでは、2008 年度に文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に「地域再生分野 PPP(Public/Private Partnership)の研究拠点形成(最適 RfP 基本設計理論研究プロジェクト)」が選定され、わが国で唯一の公民連携(Public/Private Partnership, PPP)を専門とする研究拠点として、官民市民協働を進め、地域再生に貢献している。主に、公共施設・インフラマネジメント、震災対応プロジェクトを推進するほか、2020 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた各国の対応について、今後の PPP の取り組みや課題を考えるべく、「アフターコロナにおける PPP」と題したインターネットシンポジウムを主催し、多くの企業、内閣府、総務省、国土交通省の後援を受けながら開催した。2011 年には、国連 PPP 推進局から PPP 専門の研究教育機関として認定され、2015 年には国連 International PPP Centre of Excellence(国連 CoE)として認定を受けている(資料 3-17,9-31【ウェブ】～33【ウェブ】)。

大学全体としては、国際的な社会貢献の一環として、国連の持続可能な開発のための国際目標である SDGs の推進に注力している。具体的には、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」に SDGs の貢献を掲げるほか、2019 年度には、SDGs 推進連絡会を発足し、本学教職員の連携により、外部アドバイザーを採り入れながら、本学の SDGs の推進に係る事業を積極的に発信したり、課題を共有し、新たな事業展開の可能性について検討したりしている。2020 年度には、本学オリジナルの SDGs ロゴを作成するとともに、SDGs 行動憲章と SDGs 推進全体計画の策定に取り組んでいる。また、国際連合大学が創設した「SDG 大学連携プラットフォーム」に加盟し、大学間の連携を図っている。さらに、Times Higher Education (THE) が 2019 年から行っている SDGs の達成に向けて貢献をしている大学を評価する「THE 世界大学インパクトランキング」で、本学は、先進・先端の研究のみならず、自治体を通じた政策提言、講師派遣や公開講座等による知識の共有、学生団体の積極的な活動など、幅広い形での貢献が評価され、国内私立大学で 6 位にランクインしている(資料 1-39,40【ウェブ】、3-37【ウェブ】、38,39【ウェブ】、9-34【ウェブ】)。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

＜社会連携・社会貢献の適切性の検証、改善・向上＞

産官学連携推進センター及び社会貢献センター(ボランティア支援室を含む)の活動に係る自

己点検・評価については、2019 年度、2020 年度は、大学評価統括本部の下に置く、全学委員会部会に両組織の長を置き、それぞれの組織において、自己点検・評価活動を行う体制を整えている(資料 2-3【ウェブ】)。

産官学連携推進センターでは、「学校法人東洋大学産官学連携推進センター規程」第 2 条及び第 8 条に基づき、産官学連携活動を可視化し、点検・評価することとしており、「産官学連携推進センター産官学連携年次報告」の作成を通じて、毎年度の検証をしている。同報告書では、共同研究・受託研究・奨学寄付金等の競争的資金の受入れ状況(学部学科別含む)、発明届出件数、知的財産委員会での審議結果、特許出願・管理状況、知的財産関連経費、知的財産実施許諾等収入額の推移と収入配分額等の数値をまとめている。学術研究推進センターと共同で作成している「研究・産官学連携活動案内」では、これらの数値の簡易版を公表している。なお、産官学連携推進センターのホームページを整備し、本学の産官学連携活動や研究者のシーズを公表している(資料 3-8,24,25【ウェブ】、9-35)。

社会貢献センターは、「社会貢献センター規程」に基づき運営するとともに、『社会貢献センター年報』『ボランティア支援室年報』の発行を通じて、取り組みの適切性の検証の結果をとりまとめている。また、社会貢献センター及びボランティア支援室は、外部評価を毎年受けており、その結果を『社会貢献センター年報』『ボランティア支援室年報』に収録し、大学ホームページで公表している(資料 3-27【ウェブ】、28,9-36【ウェブ】)。

なお、2019 年度の外部評価結果では、「社会貢献センターで進めている中心的事業はどれも教職員や学生の活発な参加が進み、それを支援する仕組みが整っている。建学の精神に則った形で時代の変化やニーズに応じて、創意工夫に基づいて各機能・事業を充実させていることは特筆に値する」と評価された一方、「より双方向性を持たせること、在宅や海外に居住しても学習できる機会を広げるようなオンライン配信等の ICT を活用した生涯教育の充実等、貴学の教育のさらなる浸透をはかるための支援について、時代に応じたさらなる工夫の可能性も考えられる」との指摘を受けている(資料 9-12)。

今後、全国講師派遣事業をはじめ、本学が展開する様々な社会連携・社会貢献事業を地域の隅々まで、さらに海外にまで行き届くことができるよう、ICT の活用など、新しい手法を駆使した事業の展開が期待される。

(2) 長所・特色

本学は、「建学の理念」を踏まえた諸活動を強く推進しており、中でも社会連携・社会貢献は、本学の教育研究の礎ともいえる活動である。社会貢献センターが行う諸活動は、創立者井上円了博士の精神を広く社会に伝えるとともに、本学学生の人間的成長に大きく貢献するものである。また、全国講師派遣事業、公開講座は、広く社会の人々に生涯学習の機会を提供しており、その実績もさることながら、無料または謝礼等なく実費のみで本学の専任教員が講師として運営していることは、本学として特筆すべき活動であり、誇りである(資料 3-27【ウェブ】、28,9-12)。

また、企業や地域との連携についても、様々な活動実績を着実に積み上げながら貢献しているなか、情報連携学学術実業連携機構の「INIAD cHUB」では、ネットワークリソース、物理設備のリソース、人的リソースなどあらゆるリソースをすべて活用し、企業、自治体、大学とのあらゆる連

携コラボレーションを創出できる新しい産官学連携の方法を見出しているほか(資料 9-22【ウェブ】)、PPP 研究センターが行う官民連携による地域貢献の手法研究など、先端的な取り組みがある(資料 9-31【ウェブ】～33【ウェブ】)。

本章で述べたあらゆる活動は、教員の研究活動の成果として体系化され、また教育活動、学生支援の充実、さらに地域、社会への貢献に繋ぎながら学生を成長させている。このことは、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」に示す、「研究の高度化が研究の高度化を牽引し、研究活動と教育活動の高度化が地域貢献・地域連携活動の高度化を推進することで、『地球社会の明るい未来を拓く(他者のために自己を磨く)』に沿う、本学が理想とするサイクルであり、より伸長させるべき営みである(資料 1-39,40【ウェブ】)。

(3)問題点

本学の社会連携・社会貢献活動は、幅広く、かつ高度に取り組んでいるものの、社会貢献センターの外部評価結果にも示されているように、「貴学の教育のさらなる浸透をはかるための支援について、時代に応じたさらなる工夫」が必要であると認識している(資料 9-12)。

社会連携・社会貢献を持続可能なものにしていくためには、本学の諸活動をより多くの人々に理解してもらうよう、例えば ICT を活用して積極的に広報力を高めるとともに、取り組みの成果について、国・地域の垣根を超え、幅広い世代にわかりやすく伝わる方法を選択していく必要がある。

2020 年度にはコロナ禍の経験により、ICT の活用が図られたものの、まだ十分とはいえない。さらに持続可能性を高めていくためには、社会連携・社会貢献活動を推進する人材の後継者の育成を早期に行うとともに、学生の力を活かし、活動を通じて地域、企業等との連携力を高めていくようにしていかなければならない。

(4)全体のまとめ

本学は、前身である哲学館の創設の趣旨である「余資なく、優暇なき者」のための「社会教育」を重視する「開かれた大学」を目指し、教育研究機能の質向上と併せて、社会連携・社会貢献に取り組んできた。

これまで述べてきたように、全学的な方針、教育研究組織それぞれの目的や方針に即して、社会連携・社会貢献活動に取り組んでおり、適切に学外との連携を構築していると判断しているが、引き続き、本学としては、社会貢献活動に尽力していくよう、その意思を継承していかなければならない。また、その表れとして、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」では、「地球社会の明るい未来を拓く」ことを計画全体の目的に置き、あらゆる社会への貢献、社会との連携をもたらすものが示されている。

こうした活動をより実らせ、本学の発展に繋げていくためには、中心的役割を担う社会貢献センター、産官学連携推進センターの機能や組織力をよりいっそう充実していくとともに、地域社会との連携力をいかに高めていくかについて、本質的な議論が必要である。

そのためには、本学の内部質保証体制における PDCA サイクルのなかで、他の章で述べている、教育研究組織、教員・教員組織、教育研究等環境、大学運営等といった様々な課題とその解決との連動性を意識しながら、社会連携力の高度化に繋げるために必要な方策を具体的に考え、教育研究成果を社会に還元する持続可能性あるシステムを確立していかなければならない。

第 10 章 大学運営・財務(1)大学運営

(1)現状説明

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点】

- 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学運営に関する大学としての方針の明示>

本学は、管理運営方針について、諸活動の質保証に係る全学的方針として、次のとおり策定し、大学ホームページにて公表している(資料 10(1)-1【ウェブ】)。なお、同方針は、学部長会議、大学院研究科長会議及び事務局部長会議を経て策定し、全学に周知している(資料 2-11～14)。

「管理運営方針」

1. 学長のリーダーシップの下で、学部長、学科長、研究科長、専攻長が教学マネジメントを担い、構成員と一体となって教学の PDCA サイクルの確立を図る。
2. 大学運営を適切に行うため、「学校法人東洋大学行動規範」を踏まえ、高等教育の公共性と社会的使命を認識し、職務及び役割の遂行、意思決定及び権限執行に際しては、誠実で高い倫理観のもとに、法令を遵守し、学内諸規程等に従って公正に行う。
3. 大学業務を円滑に行うため、大学の教育研究活動の趣旨や目的、学生に対する支援に深い理解を有する優秀な職員の採用と組織的なスタッフ・ディベロップメント(SD)に取り組むとともに、その資質・能力、経験等に応じて職員を適切に配置する。
4. 建学の精神及び目的並びに各学部・研究科等の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため、必要かつ十分な財務基盤を確立するとともに、毎年度、中・長期の財政計画を踏まえた予算編成を行う。

また、第 1 章でも述べたように、2020 年 3 月に学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」を策定するとともに、毎年、学校法人東洋大学事業計画書を作成し、大学ホームページに公表している(資料 1-39,40【ウェブ】、10(1)-2【ウェブ】)。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

【評価の視点】

- 適切な大学運営のための組織の整備
- 適切な危機管理対策の実施

<学長の選任方法と権限の明示>

学長の選任は、「学長の選任及び選考に関する規則」及び「学長選考委員会の運営に関する

要綱」に基づき選考され、最終的に理事会が選任している。なお、この規則等は、本学校法人の最終意思決定機関である理事会が主体となって、求める学長像を提示し、候補者のビジョンを確認した上で決定することが重要であるとの考えに基づき、2015 年に制定されている。また、同年に「学長の解任に関する規則」を制定し、学長解任の手続きに関し必要な事項を規定している（資料 1-48,10(1)-3～6）。

学長の選考については、「学長の選任及び選考に関する規則」第 3 条に基づき、学長選考委員会を設置し、学長となる最終候補者を選考し、理事会に推薦するものとしている（資料 10(1)-3）。同選考委員会は、規則に基づき、候補者として推薦された者を「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」であるかを審議し、2 名の意向投票対象候補者を選考する。その後、学内の意向を調査するため、専任教職員による意向投票を行い、最終候補者が決定され、理事会に推薦している。理事会は、同選考委員会から推薦された最終候補者について、評議員会の意見を聴いたうえで、学長に選任する。なお、「学校法人東洋大学寄附行為」第 5 条に基づき、学長は在職中理事となる（資料 1-48,10(1)-3）。

学長の任期については、「学長の選任及び選考に関する規則」第 16 条に「学長の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は 2 年とし、継続して 8 年を超えることはできない」と定められている（資料 10(1)-3）。

学長の権限については、学校教育法第 92 条に基づき、「学則」第 9 条に、「本学に、学長を置く」とし、同第 2 項で「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定めるとともに、「学長の校務に関する規則」に学長の校務について定めている（資料 1-7,10(1)-7）。

また、「学則」第 9 条の 2 に基づき、「副学長を置くことができる」とし、副学長は、「学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる」と定めている。

< 役職者の選任方法と権限の明示 >

理事長及び常務理事の選任は「学校法人東洋大学理事長及び常務理事の選任に関する規則」に基づき、選任されている（資料 10(1)-8）。

理事長の選任については、同規則第 3 条に基づき、理事長選考委員会において、理事のうちから理事長候補者を選考し、理事会に理事長候補者について、議案として提出し、理事会は理事長候補について、理事総数の 4 分の 3 以上の賛成を得て、選任するとしている。また、「学校法人東洋大学理事会会議規則」第 5 条に基づき、選任された理事長は、理事会の議長となることが規定されている（資料 10(1)-9）。

常務理事の選任については、理事長を含めた 7 名の委員で組織する常務理事選考委員会を設置し、卒業生理事、教職員理事及び学識理事のうちから、常務理事候補者 3 名を選考して理事長が常務理事候補者を理事会において推薦し、理事総数の 3 分の 2 以上の賛成を得て、常務理事として選任するとしている。

なお、理事長及び常務理事は、再任により連続 3 期まで、理事の任期は、「学校法人東洋大学寄附行為」に基づき、1 期 3 年としている（資料 1-48）。

理事長の権限について、「学校法人東洋大学寄附行為」第 10 条に、「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、同第 11 条に代表権の制限として、「理事長以外の理事は、

この法人の業務についてこの法人を代表しない」と定め、常務理事の権限については、同第 12 条に、「常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」と規定している。また、本学は事務局長制度を用いており、同第 12 条の 2 に基づき、「事務局部長職にある専任職員のうちから理事長が選任」し、「事務局長は、理事長及び常務理事の命を受けて事務局間等の連絡調整に当たり、この法人の事務を統括する」と定めている（資料 1-48）。

<適切な危機管理対策の実施>

本学は、コンプライアンスの違反行為の発生や被害拡大の防止の観点から、法人役員、法人と雇用関係にある全ての教職員を対象として、法令、学内諸規則、「学校法人東洋大学行動規範」に違反する行為またはその恐れがある行為の早期発見と速やかな是正措置及び公益通報者の保護を目的とした、「学校法人東洋大学公益通報に関する規則」を制定し運用している（資料 6-1【ウェブ】、10(1)-10）。

また、大学ホームページにおいて、公益通報の有用性、通報方法、相談方法等について周知している。公益通報及び相談窓口は、学内窓口（内部監査室に設置）のほか、専用ホットラインにより、電話又はメールで通報できる外部窓口を設置し、通報者の保護及び通報の躊躇を軽減する環境を整えている（資料 10(1)-11【ウェブ】）。

防災・危機管理の体制については、「学校法人東洋大学防災計画に関する規程」に基づき、総合防災対策委員会を年 1 回開催している。地震、火災等、有事が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、全キャンパスに自衛消防隊を編成することとしている。また、第 8 章で記述したとおり、避難生活ができる防災備蓄品を保管している（資料 8-10～13）。

なお、「学校法人東洋大学役員倫理規則」第 7 条には、「役員は、常に人命の保護を優先し、平時から危機的事象の未然防止に努め、危機発生時には、迅速にこれを処理する」と規定し、有事の際の迅速な対応について、役員に対し示している（資料 10(1)-12）。

2020 年度の新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策委員会規程」を制定、運用し、同第 2 条に基づき、各種の安全対策等に係る学長からの諮問に応じて審議を行うとともに、必要な場合は、毎週開催される常務理事会に対策案や緊急的に必要な予算措置等について諮り、迅速な対応をしている（資料 2-38）。

一方、大学の運営においては、業務が多様化、複雑化するなか、学校関係法令のみならず、あらゆる業務において、法的なリスクを伴うことが少なくない。専門的な知識に基づいた助言機能を強化し、予め法的観点からリスクを減らすなど、事故等を未然に防ぐ対策を講じる必要がある。

<学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教授会の役割の明確化>

学長の校務に関しては、学校教育法、私立学校法等の法令及び「学校法人東洋大学寄附行為」、その他諸規則等に則り、「学長の校務に関する規則」第 2 条に定められており、本学の教育・研究に係る様々な教学に関する事項について「校務をつかさどる」としている（資料 10(1)-7）。

学長が教学に関する事項を決定するにあたっては、「学則」及び「教授会規程」、その他諸規程に基づき、所定の委員会または学部教授会の審議を経たうえで、意思決定がなされる仕組みとなっている（資料 1-7～9、4-103）。

教授会の役割については、「学則」第 12 条において、「学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項及び当該学部の運営に関する事項を審議するために、各学部に教授会を置く」と定め、同第 11 条において、「各学部の連絡調整及びその他緊急を要する事項につき、学長の諮問に応えるために学部長会議を置く」とし、各学部教授会と学長が議長を務める学部長会議との関係を規定している（資料 10(1)-13）。

一方、「教授会規程」第 9 条第 1 項において、「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」と定め、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学則の改正など教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が求める事項について、審議するとしている。また、同条第 2 項では、「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」として、学部長の推薦に関する事項、カリキュラム編成に関する事項、教員人事に関する事項、教育力向上に関する事項などを定め、学部教授会の役割を明確にしている。通信教育部においては、通信教育委員会の役割等を「通信教育部学則」に定めている（資料 1-9）。

また、大学院研究科においては、研究科委員会の役割等を「大学院学則」に定めている。具体的には、「大学院学則」第 22 条に「学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項及び当該研究科の運営に関する事項を審議するために、各研究科に研究科委員会を置く」とし、研究科委員会の役割を明らかにしている（資料 1-8,4-104）。さらに、同第 26 条に基づき、大学院研究科長会議を置き、大学院研究科及び専攻課程の設置改廃、学位、教員組織、大学院学則及び諸規程の変更など、大学院の運営の重要事項を審議している（資料 10(1)-14）。

なお、学長による意思決定にあたり、全学部の承認を必須とはしていないものの、学部教授会から出された意見に対しては、学長が慎重に検討をしたうえで、学長自らが決定事項を学部長会議にて説明したうえで確認を行い、全学的な合意形成を図るよう努めている。

これらの一連のプロセスのなかで、学長は、毎週 1 回学長室会議を開催し、教学に係る事項を副学長や必要に応じて学部長、関係委員会の委員長らとともに協議することで、情報を適切に把握し、合意形成と意思決定の円滑化に努めている。

< 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 >

教学組織と法人組織の権限と責任の明確化について、学校法人東洋大学としての意思決定は、「学校法人東洋大学寄附行為」に基づき、理事会が最終議決機関、評議員会がその諮問機関として位置付けられている。また、「学校法人東洋大学常務理事会の業務及び運営に関する規則」により、常務理事会が理事会から執行を委任された事項について、審議決定することが定められている（資料 1-48,10(1)-9,15～16）。

理事会及び常務理事会の業務は、「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」及び「学校法人東洋大学常務理事会の業務及び運営に関する規則」にそれぞれ定められているが、本学の校務をつかさどる学長は、前述のとおり、在職中理事となり、理事会構成員であるとともに、常務理事会の構成員として学校法人東洋大学の意思決定に参画している。また、「学長の校務に関する規則」により、学長は、校務に関連する常務理事会の審議が必要な事項について、常務理事会に諮ることが求められている（資料 10(1)-7,15,17）。

これらの諸規程において、教学組織と法人組織における権限及び責任を明確にするとともに、連携を図り、運営している。

そのほか、教学組織と法人組織の円滑な連絡調整を図るため、原則として毎月 2 回、「法人教学連絡会」を開催している。同連絡会では、学長、副学長ら教学執行部と常務理事、事務局長が出席し、教学組織と法人組織の双方の意思疎通を図り、適切な大学運営を行うよう努めている（資料 10(1)-18）。

＜学生及び教職員からの意見への対応＞

学生からの意見については、新入生アンケート、在学生アンケート、卒業時アンケートを実施しており、学生の大学等に関する満足度調査のほかに、「東洋大学および所属学部・学科をより良くするために、改善が必要だと思うところはどのようなところですか」と自由記述欄を設けて、意見を把握している。この在学生アンケート結果については、学部長会議等を通じて教員組織に共有するとともに、特に学生の学習環境に関する意見が記載される自由記述の設問については、事務局学部長会議を通じて、関連する部署にも共有している。学生からの意見に対しては、フィードバックコメントとして回答し、大学ホームページにて公表している（資料 1-25【ウェブ】、3-42【ウェブ】）。

職員からの意見については、従来から自己申告制度を採り入れ、職員一人ひとりから、職員の意識、ニーズ、満足度、希望等を受け付けている。なお、自己申告制度は、2012 年にスタートした目標管理制度のなかに位置付けており、「学校法人東洋大学目標管理制度規程」第 25 条に基づき、「職員の意識、ニーズ、満足度、希望・要望等を把握するための制度」と、規程上明確にしている。自己申告制度により得られた情報をもとに、法人や各部署の課題の発見、改善点として、所属長等へのフィードバックを行い、個々のモチベーション向上に繋げることとしている（資料 10(1)-19）。

また、「学校法人東洋大学事務局職員による業務改善等提案制度に関する規程」に基づき、提案制度を設け、事務職員の業務改善等に対する意識向上及び奨励を図る推進方策として進めている。2021 年 2 月の事務局学部長会議では、4 件の提案が共有されている（資料 10(1)-20～21）。

教員からの意見については、学部教授会等の意見を学部長会議等で把握し、本学の運営に反映させている。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

【評価の視点】

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

＜予算執行プロセスの明確性及び透明性＞

本学では、「学校法人東洋大学経理規則」及び「学校法人東洋大学予算統制規程」に基づき、予算の運営をしている。具体的には、理事長の下で策定される予算編成方針に則り、教学では学長室、法人事務局では経理部が中心になり、毎年度慎重な予算編成を行っている（資料 10(1)-22～23）。

例年 7 月に前述の「学校法人東洋大学予算統制規程」に基づき設置される予算委員会を開催し、翌年度予算の考え方を示した「学校法人東洋大学予算編成方針」の原案を作成する。その後、

理事長の下で成案を得て、同方針を発信することから予算編成をスタートさせている。

2020年7月に示された、「2021年度学校法人東洋大学予算編成方針」では、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の実行に資する、連動性ある方針が示されている（資料10(1)-24）。

教学においては、「学校法人東洋大学予算編成方針」を踏まえ、学長の下で各学部・研究科・研究所等の教学組織に向けた「教学予算編成方針」を発している。これにより全学的な問題意識、考え方を共有することが可能となっている。また、学部及び研究科の中長期計画に基づく、教育活動を活性化させる取り組みに対し、予算支援措置「教育活動改革支援」（2021年度予算からは、「教育力強化特別予算」）の採否が学長の下で行われている（資料4-70,72,74）。

2021年度の予算編成にあたっては、予算委員会の委員でもある学長の意向を反映できるよう、学長室と経理部との十分なコミュニケーションを図ることで、教学組織、事務組織の活性化に繋がる予算編成方針としている。

また、本学では、一部の例外を除き、基本的には全部署からの予算申請に基づき、そのすべてをひとつずつ査定することで、全学的に無駄のない予算の編成を可能にし、限られた財源の有効活用を図っている。

教育研究に直接かわる予算（教学予算）については、学長の下で一次査定を行い、事務的な予算（事務予算）は経理部が予算査定を全件行っている。最終的には教学予算・事務予算を合わせ、法人全体の予算案を編成している。これらの予算案を経理部がとりまとめ、予算委員会で審議し、理事会が評議員会の意見を聴いて、予算を決定している。

執行にあたっては、予算額、執行状況、予算残高を予算管理者がリアルタイムで確認できる会計システムを導入しており、常に最新の情報に基づいた予算執行が可能となっている。これによりすべての予算管理者が可視化された予算情報をもとに、適宜、予算の執行状況を把握することを可能にしている。予算管理者（研究費であれば教員自身）が予算執行をシステム上で行い、事務局担当者がチェックし、その所属長が承認する仕組みを制度化している。

また、経理部がすべての執行状況をその証憑とともに点検しており、明らかな会計処理ミス（支払先間違い、二重払い、勘定科目の誤選択等）や大学の予算執行として明らかに不適切と思われる執行が発生しないよう、徹底した確認体制を敷いている。

この制度の運用にあたっては、予算執行の仕組みをよく理解しておく必要があり、経理部では「新会計システム取扱運用要領」「勘定科目一覧表」といった予算執行に必要な情報を学内のグループウェアで十分に周知を行い、また夏季には予算執行についての講習会を実施するなど、執行の正確性を確保する取り組みを継続して行っている（資料10(1)-25～28）。

このように、本学では内部統制が図られた予算執行管理に努めている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

【評価の視点】

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

＜大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置＞

大学の運営に必要な組織の構成及び人員については、「東洋大学教職員の任免及び職務規程」に教職員の任免及び職務に関し必要な事項を定めるとともに、「学校法人東洋大学事務局の職制及び分掌規程」において、事務局の職制及び、部・課等の設置とその所管、事務分掌等を明らかにしている。事務局の改編等については、理事会内に設置された「組織・制度検討委員会」の答申、学部・研究科等の改組計画などを踏まえながら、同規程を改正し、事務局の組織構成と職務範囲等について、適宜最適化を図っている（資料 10(1)-29～30）。

また、「事務局部長会議規程」に基づき、事務局部長会議を毎月 1 回開催し、業務全般に関する計画及び執行の方策並びに理事長からの諮問事項を審議するとともに、所管業務の連絡調整を図っている（資料 10(1)-31）。

職員の適性人数については、学校法人全体の事業活動収支における人件費率や SS 比（職員一人あたりの学生数）を勘案して策定しており、それを踏まえ、法人役員と協議し、各年度の採用数を決定している。

専任職員は、原則総合職としての採用をしており、ジョブローテーションを通じて個々のキャリアパスを形成し、適材適所の配置に努めている。また、各組織の配置人数の目安を設け、繁忙期や業務内容等を考慮し、短中期的に非正規雇用者（嘱託者、派遣社員等）を採用し、定型的業務については業務委託化を進める等の工夫を行っている。専門職、有資格者の採用については、その業務内容や規模等により別途採用（嘱託等）を行っている。

なお、専任職員の昇格・昇進については、目標管理制度の状況や人事ヒアリングにおける上司の推薦、役員の意見を総合的に考慮し、決定している。

目標管理制度は、「学校法人東洋大学目標管理制度規程」に基づき、チャレンジワーク制度、業務プラクティス制度、自己申告制度、研修制度を設け、「学校法人東洋大学目標管理制度の総合評価に関する規程」に基づき、賞与への反映及び昇格・登用への反映に活かしている（資料 10(1)-19,32）。

また、教職員の健康管理及びメンタルヘルスの安定維持の観点から、2018 年 10 月に設置されたウェルネスセンターの機能として、健康管理やメンタルヘルス、ストレスチェックなどの対応を行っており、産業カウンセラーや産業医の面談等を通じて、組織的なサポート運営をしている。2019 年 6 月には管理職向けに相談窓口を開設し、職場のメンタルヘルスに関する相談を受け付ける体制も整えている（資料 7-12～13,10(1)-33～34）。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

＜大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施＞

職員の研修制度については、職員の意欲及び資質の向上を図るための方策として、専任職員に対する研修プログラムを整えている。そのプログラムでは、「目指すべき職員像」を設定し、将来的には「理想のリーダー像に必要な資質」を身に付けることを目的としたうえで、階層的に 1 年目

から10年目、そして役職別に整備している。体系化された研修への参加により、世代、役職に求めるスキルを養成している。なお、プログラムの内容については、受講者アンケート結果や法令改正、社会情勢等を考慮し、毎年見直しを行っている（資料10(1)-35、基礎要件確認シート表20）。

また、外部研修、通信教育講座の受講補助を行っているほか、キャンパスの国際化を牽引する職員を配置、養成していく必要があることから、英会話講座やTOEIC講座、海外における語学研修等を希望制で実施し、職員の英語力向上に努めている。そのほか、他機関への外部出向による研修、私立大学連盟等が設ける外部研修など、幅広い研修制度を設けており、職員の意欲及び資質の向上を図っている（資料10(1)-35～36）。

教員の意欲及び資質向上を図るための取り組みについては、カリキュラムの運営や授業方法の改善を目的とするFD活動のほかに、大学運営その他高等教育に関する情報や知識の習得等を企画する組織として、高等教育推進センターの下に置かれる「FD・SD 研修部会」がその役割を担っている。2019年度においては、「改正著作権法に関する研修」が行われ、授業改善のみならず、研究指導上に必要な著作権法に関する知識などを体系的に学ぶ機会を設けた（資料3-31【ウェブ】、32,6-17,10(1)-37【ウェブ】、38【ウェブ】）。

そのほか、同センターの下に置かれる「高等教育研究部会」の編集による「高等教育推進センターニュースレター」と称するメールマガジンを本学の教職員全員に隔週で配信しており、高等教育の動向や関係法令の改正に関する情報、その他コラムなど、幅広い視点で教職員の意欲及び資質の向上に資する情報発信を行っている（資料4-116【ウェブ】）。

また、学長が主催する「学長フォーラム」を毎年開催しており、中長期計画の進捗状況の報告、内部質保証に係る理解向上に繋がる講演、その他今後の教学施策に関するワークショップを実施し、学部長・学科長、研究科長、事務職員らが一堂に会してディスカッションをするなど、全学を挙げて、諸課題に向き合うための企画を実施している（資料4-1【ウェブ】）。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 監査プロセスの適切性
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

<大学運営の適切性の検証、改善・向上>

大学運営に係る適切性の検証については、大学評価統括本部の下で行われる自己点検・評価活動によって実施されている。

具体的には、大学評価統括本部の下に大学運営・財務部会を置き、事務局長が部会長となつて、部会員として構成される部長らとの連絡調整を図り、自己点検・評価活動を実施している（資料2-3【ウェブ】）。また、部会長である事務局長は、総務担当常務理事、財政担当常務理事との調整を図りながら、改善活動に係る提言内容の原案を作成し、大学評価統括本部長と連名のうえ、それぞれの部署に対して、自己点検・評価結果を踏まえた提言を示している（資料2-24～25）。

2020年度の自己点検・評価活動における提言については、大学運営・財務部会を開催したう

えで、各部署への提言内容の共有を図るとともに、連携して取り組むべき部署を示すことで、組織間の連携による改善サイクルをもたらすよう促している。

また、「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」第 5 条第 2 項に基づき、理事会内設置委員会として、「学校法人東洋大学理事会内委員会の設置に関する要綱」を定めている。これまで、理事会の下では、組織・制度検討委員会、財政検討委員会、教学検討委員会を設置し、本学の大学運営等に係る検証及び将来構想等の重要な事項について、理事会から諮問し、委員会それぞれが答申している。理事会では、出された答申を踏まえ、本学諸制度の制定や改善等に活かしている（資料 3-45～49）。

学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の検証については、経営企画本部が中心となり、学長への進捗ヒアリング、事務局部長会議を通じた連絡調整を経て、計画の進捗把握をしている。また、毎年のローリングによる計画の見直しを図っている（資料 1-45,3-50）。

さらに、目標管理制度のひとつであるチャレンジワーク制度を活用して、部目標・課目標等のなかに、中期計画と連動性ある業務等を組み入れるよう工夫している（資料 10(1)-39）。

< 監査プロセスの適切性 >

監査については、監事、監査法人、内部監査室がそれぞれ監査計画を立案のうえ、定期的、あるいは必要に応じて実施しており、三様監査体制が確立されている。

監事監査については、私立学校法及び「学校法人東洋大学寄附行為」及び「学校法人東洋大学監事監査規則」に基づき、法人の業務及び財産の監査を行い、理事会及び評議員会に報告している（資料 1-48,10(1)-40）。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席して理事及び評議員による議題の審議状況や理事長及び常務理事並びに教職員から業務報告を聴取しているほか、常務理事会の議事録や重要な決裁文書の閲覧を中心に監査が実施されている。また、監査法人から定期的に監査状況の報告を受けているほか、理事長及び常務理事並びに事務局長に対するヒアリングを実施している（資料 10(1)-41）。

2020 年 4 月施行による私立学校法の一部改正により、新たに理事の執行状況の監査を行うことになったことを受け、担当常務理事に対して事業計画の進捗状況に関する個別ヒアリングを実施している。

監査法人による監査については、私立学校振興助成法に基づき実施されている。毎年、理事長、担当常務理事、監事に提示している「監査計画説明書」に基づき、計算書類の重要な虚偽表示リスクの識別と評価を中心に監査が行われている。各キャンパスの实地監査、理事長及び担当常務理事等に対するヒアリングを含めて、例年 1,250～1,390 時間程の実施がなされている（資料 10(1)-42）。

内部監査については、「学校法人東洋大学内部監査規程」に基づき、法人における業務の適正化、効率化及び教職員の業務に対する意識向上を図り、法人の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的に実施している。具体的には、業務監査、経理監査、情報システム監査を中心に、被監査部署に対して事前に帳票及び諸資料の提出を求めて行う書面監査と被監査部署に出向いての現物確認や質疑等を行う实地監査を行い、規程に基づき、理事長に報告している（資料 10(1)-43）。

（2）長所・特色

中・長期の計画の実現に係る「管理運営方針」が示されているとともに、第4章でも述べたとおり、中長期計画に基づく、学部・研究科の教育活動を活性化させる取り組みに対し、予算支援措置「教育活動改革支援」（2021年度予算からは、「教育力強化特別予算」）の採否が学長の下で行われており、教育の質的転換に資する教育プログラムの開発等を推進している。

また、予算編成、予算執行の両面において、関係する情報の十分な周知、指導を経理部が全学的に行っている。特に、予算編成時の予算要求書の全件査定、予算執行時の全執行チェックなど、負担は大きいが高度な透明性の確保、内部統制を機能させることに寄与している。2019年度夏季に実施した「会計処理における事務処理ミス防止対応講習会」には131名の事務職員の参加があった。その後、よりいっそうの予算執行管理の適切性の向上を図るため、アンケート結果等を踏まえ、2020年度に、申請者・承認者等の対象ごとの講習会を開催している（資料10(1)-27～28）。

職員の就業意識の向上を図るため、目標管理制度を設け、チャレンジワーク制度、業務プラクティス制度、自己申告制度、研修制度を適宜活用しながら、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の実行に繋げるとともに、人事考課に活用するなど、モチベーションの向上をもたらす工夫を講じている。

（3）問題点

本学のような大規模の教学組織の活動を円滑にマネジメントするためには、学長室を中心とする部署等の業務の高度化と各部署との連携が必要である。具体的には、予算管理、教員人事管理、研究実績管理、点検・評価業務等を効率的に行うことで、書類のチェック中心の業務から政策提言にウエイトを置いた業務へシフトし、大学の発展をいかに進めていくかの検討にいっそうの時間をかけ、学部・研究科等の教育研究力の向上のために、教学組織の提案がより良く実現されていくための運営が必要である。

人事制度については、各部署に求められる業務分掌が異なるため、一律には判断できないものの、説明責任が求められる昨今の状況に鑑み、事務局職員の昇格等に関する基準をある程度明確にすることが必要である。将来、大学を担う人材を育成するためには、優秀な人材、将来を期待できる人材こそ、早い段階で複数部署への異動や外部機関への出向を経験させる必要があり、そのためにはジョブローテーションの基準や目安を設け、教職員間で共有することが必要である。

ハラスメント防止のための方策として、現状では一般の教職員向けの研修や、発生後の行為者研修を中心に行っているが、同程度に管理監督者への研修の実施も重要と考える。ハラスメントの防止は人事部だけで対応するものではなく、教学の長である学長や主にFD・SDを分掌とする高等教育推進支援室と連携し、一体となって取り組むべき課題である。また、その中心となる「ハラスメント防止対策委員会」の定期的な開催により、防止体制の点検・評価を行うことが必要である。

法令等の専門的知識に基づく業務相談体制については、顧問弁護士への相談のみならず、様々なリスクを未然に防ぐ仕組みが必要である。このことを踏まえ、2021年度から、法律の専門家が総務部内に在室し、契約や学校関係法令、トラブル等に係る相談・アドバイス体制の準備を進めている（資料 10(1)-44）。今後、事態が悪化する前に初期対応に取り組み、専門職人材と一般教職員が協働することで、学内人材が育成されていくことが期待される。

また、文書管理についても、専門的な知識や経験をもった者を専門部署に配置し、文書や規則等の管理水準を上げ、波及して必要なスキルを各部署が身に付けられる仕組みが必要である。

（4）全体のまとめ

本学の運営においては、教学及び法人の運営ともに概ね適切であると認識している。その一方、PDCA サイクルを循環させれば、新たな課題が発見されることが、適切な運営でもあり、全学的な内部質保証体制の下で行われる自己点検・評価活動により、課題を明確にすることができたと認識している。

引き続き、明らかとなった諸課題を解決しながら、本学をいっそう魅力的な大学にしていくために、大学全体、部局、そして個人が適切なPDCA サイクルを循環・連動させていく必要がある。

予算編成については、現在の予算編成の仕組み、枠組みの確実さが大学の財政の健全化に大きく貢献していることは明らかなが、一方で未来の東洋大学の発展を考え、大胆かつダイナミックな提案を実現するためには、現状の予算制度が硬直化している面があるのも事実である。

例えば、一定の金額の中で、予算配分を各学部・研究科・研究所等の裁量に任せるなど、新しい仕組みを構築する必要があり、具体的な提案をすることも学長室や経理部の重要な役割である。

TGD 構想の最終年である 2023 年度をターニングポイントとして、全学レベルの予算の再構築を検討する必要があり、その際には、現行の予算委員会の機能を強化し、メンバーの見直しを含め、マクロ的視座による事業計画推進、予算の編成を積極的に牽引することが期待される。

また、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の実施状況の把握や、各年の見直し（ローリング）においても、新しい企画が積極的に提案されるよう、事務局部長会議の機能を高めるなど、各種の施策の実現に向けて、部署間の継続的な連携が期待される。

第 10 章 大学運営・財務（2）財務

(1) 現状説明

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

【評価の視点】

- 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
- 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

＜大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定＞

2020 年 3 月、学校法人東洋大学の中期計画として「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」を策定した。これは主に中長期的な財政計画に基づいた検討を踏まえ、2024 年度までの期間を中期として定めたものであり、改正私立学校法にも対応するものである（資料 1-39,40【ウェブ】）。

この中期計画の策定以前においても、理事会内設置委員会である財政検討委員会が、2018 年 11 月に中長期財政計画を答申しており、理事会において答申に沿った経営を行っていくことが確認されている（資料 10(2)-1）。

具体的には、東洋大学ビジョン「Beyond 2020」の実現や国際化の推進、大学の発展に向けて、保有している資源を投入して、遂行させていく必要性の認識のもと、適正かつ効率的な財政構造を維持発展させながら、今後の財政上の道筋を示すことを目的としている。併せて、今後の新たな施策を具体化するための投資判断について、その考え方を財務コントロールの観点から提言しており、注視すべき経営指標たる財務比率を設定することで、財務上の強みと弱みを踏まえた判断を行っていくこと、財政構造の見直しに向けた継続的な活動を行うことなど、単に数字の羅列ではない経営判断にも資するものとしている。

今回の中期計画の策定にあたっては、上記の答申を踏襲しながら、同委員会において財政計画を十分に検討している。引き続き、同委員会において財政状況を把握し、常に最新の情勢に沿った計画としていく予定である。

＜当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定＞

本学では、前述の答申において、事業活動収支差額比率等の目標値を明確にし、中長期財政計画上の経営指標として位置付けている（資料 10(2)-1）。

現在の財務状況は、大学基礎データ表 9、10、11 に示すように、比較的安定的に推移してきている（大学基礎データ表 9～11）。

また、学部改組やキャンパス再編計画により近年大規模な投資案件が続いているが、校舎建設等の施設整備に関し、原則、借入せずに賄っていくことを前提に計画しており、その結果、固定比率、固定長期適合率、純資産構成比率や基本金比率が良好な状態を継続している。

大学基礎データ表 9 に示すとおり、本学では、寄付金比率及び経常寄付金比率が 2019 年度の全国の私立大学平均に比して若干の差が生じていたり、大学基礎データ表 11 に示すとおり、貸借対照表関係比率における繰越収支差額構成比率がやや低調であったりするものの、現時点における財政上の大きな課題は生じていないと認識している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

【評価の視点】

- 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
- 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学は、株式会社日本格付研究所(JCR)による財務状況の評価を毎年受けており、継続して、「AA(ダブルエーフラット)＜安定的＞」の評価を受けている。格付事由のひとつとして、「安定度は高い状態にある。予算管理も的確であり、引き続き学校法人として比較的余裕のある収支状況を維持できると想定される。また、財務基盤は強固である」と評価されており、教育研究基盤を支える財務状況についても一定の社会的信用を維持している(資料 2-56【ウェブ】)。

このように財務基盤を健全なものにしてきたのは、収入の大半を占める学生生徒等納付金を確実に確保してきたことに加え、財政健全化を維持しながら教育研究に資するための人件費及び教育研究経費、管理経費等の予算配分に配慮してきたためである。また、物品調達や広報業務の一元化、施設維持管理の外部委託化による人件費を含む経費削減等、法人規模に即した効率的、効果的な業務設計を行ってきた成果ともいえる(資料 10(2)-2～3)。

学生生徒等納付金以外の収入確保策として様々な方策を組織的に行っている。

外部資金の獲得状況については、2017 年度より募金課を設置し、これまで僅少であった寄付金を広く募る体制整備を行った。その結果、2017 年度が 121,291 千円、2018 年度が 187,393 千円、2019 年度が 223,729 千円と年々増額している(資料 10(2)-4)。また、2015 年には外部資金による研究を強力に推進すべく、研究推進部の設置、科学研究費補助金獲得のための調書チェックの実施、2019 年度からは外部研究費の探索、研究計画調書の作成支援等に取り組んでいる。そのうえ、研究費獲得に関する支援を担う専門である URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)を採用し、研究系の外部資金獲得に向けた対策を強化しており、大学基礎データ表 8 に示すとおり、外部資金の獲得額は増加している状況である(大学基礎データ表 8)。

さらに、財務活動における重要な業務のひとつに資産運用がある。本法人の運用方針は極めて安全志向であり、2019 年度途中からは運用方針を変更することで、さらに安全重視の運用体制となった。方針変更に合わせ、これまでの含み益を実現化させたことで、2018 年度決算時には約 20 億円の収益を確保している(資料 10(1)-2【ウェブ】)。

学校法人における中長期の財政を考えるうえで重要な観点のひとつに減価償却があるが、本学では償却資産の耐用年数について、校舎等の鉄筋コンクリート建物を 60 年としていた。一般的な企業や学校法人の校舎の建て替えサイクルと比較すると長過ぎる年数となっており、実態と乖離している懸念があった。そこで理事会内に設置されている財政検討委員会において慎重に検討した結果、他大学の状況や国税庁の見解等を踏まえ、上記の耐用年数を 47 年とする旨の結論を得て、理事会に答申するに至った。これを受け、償却率を定めている「学校法人東洋大学固定資産及び物品管理規程」の改正を行い、2021 年 4 月 1 日から施行することとなった。建物の耐用年数が 47 年となることで、本学の財務情報がより現状を反映した適正な表示となる(資料 10(2)-5)。

(2)長所・特色

中長期財政計画を事務局だけでなく、理事会内設置委員会である財政検討委員会で策定することで、専門的かつ大局的な見地から財政計画を策定することができている。また、財務マネジメント手法をひとつの仕組み（人件費、教学予算制度等）として業務に組み込むことで、日常業務の中で財務をコントロールしている。また、募金額及び研究外部資金の獲得が増えている。こうした現状の財政状況を外部の信用格付機関から「安定的」との評価を受け、キャンパスの移転、改組等の大規模な投資案件においても自己資金で実現が可能となっている。

(3)問題点

現時点で、問題点は認識していないが、建物の耐用年数の見直しに関連して、白山キャンパスの1号館は築27年となり、それよりも古い川越キャンパスの各校舎と併せて建て替え計画を検討していく必要がある。

(4)全体のまとめ

2019年度決算及び学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の実行に合わせて、中長期財政計画の検証の仕組みをより充実させていく必要がある。直近においてもキャンパス移転等の大規模な投資案件が続くことが予定されている。自己資金による実現を前提に、これまで確立してきた財務基盤に影響を与えることなく遂行していくため、継続的に堅実な財務コントロールを実行していくことが求められる。また、寄付金や外部研究等の収入多様化策は実行に移しているものの、その他の収入源について引き続き検討していかなければならない（資料10(2)-6）。

固定資産のうち、主に建物の耐用年数の問題は、減価償却費に直接影響がある。今回、建物の耐用年数を実態に合わせた（60年から47年に短縮）ことで、収支的には負の影響が働くが、事業活動収支の均衡の前提に立てば、キャッシュフローの外部流出を防ぐことが可能となる。もう一つの課題である既存建物の建て替えは、この正のキャッシュフローを原資としていくべく、併せて具体的な財政計画の検討を進めていく必要がある。

終章

報告書本文において述べたとおり、本学は3ポリシーに基づく教育活動を重視し、質保証に係るあらゆる取り組みを展開してきた。また、近年は、グローバル教育の推進を契機として、教育の質的転換をもたらす多様な教育活動が豊かに実施されてきていると認識している。

しかしながら、2020年の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、留学や海外研修をはじめ臨地実習等の学外実習の中止が余儀なくされるとともに、従来の授業方法を大きく変えることになり、教育の在り方そのものが本質的に問われることになった。それは研究活動や社会連携・社会貢献活動においても同様である。

そうした状況のなか、本学は学生及び教職員の安全を第一とした感染症対策を講じ、オンライン等による非対面と対面との複雑な組み合わせによるハイブリッドな授業運営に努めるとともに、粛々と自己点検・評価活動を行い、内部質保証機能の充実に向け全学を挙げて取り組んだ。

コロナ禍の対応と全学的な自己点検・評価活動が重なったことによる負担は少なくなかったが、結果的には、教育研究活動や学生支援等について、根本的な見直しが迫られることとなり、これまでなかなか見つけることのできなかった課題を見出す契機にもなった。すなわち、「学生ひとりひとりの成長を約束する」ために、何が本質的な課題となっているかを把握し、その認識を教職員で共有することができたと認識している。この場を借りて、本学教職員各位の尽力に心より御礼を申し上げたい。

以下に、本報告書において述べてきた自己点検・評価活動に基づく本学の取り組み状況を振り返るとともに、今後の展望を含めてまとめる。

「理念・目的」については、創立者井上円了博士による「建学の理念」を確実に継承するために、教育研究組織の設置及び各学部・研究科において、その意味を適切に反映した人材養成の目的が明示されている。また、教育・研究・社会貢献活動のいずれにおいても、「建学の理念」に沿った計画が立案され、実施されている。さらに、2020年度からは、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」がスタートし、「建学の理念」の具現化に向けた計画の着実な実行が期待される場所ではあるが、既に2020年度を終え、ローリングにより、法人と教学が歩調を合わせながら計画の見直しを進めている。

「内部質保証」については、2019年度に内部質保証推進体制と関連する規程を整備したことで、大学評価統括本部が全学的内部質保証推進組織として、自己点検・評価結果に基づいた提言を各組織に示すことができるようになった。しかしながら、組織整備からまだ2年のサイクルを経た段階であり、提言に基づく改善計画の立案と実行がどのようになされているかについての検証はまだ十分ではない。今後、中期計画等の進捗管理とローリングによる見直しを通じて、提言が活かされていくようにしなければならない。そのためには、教職員にとって評価業務が過剰になったと誤解されないように丁寧な対話が必要であり、提言が改善に繋がるサイクルをもたらすとの実感を持ってもらえるような工夫を講じたい。

「教育研究組織」については、本学の理念・目的を達成するために必要な整備がされている。今後予定されているキャンパス移転や学部の設置・改組計画を適切に実施していく必要がある。また、移転等を発展の契機として有効に活かし、研究所等を活性化させながら、本学の教育研究

がいつそう魅力的なものになるように、組織を充実していきたい。

「教育課程・学習成果」については、2021 年度 4 月から施行される新カリキュラム編成までの検討・準備期間において、3 ポリシーの高水準化と併せて、学習成果の測定指標の開発に全学的に取り組んだ。測定指標については、今後、測定結果の評価・検証を通じて適宜より良いものにしていく必要がある。また、学生自身の将来目標の達成と学科・専攻ごとに定めるディプロマ・ポリシーとの達成がどのように相関しているのかについて、定量的な成果の把握のみならず、定性的な成果に係る情報等を適切に把握するようにしていかなければならない。また、その実現に不可欠な計画として 2020 年に策定した「東洋大学教育 DX 基本計画」を実行するにあたり、学生を中心に据え、その成長に資するように、教職員間の有機的な連携を促進したい。

「学生の受け入れ」については、大学院研究科の一部において未充足となっている組織がある。既に、大学院改革実施タスクフォースによるグットプラクティスの共有がもたらされているが、今後は、デジタルを活用した新たな社会人教育のモデルを構築するなど、海外学生や社会人にとって利便性が高く魅力的な教育方法等を模索する。一方、全国に先駆けて本学が実施してきた入試における募集から入学手続きに至るオンライン化は、コロナ禍における大学入試運営のスタンダードにもなっている。引き続き、「建学の理念」を踏まえ、国内外の受験生等に対して情報格差のない手法を用いて、大学の学びの魅力を伝えていきたい。

「教員・教員組織」については、大学設置基準に定める必要教員数を満たしているものの、学部学科間において ST 比の差が生じており、中長期的な計画により改善していく必要がある。また、教員・教員組織の自己点検・評価活動として、教員活動評価を実施しているが、教員の研究時間等のエフォートをより正確に把握することで、組織としての教員構成の適切性についても検討したい。

「学生支援」については、就学・修学支援など必要な手立てを講じている。また、コロナ禍における経済的支援策についても短期間で準備・対応するなど、教職員による学生を支えるための連携力が発揮された。また、ウェルネスセンターの設置による学生支援、ラーニングサポートセンター等の学習支援機能の充実などが図られているが、今後は、「東洋大学教育 DX 基本計画」に基づき、学内に蓄積されている各種データ利活用を進め、学生の声を適時、的確に把握することで、より充実した大学生活を送ることのできる環境を整えていきたい。

「教育研究等環境」については、図書館の電子資料の充実のほか、研究力向上に資する各種の支援策を講じているが、十分とは言い難い。研究力向上のためには、支援の充実のみならず、研究時間の増加などをもたらす日常業務の負担軽減等が必要である。研究意欲や研究環境を適切に把握し、その向上をもたらすために何をどのように変えていくべきか、本質的な議論を具体的に行之、中期計画等の実行と併せながら、柔軟性をもった制度設計に取り組む。

「社会連携・社会貢献」については、「建学の精神」に直結する活動でもあり、コロナ禍においてもできる限りの活動が展開された。そのことは高く自己評価しているが、今後より伸長させていかなければならない事業でもある。まずは、多様なセクターと連携した活動を通じて、持続可能性を高める運営体制等を備えたい。さらに、従来の手法とデジタルを活用した手法を適宜柔軟に採り入れ、国内外のセクターと本学との「連携力」をいつそう高めていきたい。

「大学運営・財務」については、一般論として、大学の教育研究の高度化・複雑化に伴い、事務職員の業務の多様化、煩雑化が懸念されているが、それは本学においても例外ではなく、法令等の専門的知識、社会の要請等を踏まえた教育研究力を高める企画力、中長期的な視点で安

定的な運営を図ることのできる連携・調整力など、多様な資質・能力が求められている。こうしたなかで、本学の社会的価値をいっそう高めていくために、職員の成長をもたらす組織制度や研修等の充実を図っていきたい。

以上述べたように各領域における改善を進め、いっそうの発展を目指したい。もとより PDCA サイクルの循環の目的は何かと言えば、それは学生の成長のためである。また、成長した学生を社会に送り出し、その卒業生が充実した人生を送り、社会に貢献していくことが大学教育の成果である。当たり前のことではあるが、そのことを改めて学内の構成員同士で共有し、学生の主体的な学習を促すために何ができるのかを考え、教職員もまた切磋琢磨し、中・長期の計画等のミッションやプランを達成していく必要がある。

また、評価そのものを業務としてのみ捉え、その精緻化に向けた事務作業を重視し過ぎて過度な負担を増やすことになっては本末転倒である。学生の成長に繋がる活動として本当に必要なことは何か、それを見極めるための自己点検・評価活動は、それ自体が対話的でなければならないと自覚している。途切れることなく繰り返される点検と改善のサイクルを、可能な限りわかりやすい形で社会に公表し、学生の成長を成果として発信することによって、本学の教育研究活動等の魅力をわかりやすく伝えたいと考える。その発信が新たな社会との連携を生み出し、本学のさらなる改革を促すことを願う。

学生の状況や声を適時、的確に把握することを質保証の根本に置き、コロナ禍で得た経験を活かし、学生の豊かな成長を保証するように各組織もまた成長し続けるようにしていきたい。組織の成長に不可欠とされる DX 推進においても、単なるデジタル化に陥ることのないよう、人間的な成長に必要な丁寧な対話を省かず、学生に向き合い学生と共に育ち続ける大学となるよう、労を惜しまずに取り組んでいく所存である。

東洋大学大学評価統括本部長
学長 矢口 悦子